

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【発行者名】 バリュー・パートナーズ・リミテッド
(VALUE PARTNERS LIMITED)

【代表者の役職氏名】 取締役 ホー・マン・ケイ (Ho Man Kei)

【本店の所在の場所】 英領バージン諸島、VG 1110、トートラ、ロード・タウン、
私書箱3140、ウィックハムズ・ケイ 1、コマース・ハウス
(Commerce House, Wickhams Cay 1, P.O. Box 3140, Road Town,
Tortola, British Virgin Islands, VG 1110)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 内藤加代子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル
弁護士法人 大江橋法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 内藤加代子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル
弁護士法人 大江橋法律事務所

【電話番号】 03(5224)5566

**【届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券に係るファンドの名称】** JA-VPチャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
(JA-VP CHINA NEW CENTURY FUND)

**【届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額】** 受益証券5百万口を上限とし、受益証券5百万口につ
いて、それぞれの受益証券の1口当たりの各発行価格
に各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする(上
限見込額は、3,601.8百万米ドル(約577,729百万円)
である。)

(注1) 米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=160.40円)に
よる。

(注2) 申込期間中の上限見込額は、便宜上、2026年4月末日の受益証券1口当たりの純資産価格(720.36米ドル)を用いて計
算している。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（JA-VP CHINA NEW CENTURY FUND）（以下「**ファンド**」という。）

（注）ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるバリュー・パートナーズ・インテリジェント・ファンド（Value Partners Intelligent Funds）（以下「**トラスト**」という。）のサブ・ファンドの一つである。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で全て同一種類とする。（以下「**ファンド証券**」又は「**受益証券**」という。）

ファンド証券は追加型である。またファンド証券について、バリュー・パートナーズ・リミテッド（以下、「**管理会社**」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

受益証券 5 百万口について、それぞれの受益証券の 1 口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする（上限見込額は、3,601.8 百万米ドル（約 577,729 百万円）である。）。

（注 1）ファンドは、ケイマン諸島法に基づいて設立されたトラストのサブ・ファンドであるが、受益証券は米ドル（以下「**米ドル**」又は「**ドル**」という。）建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。なお、本書において、ドルの円換算は、便宜上、2026 年 4 月 30 日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ドル = 160.40 円）による。

（注 2）発行価額の総額は、上限募集受益証券口数につきそれぞれの受益証券の 1 口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じた金額を合計して算出した額である。申込期間中の上限見込額は、便宜上、2026 年 4 月末日の受益証券 1 口当たりの純資産価格（720.36 米ドル）を用いて計算している。

（注 3）本書の中で、金額又は比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

当該申込にかかる評価日における受益証券 1 口当たりの純資産価格。

発行価格は、（ 8 ）に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

申込口数との相関関係により以下のように定める。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.3% ^{（注）} （税抜3%）
5,000口以上10,000口未満	申込金額の2.2% ^{（注）} （税抜2%）
10,000口以上	申込金額の1.1% ^{（注）} （税抜1%）

（注）消費税分（10%）を含む。

(6) 【申込単位】

10口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2026年7月1日（水）から2027年6月30日（水）まで

ただし、日本、中華人民共和国、香港およびニューヨークにおける銀行営業日（以下「営業日」という。）に限り、取扱いが行われる。

(8) 【申込取扱場所】

アイザワ証券株式会社

（〒105 - 7307）東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

（ホームページ・アドレス）<https://www.aizawa.co.jp/>

（電話番号）03 - 6852 - 7700

（以下「日本における販売会社」という。）

上記日本における本支店及び同社が指定するその他金融商品取引業者の本支店（以下「販売取扱会社」という。）において、申込の取扱を行う。

（注）販売取扱会社とは、投資者からのファンド証券の申込又は買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者及び（又は）取次登録金融機関をいう。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本における4営業日目までに申込金額を日本における販売会社又は販売取扱会社に支払うものとする。発行価額の総額は、日本における販売会社によって申込日から起算して5営業日以内にファンドの口座にドル貨で払込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、日本における販売会社又は販売取扱会社に支払うものとする。不明点の照会先は以下の通りである。

アイザワ証券株式会社

（〒105 - 7307）東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

（ホームページ・アドレス）<https://www.aizawa.co.jp/>

（電話番号）03 - 6852 - 7700（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし

(12) 【その他】

申込証拠金

該当なし

日本以外の地域における発行

該当なし

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社又は販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口

座約款」其他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。ドル貨と円貨との換算は、約定日の東京外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社又は販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日にファンドの口座にドル貨で払込まれる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（JA-VP CHINA NEW CENTURY FUND）（以下、「**ファンド**」という。）の投資目的は、中長期における資本増加（米ドルによる）を受益者に提供することである。バリュー・パートナーズ・リミテッド（以下、「**管理会社**」という。）は（1）大中華圏における民間企業、（2）資産の大半を大中華圏に置いているか収入の大半を大中華圏より得ている、又は大中華圏で事業を行っていると管理会社が判断する事業会社への分散型ポートフォリオ運用をする、バリュー重視の投資手法を用いることにより、その目的の達成を追及する。疑義を避けるため、大中華圏とは、香港、台湾、マカオ及び中国のその他の地域を意味する。これらの法人は、大中華圏であるとその他の地域であると問わず、公認の取引所に上場又は非上場の法人である。

管理会社は、三つの「R」に対して、すなわち、適切な（Right）経営者により経営される、適切な（Right）事業へ、適切な（Right）価格で投資する。まず管理会社は、自己のデータベースを用いて企業リストを作成する。次に、予備的な財務分析で企業リストのスクリーニングを行い、会社訪問を行う段階までユニバースをより絞り込む。その後経営陣との第1回面談の上、より詳細な企業調査が行われる。潜在的投資ターゲットに向けて、さらに経営陣との面談を重ねる。投資判断は、徹底的な調査プロセス全体に基づき行われ、最高投資責任者による全面的な監督を受ける。管理会社は年間多数の会社訪問を行い、良好な投資機会の探求を行っている。

なお、受益証券の信託金限度額は特に定められていない。

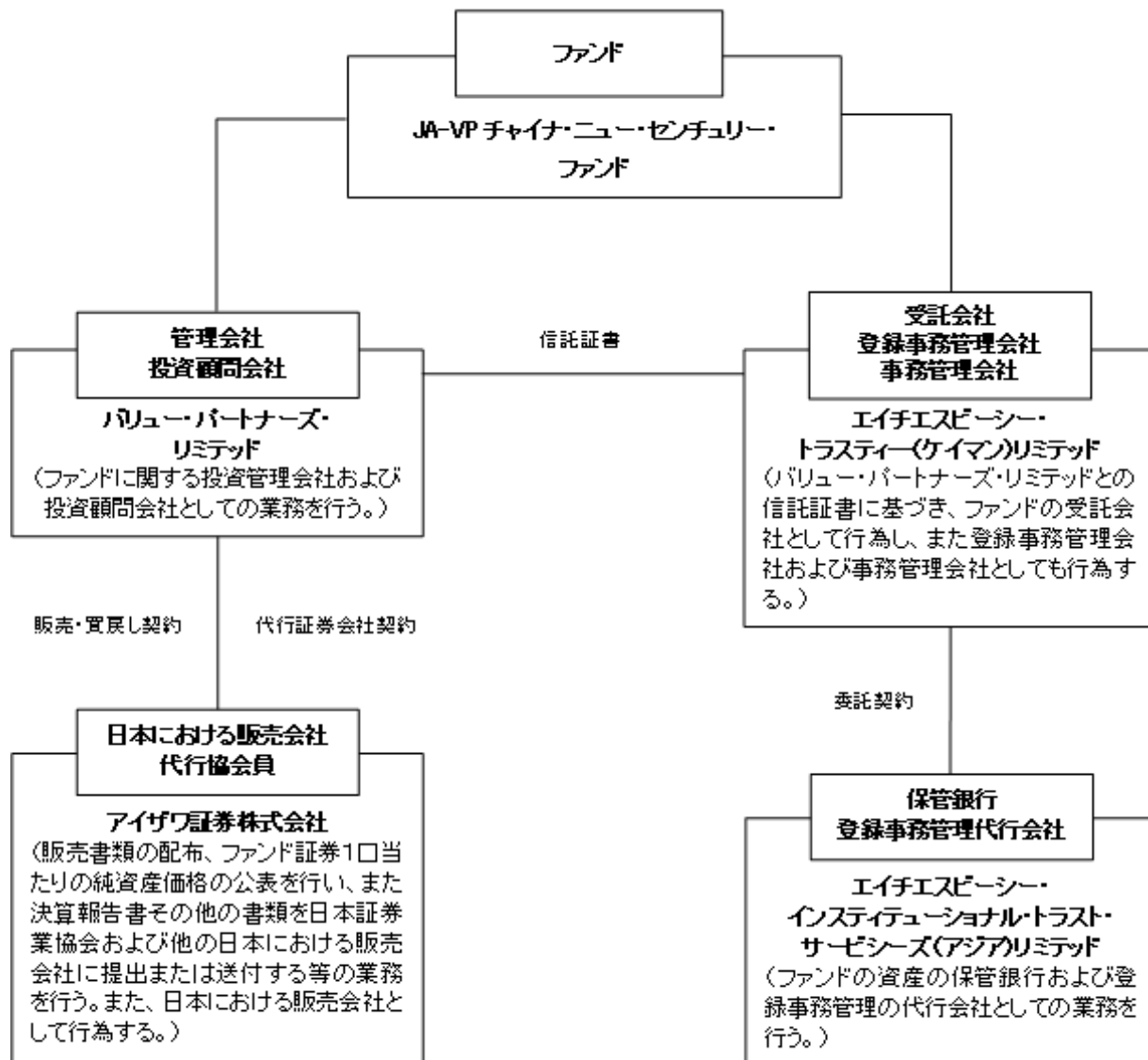


（２）【ファンドの沿革】

1991年10月9日	管理会社設立
2000年6月21日	信託証券締結
2001年10月22日	第一補足信託証券締結
2002年2月18日	日本におけるファンドの募集開始
2002年3月7日	ファンドの運用開始
2003年11月3日	第二補足信託証券締結
2003年11月10日	第三補足信託証券締結
2004年12月10日	第四補足信託証券締結
2005年5月31日	差替信託証券締結
2007年3月30日	第一補足差替信託証券締結
2011年6月24日	第二補足差替信託証券締結
2013年6月25日	第三補足差替信託証券締結
2014年2月21日	副投資顧問契約終了
2016年6月15日	第四補足差替信託証券締結
2018年8月28日	受託会社退任・指名及び信託証券変更に係る証券締結
2018年9月28日	同証券の効力発生
2020年1月1日	第五補足差替信託証券締結
2022年1月14日	第六補足差替信託証券締結
2022年2月21日	同証券の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人図



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
バリュー・パートナーズ・リミテッド (Value Partners Limited)	「管理会社」及び「投資顧問会社」	バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）との間で2000年6月21日付信託証書（2001年10月22日、2003年11月3日、2003年11月10日及び2004年12月10日付補足信託証書、2005年5月31日付差替信託証書ならびに2007年3月30日、2011年6月24日、2013年6月25日、2016年6月15日、2020年1月1日、及び2022年1月14日付補足差替信託証書、並びに2018年8月28日付で前受託会社及び受託会社との間で締結された受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書により修正済）を締結。同証書ではトラストの設立、運用及び管理について規定している。
エイチエスピーシー・トラスティー（ケイマン）リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	「受託会社」、 「登録事務管理会社」 及び「事務管理会社」	前受託会社及び管理会社との間で2018年8月28日付受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書を締結（2018年9月28日を効力発生日として、前受託会社から受託会社の地位を承継）。同証書においてトラストの受託会社として行為し、また事務管理会社及び登録事務管理会社としても行為する旨約している。
エイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	「保管銀行」及び「登録事務管理会社の代行会社」	受託会社との間で2000年6月21日付業務委託契約を締結。同契約において、トラスト資産の保管銀行業務及び登録事務管理業務を提供する旨約している。

アイザワ証券株式会社	「日本における販売会社」及び「代行協会員」	<p>管理会社との間で2002年1月29日付代行証券会社契約を締結。同契約では、トラストのサブ・ファンドである本ファンドに関し、代行証券会社(以下「代行協会員[*]」という。)が任命されており、代行協会員は販売書類の配布、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行ない、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の日本における販売取扱会社に提出または送付する等の業務(代行協会員業務)を行なう旨規定されている。</p> <p>また、管理会社との間で2002年1月29日付受益証券販売・買戻契約を締結。同契約では、日本におけるファンドの受益証券の販売及び買戻しに関し、日本における販売会社が任命されており、日本における販売会社は受益証券の日本における募集の目的で管理会社から受益証券の交付を受け日本の法令・規則及び目論見書に準じて販売する旨規定されている。</p>
------------	-----------------------	---

* 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の海外における発行者との間に締結された契約に基づき、販売書類の配布、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、財務書類その他の書類を日本証券業協会及び他の販売取扱会社に提出又は取り次ぐ協会員をいう。

管理会社の概況

- (a) 設立準拠法： 英領バージン諸島法
- (b) 事業の目的： 香港及び適宜会社が決定する地域の株式及び公社債市場に対する投資運用業に従事すること。
- (c) 資本金の額： 11,854,704香港ドル(約242,666千円)(2026年4月末日現在)
 - (注) 香港ドルの円換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=20.47円)による。特に言及のない限り、以下もこれと同様の扱いとする。
- (d) 会社の沿革： 管理会社は1991年に設立され、1993年に事業を開始。管理会社は、バリュース投資を実践する投資顧問会社である。管理会社は、香港証券取引所(メインボード)に上場されている会社であるバリュース・パートナーズ・グループ・リミテッド(証券コード：806)の完全子会社である。管理会社は一貫してバリュース重視の投資手法を行っている。また、大中華圏の運用スペシャリストとして投資を実践しており、その独自の手法で知られている。バリュース・パートナーズ・グループ・リミテッド及びその子会社の運用資産は設立当初の数百万米ドルから2026年4月30日時点で約62億米ドルに成長しており、顧客は欧州、米国、香港、オーストラリア及び日本の機関投資家、個人投資家からなる。

(e) 大株主の状況

(2026年4月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
バリュース・パートナーズ・グループ・リミテッド	(登記上の事務所) 英領ケイマン諸島 KY1 - 1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア (主たる事業地) 香港、クイーンズ・ロード・セントラル99、ザ・センター 43階	15,302,777株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設定されたユニット・トラストであるバリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンド (Value Partners Intelligent Funds) (「トラスト」という。) のサブ・ファンドの一つとして設定されている成長型のファンドである。管理会社はファンドの受益証券 (「ファンド証券」又は「受益証券」という。) を有効に発行する権利を有する。受益証券保有者は管理会社が決定する形式の請求書を管理会社へ送付することにより、保有する受益証券の換金を要求することができる。

信託証書の規定のように早期終了した場合を除き、トラストは信託証書の日付より150年後に当たる日まで存続する。

(a) 準拠法の名称

トラストとファンドの準拠法にはケイマン諸島の信託法 (改正済) 及びケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (改正済) が適用される。

(b) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者 (受益者) の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持するか、またはかかる職務を保管者に委託する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

ケイマン諸島の大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を (限られた一定の場合を除き) 受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

ケイマン諸島の免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、ケイマン諸島の信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記(6)「監督官庁の概要」を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）への開示

トラストは、目論見書（各新規サブ・ファンドに関する付属書類を含む。）を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となるようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについて所定事項を記載した申請書とともに、CIMAに提出しなければならない。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。トラスト（及びファンド）の会計年度は毎年12月31日に終了する。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないか、またはその可能性があること。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、又はその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、又は遂行しようと思意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的方法によって事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。
- ・ 以下に準拠しないで事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。

ミュー
チュア
ル・
ファン
ド法ま
たはこ
れに基
づく規
則
金融庁
法（改
正済）
マ
ネー・
ロング
リング
規 制
（改正
済）
ライセ
ンスの
条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー・エルエルピー（KPMG LLP）である。

ファンドは12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年6月30日までにCIMAに提出する。ファンドの会計監査は、米国一般会計原則（US GAAP）に基づいて行われる。

投資信託(年次申告書)規則(改正済)により、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、かかる規則に定める項目を含む正確かつ完全な申告書を作成し、各会計年度終了後6ヶ月以内にCIMAに提出しなければならない。CIMAはかかる期間の延長を承認することができる。かかる申告書には、投資信託に関する一般情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAが認められた監査人を通じて、CIMAに提出しなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託が当該規則を遵守することを確実にする責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書を、期間内にCIMAに提出する責任のみを負い、提出する申告書の正確性または完全性については一切責任を負わない。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、それぞれ、決算日から4ヶ月以内に、また半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者に送付される。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

金融商品取引法に基づく開示

管理会社は日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。また管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合等にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。これらの書類は財務省関東財務局又は金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において閲覧することができる。

投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に基づく開示

外国投資信託の受益証券の発行者は、国内に住所を有する者であって当該外国投資信託の受益証券の届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有する者を定めなければならない。当該受益証券の募集の取扱等が行われる場合においては、あらかじめ、法令に定めるところにより、委託者、受託者及び受益者に関する事項、受益証券に関する事項、信託の管理及び運用に関する事項、信託の計算及び収益の分配に関する事項及びその他法令に定める事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、信託証書を変更しようとするとき又は他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、運用の状況その他一定の情報を記載した書面(運用報告書(交付運用報告書および全体版))を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

金融商品取引法に基づく開示

ファンド証券の日本における販売会社及び販売取扱会社は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」という。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」という。)を交付しなければならない。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合等にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。これらの書類は、財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができる。

投信法に基づく開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

信託証書の重要事項の変更など、受益者の地位に対し重大な影響を及ぼす事項及び管理会社からの通知は、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて日本における受益者に対して通知される。

上記(a)記載のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面で交付され、又は日本における販売会社若しくは販売取扱会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会であるアイザワ証券株式会社のホームページにおいて提供される。但し、いずれかの受益者が書面で交付することを求める場合、日本における販売会社または販売取扱会社より当該受益者に交付される。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき規制されているミューチュアル・ファンドである。CIMAは、監督権限を有し、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる執行権限を有する。同法に基づく規制では、年1回、所定の詳細事項及び監査済財務諸表のCIMAへの提出が義務付けられている。規制を受けるミューチュアル・ファンドとして、CIMAはいつでも、トラストの財務書類の監査を行い、CIMAが指定する一定の期日までにかかる書類を提出するよう受託会社に指示することができる。CIMAからのこれらの要求を遵守しない場合、受託会社は高額の罰金に服することがあり、またCIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制を受けるミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、トラストのような認可ミューチュアル・ファンドの場合に規制を受けるミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に反し認可の条件に従わずに業務を遂行若しくは遂行を企図している場合、規制を受けるミューチュアル・ファンドの指揮及び運営が適切かつ正当な方法で行われなかった場合、又は規制を受けるミューチュアル・ファンドのマネージャーの地位を有する者がかかる地位を有する者として適切かつ正当な人物でない場合、CIMAは一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には特に、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。その他の措置を取るための許可を裁判所に申請することも含め、CIMAには、これら以外の方法を取ることも可能である。

なお、トラストの受託会社はケイマン諸島の免税会社である。受託会社は、CIMAより以下の二つの認可を受けている。

トラスト認可(銀行信託会社法(改正済)(以下「**銀行信託会社法**」という。))

ミューチュアル・ファンド事務管理会社認可(ミューチュアル・ファンド法)

2【投資方針】

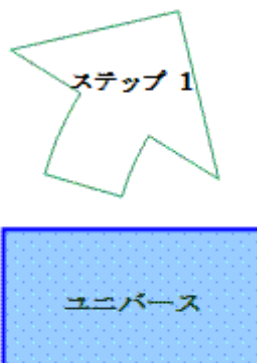
(1)【投資方針】

ファンドの基本方針は、分散型ポートフォリオに投資するファンドの運用において、バリュー重視の方法を用いることにより、その投資目的の達成を追求する。ファンドの投資目的は中長期における資本増加（米ドルによる）を受益者に提供することである。

管理会社は、銘柄選定において、徹底的な調査、リスク回避及び逆張り投資によるボトムアップアプローチを採用し、伝統的なバリュー重視の投資手法を専門とする。投資対象地域はアジア太平洋地域、特に大中華圏市場に重点をおく。管理会社は、独自の文化及び投資専門家のトレーニングにより育まれたバリュー投資アプローチを採用する。

バリュー投資家として、管理会社は、第一に自身をビジネス・アナリストとして心得る。管理会社は、一つ一つの投資を株式の取得というよりもビジネスの取得と考える。このため、管理会社の投資チームは、現地視察、経営陣との実際の面談、及び／又は顧客、原材料供給業者その他利害関係者との接触を通じ、投資を行う会社に関する綿密な知識の取得を求められる。管理会社の投資チームは年間多数の企業訪問及び調査活動を行っている。

市場コンセンサスに漏れた割安株の
識別



公開情報&会社経営陣との初
回ヒアリングによる事前評価



詳細評価（社内の財務モデル&定性
分析）及びその後のフォローアッ
プ・ミーティングの実現

継続的モニタリング：

定期的な経営陣へのインタビュー及び
現地視察

継続的
モニタリング



実行：

1. 投資
2. ブロック・トレード
など



投資判断

(2) 【投資対象】

ファンドの投資対象は主に以下のとおりとする。

(1) 大中華圏における民間企業、(2) 資産の大半を大中華圏に置いているか収入の大半を大中華圏より得ている、又は大中華圏で事業を行っていると管理会社が判断する法人。

疑義を避けるため、大中華圏とは、香港、台湾、マカオ及び中国のその他の地域を意味する。これらの法人は、大中華圏であるとその他の地域であるを問わず、公認の取引所に上場又は非上場の法人である。

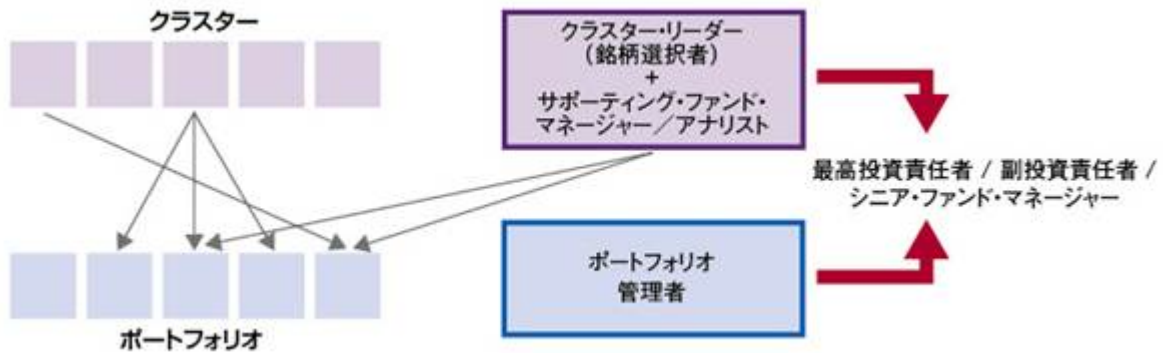
(3) 【運用体制】

(a) 投資チーム

「バリュー・パートナーズ投資チーム」は、最高投資責任者、シニア・インベストメント・ディレクター、インベストメント・ディレクター、シニア・ファンド・マネージャー、ファンド・マネージャー、アシスタント・ファンド・マネージャー、アナリスト及びセントラル・ディーラーにより構成される。

投資チームのメンバーは、各ファンドがバリュー・パートナーズの総合的な投資能力から恩恵を受けるために、あらゆるファンドに投資アイデアを提供する。もっとも各ファンドには、ポートフォリオ管理者として知られ、通常投資チームのシニアメンバーである「ケアテーカー(監督者)」が在職する。ポートフォリオ管理者は、全てのファンドが個別の配慮を受けられるよう、また管理会社のチームを基盤とする投資アプローチから恩恵を受けられることを保証するために、ファンドの状態を監視し、ファンドの顧客とコミュニケーションを図る責任を負う。投資チームは最高投資責任者らおよびシニア・インベストメント・ディレクターが主導し、その他の投資チームメンバーが「クラスター」を構成して最高投資責任者らおよびシニア・インベストメント・ディレクターを支援する。リサーチ及び投資の実施はクラスターレベルで行われる。各クラスターのリーダーは、リサーチ及び投資活動を実施する意思決定権を委託されており、一定の自主決定権限をもって投資運営を行う。バリュー・パートナーズは、ファンドの規模が全体的に拡大した場合でも、柔軟性に富みかつ企業家的なアプローチを有するファンド・マネージャーで構成されるクラスターにより、プティック的なアプローチによる投資プロセスの実行を目指す。管理会社の投資チームのスローガンは、「効果的であるために十分小さく、強くあるために十分大きく」である。

投資の重複又は利益相反となるような結果を避けるため、投資チームのシニアメンバーは、投資チームの日常運営に関し実践的アプローチによって、クラスター統括者と継続的な意見交換を行いつつ、利益相反を解決し、クラスターの活動のダブルチェックの為、自身で個別の会社訪問及びリサーチを実施する。品質管理の方法として、最高投資責任者らおよびシニア・インベストメント・ディレクターは、責任を持って随時設定し変更する一定サイズ又は評価ベンチマークを超える投資について承認するかどうか決定する。最高投資責任者およびシニア・インベストメント・ディレクターは、新規の投資及び商品アイデアを開発しつつ、かかる新規投資及び商品アイデアを自身のクラスターにより実施させるか、又はその他のクラスターに調査若しくは実施させるものとする。最高投資責任者およびシニア・インベストメント・ディレクターはまた、本会社の全体的なポートフォリオ戦略及び投資アプローチを設定し、継続的に検証する責任を有する。



(b) ファンド運用に係る内部コンプライアンス

各ファンドに関する投資規制ガイドラインはコンプライアンスチームにより作成され、変更が生じた場合には更新される。ファンド・マネージャーは、発注に当たっては投資ガイドラインに従う。

チャールズ・リバー・インベストメント・マネジメント・システム・ソリューション（以下「CRIMS」という。）は、定量可能な一定の投資制限が守られているか否かのチェックを継続・実施する。コンプライアンスチームは、投資制限をCRIMSに入力し、変更が生じた場合には更新を行う。ファンド・マネージャーは取引をCRIMSに入力し、投資制限の範囲を超える場合、かかる取引はコンプライアンスチームに回され、同チームからファンド・マネージャーに連絡されるようになっている。

規制上の制限及びファンド特有の投資制限とは別に、CRIMSは、それらより更に厳格な運用制限を設けている。コンプライアンスチームは、運用制限を超えるあらゆる取引について警告を受け、さらにファンド・マネージャーはかかる制限の超過理由を文書により提出することが求められ、かかる理由は文書化される。

投資取引制限が守られていたかどうかについての取引後のチェックに関しては、ユニット・トラストの受託会社及びファンド管理チームがユニット・トラスト、非ユニット・トラストその他のそれぞれの運用勘定について検証を行う。ファンド管理チームは、週毎に投資制限チェックリストを記入する。ファンド管理チームは、特記事項が生じた場合にコンプライアンスチームに通知する。

投資制限に対する違反が判明した場合、かかる違反を発見した者は関係するファンド・マネージャー及びコンプライアンスチームに直ちに報告する。コンプライアンスチームはかかる違反を調査した上で、是正方法について関係当事者及び経営陣と合意する。是正方法は可及的速やかに実施され、翌取引日の終了時まで持ち越してはならない。

コンプライアンスチームは、かかる違反を是正し、関連する規制要件に従って関連当事者に報告することを確実に行う。

管理会社は、保管銀行及び事務管理会社を監視する。ファンドの事務管理チームは、少なくとも毎年1回、帳簿を保管する保管銀行及び事務管理会社のデューデリジェンス及び現地視察を行う。

(4) 【分配方針】

ファンドの配当可能利益は全額ファンドに留保される予定であり、収益金の配当は予定されていない。

(5) 【投資制限】

ファンドの資産の投資に関し、取締役会の決議又は信託証書において特定の制限が規定されている。とりわけ、以下の制限が規定されている。

香港の証券・先物管理委員会（以下「SFC」という。）により別途承認されない限り、SFCに認定されたトラスト傘下のファンドには下記の主たる投資制限が適用される。

- (a) 単一の法人(政府債その他の公的証券を除く。)に対する、下記を通じたファンドの投資又はエクスポージャーの合計価額は、ファンドの最新の純資産価額の10パーセントを超えることはできない。
- (1) かかる法人が発行した証券に対する投資
 - (2) 金融派生商品(以下「FDI」という。)の裏付資産を通じた、かかる法人へのエクスポージャー、及び
 - (3) FDIの店頭取引から生じた、かかる法人に対する正味カウンターパーティー・エクスポージャー
- (b) 上記(a)及び規約第7.28(c)章を前提として、かつSFCが別途承認した場合を除き、同一グループ内の法人に対する、下記を通じたファンドの投資又はエクスポージャーの総価額は、ファンドの最新の純資産価額の20パーセントを超えることはできない。
- (1) かかる法人により発行された証券に対する投資
 - (2) FDIの裏付資産を通じた、かかる法人へのエクスポージャー、及び
 - (3) FDIの店頭取引から生じた、かかる法人に対する正味カウンターパーティー・エクスポージャー
- (c) SFCにより別途承認されない限り、同一グループ内の同一法人又は複数法人に対してなされたファンドの現金預金の価額は、ファンドの最新の純資産価額の20パーセントを超えることはできない。但し、下記の場合を除く。
- (1) ファンドの開始前、及びその後当初申込金が全額投資されるまでの合理的期間中に、現金が保有されている場合
 - (2) 現金が、ファンドの併合又は終了前に投資を清算して得られた代金であるため様々な金融機関に対して現金を預け入れることが投資家にとって最善の利益とはならない場合。
 - (3) 現金が、申込未了の申込から得られた代金で、かつ買戻しの精算その他支払義務のために保有されているものであるため様々な金融機関に対して現金を預け入れることに著しく手間がかかり、かかる現金預金の処理が投資家の利益にならない場合。
- 本項の目的において、原則として「現金預金」とは、ファンドの要求により払い戻し可能であるか、ファンドが引き出す権利を有しているものをいい、財産やサービスの提供に言及するものではない。
- (d) ファンドの勘定のために保有されている、単一法人発行の普通株式は、トラスト傘下の他の全てのサブ・ファンドの勘定のために保有されている、単一法人が発行した他の普通株式の保有数との合計が、同法人が発行した普通株式の額面金額の10パーセントを超えることはできない。
- (e) 国際的に公開され、当該証券が定期的取引されている証券取引所、店頭市場又はその他の組織的な証券市場に上場若しくは値付されていない、又はこれらにおいて取引されていない証券その他金融商品に対して、ファンドの最新の純資産価額の15パーセントを超えて投資することはできない。
- (f) (a)、(b)及び(d)にかかわらず、同一発行の政府債その他の公的証券に対して、ファンドの最新の純資産価額の30パーセントを超えて投資することはできない。
- (g) (f)を前提として、ファンドは、少なくとも6回に分けて発行された互いに異なる政府債その他の公的証券に全額投資することができる。政府債その他の公的証券は、同一名義により発行されていても、返済日、金利、保証人の身元その他に関して異なる条件で発行されている場合は、発行が異なるものとみなされる。
- (h) 関連する実物商品の流動性及び必要な場合には充分かつ適切な追加保護手段の可用性を検討の上、SFCが個別に別途承認した場合又は別途認定されていない場合を除き、ファンドは実物商品に投資することはできない。

- (i) 規約において別段の定めがある場合を除き、(a)、(b)、(d) 及び(e) に基づくスプレッドの要件は、別の集団投資ファンドに対するファンドによる投資には適用しない。疑義を避けるため付記すると、
- (1) 規約第8.6章若しくは第8.10章に基づきSFCによる承認を受けたもの、又は
- (2) 国際的に認識され一般に公開されている証券取引所に上場しており、そこで常時取引されているもの(名目上の上場は不可。)であって、
- ・その主たる目的が規約第8.6章の適用要件に従って、金融指数又はベンチマークに追随し、再現し又は一致することであるもの、又は
 - ・その投資目的、方針、裏付投資及び商品の特徴が、規約第8.10章に定めるものに一致又は類似しているもの
- である、取引所で取引されるファンドは、() 上記(a)、(b) 及び(d) の目的において、かつその要件を前提とした上場証券、又は() 下記(j) (1)、(j) (2)、(j) () から() の但書きの目的において、かつその要件を前提とした集団投資ファンドのいずれかとみなして取り扱うことができる。但し、取引所で取引されるファンドへの投資は、上記(e) を前提とし、かつ、ファンドについて別途明示されていない限り、取引所で取引されるファンドに対するファンドの投資は、上記(a)、(b) 及び(d) の目的において、かつその要件を前提とした上場証券としてみなして取り扱われる。
- (j) ファンドが別の集団投資ファンド(以下「裏付スキーム」という。)の投資証券又は受益証券に投資する場合、
- (1) 非適格スキーム(SFCにより判断される。)でありSFCに認められていない裏付スキームの受益証券又は投資証券に対するファンドの投資の価値の総額は、ファンドの最新の純資産価額の10パーセントを超えることはできない。
- (2) ファンドは、SFCの承認を受けているか、適格スキーム(SFCにより判断される。)である、一又は複数の裏付スキームに投資することができる。但し、かかる各裏付スキームの受益証券又は投資証券へのファンドによる投資の価値は、ファンドの最新の純資産価額の30パーセントを超えてはならない。但し、かかる裏付スキームがSFCにより承認されており、かつその名称及び主要な投資情報がファンドについて開示されている場合はこの限りでない。
- 但し、上記(1) 及び(2) に関して、
- () 各裏付スキームの目的は、規約第7章で禁止される投資対象に対し主に投資することであってはならない。かかる裏付スキームの目的が、規約第7章で制限される投資対象に主に投資することである場合、かかる投資対象は規約第7章に定められる制限事項に違反するものであってはならない。疑義を避けるため付記すると、ファンドは、規約第8章に基づきSFCが承認したスキーム(規約第8.7章に基づくヘッジファンドを除く。)、適格スキーム(SFCにより判断される。)(規約に定義されるデリバティブの正味エクスポージャーがその最新の純資産価額の100パーセントを超えないもの)、及び上記(i) の要件を満たす証券所で取引されるファンドに対して、(j) (1) 及び(j) (2) に従い投資することができる。
- () 裏付スキームが管理会社により、又は管理会社が所属する同一グループの他の法人により運用される場合、上記(a)、(b)、(d) 及び(e) もまた裏付スキームの投資対象に適用される。
- () 裏付投資スキームの目的は、主として他の集合投資ファンドに投資することであってはならない。
- () 管理会社又はその関係者が運用する裏付スキームに投資がなされる場合、かかる裏付スキームに対する当初手数料及び買戻し手数料は全て放棄されなければならない。かつ

- () 管理会社、又はファンド若しくは管理会社に代わり行為する者は、裏付スキーム若しくはこれを管理する会社により課される手数料若しくは料金に係るリベート、又は裏付スキームに対する投資に関係する、定量化された金銭的利益を取得することはできない。
- (k) 不動産会社の株式及び不動産投資信託(REIT)の持分に対する投資の場合、ファンドは、該当する場合に適用される上記(a)、(b)、(d)、(e)及び(j)(1)の要件に従うものとする。上場REITに対して投資がなされる場合は、上記(a)、(b)及び(d)の要件が適用される。また法人又は集団投資ファンドである非上場のREITに投資がなされる場合には、上記(e)及び(j)(1)の要件がそれぞれ適用される。
- (l) ファンドは、その純資産価額の90パーセント以上を単一の集合投資ファンドに投資することができ、SFCによりフィーダー・ファンドとして承認を受けることができる。この場合、
- (1) 裏付スキーム(以下「マスター・ファンド」という。)がSFCに承認されていなければならない。
- (2) ファンドに関して下記が記載されていなければならない。
- ・ファンドはマスター・ファンドのフィーダー・ファンドであること。
 - ・投資制限に従う目的において、ファンド及びそのマスター・ファンドは単一の事業体とみなされること。
 - ・ファンドの年次報告書には、財務年度末日時点でのマスター・ファンドの投資ポートフォリオが記載されていなければならないこと。
 - ・ファンド及びそれを裏付けるマスター・ファンドの一切の手数料及び料金の総額が明確に開示されていなければならないこと。
- (3) SFCにより別途承認されていない限り、ファンドが投資するマスター・ファンドが管理会社又はその関係者により運用されている場合、受益証券保有者又はファンドが負担する、管理会社若しくはその関係者に対して支払う当初手数料、買戻し手数料、運用する会社の年間報酬、又はその他費用や料金の合計額に増加があってはならない。かつ
- (4) 上記(j)()にかかわらず、(j)(1)及び(j)(2)並びに(j)(i)から()の但書きに定める投資制限に従うことを条件として、マスター・ファンドは他の集団投資ファンドに投資することができる。
- (m) ファンドの名称が特定の目的、投資戦略、地理的な領域又は市場を示している場合、ファンドは通常の市場環境において、その最新の純資産価額の70パーセント以上を、ファンドが表章する特定の目的、投資戦略又は地理的な領域や市場を反映した証券その他投資商品に対し投資しなければならない。
- (n) 上記(a)、(b)、(d)及び(e)にかかわらず、ファンドによる市場への直接投資が投資家にとって最善の利益とならない場合、ファンドは、かかる市場への直接投資を専らの目的として設立された完全子会社を通じて投資をすることができる。この場合、
- (1) かかる子会社による裏付投資は、ファンドによる直接投資と合算した状態で規約第7章の要件を満たさなければならない。
- (2) 結果的に生じた、受益証券保有者又はファンドが直接又は間接的に負担した手数料及び料金の合計額の増加については、ファンドに関して明確に開示しなければならない。
- (3) ファンドは、規約第5.10(b)章で要求される報告書を、かかる子会社の資産(投資ポートフォリオを含む。)及び負債がファンドのものの一部として含まれるよう、連結形式で作成しなければならない。

ファンドは以下を行ってはならない。

- (a) 管理会社の取締役若しくは役員のうちいずれかが或る法人又は組織の或るクラスの有価証券につき、かかるクラスの発行済有価証券の額面総額の0.5パーセントを超える持分を個人的に保有している

- 場合、又は管理会社の取締役若しくは役員がそれら有価証券につき合計して5パーセントを超える持分を保有している場合のいずれかに該当する場合に、かかる有価証券に投資すること。
- (b) 種類を問わず、不動産(建物を含む。)又は不動産の持分(オプション若しくは権利を含む、不動産投資信託の株式を除く。)に投資すること。
 - (c) 結果的にファンドがその最新の純資産価額の10パーセントを超える有価証券の引渡しを要求されることになる場合(かつ本目的において()空売りされる有価証券が、空売り行為が許されている市場において活発に取引されており、()適用される全ての法令に従い空売りが行われている場合)に空売りを行うこと。
 - (d) 有価証券につきネイキッドショートセリング又は裏付けのない空売りを行うこと。
 - (e) ファンドの資産を貸付け又はファンドの資産から融資を行うこと。但し、いずれの場合においても、(適用される投資制限の範囲内で)社債の取得又は預金が借入れを構成する可能性がある場合を除く。
 - (f) 規約第7.3章を前提として、いずれかの者の義務若しくは負債のために又はそれらに関係して、引受、保証、裏書を行い、又はその他直接又は偶発的に債務を負うこと。但し、規約に従って行うリバースレポ取引を除く。
 - (g) 無限責任を負う形で、ファンドに関する義務を契約し又はファンドの計算において資産を取得し若しくは取引を行うこと。疑義を避けるため付記すると、受益証券保有者が負う債務は、それらの者によるファンドへの投資に限定されなければならない。
 - (h) 当面は未払若しくは一部のみ支払済の投資商品で、かかる投資商品の未払額についてコールがなされるものの取得のためにファンドの一部を充てること。但し、ファンドの一部を構成する現金又は現金に近い金額が、規約第7.29章及び第7.30章の目的においてFDIへの取引から生じる将来の又は偶発的な約束をカバーするために分別されていないことにより、かかる現金又は現金に近い金額からコールを全額満たすことができる場合はこの限りではない。

また、以下の借入制限がファンドに適用される。

ファンドの借入限度額は、最新の純資産価額の10パーセントを超えてはならない。管理会社の決定によっては、許容されるファンドの借入水準はさらに低くなることもある。これらの借入制限の目的において判断を行う際、異通貨相互貸付は借入れとして算入しない。ファンドの資産は、信託証書の規定に従い、かかる借入れの担保として設定され又は差し入れられることがある。

疑義を避けるために付記すると、証券金融取引に関して定められた要件に従い行われる有価証券貸付取引及び売買取引(ファンドの投資目的及び投資方針を前提としたもの)は、上記の制限を受けない。

加えて、以下の投資制限がファンドに適用される。

ファンドの運用において、管理会社はトラストに関して定められた投資制限、禁止事項及び借入制限を遵守しなければならない。但し、ファンドに関しては、管理会社及び受託会社が合意している次の事項を除く。

- (a) ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドへ投資されるファンドの資産の額の上限は、ファンドの最新の純資産価額の15パーセントである。
- (b) ファンドが借り入れることができる上限額は、借入れの時点におけるファンドの最新の純資産価額の10パーセントである。
- (c) 受託会社は、ファンドが他の者の債務を保証し、又はその他の方法でファンドが他の者の債務のために責任を負うことを許可しないものとする。
- (d) ファンドの最新の純資産価額の15パーセントを超えて、証券取引所に上場されておらず若しくは証券取引所において取引が行われていない有価証券に投資を行うことはできない。
- (e) その他適用される投資制限を前提に、ファンドの非現金資産の15パーセントを超えて市場に上場されていない又は取引されていないFDIに投資することはできない。

(f) ファンドは、管理会社により運用される投資信託による投資総額が、或る単一の法人の発行済総株数の50パーセントを超える場合は、当該法人の株式に投資することはできない。

このような投資及び借入に係る制限及び禁止事項を前提に、管理会社はファンドの投資目的を達成するために一般的な経済状況及び市況の下で適切と判断した投資戦略(ヘッジ、レバレッジ、空売り、及びリスク管理のためのその他戦略を含む。)を適用することができる。但し管理会社は、標準的かつ善良な運用慣行に従い、ファンドが結果的に不適切な運営を行うことになる又は受益証券保有者の利益に悪影響を及ぼす方法で取引を行ってはならない。かかる取引には、管理会社若しくは受益証券保有者以外の者の利益を目的とする取引や、受益証券保有者に対して十分な保護がされない取引が含まれる(がこれらに限らない)。

さらに、管理会社はファンドの計算において、現金、預金、米国短期国債等の短期手形、預託証券、銀行引受手形、短期コマーシャルペーパー、その他確定利付商品を保有することができる。また管理会社は、商品、先物、先渡し、スワップ、オプション及びワラントにも投資することができる。但し、不利な政治・経済情勢及び/又は為替レートや金利の不利な変動の結果生じる市場の変動をヘッジする目的の場合を除き、管理会社はこれらの金融商品を採用することは通常予定していない。

また、日本証券業協会の要件を満たすため、下記の運用手段がファンドに対し追加採用されている。

- (a) 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他指標に係る変動等によるもの等、市場リスクに対するエクスポージャーは、VaR(バリューアットリスク)方式を用いて管理する。同方式の下、市場リスク相当額がファンドの最新の純資産価額の8パーセントを超える場合、ヘッジ目的以外のデリバティブ取引は行わない。
- (b) 単一発行者に関し、その()株式及び投資信託証券、()有価証券(()に定めるものを除く。)、金銭債権(()に該当する者を除く。)、及び匿名組合出資持分、並びに()デリバティブ取引その他の取引により生じる債券、の各カテゴリーに対し、ファンドの最新の純資産価額の10パーセントを超えて投資を行うことはできない。また、()、()及び()に対する投資額の合計が、ファンドの最新の純資産価額の20パーセントを超えてはならない。当該比率を超えることとなった場合は、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常に対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にしたうえで、できる限り速やかに基準比率以内に調整を行うものとする。但し、ファンドの設定当初、買戻し請求等への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。なお、上記の調整が終了した後は、原則として3か月以内にその旨を月次レポート等において開示する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券に対する投資において、少なくとも以下のリスクが存在する。

(a) 政治的・経済的・社会的リスク

大中華圏内で起こりうる政治上の変化、社会的不安定及び外交上の不利な現象により、資産の没収、没収課税又は当該地域でファンドが保有する投資の一部又はすべての国有化を含む、政府による追加規制が課されることがある。また、大中華圏内における政策変更が、ファンドの受益証券のみならず当地における証券市場に対して不利な影響を及ぼすことがあることに投資家は留意しなければならない。

(b) 中国経済リスク

近年、中国経済は急速な成長をとげてきた。しかしながら、この成長が続くかどうか、また中国経済の様々な産業部門に対してこの成長が均等に当てはまるかどうかは不明である。また中国政府は経済の過熱を防ぐために適宜様々な手段を講じている。さらに、中国の社会主義国家から市場主義経済への転換は、中国において様々な経済のおよび社会的混乱を招いており、かかる転換が継続し、または、成功を収めるという保証は何もない。これらすべての要素は、ファンドが行う中国に関する投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

(c) 中国の法制度

中国の法制度は、明文化された法令に基づく。しかしながら、これらの法令の中には未だに検証されていないものも多く、これら法令の有効性はあいまいである。

とりわけ、中国における外国為替規制および外国投資家であるファンドの投資に適用される規制は比較的新しいものであり、その適用が不透明である。また、これらの規制は、中国証券監督管理委員会及び中国国家外為管理局に規制の内容を独自に解釈する裁量権を委ねているが、この裁量権付与が規制の適用を不明確にしている。

(d) 市場変動性

「A株式」および「B株式」が取引される中国の証券取引所は未だ発展途上にあること、またそれら市場における時価総額および出来高は、発展の進んだ経済市場に比べかなり低いことに投資家は留意しなければならない。「A株式」及び「B株式」市場における薄商いに起因する市場乱高下や低い流動性により、かかる市場において取引される有価証券価格が大幅に変動することがあり、これによりファンドの受益証券の価格も大幅に変動することがある。

(e) 通貨為替リスク

ファンドは米ドル建てのため、米ドル以外の通貨建のファンド資産は、当該通貨と米ドル間の為替レート変動や、資金送金を困難にすることがある為替管理規制変更の影響を受ける。

また、適格外国機関投資家を通じたファンドの投資のために、米ドルは現行市場レートにて人民元に両替される。ファンドは(義務ではないが)通貨為替リスクのヘッジを行うことがある。ただし、かかるヘッジが効果をなさないことがあり、さらに中国の外貨管理により逆効果になることもある。他方、通貨為替リスクヘッジを行わない場合には、ファンドは通貨レート変動により損害を蒙ることがある。

(受益証券の表示通貨である)米ドル以外の通貨での買戻し・償還による受取金の支払いを要求した場合、事務費用及び通貨両替コスト発生により(かかる通貨両替は管理会社が裁量において妥当と判断したレートにて行われる。)、支払い通貨における受領価額が米ドルで受領する場合よりも少なくなることがあることに投資家は留意しなければならない。

(f) 中国における外国投資規制

投資を検討する者は、中国における外国投資規制に留意しなければならない。また、かかる規制は中国当局により随時変更されうることに留意しなければならない。とりわけ、

- () 投資資本および純利益の本国送還規制により、ファンドが受益権者の要求に見合った払戻しを行うことが制限されることがある。多数の受益証券の買戻し請求があった場合、かかる買戻し請求に応えるために、ファンドは適格外国機関投資家を通じて保有する投資商品の代わりに他の投資商品を現金化すること、またはファンドの純資産額決定およびファンドの取引の停止を行うことが必要になる場合がある。このようなリスクは、「A株式」に対するファンドの投資が増加するにつれ増大すると考えられる。
 - () 中国法人(上場・未上場を問わない。)の1社に対する投資上限に関する規則により、関係適格外国機関投資家は、当該適格外国機関投資家に付与されているファンドの受益証券を発行する権利その他の権利を行使する機会を、完全に又は部分的に制限されることがある。
 - () 中国当局は、外国投資規制で許可される上限を超える証券の購入を停止し売却を要求する権限を有する。
 - () ファンド又は割当額を用いる適格外国機関投資家のファンド以外の顧客が規制に違反した場合、適格外国機関投資家が中国に投資を行うための承認の全面停止又は撤回を含む処罰が中国当局より課されることがある。かかる停止により、ファンドが規制その他の法に対する違反の原因ではない場合でも、ファンドが追加投資や投資商品の現金化を行えなくなったり、資金の引出しができなくなったりすることがある。
- (g) 割当額
- ファンドによる中国の投資商品に対する投資は、ファンドを代理する適格外国機関投資家の割当額以内となる。この割当額は、同一の適格外国機関投資家を通じて投資を行う他の投資家との間で分け合うものである。
- () 現行規制では、適格外国機関投資家は中国上場法人の株式総数の10%までを保有することが認められているが、割当額がかかる株式の5%超の取得に当てられる場合は販売制限及び報告義務が生じるため、関係適格外国機関投資家は上場法人1社に対する割当額による保有を5%未満に制限することがある。このことにより適格外国機関投資家は、かかる上場法人の保有上限に違反するのを避けるため、ファンドからの注文の実行を部分的に止め又はファンドの持分のすべてもしくは一部を現金化することがある。
 - () 割当額に基づき投資が集合的に扱われるため、ある法人に対してファンドが投資を行おうとすると、関係適格外国機関投資家の当該法人への投資全体が許可されている上限を超えてしまう場合がある。適格外国機関投資家はその顧客である投資家からの指示を先着順に実行するため、ファンドからの指示の実行を完全に又は部分的に拒絶することがある。
 - () 投資制限は(ファンドの投資に関する割当額の部分にのみでなく)割当額全体に適用されるため、ファンドによる投資活動以外の割当額の投資活動に由来する制限違反により、ファンドによる投資を含む割当額全体の投資の撤回、その他の法的措置が課されることがある。
 - () 割当額全体における投資活動が利益をなさなかった場合または割当額全体の利益水準が割当額におけるファンドによる投資分の利益水準を下回る場合、ファンドは現金化された利益のすべてまたは一部を本国送金することができないことがある。
 - () ファンドを代理する適格外国機関投資家がファンドに提供するファシリティの運営に影響を与える適用法令の改定があった場合、換言すると、ファンドが当該適格外国機関投資家を通じて投資したり、他の場合であればファンドが利用することができるであろう限度額まで割当額を利用したりする行為に影響を及ぼす適用法令の改定があった場合、当該適格機関投資家はファンドとの間で締結したファシリティ契約の条項を、その契約の運用条件にしたがって変更する権限を付与されることがある。

(h) 中国の税制

近年、中国政府により様々な税制改革がなされており、また現行の税法および規則は将来改正または変更されることがある。税務対策の変更により、ファンドが投資する中国法人の税引後利益が削減されることがある。

また、適格外国機関投資家およびファンドが適格外国機関投資家を通じて行う投資に適用される中国の税制は流動的である。適格外国機関投資家を通じて行うファンドの投資に対して直接課税されることがあり、その場合、ファンドの純資産価額に負の影響が及ぶ。

(i) 会計及び報告の基準

大中華圏における法人に適用される会計、監査及び財務報告基準及び慣習は、より発展した金融市場を有する国とは異なることがある。それら相違点は、財産及び資産の評価方法や投資家に対する開示義務事項などの分野に存在することがある。

(j) ファンドからの投資の実績

受益証券の価値及び(もしあれば)受益証券からもたらされる利益は主として中国関連企業の現物の有価証券に対する投資を基礎としているため、かかる現物有価証券及び企業の価値又は業績変動の結果、受益証券の価値は上下することを理解していなければならない。

(k) 株式リンク債その他デリバティブ商品

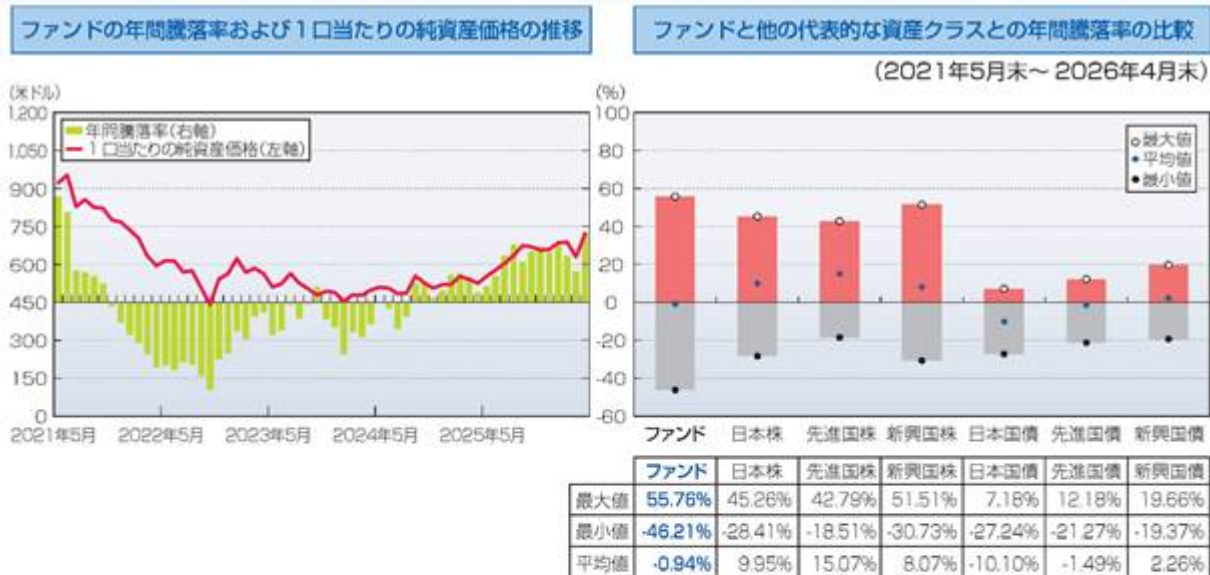
ファンドは株式リンク債その他デリバティブ商品(以下「デリバティブ商品」という。)を通じてファンドの投資対象に投資を行うことがある。デリバティブ商品は非上場であり、発行者の課す条件に服する。デリバティブ商品に関する活発な市場は存在しないため、デリバティブ商品に対する投資は流動性に欠ける。受益権者からの買戻し請求に応えるため、デリバティブ商品の一部を手仕舞うための市場流動性状況および取引規模を反映した価格の値付けにおいてファンドはデリバティブ商品の発行者に依拠する。デリバティブ商品の発行者が信用問題または流動性問題により取引を決済せず、ファンドが損失をこうむるリスクがある。デリバティブ商品保有者は、デリバティブ商品に対する投資により株式の利益権を得るわけではなく、また株式発行会社に対する請求権ももたない。中国本土において適格外国機関投資家の資格をもつ機関が発行するデリバティブ商品を通じてファンドは「A株式」に投資することがあるため、適格外国機関投資家に課される一定の制限によりファンドの流動性および運用成績に悪影響が及ぶことがある。

現物株式とデリバティブ商品の表示通貨間の為替レートの変動はデリバティブ商品の価値、デリバティブ商品売却額および販売額に影響を与える。非上場または市場相場のないデリバティブ商品にファンドが投資する場合、かかるデリバティブ商品はファンドの非現金資産の15%以内にするものとする。(また、ファンドに適用されるその他投資制限を条件とする。)

（２）投資リスクに対する管理体制

管理会社は厳しい体制でリスク・コントロールを行っている。例えば、社内での業務は明確に分けられており、すべての従業員が誠実に倫理観をもって業務を行い、または検査が行われている。顧客資産保護のため、管理会社は、評判が高く信用性のある保管銀行を利用している。身元確認及び資金源確認のため、顧客の確認及びマネー・ロンダリング防止手続を行っている。申込金及び償還金の入金・出金はすべて保管銀行と直接行われる。

（３）投資リスクに関する参考情報



●上記の年間騰落率は、各月末とその1年前におけるファンドの1口当たりの純資産価格を対比して算出したものです。

●上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、それら資産クラスの全てがファンドの投資対象とは限りません。

●上記は5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

〈各資産クラスの指数〉

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債 FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)

新興国債 J.P.モルガンGBIエマージング・マーケット・グローバル・コア(米ドルベース)

※日本株の指数は、米ドル換算したものです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は申込口数との相関関係により以下のように定める。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.3% ^(注1) (税抜3%)
5,000口以上10,000口未満	申込金額の2.2% ^(注1) (税抜2%)
10,000口以上	申込金額の1.1% ^(注1) (税抜1%)

(注1) 消費税分(10%)を含む。

(注2) 申込者は申込金の支払いと同時に日本における販売会社又は販売取扱会社に対し、上記の料率に従い、申込金とは別建の申込手数料を支払うものとする。

申込手数料は、申込み時の商品説明及び事務手続き等の対価として支払われる。

(2)【買戻し手数料】

日本において買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

管理会社報酬

管理会社は、各評価日におけるファンドの純資産価額の年率1.60%の管理会社報酬を毎月後払いで受領する権利を有する。本報酬は1日単位で発生し、各評価日に計算され、ファンド資産から毎月後払いで支払われる。

管理会社報酬は、ファンド資産の投資顧問業務の対価として管理会社に支払われる。

代行協会員、日本における販売会社及び販売取扱会社への報酬は管理会社報酬の中から支払われる。

成功報酬

管理会社は、暦上の四半期の最終評価日における1口当たりの純資産価格（かかる四半期における成功報酬計上前）が以下の内どちらか高額な額を超える場合、そのプラスの差の値に基づく成功報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

(a) ファンドに関して管理会社に前回成功報酬が支払われた四半期の最終評価日における、成功報酬支払後の1口当たりの純資産価格。

(b) 受益証券が当初募集された時の当初募集価格。

成功報酬は、ファンドの運用成果がファンド関係書類において定められた水準に達した場合に管理会社に支払われる対価である。その料率は15%であり、成功報酬の金額は（上記の様に計算される）1口当たりの純資産価格に、関連する四半期の各評価日直後の発行済受益証券の平均口数を乗じて得た額に成功報酬の料率を乗じて計算される。

受託会社報酬

ファンドの純資産価額を基準に以下のとおり決定された金額（1日単位で発生/月払い）の年間受託会社報酬を受領する権利を有する。

なお、受託会社の最低月額報酬は4,500米ドルである。

純資産価額	受託会社報酬
最初の150,000,000米ドルまで	純資産価額の当該部分の0.135%
150,000,000米ドルを超えて800,000,000米ドル以下の部分	純資産価額の当該部分の0.13%
800,000,000米ドルを超過する部分	純資産価額の当該部分の0.125%

本報酬の取決めは、適宜見直されることがある。

受託会社報酬は、受託業務及びこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料等

ファンドは、信託証書に従い一定の金員の支払いを行なう。それらには、印紙税その他の負担金、租税、政府課徴金、監査人手数料及び費用、登録代理人の報酬及び費用、弁護士費用、信託証書を補足する証書の作成費用又はこれに付帯して生じる費用、受益証券所持人集会の開催費用及び受益証券所持人に対する通知の送付費用が含まれる。ただし、これらは運用状況や資産規模等によって左右されるため、事前に料率や上限を示すことはできない。

投資先ファンドの報酬および費用

ファンドが別のファンドに投資を行う場合、ファンドは投資先ファンドの管理報酬や実費等を間接的に負担する。（また、各投資先ファンドがさらに投資するファンドにおいても管理報酬等が発生する。）投資先ファンドは、運用状況等に応じて変更されるため、事前に料率や上限を示すことはできない。

(5) 【課税上の取扱い】

2026年5月31日現在、日本の受益者に対する課税については、次のような取扱いとなる。

個人が受け取るファンドの期中分配金は、配当所得に該当し、受け取る時期に応じて次の税額が源泉徴収される。

- (a) 2014年1月1日から2026年12月31日までの期間 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び住民税5%。）
- (b) 2027年1月1日から2047年12月31日までの期間 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%及び住民税5%。但し、防衛特別所得税は当分の間の処置。）
- (c) 2048年1月1日以降 20%（所得税15%及び住民税5%。但し、防衛特別所得税が追加で0.315%課される可能性あり。）

上記の期中分配金について、受益者である個人は「申告不要制度」の対象であるが、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択することができる。総合課税又は申告分離課税を選択した場合には、配当控除が適用されない。また、申告不要制度を選択した場合には、源泉徴収のみで課税関係は完結する。

個人がファンドの受益証券を譲渡した場合の譲渡益及び償還差益は、株式等の譲渡所得に該当し、申告分離課税が適用される。当該譲渡益及び償還差益に対する税率は以下のとおりである。

- (a) 2014年1月1日から2026年12月31日までの期間 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び住民税5%。）
- (b) 2027年1月1日から2047年12月31日までの期間 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%及び住民税5%。但し、防衛特別所得税は当分の間の処置。）
- (c) 2048年1月1日以降 20%（所得税15%及び住民税5%。但し、防衛特別所得税が追加で0.315%課される可能性あり。）

譲渡損が生じた場合には、所得税の確定申告書を提出することで、その年に生じた他の株式等の譲渡益及び配当所得（これらに加えて2016年1月1日以降は、一定の公社債及び公社債投資信託の譲渡益及び利子等）と損益通算することができる。但し、2010年1月1日以降、選択により、所得税の確定申告書を提出しなくても、源泉徴収を選択した特定口座内に限り、この損益通算は可能である。なお、その年において控除しきれない譲渡損失があるときは、連続して所得税の確定申告書を提出することにより、翌年以降3年間株式等の譲渡益及び配当所得から繰越控除することができる。

法人(公共法人等を除く。)が受け取るファンドの期中分配金及び償還差益は、受け取る時期に応じて次の税額が源泉徴収される。なお、住民税は源泉徴収されない。また、受取配当等の益金不算入の規定は適用されない。

- (a) 2014年1月1日から2026年12月31日までの期間 15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)
- (b) 2027年1月1日から2047年12月31日までの期間 15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.165%及び防衛特別所得税0.15%。但し、防衛特別所得税は当分の間の処置。)
- (c) 2048年1月1日以降 15%(所得税15%。但し、防衛特別所得税が追加で0.315%課される可能性あり。)

法人がファンドの受益証券を譲渡した場合の譲渡益又は譲渡損は、法人所得金額の計算上、益金又は損金に算入される。

上記は税法の改正等により変更されることがある。

- (注) 日本の受益者は、ケイマン諸島に住所または登録された営業所または恒久的施設を有しない場合、個人または法人を問わず、ケイマン諸島税務当局によりファンド証券への投資に対し課税されることは一切ない。

ケイマン諸島における課税については、次のような取扱いになる。

現行法制において、ケイマン諸島政府は、トラスト、ファンド又は受益証券保有者に対しいかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、贈与税又は源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、ファンドに関する支払に適用される二重課税協定をいかなる国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島のガバナー・イン・カウンシルから免税約定を取得している。すなわち、収益又は資産、キャピタル・ゲイン若しくは評価益に対する公租公課又は遺産税もしくは相続税の性質を有する税を賦課するいかなる法律も、トラストを構成する財産若しくはトラストのもとに生じる利益に対し又はかかる財産若しくは利益に関する受託会社又は受益証券保有者に対し、信託設定日から50年間、適用されることはない。

現行法の下では、トラストの受益証券の譲渡、買戻し又は償還に対しケイマン諸島で課される印紙税はない。本書の日付時点において、ケイマン諸島における為替管理規制はない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

(2026年4月末現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	香港	3,109,996.65	48.97
	中国	766,541.32	12.07
	台湾	2,396,550.63	37.73
	(小計)	6,273,088.60	98.77
現金・その他の資産(負債控除後)		78,300.49	1.23
合計 (純資産総額)		6,351,389.09 (1,019百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位30銘柄明細

（2026年4月末現在）

	銘柄名	地域	業種	数量	通貨	簿価		時価		投資 比率 (%)
						金額	単価	金額	単価	
1	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	台湾	情報技術	9,000	台湾ドル	7,188,983	798.78	19,215,000	2,135.00	9.5
2	Tencent Holdings Ltd	香港	コミュニケーション・サービス	7,100	香港ドル	2,811,063	395.92	3,321,380	467.80	6.7
3	Alibaba Group Holding Ltd	香港	ソフトウェア・サービス	18,200	香港ドル	2,001,489	109.97	2,293,200	126.00	4.6
4	Taiwan Union Technology Corp	台湾	情報技術	8,000	台湾ドル	1,638,100	204.76	8,080,000	1,010.00	4.0
5	Kweichow Moutai Co Ltd	中国本土	生活必需品	1,200	人民元	1,867,488	1,556.24	1,661,747	1,384.79	3.8
6	China Construction Bank Corp	香港	銀行	213,000	香港ドル	1,103,517	5.18	1,870,140	8.78	3.8
7	China Mobile Ltd	香港	コミュニケーション・サービス	21,500	香港ドル	873,432	40.62	1,818,900	84.60	3.7
8	Contemporary Amperex Technology Co Ltd	中国本土	資本財・サービス	3,500	人民元	880,558	251.59	1,526,000	436.00	3.5
9	Zijin Mining Group Co Ltd	香港	素材	46,000	香港ドル	769,074	16.72	1,641,280	35.68	3.3
10	Ping An Insurance Group Co of China Ltd	香港	保険	22,000	香港ドル	1,247,935	56.72	1,386,000	63.00	2.8
11	MediaTek Inc	台湾	半導体・半導体製造装置	2,000	台湾ドル	2,393,708	1,196.85	5,220,000	2,610.00	2.6
12	King Yuan Electronics Co Ltd	台湾	半導体・半導体製造装置	16,000	台湾ドル	1,774,684	110.92	4,840,000	302.50	2.4
13	Wiwynn Corp	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,000	台湾ドル	2,386,540	2,386.54	4,675,000	4,675.00	2.3
14	Elite Material Co Ltd	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,000	台湾ドル	775,655	775.66	4,545,000	4,545.00	2.3
15	Tripod Technology Corp	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10,000	台湾ドル	1,931,700	193.17	4,485,000	448.50	2.2
16	Delta Electronics Inc	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,000	台湾ドル	2,098,152	1,049.08	4,330,000	2,165.00	2.1
17	Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd	香港	各種金融	2,300	香港ドル	286,492	124.56	948,520	412.40	1.9
18	Quanta Computer Inc	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,000	台湾ドル	3,027,393	252.28	3,750,000	312.50	1.9
19	Delton Technology Guangzhou Inc	香港	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,200	香港ドル	373,776	71.88	905,840	174.20	1.8
20	AIA Group Ltd	香港	保険	9,800	香港ドル	904,855	92.33	833,490	85.05	1.7
21	Acter Group Corp Ltd	台湾	資本財	4,000	台湾ドル	1,645,737	411.43	3,300,000	825.00	1.6

22	Industrial & Commercial Bank of China Ltd	香港	銀行	111,000	香港ドル	521,909	4.70	780,330	7.03	1.6
23	Foxconn Industrial Internet Co Ltd	中国本土	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10,200	人民元	263,570	25.84	641,376	62.88	1.5
24	BeOne Medicines Ltd	香港	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,200	香港ドル	658,975	156.90	729,120	173.60	1.5
25	Asia Vital Components Co Ltd	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,000	台湾ドル	1,535,000	1,535.00	2,835,000	2,835.00	1.4
26	Wistron Corp	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	17,010	台湾ドル	1,728,844	101.64	2,330,370	137.00	1.2
27	Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd	中国本土	食品・飲料・タバコ	16,400	人民元	480,358	29.29	450,344	27.46	1.0
28	China BlueChemical Ltd	香港	素材	184,000	香港ドル	335,081	1.82	494,960	2.69	1.0
29	China Merchants Bank Co Ltd	香港	銀行	10,500	香港ドル	368,254	35.07	494,550	47.10	1.0
30	Alltop Technology Co Ltd	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,000	台湾ドル	1,285,504	214.25	1,980,000	330.00	1.0

投資比率

(2026年4月末現在)

種類・業種名	純資産比(%)
情報技術	40
通信電気サービス	12
一般消費財・サービス	8
資本財・サービス	8
保険	7
生活必需品	6
銀行	6
ヘルスケア	5
素材	4
各種金融	3
現金	1
合計	100%

【投資不動産物件】

該当なし(2026年4月末現在)

(管理会社は、いかなる種類の不動産(建物を含む。)又は不動産の持分(オプションもしくは権利を含むが、不動産会社又はSFC公認の不動産投資信託の株式/投資口又はそれらに係るデリバティブ持分を除く。)にもファンドを代理して投資することはできない。)

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2026年4月末現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2026年4月末日および同日前一年以内の各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ドル	百万円	ドル	円
第15会計年度末 (2016年12月31日)	6,626	1,063	517.37	82,986
第16会計年度末 (2017年12月31日)	8,578	1,376	709.45	113,796
第17会計年度末 (2018年12月31日)	6,129	983	526.56	84,460
第18会計年度末 (2019年12月31日)	7,636	1,225	676.31	108,480
第19会計年度末 (2020年12月31日)	9,596	1,539	858.46	137,697
第20会計年度末 (2021年12月31日)	8,347	1,339	767.95	123,179
第21会計年度末 (2022年12月31日)	5,898	946	563.04	90,312
第22会計年度末 (2023年12月31日)	4,702	754	489.23	78,472
第23会計年度末 (2024年12月31日)	4,838	776	520.52	83,491
第24会計年度末 (2025年12月31日)	5,850	938	659.38	105,765
2025年5月末日	5,071	813	554.12	88,881
6月末日	5,294	849	578.47	92,787
7月末日	5,531	887	604.44	96,952
8月末日	5,815	933	635.45	101,926
9月末日	6,010	964	674.49	108,188
10月末日	5,960	956	670.00	107,468
11月末日	5,828	935	656.59	105,317
12月末日	5,850	938	659.38	105,765
2026年1月末日	6,047	970	685.83	110,007
2月末日	6,073	974	688.77	110,479
3月末日	5,556	891	630.15	101,076
4月末日	6,351	1,019	720.36	115,546

(注) 上記純資産総額は、約定ベースであり、財務諸表中の数値は受領ベースのものであるため、両数値が異なる場合がある。

参考情報

1口当たりの純資産価格・純資産の推移

(2016年4月末日～2026年4月末日)



【分配の推移】

ファンドは設立以来、配当を行っていない。

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%) (注)
(第15会計年度) 2016年1月1日～2016年12月31日	- 4.74
(第16会計年度) 2017年1月1日～2017年12月31日	37.13
(第17会計年度) 2018年1月1日～2018年12月31日	- 25.78
(第18会計年度) 2019年1月1日～2019年12月31日	28.44
(第19会計年度) 2020年1月1日～2020年12月31日	26.93
(第20会計年度) 2021年1月1日～2021年12月31日	- 10.54
(第21会計年度) 2022年1月1日～2022年12月31日	- 26.68
(第22会計年度) 2023年1月1日～2023年12月31日	- 13.11
(第23会計年度) 2024年1月1日～2024年12月31日	6.40
(第24会計年度) 2025年1月1日～2025年12月31日	26.68

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

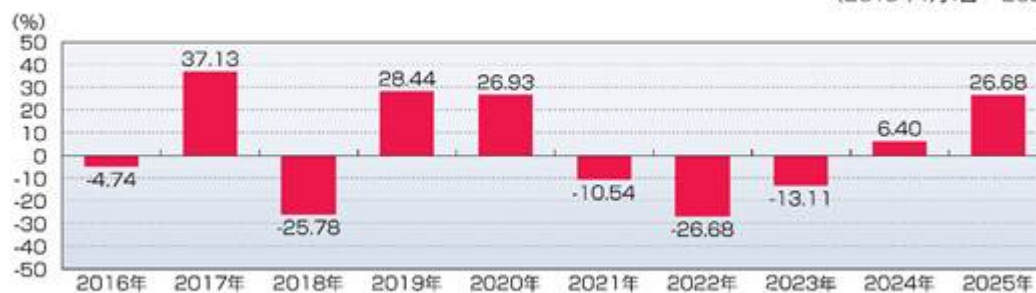
a = 計算期間末現在の1口当たり純資産価格

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格

参考情報

年間収益率の推移（年度ベース）

（2016年1月1日～2025年末日）



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b
a = 計算期間末現在の1口当たり純資産価格
b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

期 間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
（第15会計年度） 2016年1月1日～2016年12月31日	0 (0)	2,382 (2,382)	12,807 (12,807)
（第16会計年度） 2017年1月1日～2017年12月31日	115 (115)	831 (831)	12,091 (12,091)
（第17会計年度） 2018年1月1日～2018年12月31日	223 (223)	675 (675)	11,639 (11,639)
（第18会計年度） 2019年1月1日～2019年12月31日	160 (160)	519 (519)	11,280 (11,280)
（第19会計年度） 2020年1月1日～2020年12月31日	0 (0)	102 (102)	11,178 (11,178)
（第20会計年度） 2021年1月1日～2021年12月31日	0 (0)	309 (309)	10,869 (10,869)
（第21会計年度） 2022年1月1日～2022年12月31日	0 (0)	393 (393)	10,476 (10,476)
（第22会計年度） 2023年1月1日～2023年12月31日	10 (10)	875 (875)	9,611 (9,611)
（第23会計年度） 2024年1月1日～2024年12月31日	0 (0)	316 (316)	9,295 (9,295)
（第24会計年度） 2025年1月1日～2025年12月31日	0 (0)	423 (423)	8,872 (8,872)

（注）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しならびに発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 日本における申込（販売）手続等

日本国内において、受益証券は、本書「第一部（7）申込期間」に記載されている期間中の営業日に、本書「第一部 証券情報」に従い発行される。日本における販売会社又は販売取扱会社は投資家に外国証券取引口座約款を交付し、投資家はかかる約款に規定される口座開設申込書を含む購入申込書を提出するものとする。日本国に居住する又は住所を有する投資家は、すべての受益証券の申込を、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて行われなければならない。日本国に居住する又は住所を有する投資家は外国証券取引口座約款に準じて支払うものとする。

申込の単位は10口以上1口単位である。申込価格は、当該申込に係る評価日における受益証券1口当たりの純資産価格である。申込期間における1口当たり純資産価格は日本における販売会社及び販売取扱会社より入手可能である。

申込手数料については、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.3% (注1) (税抜3%)
5,000口以上 10,000口未満	申込金額の2.2% (注1) (税抜2%)
10,000口以上	申込金額の1.1% (注1) (税抜1%)

(注1) 消費税分(10%)を含む。

(注2) 申込者は申込金の支払いと同時に日本における販売会社又は販売取扱会社に対し、上記の料率に従い申込金とは別建の申込手数料を支払うものとする。

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本における4営業日目までに申込金額を日本における販売会社又は販売取扱会社に支払うものとする。発行価額の総額は、日本における販売会社によって申込日から起算して5営業日以内にファンドの口座にドル貨で払込まれる。

(b) 海外における申込（販売）手続等

申込受付最終時間は各評価日の午後3時（香港時間）である。購入申込書を営業日の最終時間以降に受領した場合は、翌営業日に受領されたものとして取り扱われる。申込価格の支払は、該当する申込日より5営業日後（当該申込日を含む。）の支払日にファンドの保管銀行へ送金することを要する。

不正資金浄化（マネー・ロンダリング）防止規定

不正資金浄化（マネー・ロンダリング）防止を目的とした法又は規定を遵守するため、受託会社、管理会社、事務管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者は、不正資金浄化防止手続を採用し、維持することが要求され、投資家に対し投資家の身分証明、実質的な所有者及び支配者の身分証明ならびに資金源の証拠の提出を要求することができる。また、許可される場合、一定の条件に従い、受託会社、管理会社、事務管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者は、不正資金浄化防止手続（精査情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

受託会社、管理会社、事務管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者は、トラストのために、投資家の身分証明、実質的な所有者及び支配者の身分証明ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を有する。（ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規制（改正済）（以下「マネー・ロンダリング規制」という。）または他の適用法に基づく免除事項が適用されると受託会社、管理会社、事務管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者が判断した場合を除く。）

申込者が証明の為に要求された情報の提出を遅延または怠る場合、受託会社、管理会社、保管銀行、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者は、トラストのために申込の受理を拒否することができ、またそのような場合には、申込金を元の口座に対し無利息で返金する。受託会社、管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者のいずれも、かかる申込受理の拒否により申込者が被った損失について責任を負わない。

また、受託会社、管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者は、ある受益証券保有者に対する買戻し手取金の支払が、関連する法域で適用される不正資金浄化防止を目的とする又はその他の法令に違反する、またはかかる支払を拒絶することが、受託会社、管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者が、適用される法域の法令を確実に遵守するために必要又は適切と判断した場合、かかる買戻し手取金の支払をトラストのために拒絶する権利を有する。受託会社、管理会社、登録事務管理会社、それらの代理人、関係会社、子会社又は関係者のいずれも、買戻し手取金の支払が遅れた又はこれを拒絶したために受益証券保有者が被った損失について責任を負わない。

在ケイマン諸島の者は、他の者が犯罪行為にかかわっているか、テロリズムもしくはテロリスト資金に関与していることを知りもしくはそのような疑義を持った場合、またはかかる認知若しくは疑義の合理的な根拠がある場合、あるいは規制分野における事業またはその他取引、専門職、事業もしくは雇用の過程でそのような情報を知った場合、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する場合はケイマン諸島の犯罪による収益に関する法律（改正済）に従いケイマン諸島財務報告当局に、また、（ ）テロリズムもしくはテロリストの資金もしくは財産に関する場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従い巡査以上の階級の警察官にその旨を報告することを要求される。当該報告は、いかなる法その他においても、情報開示規制違反とはみなされない。

2【買戻し手続等】

(a) 日本における買戻し手続等

日本の居住者又は日本を住所地とする投資家による買戻し請求はすべて日本における販売会社及び販売取扱会社を通して行われなければならない。日本に居住する又は住所を有する投資家は日本における販売会社又は販売取扱会社に対し、自己の買戻し請求を当該申込日の午後2時（東京時間）までに行う

必要がある(但し、営業日に限る)。買戻し価格は1口当たりの純資産価格とし、その算出方法・頻度については下記3(1)(a)に記載の通りである。なお、管理会社は下記3(1)(b)の規定に従って、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

日本において、買戻し手数料は徴収されない。

1口当たりの純資産価格は日本における販売会社及び販売取扱会社より入手可能である。買戻しの単位は1口単位である。

(b) 海外における買戻し手続等

ファンドの投資家からのファンド証券の買戻し請求は、かかる請求が当該営業日の評価に関連して取り扱われるようにするためには、(郵送、ファックス、その他管理会社が受託会社の承認を得て指定した書式又は電子的形式のいずれによるかを問わず)営業日の午後3時(香港時間)までに管理会社に受領されていなければならない。販売会社からかかる請求が、(郵送、ファックス、その他管理会社が受託会社の承認を得て指定した書式又は電子的形式のいずれによるかを問わず)営業日以外の日に受領された場合又は営業日の午後3時(香港時間)を過ぎて受領された場合、翌営業日に受領されたものとみなし、かかる営業日の評価に関連して取り扱われることになる。

買戻し手取金は、当該買戻しによる換金が有効になされたことに基づいて、申込日から5営業日(当該申込日を含む)以内に投資家に対して支払われる。

なお、管理会社は、いずれかの評価日に関連して現金化できる受益証券の総数を、当該評価日時点のファンドの純資産額の10%にまで制限することができる。かかる制限は、当該評価日に関連して正当に現金化の申込みをした全ての受益証券所持人に対して按分比例(に近似する数値)により適用される。上記制限のために現金化されなかった受益証券の現金化は、翌評価日に繰り越される。(かかる評価日にも上記制限が引き続き適用される。)管理会社は、ある取引期間の申込価格または買戻価格の決定において、正味引受/買戻数が予め設定した特定の閾値を超える場合、受益証券1口当たりの純資産価格を調整することができる。

(注)「取引期間」とは、前取引期間終了時に始まり、各評価日の午後3時(香港時間)に終了する期間をいう。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(a) 資産の算定

ファンドの純資産価額は、各評価日においてファンドが投資を行っているすべての関連市場が最終的に営業を終了した時点（または、受託会社の同意を得て管理会社が選択するその他の時点）で、信託証券の規定に従いファンドの資産を評価しファンドの負債を控除することにより決定される。評価日とは全ての営業日を指す。

（注）「営業日」とは、日本、中華人民共和国、香港およびニューヨークにおける銀行営業日（土曜を除く。）、又は管理会社及び受託会社が随時決定するそのほかの日をいう。但し、いずれかの日において台風警報、大雨注意報その他類似の事象により、香港、中華人民共和国、ニューヨーク又は日本における銀行が通常の営業を行う時間が短縮された場合、管理会社が受託会社の同意を得てサブ・ファンドに関して別段の決定をしない限り、その日は営業日とはならない。

ファンドの純資産価額は、（ ）ファンドを表象する受益証券口数の合計数に従い純資産価額を（後記（ ）の報酬を勘定に入れずに）決定し、（ ）ファンドに帰属する報酬、費用、実費又は負債を控除することにより、計算される。ファンド証券の1口当たりの純資産価格は、上記の様に求めて実際純資産価額を取得し、ファンドの発行済受益証券口数で除することにより決定される。

希薄化防止価格調整手段（スウィング・プライシング）

サブ・ファンドへの「希薄化」の影響を減少させるため、管理会社は（そうすることが受益証券保有者にとって最善の利益となると誠実に判断した場合）関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格を調整することができる。希薄化は、サブ・ファンドの裏付資産の売買に係る実費が、取引その他の費用、公租公課、市場の動き、及び当該裏付資産の買値と売値の間のスプレッドによりサブ・ファンドの評価におけるそれら資産の簿価から乖離する場合に起こる。希薄化は、サブ・ファンドの価額へ悪影響を及ぼし、ひいては受益証券保有者に影響を与えることがある。受益証券1口当たりの純資産価格を調整することにより、この影響は削減又は軽減することができ、受益証券保有者を希薄化の影響から保護することができる。

通常市場環境下では、希薄化防止価格調整は関連する取引期間の評価日における関連クラスの受益証券1口当たりの純資産価格の3%を超えないものと管理会社は予想している。極端な市場環境（相場の暴落や世界的財政危機等）においては、管理会社は受益証券保有者の利益を保護するためにかかる調整額を増額することができる。

関連する各取引期間の或るクラスの受益証券の引受価格及び買戻価格を決定する際、上記の調整により受益証券1口当たりの純資産価格は、関連する取引期間の正味引受が事前に定められた一定の閾値を超える場合に増額され、また関連する取引期間の正味買戻しが事前に定められた一定の閾値を超える場合は減額される。かかる事前に定められた一定の閾値は、管理会社により定期的に決定され、見直される。管理会社は調整の前に受託会社と協議し、受託会社から異議がなかった場合に限りかかる調整を行う。かかる追加額はサブ・ファンドにより保有され、サブ・ファンドの資産の一部を構成する。

日本の投資家は、日本における販売会社又は販売取扱会社に問い合わせることにより、1口当たり純資産価格を入手可能である。

(b) 資産の算定の停止

管理会社は、次の場合には受託会社と協議の上、受益証券保有者の最善の利益に配慮しながらファンドの資産の算定の停止を宣言することができる。

- () ファンドの投資対象物に係る通常の処分を禁止する状況が存在する場合。
- () ファンドの投資の重要な部分が通常取引されている市場において、取引の閉鎖、停止又は制限がなされる場合。
- () 現在ファンドに含まれる証券その他の資産の価値又はファンドの純資産価額もしくは1口当たりの純資産価格を確認する際に管理会社又は受託会社（場合による）が通常採用する方法のいずれかに支障がある場合、あるいは他の何らかの理由により現在トラストに含まれる証券その

他の資産の価値又は当該ファンドの純資産価額もしくは1口当たりの純資産価格を速やかかつ正確に確認することができない場合。

- () 他の何らかの理由により、ファンドに含まれる投資、又は管理会社がファンドの勘定で取得することに同意した投資の価格が、速やかかつ正確に確認されないと管理会社が判断した場合。
- () ファンドに含まれる投資、又は管理会社がファンドの勘定で取得することに同意した投資の全部又は一部を、通常通りに、又は関連する受益証券保有者の利益を損なうことなく現金化することが合理的に可能でないと管理会社が判断する状況が存在する場合。
- () ファンドの投資の買戻しもしくはこれに対する支払、又はファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに関連するかその可能性のある資金の送金が、通常の為替レートを用いて速やかに実行できないことを管理会社が判断する場合。

停止期間中においては、いかなる受益証券についても発行又は買戻しは行われない。

(2) 【保管】

原則として、ファンド証券の証書は発行されないものとする。証書は、受益者が特別に管理会社に請求し、管理会社が承認した場合にのみ発行されるものとする。本ファンドでは、日本における販売会社によってのみ、受益証券の証書発行を要求することができる。

(発行される場合は)日本の投資家に販売された受益証券にかかる確認書は、日本における販売会社又は保管銀行の名義において保有される。日本の受益者に対しては、証書の保管は日本における販売会社又は販売取扱会社によって行われる。

(3) 【信託期間】

信託証書の規定に従い早期に終了されない限り、トラストは信託証書の日付より150年目に当たる日までで存続する。これは、トラストがケイマン諸島法に基づく永続に対する規則に違反するのを避けるための法規上の要件である。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日である。

(5) 【その他】

(a) 解散条件

以下の場合、受託会社は受益証券保有者全員に3ヶ月の事前通知を行うことにより、トラストを終了することができる。

- () 管理会社が解散手続を開始するか又は解散手続を経ることなく倒産する場合又はその資産のいずれかについて管財人が任命され、60日以内に解任されない場合。
- () 受託会社の合理的判断において、管理会社がその義務を履行できない場合若しくは適切に履行しない場合又は受託会社が所持人の利益のために管理会社を変更することが望ましい旨の見解をその他の正当かつ十分な理由をもってまとめた場合。
- () 受託会社が、その時点の管理会社の解任後、受託会社が合理的とみなす期間内に、受託会社が承認する新たな管理会社として行為する者を見つけることができない場合。
- () 信託の継続を違法なものにする又は信託を継続することが実行不可能もしくは望ましくないと受託会社が判断する法律が制定された場合。
- () 受託会社が辞任することを決定した場合であって、受託会社が合理的とみなす期間内に、受託会社として行為する意思のある適切な者を見つけることができない場合。

以下の場合、管理会社は受益証券保有者全員に3ヶ月の事前通知を行うことにより、トラストを終了することができる。

- () 信託証書の日付から5年間の経過した後、トラスの全発行済受益証券の純資産価額の総額が2,500,000米ドルを下回る場合。
- () 信託の継続を違法なものとするか又は信託を継続することが実行不可能もしくは望ましくないと受託会社が判断する法律が制定された場合。

また、ファンド設立の日から5年後に、ファンドの純資産価額が2,500,000米ドル未満である場合、管理会社はファンドの受益証券保有者全員に3ヶ月前の事前通知を行うことにより、ファンドを終了することができる。

加えて、トラスト又はファンドは、場合によっては、適正に招集された受益証券保有者集会又はファンド証券保有者集会において可決された臨時決議により、終了することがある。

(b) 信託証書の変更

信託証書の定めに従うことを条件として、受託会社及び管理会社は、信託証書の補足証書により、両者が何らかの目的のために便宜的であるとみなす方法及び範囲で、共同して信託証書の規定を変更、修正又は追加することができる。

(c) 関係会社との契約の更改等に関する手続

受託会社との契約

信託証書の規定に基づきトラストが終了するまで存続する。

代行協会員との契約

代行協会員との契約はファンド終了時まで存続するが、3ヶ月前の書面通知及び承継者が定まることを条件に終了する。

日本における販売会社との受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、当事者が3ヶ月前の書面通知により契約を終了するまで存続する。

保管銀行兼登録事務管理代行会社との業務委託契約

業務委託契約は、当事者が60日前の書面通知(又は他方当事者が合意する短期間の通知)により契約を終了するまで存続する。

(d) 信託証書等を変更した場合の開示方法

受託会社及び管理会社は、何らかの目的に対し必要と共に判断した方法及び範囲において、補足証書により、信託証書の規定を合同で改正、変更又は追加することができる。かかる変更は受益者に通知される。また、日本においては、信託証書や関係会社との契約の重要な変更は投資者に通知される。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益証券保有者である販売会社を通して受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されているか、ファンド証券を保有していなければならない。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。

受益証券保有者である販売会社を通して受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 分配請求権

各受益証券保有者は、信託証書等に従い管理会社により決定されるファンド利益の分配請求権を管理会社に対して有する。

(b) 買戻請求権

受益証券保有者は、信託証書等に従いいつでもファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、信託証書等に従いその持分に応じた残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 議決権

全受益証券保有者集会又はトラストの特定のサブ・ファンド又はトラストの特定サブ・ファンドのあるクラスの受益証券保有者集会が、管理会社又は受託会社により招集されることがある。全受益証券保有者集会の場合、発行済受益証券口数の10分の1の受益証券保有者によりかかる集会の招集を要求することができる。特定クラス又はトラストの特定サブ・ファンドの受益証券保有者集会の場合、当該クラス又はサブ・ファンドの発行済受益証券保有者の10分の1の受益証券保有者によりかかる集会の招集を要求することができる。受益証券保有者はいかなる受益証券保有者集会についても21日以上前に通知される。

臨時決議事項可決を目的とする場合を除き、決議の必要定足数は、受益証券保有者として登録された者の出席又は委任状による出席が、トラスト、サブ・ファンド又はサブ・ファンド中の受益証券の関連クラスのいずれかの場合に依じた当時点での発行済受益証券口数の10パーセント以上となることである。臨時決議事項決議の必要定足数は、受益証券保有者として登録された者の出席又は委任状による出席が、当時点での発行済受益証券口数の25パーセント以上となることである。

受益証券保有者集会は、業務提供者への最高報酬の増額、受託会社の解任、又はトラストの終了等を適宜含む信託証書の規定修正のために行われることがある。信託証書の修正には発行済受益証券の最低25パーセントを保有する受益証券保有者による審議を必要とし、投票総数の75パーセントの多数決による特別決議によって可決されなければならない。

出席した又は代理人を出席させた各受益証券保有者（個人）は、保有する受益証券の持分1口につき1票を有する。合同保有の場合は、投票を行った者（出席又は委任状による）のうち筆頭者が他の合同保有者を除外して受け入れられ、また筆頭者は受益者名簿に記載される名前の順により決定される。投票は、議長又は当時点での発行済受益証券の5パーセント以上を保有する受益証券保有者で出席又は委任状により出席している者1名以上の請求により行うことができる。

(2)【為替管理上の取扱い】

現在、ケイマン諸島における外国為替管理は存在しない。

(3) 【本邦における代理人】

弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤 加代子

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(a) 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限。

(b) 日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限。

を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下の通り。

弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤 加代子

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)(b)の取引に関連して日本の受益者が提起する訴訟に限り、その裁判管轄権は下記の裁判所が有すること及び日本法が適用されることに管理会社は同意している。

東京地方裁判所 〒100 - 8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . 本書記載のファンドの邦文の財務書類は、米国一般会計原則（US GAAP）に準拠して作成された本書記載の原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである（但し、円換算部分を除く。）。ファンドの財務書類の日本における開示については、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項但書きの規定が適用されている。
- b . ファンドの原文（英文）の財務書類はケイマン諸島における独立監査人であるケー・ピー・エム・ジー・エルエルピー（KPMG LLP）の監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領している。
- c . ファンドの原文（英文）の財務書類は米ドルで表示されている。邦文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 160.40円）で換算されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2025年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
資産負債計算書
2025年12月31日現在

	注記	2025年	
		(米ドル)	(日本円)
資産			
公正価値による有価証券への投資額 (取得原価：4,870,215米ドル)	5(d), 8	5,724,887	918,271,875
未収配当金及び利息		8,604	1,380,082
ブローカーからの未収金		13,352	2,141,661
現金及び現金同等物	5(d)	153,256	24,582,262
資産合計		<u>5,900,099</u>	<u>946,375,880</u>
負債			
未払管理会社報酬	5(a)	8,175	1,311,270
未払受託会社報酬及びファンド管理報酬	5(c)	4,655	746,662
受益証券保有者に対する未払金		2,633	422,333
未払費用及びその他の未払金		34,670	5,561,068
負債合計		<u>50,133</u>	<u>8,041,333</u>
純資産		<u>5,849,966</u>	<u>938,334,546</u>
発行済受益証券口数	6	<u>8,872</u> □	
受益証券1口当たり純資産価格	9	<u>659.37</u>	<u>105,763</u>

管理会社及び受託会社により2026年4月24日付で発行が承認された。

バリュース・パートナーズ・リミテッド

エイチエスピーシー・トラスティー
(ケイマン)リミテッド

代表者

代表者

[署 名]

[署 名]

管理会社

受託会社

9頁から28頁（訳注：原文）の注記及び29頁から33頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

【損益計算書】

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
損益計算書
2025年12月31日終了事業年度

	注記	2025年	
		(米ドル)	(日本円)
受取配当金 (源泉徴収税14,932米ドル控除後の純額)		129,557	20,780,943
受取利息	5(d)	720	115,488
その他収益		2	321
		<u>130,279</u>	<u>20,896,752</u>
管理会社報酬	5(a)	(86,468)	(13,869,467)
受託会社報酬及びファンド管理報酬	5(c)	(54,000)	(8,661,600)
取引手数料	5(d), 5(e)	(7,271)	(1,166,268)
専門家報酬	5(d)	(20,701)	(3,320,440)
監査報酬		(24,838)	(3,984,015)
銀行手数料	5(d)	(1,099)	(176,280)
年間報酬		(2,471)	(396,348)
その他営業費用		(648)	(103,939)
		<u>(197,496)</u>	<u>(31,678,358)</u>
純投資損失		<u>(67,217)</u>	<u>(10,781,607)</u>
投資にかかる純実現利益		1,191	191,036
投資にかかる純未実現利益		1,325,257	212,571,223
純外国為替差益		12,159	1,950,304
		<u>1,338,607</u>	<u>214,712,563</u>
運用による純資産の純増加額		<u>1,271,390</u>	<u>203,930,956</u>

9頁から28頁（訳注：原文）の注記及び29頁から33頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
純資産変動計算書
2025年12月31日終了事業年度

	2025年	
	(米ドル)	(日本円)
投資にかかる純実現利益	1,191	191,036
投資にかかる純未実現利益	1,325,257	212,571,223
純外国為替差益	12,159	1,950,304
純投資損失	<u>(67,217)</u>	<u>(10,781,607)</u>
運用による純資産の純増加額	<u>1,271,390</u>	<u>203,930,956</u>
発行済受益証券額	-	-
買戻済受益証券額	<u>(258,989)</u>	<u>(41,541,836)</u>
資本取引による純資産の純減少額	<u>(258,989)</u>	<u>(41,541,836)</u>
純資産の純増加額	1,012,401	162,389,120
純資産額		
期首現在額	<u>4,837,565</u>	<u>775,945,426</u>
期末現在額	<u>5,849,966</u>	<u>938,334,546</u>

9頁から28頁（訳注：原文）の注記及び29頁から33頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日終了事業年度

2025年

(米ドル) (日本円)

営業活動によるキャッシュ・フロー

受取配当金	123,503	19,809,881
受取利息	744	119,338
その他受取収益	2	321
投資商品売却による受取金	2,339,670	375,283,068
投資商品購入にかかる支払額	(2,114,335)	(339,139,334)
支払営業費用	(188,520)	(30,238,608)

営業活動から発生した純キャッシュ・フロー 161,064 25,834,666

財務活動によるキャッシュ・フロー

受益証券買戻支払金額 (256,356) (41,119,502)

財務活動に使用された純キャッシュ・フロー (256,356) (41,119,502)

現金及び現金同等物の純減少額 (95,292) (15,284,837)

現金及び現金同等物（一般）期首残高 248,548 39,867,099

現金及び現金同等物（一般）期末残高 153,256 24,582,262

9頁から28頁（訳注：原文）の注記及び29頁から33頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
2025年12月31日終了事業年度
財務諸表に対する注記（米ドル表記）

（本注記においては、ファンドを「本サブ・ファンド」といい、トラストを「本トラスト」という。）

1. 概要

バリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンド（以下「本トラスト」という。）は、2000年6月21日付信託証書（その後の改正を含む。以下「信託証書」という。）に従い、ケイマン諸島法に基づいて設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。本トラストは2000年6月30日にケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

本トラストは、様々なサブ・ファンドの受益証券を発行することが可能であり、2025年12月31日現在、チャイナ・コンバージェンス・ファンド、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドが設定されている。チャイナ・コンバージェンス・ファンド、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドは、それぞれ2000年7月17日、2002年3月7日、2003年11月27日に運用を開始した。

これらの財務諸表は、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（以下「本サブ・ファンド」という。）のために作成されている。チャイナ・コンバージェンス・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドの財務諸表は別途作成されており、その結果、本財務諸表の中には含まれていない。

2025年12月31日現在の本トラストの連結純資産額は以下のとおりである。

サブ・ファンドの名称	連結純資産額 2025年 (米ドル)
チャイナ・コンバージェンス・ファンド	114,990,847
チャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンド	162,863,284
JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド	5,849,966
バリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンド	283,704,097

本サブ・ファンドの投資活動は、バリュース・パートナーズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により管理され、本サブ・ファンドの運営は、エイチエスピーシー・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「事務管理会社」という。）が取扱い、事務管理会社はその役割をエイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッドに委任している。

本サブ・ファンドの目的は、受益証券保有者に中長期の資産増加を提供することであり、かかる目的は、（ ）大中華圏の民間部門が所有する企業又は（ ）大中華圏に資産若しくは収益の大半が存在するか若しくは発生すると管理会社が判断する企業への分散ポートフォリオに投資することで達成される。

２．重要な会計方針

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、「米国一般会計原則（US GAAP）」という。）に準拠して作成されている。本サブ・ファンドは、US GAAPの下では投資会社とみなされることから、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準体系（以下、「ASC」という。）946「金融サービス - 投資会社（以下、「ASC946」という。）」における投資会社に適用される会計及び報告指針に従うものである。本サブ・ファンドが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

（ a ）作成の基準

取引のほとんどが米ドル（以下「米ドル」という。）建て又は米ドルに固定された香港ドル（以下「香港ドル」という。）建てであることから、本財務諸表の測定通貨は米ドルである。本サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行・償還されており、投資家への配当も米ドル建てで行われる。

本財務諸表は米ドルにて表示される。

（ b ）見積りの使用

米国一般会計原則（US GAAP）に準拠した財務諸表を作成するに当たり、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示金額、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合がある。

（ c ）外貨換算

外貨建て取引は、当該取引日の外国為替レートにて換算される。外貨建貨幣性資産負債は、資産負債計算書日における外国為替レートの終値で米ドルに換算される。投資に関する為替差額は、投資の損益に含まれる。現金及び現金同等物を含め貨幣性項目に関するその他すべての為替差額は、純為替差損益として損益計算書に表示される。投資の処分又は清算による実現損益に生じる為替差額は、損益計算書に計上される。

（ d ）投資

（ ）分類

投資は、株式及び参加証券から構成される。本サブ・ファンドは、短期で売却することを主たる目的として購入及び保有するすべての投資商品を、売買目的有価証券に分類する。

（ ）認識

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドが商品の契約条項当事者となった日に投資を認識する。

通常取引による金融資産の取得は、取引日に会計処理を行う。当該取引日以後、金融資産又は金融負債の公正価値の変動から生じるあらゆる損益が記録される。

金融負債は、契約当事者のいずれか一方が契約上の義務を履行しない限り認識されない。

() 公正価値測定原則

「公正価値」とは、測定日時点で、主要な市場、又はそれ以外で本サブ・ファンドが当該測定日にアクセスできる最も有利な市場において、市場参加者間で秩序正しい取引により資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値には、不履行リスクが反映される。

利用可能な場合には、本サブ・ファンドは、商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、資産又は負債の取引が、価格情報を継続的に提供できるだけの十分な頻度とボリュームで行われる場合に、「活発」とみなされる。最終取引価格は出口価格の合理的近似値を表すことから、本サブ・ファンドは、活発な市場で値が付けられる商品について、最終取引価格で測定する。

本サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値の変動は、未実現損益として計上されている。本サブ・ファンドは通常、デリバティブ契約の満期、終了又は決済時に実現損益を計上する。

活発な市場に相場価格が存在しない場合、本サブ・ファンドは、関連する観測可能なインプットの使用を最大化し、さらに、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。選択された評価技法は、市場参加者が取引価格を考慮する際のすべての要素を含むものである。

その他の非上場投資ファンドへの投資は、当該ファンドの管理会社らにより報告された1株当たりの純資産価額で計上される。

() 減損

取得原価又は償却原価として計上される金融資産は、減損の客観的証拠の有無を決定するために、資産負債計算書日に見直しを行う。仮にそのような減損の兆候がある場合、資産の帳簿価額と対象になる金融資産の当初実効金利で割引いた将来見込みキャッシュ・フローの現在価値との差額が、損益計算書上、減損として認識される。

翌期において、既に認識された金融資産の償却原価による減損損失が減少し、かつ、かかる減少額が当該評価減以降に生じた事象に客観的に関連する場合、かかる評価減は損益計算書に戻し入れられる。

() 消滅の認識

本サブ・ファンドは、消滅の認識に伴う実現損益を決定するために加重平均法を適用する。

(e) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、商品の購入日又は融資開始日に計算された当初の実効金利を基に発生時点で損益計算書に認識される。受取利息及び支払利息には、割引料、プレミアム又は取引費用の償却額、その他利付商品の当初価格と実効金利ベースで計算した満期時における金額との差額に対する償却額が含まれる。

(f) 受取配当金

上場株式に関する受取配当金は、配当落日に損益計算書に認識される。

本サブ・ファンドは、配当金を、現金ではなく追加株式により受領することを選択することが可能である。この場合、本サブ・ファンドは、受取配当金相当額を追加投資として株式の借方に認識する。

(g) 費用

すべての費用は、発生主義に基づいて損益計算書に認識される。

(h) 現金及び現金同等物

外貨も含めて、現金及び現金同等物とは、金融機関で保管されている現金預金を表す。現金及び現金同等物は、短期、かつ十分な信用性を有することで流動性が高い投資を含み、一定の金額で容易に換金可能であり、その当初支払期日は3か月以内である。現金及び現金同等物は、公正価値として見積られた取得原価に経過利息を加えて計上され、また投資目的よりもむしろ短期に現金化するため保有される。すべての現金及び現金同等物には、制限が付されていない。

(i) 租税

ケイマン諸島における現行税法のもと、本サブ・ファンドは収入、利益、キャピタル・ゲインに対する租税を免除されている。本トラストは、ケイマン諸島総督によりケイマン諸島における租税免除を保証されている。

本サブ・ファンドが受け取る配当金及び利息は、本サブ・ファンドが組成された国によっては源泉徴収税が課される場合がある。投資収益は源泉徴収税控除後で計上され、発生時において損益計算書に認識される。詳細は、本注記4を参照のこと。

(j) 関連当事者

本財務諸表の目的において、直接又は間接に本サブ・ファンドの財務及び運用に関する決定を支配し又は重大な影響力を行使する能力を有する当事者は、本サブ・ファンドの関連当事者とみなされる。関連当事者は、個人又は法人である。

(k) 資産及び負債の相殺

金融資産及び金融負債は、本サブ・ファンドが当該金融資産及び金融負債の金額を相殺するための法的権利を有することで純額決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ相殺されて、資産負債計算書に純額で表示される。

収益及び費用は、投資及び外国為替にかかる純実現利益の純額及び純未実現損失の変動に計上される。

3 . 金融商品及び付随するリスク

本サブ・ファンドは、投資運用戦略に示されているとおり、多様なデリバティブ・非デリバティブ金融商品から成るポジションを維持している。本サブ・ファンドの投資有価証券は、株式及び参加証券から構成されている。

本サブ・ファンドの投資活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品及び市場に付随する様々な種類のリスクに晒される。本サブ・ファンドが晒される最も重要な種類の金融リスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。

アセット・アロケーションは、投資目的を達成するために資産の配分を管理する管理会社が決定する。目標とするアセット・アロケーション及びポートフォリオ構成から逸脱していないか管理会社が監視する。

資産負債計算書日における金融商品の性質及び範囲並びに本サブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下に説明するとおりである。

(a) 市場リスク

市場リスクには、損失及び利益双方の可能性が存在し、通貨リスク、金利リスク、価格リスクが含まれる。

投資リスクの管理に関する本サブ・ファンドの戦略は、本サブ・ファンドの投資目的によって決定される。本サブ・ファンドの投資目的は、受益証券保有者に（米ドルにおいて）中長期での資産増加を提供することである。本サブ・ファンドの市場リスクは決められている方針及び手順に従い毎日管理会社によってリスク管理されている。本サブ・ファンドの全体的な市場におけるポジションは管理会社が適宜監視している。

資産負債計算書日現在の本サブ・ファンドの投資ポートフォリオに関する詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。個々の投資は、すべて個別に開示されている。

() 通貨リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨以外の通貨建て金融商品に投資し、取引を行うことができる。その結果、本サブ・ファンドは、機能通貨と他の外国通貨との為替レートの変動が本サブ・ファンドの資産又は負債の米ドル建て以外の部分の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。

資産と負債の多くは米ドルに連動する香港ドル建てであることから、本サブ・ファンドは多額の通貨リスクに晒されない。

本サブ・ファンドの資産負債計算書日の外国為替レート変動に対する純リスク・エクスポージャーの合計は以下のとおりであった。

純リスク・エクスポージャー

2025年

(米ドル)

中国人民幣元	567,675
ユーロ	2
日本円	48
シンガポールドル	1
新台湾ドル	1,702,215
	<u>2,269,941</u>

香港ドルの為替レートは、米ドルに対して固定されていることから、本サブ・ファンドは、香港ドル/米ドル間の為替レートの大幅な変動を予期していない。従って、香港ドルの外貨建て資産及び負債は上記表から除外される。

() 金利リスク

本サブ・ファンドの金融資産及び金融負債の大部分は無利息である。

すべての利付金融資産及び利付金融負債は12ヶ月未満の短期で満期となるか、又は価格が変更される。このため、実勢市場金利の変動によってもたらされる公正価値金利リスクに対する本サブ・ファンドのエクスポージャーは、限定的である。本サブ・ファンドが保有する余剰現金又は現金同等物は、すべて短期商品に投資される。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別投資商品、その発行者又は市場で取引されているすべての商品に影響が及ぶ原因によって生じた特別の要因か否かにかかわらず、商品価値が市場価格の変化によって変動するリスクのことである。

本サブ・ファンドの金融商品の大部分は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益計算書に認識されるため、市場のすべての変化が、運用による純資産額及び資産負債計算書の金融商品の簿価に直接影響を与える。

価格リスクは、管理会社が多様な市場で取引される商品に分散したポートフォリオを構築することにより、軽減される。更に、価格リスクは、オプション、ワラントや先物といった金融派生商品を利用することでヘッジされることがある。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の契約相手方が本サブ・ファンドと締結した義務又は約定の履行を怠るリスクのことである。非上場金融商品が含まれている場合、契約相手方には外為業者の参加がないため、信用リスクは一般に高くなる。

本サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社が継続的に監視している。

ブローカーとの取引の際に生じる信用リスクは、未決済取引に関係するものである。未決済取引に関するリスクは、決済期間が短期であるため、低いものと思われる。

金融資産の簿価は、資産負債計算書の最大信用リスク・エクスポージャーに最もよく表示されている。

2025年12月31日現在、保管銀行以外には契約相手方の信用リスクに関して重大な集中はみられない。実質的にすべての金融商品は、主に一つの主要な国際機関を通じて決済・管理される。本サブ・ファンドは、同機関が本サブ・ファンドの有価証券を返還する義務が履行できない、又は借用していた金額の返済義務を履行することができない可能性が存在するという範囲内で、信用リスクに晒されている。同機関は、国際的に認められた信用格付け機関により、投資適格又はそれと同等の格付けを取得している。本サブ・ファンドは、このリスクが集中する結果生じる損失を一切予測していない。

（c）流動性リスク

本サブ・ファンドの説明覚書には日々の受益証券の発行及び解約が規定されているため、受益証券保有者による償還請求に応じるための流動性リスクに常時晒されている。

本サブ・ファンドは、クローズ・エンド型ファンドへ投資したが、これらは組織立った公開市場では取引されない。本サブ・ファンドは、年度末時点では取引が停止され、上場廃止となっていた株式にも投資している。これらの投資商品は、一般的には非流動的である。その結果、本サブ・ファンドは、流動化の要求を満たすために、又は特定の発行者の信用力低下といった特別な事由に対応するために、これらの投資商品を公正価値に近似する金額で迅速に現金化することができないことがある。

本サブ・ファンドは、投資する主な有価証券が主要な証券取引所に上場されていることから、容易に現金化することが可能であると思われる。

（d）デリバティブ契約

2025年12月31日現在、本サブ・ファンドが保有する参加証券は下記の表のとおりである。

2025年12月31日現在

契約別	満期	投資先	損益計算書上で計上された額		
			長期エクスポージャー公正価値 (米ドル)	実現利益 / 損失 (米ドル)	未実現利益 / 損失 の変動額 (米ドル)
参加証券	2026年12月14日	Kweichow Moutai Co Ltd A Shares	119,321	-	(6,033)

本サブ・ファンドが2025年12月31日に終了した事業年度中に締結したデリバティブ契約は、上記で開示した参加証券のみである。

（e）金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債はいずれも、貸借対照表上で相殺されていない。

法的強制力のあるマスターネットティング契約は、資産負債計算書上で相殺するための基準を満たしていない。その理由は、かかる契約が本サブ・ファンド又は契約相手方の債務不履行、支払不能又は破産の場合に限り、認識された金額を強制的に相殺する法的権利が生じるためである。また、本サブ・ファンド及び契約相手方も、資産を純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有していない。

認識された実現金融資産及び金融負債の総額、並びに資産負債計算書上で表示されるそれらの純額は、公正価値で資産負債計算書に測定されている。

2025年12月31日現在

法的強制力のあるマスターネットティング契約の対象となる金融資産

	資産負債計算書 上で認識された 相殺済実現 金融負債の総額 (米ドル)	資産負債計算書 上で計上された 金融資産の純額 (米ドル)	金融商品の 金額(非現金 担保を含む) (米ドル)	受領済み 現金担保 (米ドル)	純額 (米ドル)
認識された 金融資産の総額 (米ドル)					

デリバティブ金融商品：

- 参加証券

- 契約相手方 A

119,321

-

119,321

-

-

119,321

4. 租税

(a) 本トラストはケイマン諸島総督により、ケイマン諸島で生じる利益及びキャピタル・ゲインに対する租税についての一切の免除が保証されているため、ケイマン諸島では収入及び利益に対する課税はない。従って、本財務諸表には法人所得税に関する引当金を一切計上していない。

(b) 本サブ・ファンドは、ポジションが税務当局による調査を受けた場合に十分な裏付をもって対応できる可能性が「more-likely-than-not（おそらく可能）」の状態（すなわち50パーセント超）である場合にのみ、ポジションの技術的メリットに基づき、不確実なタックス・ポジションでのタックス・ベネフィットを認識する。タックス・ポジションが認識の基準を満たすかを評価する際、本サブ・ファンドはすべての関連情報について完全な知識を有する適切な税務当局によりポジションの調査を受けることを想定しなければならない。「more-likely-than-not」の認識基準を満たすタックス・ポジションは、本サブ・ファンドの財務諸表において認識される利益の金額を決定するために測定される。タックス・ポジションが「more-likely-than-not」の基準を満たさないとみなされた場合、本サブ・ファンドは、所得税並びに関連する利息及び罰金を損益計算書の中で税金費用として認識する。

本サブ・ファンドは、すべての主要な課税地域に関し、すべての「open tax year」の分析を行う。「open tax year」とは、各課税地域の時効に関する法律で定義され、税務当局の調査が未だ行われていない年度をいう。本サブ・ファンドは、ケイマン諸島及び、本サブ・ファンドが多大な投資を行う海外の法域を、その主要な課税地域とみなしている。本サブ・ファンドは、中国本土、香港、台湾及び米国において投資を行い、収益を得ている。現地の税法に基づき、税務に関する一般的な時効期間は、中国本土では3年から5年、香港では6年（詐欺又は故意の脱税の場合は10年）、台湾では5年から7年、米国では一般的に3年から6年である。本サブ・ファンドには、現在進行中の税務当局による調査はない。

ファンド経営陣は、本サブ・ファンドのタックス・ポジションの分析を行い、その結果、不確実なタックス・ポジションに関して計上すべき未認識のタックス・ベネフィットに対する負債はないとの結論に達した。さらにファンド経営陣は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が翌12ヶ月間に著しく変動する可能性がかなり高いタックス・ポジションについては認識していない。

(c) 香港統一ファンド免税制度は、一定の条件の下、ファンドの中心的な管理支配が香港内で行われているか否かにかかわらず、当該ファンドに関し事業所得税の免除を与える。管理会社は、ファンド免税条例に基づく免税の基準が本サブ・ファンドにより満たされるための措置を行ったものと確信している。

管理会社は、本サブ・ファンドが香港統一ファンド免税制度の適用要件を満たしていると判断しており、従って、本サブ・ファンドは、その投資活動に関して香港事業所得税の対象外である。本サブ・ファンドが税務条例に基づく免税の基準を満たしていない場合、本サブ・ファンドは、香港内で生じる又は香港を源泉とする利益、かつ、本質的に資本に該当せず、さらに香港源泉ではないと判断されたものに関し、香港事業所得税の対象となる場合がある。本サブ・ファンドが受け取るキャピタル・ゲイン、利息及び株式配当を含む配当金は、本サブ・ファンドが組成された国によっては還付が不可能な源泉徴収税の対象となる場合がある。キャピタル・ゲイン及び投資収益は、源泉徴収税を差し引く前の総額で損益に計上される。

関連する各法域の法令により、サブ・ファンドが株主に対して支払われるべき償還金から源泉徴収を行う義務がある場合、当該源泉徴収税は、本来源泉徴収義務がない場合に当該株主に支払われる償還金から控除される。さらに、管理会社は、株主に対する償還金の全部又は一部を源泉徴収し、当該株主が当該サブ・ファンド又は管理会社に対して支払義務のある未払金と相殺することができる。

2025年12月31日現在、包括利益計算書において、租税に関し引当金を一切計上していない。

(d) 本財務諸表の作成に当たり、管理会社は、将来生じる可能性があるであろう租税エクスポージャーに関し、一定の推定を行い、かつ、あらゆる見積りを使用した。その結果としての会計上の予想額は、それらに係る実際の結果と同等にならない場合がある。

本サブ・ファンドは、中華人民共和国の上場企業の「A」株式だけでなく、単数又は複数の適格海外機関投資家(以下、「QFII」という。)又はその関連会社が発行する「A」株式に連動する派生商品にも、管理会社のQFII割当を通じて投資する。

2014年11月14日、中華人民共和国財政部(以下、「MoF」という。)、中華人民共和国国家税務総局(以下、「STA」という。)及び中国证券监督管理委员会(以下、「CSRC」という。)は、「QFII及びRQFIIによる中華人民共和国内国株式等の株式投資資産の譲渡から得られるキャピタル・ゲインに対して課される法人所得税の一時的な免除に関する通知」(以下、「本通知」という。)を共同で公表した。本通知に特記されるところによると、中華人民共和国内に事業体若しくは事業所を有しないか、又は中華人民共和国内に事業体若しくは事業所を有するQFII及びRQFIIであっても中華人民共和国内の所得がかかる事業体と実質的に関連していない場合には、2014年11月17日を有効日として、中華人民共和国株式投資資産(中国「A」株を含む。)の譲渡益に対する法人所得税が一時的に免除される。従って、本サブ・ファンドは本通知を根拠として、「A」株式に連動する派生商品から生じるキャピタル・ゲイン及び2014年11月17日以後中国「A」株から生じるキャピタル・ゲインに対する租税については、2025年12月31日現在、引当金を一切計上していない。

2025年12月31日現在、QFII/RQFIIが中華人民共和国証券の取引で得たキャピタル・ゲインは、MoF及びSTAによる営業税に代わる増値税(以下、「VAT」という。)の試験的計画の全面的な実施に関する通知(財税[2016]第36号)、並びにMoF及びSTAによる金融機関のインターバンク取引に係るVAT政策に関する補充通知(財税[2016]第70号)に基づき、中華人民共和国VATが免除されている。かかるVATの免除は、VAT法施行後のVAT優遇政策の調整に関する事項の公告(MoF及びSTA公告第10号[2026])に基づき、2027年12月31日まで延長されている。

従って、本サブ・ファンドは当該通知を根拠として、「A」株式に連動する派生商品から生じるキャピタル・ゲイン及び2014年11月17日以後中国「A」株から生じるキャピタル・ゲインに対する租税については、2025年12月31日現在、引当金を一切計上していない。

管理会社は、市場における最近のいかなる動向も考慮に入れながら、引き続き、継続して源泉徴収税の引当金に対するアプローチを見直していく予定である。

5. 関連当事者

本サブ・ファンドは当年度において以下のとおり重要な関連当事者との取引を締結した。これらすべての取引は、通常の業務かつ一般的な取引条件に基づいて契約された。

(a) 管理会社報酬

英領バージン諸島において設立された投資運用会社である管理会社は、説明覚書に規定される投資戦略を実施している。

本投資管理契約に基づき、管理会社は、説明覚書の定めに従い、各評価日における純資産額の年率1.6%を管理会社報酬として毎月後払いで受領する。当年度の損益計算書において、管理会社報酬として86,468米ドルが計上された。2025年12月31日付の負債には、管理会社報酬として8,175米ドルが計上された。

(b) 成功報酬

本投資管理契約に基づき、管理会社もまた、暦ベースでの四半期の最終評価日現在の受益証券1口当たりの純資産価額（該当する暦ベースでの四半期に関する成功報酬発生前。但し、関連する業績期間について宣言された又は支払われた配当金を含む。）が次のいずれか高い金額を超過した場合には、その超過額をベースとして計算される成功報酬を受領する権利を有する。

() 本サブ・ファンドに関し前回成功報酬が管理会社に支払われた最終暦ベースでの四半期の最終評価日の営業終了時点におけるこれら成功報酬控除後の受益証券1口当たりの純資産価額

() 受益証券が最初に募集された時点での当初募集価格

成功報酬の料率は15%であり、かかる報酬料率を上記の通り算出した受益証券1口当たりの純資産価額の超過分とかかる暦ベースでの四半期の各評価日直後の発行済受益証券の平均口数との積に乗じることで計算される。当年度の損益計算書に、成功報酬は計上されていない。2025年12月31日現在、未払いの成功報酬はない。

(c) 受託会社報酬及びファンド管理報酬

受託会社は、以下のとおり、本サブ・ファンドの月次純資産価額を基準に決定された受託会社報酬及びファンド管理報酬を毎月受領する権利がある。

純資産価額	純資産価額に対する料率(%) で示される受託会社報酬及び ファンド管理報酬年率
最初の150,000,000米ドル	0.135%
次の650,000,000米ドル	0.13%
それを超過する金額	0.125%

受託会社報酬及びファンド管理報酬は、月額最低4,500米ドルである。

当年度の損益計算書に、受託会社報酬及びファンド管理報酬として54,000米ドルが計上された。2025年12月31日現在の負債には、受託会社報酬及びファンド管理報酬の未払いとして4,655米ドルが計上された。

(d) 受託会社のグループ会社との残高/取引

当年度において、本サブ・ファンドの保管銀行であり、かつ本サブ・ファンドの受託会社のグループ会社の一つであるエイチ・エス・ピー・シー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッドは、各投資の売買取扱手数料として、1,445米ドルを計上した。

また当年度において本サブ・ファンドは、投資の売買に当たり本サブ・ファンドの受託会社のグループ会社の一つであるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（以下、「HSBC」という。）が提供するサービスを利用した。実施された取引及び支払われた手数料の詳細は、以下のとおりである。

	HSBCを通じて実施された取引評価額 (米ドル)	HSBCに支払われた取扱手数料及びその他の手数料 (米ドル)
2025年	89,432	135

本サブ・ファンドは、HSBCに銀行口座を保有している。また本サブ・ファンドは当年度において、HSBCとの借入有価証券関連の取引担保として保有される現金預金も保有することがある。2025年12月31日現在、現金預金や有価証券を担保としては保有しておらず、またそれらに対する担保設定もしていなかった。HSBCとの取引 / 残高に関する他の情報は、以下のとおりである。

	2025年 (米ドル)
保管銀行に預けられている投資商品	5,724,887
銀行預金	
銀行残高	153,256
受取利息	720
銀行手数料	(1,099)
専門家報酬	<u>6,650</u>

(e) 管理会社のグループ会社との残高 / 取引

当年度において本サブ・ファンドは、投資の売買に当たり本サブ・ファンド管理会社のグループ会社の株主であるジー・エフ・セキュリティーズ（香港）ブローカレッジ・リミテッドが提供するサービスを利用した。実施された取引及び支払われた手数料の詳細は、以下のとおりである。

	GFを通じて実施された取引評価額 (米ドル)	GFに支払われた取扱手数料及びその他の手数料 (米ドル)
2025年	177,816	290

6．発行済受益証券口数

受益証券口数	
2025年	
期首残高	9,295
発行済受益証券口数	-
買戻済受益証券口数	(423)
期末残高	<u>8,872</u>

各受益証券に伴う権利は以下のとおりである。

受益証券の保有者は、本サブ・ファンドの総会の招集通知を受領し、総会に参加し投票する権利を保有する。かかる各受益証券の保有者は、当該保有者の名前で登録されたかかる受益証券1口につき一票を投じる権利を有する。保有者は、本サブ・ファンドにより宣言され、支払われる配当金を受領する権利を有する。解散の場合、保有者は、本サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額に基づき資本の払戻しを受ける権利を有する。

本サブ・ファンドの配当可能な利益はすべて留保され、管理会社が決定する場合を除き、本サブ・ファンドからは一切配当金が支払われない。

7．ソフト・コミッションの契約

管理会社及び/又はその関連会社並びに代理人は、運用を行っている顧客のために仲介取引を行うブローカーとの間で、ソフトダラー/ソフト・コミッション分担契約を締結することができる。管理会社は、投資取引を行うブローカー及びその他の者（以下「ブローカー等」という。）から、（適用される法及び規制に基づき許可される通り）本サブ・ファンドにとり明らかに利益となる（ソフトダラー利益として公知される）リサーチレポート及びリサーチサービスを受領することができ、またこれらを維持する権限を付与されている。ソフトダラーは、投資取引実施の質が最良の執行基準にかなっており、かつ、ブローカー手数料率が慣習上のフル・サービス手数料率を超えていないことを条件として、ブローカー等から受領することができる。

かかるソフトダラーによる利益には、調査・助言サービス、経済・政治分析、評価及び運用成果測定等のポートフォリオ分析、市場分析、データ・相場情報サービス及び上記の商品・サービスに付随するソフトウェア、決済・保管銀行サービス、並びに投資関連の出版物が含まれることがある。疑義を避けるため、ソフトダラーによる利益には、交通費、宿泊費、交際費、一般に業務で使用される物品及びサービス、一般的事務機器若しくは施設、会費、従業員給与、又は直接的な金銭の支払は含まれない。

管理会社は、ブローカーが最良の業務執行を行っているか否かの決定に関連するとみなされた多くの判断要素を検討する。通常、ブローカーへ割り当てられる投資指図は、当該ブローカーのそれぞれが提供するサービスの範囲及び全体の質に基づいて行われる。サービスの質を判断する主な要素となるのは、ブローカーの実績及び能力である。その他の要素としては、提供される調査や投資に関する意見の質及び量、投資先となる可能性のある企業への接触並びに委託手数料率も考慮に入れられる。ブローカー等から受領するソフトダラー利益が、ブローカー間に投資指図を割り当てる際の決定要素にはならない。管理会社は、ソフトダラー手数料の分担契約に従いブローカー等を用いて実行される取引が、最良の業務執行基準に従って確実に行われるための方針及び手続きを実行している。管理会社が受領したソフトダラー利益は、管理会社の投資管理プロセスを円滑にするために使用され、管理会社がその顧客に対するすべての義務を履行する際の補助となり、また、管理会社が投資一任されている顧客勘定の一部又は全部に対しサービスを行う際に使用されることもある。一般に、受領した商品やサービスは、ソフトダラー利益が得られない顧客勘定も含め、すべての顧客の利益にすることができるため、管理会社は通常、ソフトダラー利益を特定の顧客勘定に割り当て又は帰属させることはない。

2025年12月31日に終了した事業年度において、管理会社は、総額2,154,192米ドルの取引に関するソフトダラー契約に基づき、調査・助言サービス、経済・政治分析、ポートフォリオ・市場分析、データ・相場情

報サービス及び上記の商品・サービスに付随するソフトウェア、並びに投資関連の出版物の提供を受けた。これらの取引に対し、2,915米ドルのコミッションが支払われる。

8. 公正価値に関する情報

本サブ・ファンドの投資は、公正価値で資産負債計算書に計上される。その他の金融商品については、当該金融商品が即時又は短期的な性格を有することから、簿価がおおよそその公正価値となる。

本サブ・ファンドは、その投資商品の公正価値を測定するために様々な方法を連続して用いる。FASBによる会計基準コード化第820(FASB ASC Topic 820)は、公正価値を定義し、公正価値の測定に関し統一的な枠組みを確立し、公正価値測定について開示範囲を拡大する。特にFASB ASC Topic 820は、公正価値の測定において、観測可能なインプットを最大限に使用し、観測不能なインプットの使用を最小限にするよう本サブ・ファンドに求めている。

(a) 公正価値のヒエラルキー

FASB ASC Topic 820は、評価技法のインプットが観測可能であるか否かによって評価技法のヒエラルキーを指定する。本サブ・ファンドは、観測可能なインプットの使用を最大化し、かつ、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を、可能な限り用いる。本サブ・ファンドは、主たる市場又は最も有利な市場において市場参加者が資産又は負債の価格設定の際に用いる仮定に基づき、公正価値を決定する。公正価値の測定における市場参加者の仮定を考慮する上で、以下の公正価値ヒエラルキーは、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別している。かかる観測可能なインプット及び観測不能なインプットは、以下のレベルのいずれか一つに分類される。

- レベル1 - 活発な市場における同一の商品の相場価格(未調整)であるインプット
- レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接(例:価格。)又は間接的に(例:価格から生じるもの。)観測可能なもの。本カテゴリーには、活発な市場における類似の商品の市場相場価格、活発という程度までは達していないと判断される市場における同一若しくは類似の商品の相場価格、又はすべての重要なインプットが市場データから直接若しくは間接的に観測可能であるその他の評価技法を利用して測定される商品が含まれる。
- レベル3 - 観測不能なインプット。本カテゴリーは、観測可能なデータに基づかないインプットによる商品の評価技法を含み、かつ、観測不能なインプットが当該商品の評価に重大な影響を及ぼすすべての商品が含まれる。本カテゴリーには、類似商品の相場価格に基づき評価される商品(但し、商品間の差異を反映するため重要な観測不能な調整又は仮定を要するもの。)が含まれる。

(b) 公正価値の決定

本サブ・ファンドは、公正価値で測定される投資有価証券について、以下の手続きにより公正価値を測定する。

市場価格が入手可能で、かつ、上場投資商品の場合、本サブ・ファンドは、公正価値を決定するために活発な市場の公表市場価格を通常使用し、かかる場合にはレベル1に分類される。

特定の投資商品に関して、市場価格が入手可能で、公正価値を測定することが適切な場合、本サブ・ファンドは当該市場価格を参照することにより当該投資商品の公正価値を算出し、かかる場合にはレベル2に分類される。

公表市場価格が入手不可能な場合、公正価値は、もし可能であれば、現在の市場価格のパラメーター又は金利、為替レート、オプションボラティリティ等の独自の情報源による市場パラメーターの使用により、独自に開発した評価手法に基づき評価される。かかる独自に開発された評価手法により評価された項目は、測定に関して重要となる最低水準のインプット又は評価基準に分類される。従って、観測可能な重要なインプット（上場企業の比較可能な市場を含む。）が利用可能となった場合であっても、レベル3に分類される場合がある。

(c) 連続して公正価値を測定する項目

下記の表は、2025年12月31日現在、連続して公正価値を測定する本サブ・ファンドの投資有価証券の公正価値ヒエラルキーのレベルを示している。

	2025年			合計 (米ドル)
	取引相場価格 (レベル1) (米ドル)	観測可能な インプット (レベル2) (米ドル)	重要な観測不能 インプット (レベル3)* (米ドル)	
資産				
株式	5,605,566	-	-	5,605,566
参加証券	-	119,321	-	119,321
合計	5,605,566	119,321	-	5,724,887

当年度中、公正価値ヒエラルキーのレベル1及びレベル2の間での移動又はレベル3への移動若しくはレベル3からの移動はなかった。

* 2025年12月31日現在、Real Gold Mining Ltd. (166,500株)は、市場から得られる観測可能なインプットが存在しないため、レベル3の投資商品として分類される。これは取引が停止され上場廃止となった株式であり、経営陣はその公正価値を0米ドルで見積もっている。

9. 財務ハイライト

受益証券1口当たりの運用成績

	2025年 (米ドル)
1月1日現在の受益証券1口当たりの純資産価額	520.45
<i>投資活動による収益:</i>	
純投資損失	(7.58)
投資及び為替にかかる純実現及び純未実現利益	146.50
投資活動による利益合計	138.92
12月31日現在の受益証券1口当たりの純資産価額	659.37
<i>トータル・リターン:</i>	
成功報酬控除前利益合計	26.69%
成功報酬	0.00%
成功報酬控除後利益合計	26.69%
<i>純投資損失対平均純資産比率:</i>	
成功報酬控除前純投資損失	(1.24)%
成功報酬	0.00%
成功報酬控除後純投資損失	(1.24)%
<i>経費対平均純資産比率:</i>	
成功報酬控除前経費	3.64%
成功報酬	0.00%
経費合計	3.64%

受益証券1口当たりの投資活動による純投資損失は、2025年12月31日終了事業年度における本サブ・ファンドの平均発行済受益証券口数に基づき計算されている。

トータル・リターンは、期末の受益証券1口当たりの純資産価額と期首の受益証券1口当たりの純資産価額を比較して算出される。個人の投資家のリターンは、資本取引の時期により異なる場合がある。

経費の比率は、本サブ・ファンド全体について計算される。個人投資家の比率は、資本取引の時期により異なる場合がある。

10. 補償

本サブ・ファンドは、通常の事業過程において、一般的な補償を提供するという種々の表明を含んだ契約を締結する。現在のところ発生していないが本サブ・ファンドに不利となる将来の請求権が含まれることから、かかる契約の下での本サブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかしながら経験上、本サブ・ファンドは、かかる損失のリスクがまず生じないものと予測している。

11. 後発事象

本財務諸表は、2026年4月24日に経営陣による承認を受けており、後発事象の評価は当該日までについて行われた。

2026年1月1日から2026年4月24日までの期間中、本サブ・ファンドは、受益証券の申込は受領していないが、55口、金額にして37,260米ドル相当の償還を受けた。

【投資有価証券明細表等】

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在

	保有高	公正価値 (米ドル)	純資産割合 (%)
上場株式			
香港（取得原価：2,869,059米ドル）			
銀行			
China Construction Bank Corp	213,000	211,310	3.61
China Merchants Bank Co Ltd	10,500	71,514	1.22
Industrial and Commercial Bank of China Ltd H Shrs	111,000	89,436	1.53
資本財			
China Railway Group Ltd H Shares	110,000	53,998	0.92
Sany Heavy Industry Co Ltd H Shares	11,400	32,229	0.55
一般消費財・サービス流通・小売り			
3DG Holdings International Ltd	533	36	-
Alibaba Group Holding Ltd	19,400	360,240	6.16
JD.com Inc	2,350	34,306	0.59
Luk Fook Holdings (International) Ltd	13,000	39,760	0.68
Pop Mart International Group Ltd	800	19,615	0.34
耐久消費財・アパレル			
ANTA Sports Products Ltd	5,400	56,070	0.96
消費者サービス			
Meituan	4,280	57,366	0.98
Trip.com Group Ltd	600	44,026	0.75
Yum China Holdings Inc	1,250	59,370	1.02
金融サービス			
CITIC Securities Co Ltd H Shares	9,000	31,782	0.54
China International Capital Corp Ltd H Shares	7,600	19,006	0.33
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd	2,300	120,767	2.06
食品・飲料・タバコ			
Nissin Foods Co Ltd	53,000	45,224	0.77

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在(続き)

	保有高	公正価値 (米ドル)	純資産割合 (%)
上場株式			
香港(取得原価: 2,869,059米ドル)(続き)			
保険			
AIA Group Ltd	9,800	102,826	1.76
China Pacific Insurance (Group) Co Ltd H Shares	13,200	60,693	1.04
Ping An Insurance (Group) Co of China Ltd H Shares	22,000	186,449	3.19
素材			
China BlueChemical Ltd H Shares	184,000	57,694	0.99
Zijin Mining Group Co Ltd H Shares	46,000	209,022	3.57
メディア・娯楽			
Kingsoft Corp Ltd	5,800	21,063	0.36
NetEase Inc	5,200	148,213	2.53
Tencent Holdings Ltd	6,900	532,014	9.09
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス			
3SBIO Inc	3,000	9,569	0.16
Abbisko Cayman Ltd	27,000	45,487	0.78
Akeso Inc	2,000	28,605	0.49
BeOne Medicines Ltd	4,200	98,554	1.68
Beijing Tong Ren Tang Chinese Medicine Co Ltd	61,000	66,630	1.14
Duality Biotherapeutics Inc	900	34,350	0.59
Jiangsu Hengrui Pharmaceuticals Co Ltd	4,800	43,980	0.75
Nanjing Leads Biolabs Co Ltd	800	5,243	0.09
Sichuan Kelun-Biotech Biopharmaceutical Co Ltd	300	15,390	0.26
テクノロジー・ハードウェアおよび機器			
CIG Shanghai Co Ltd H Shares	400	4,942	0.08
Xiaomi Corp Cl B	8,800	44,510	0.76
電気通信サービス			
China Mobile Ltd	21,500	226,832	3.88
China Telecom Corp Ltd H Shares	78,000	54,427	0.93

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在（続き）

	保有高	公正価値 (米ドル)	純資産割合 (%)
上場株式（続き）			
香港（取得原価：2,869,059米ドル）（続き）			
運輸			
Kerry Logistics Network Ltd	28,500	26,113	0.45
香港上場株式（ロング・ポジション）合計		3,368,661	57.58
中国本土（取得原価：457,715米ドル）			
資本財			
Contemporary Amperex Technology Co Ltd A Shares (SZHK)	3,500	185,031	3.16
Sungrow Power Supply Co Ltd A Shares (SZHK)	900	23,077	0.40
食品・飲料・タバコ			
Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd A Shares (SSC)	16,400	67,373	1.15
Kweichow Moutai Co Ltd A Shares (SSC)	600	119,397	2.04
Wuliangye Yibin Co Ltd A Shares (SZHK)	1,800	27,671	0.47
テクノロジー・ハードウェアおよび機器			
Foxconn Industrial Internet Co Ltd A Shares (SSC)	10,200	93,811	1.60
Luxshare Precision Industry Co Ltd A Shares (SZHK)	2,000	16,630	0.29
Shengyi Technology Co Ltd A Shrs (SSC)	1,400	14,185	0.24
中国本土上場株式（ロング・ポジション）合計		547,175	9.35

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在（続き）

	保有高	公正価値 (米ドル)	純資産割合 (%)
上場株式（続き）			
台湾（取得原価：1,144,563米ドル）			
資本財			
Acter Co Ltd	4,000	99,378	1.70
Sunonwealth Electric Machine Industry Co Ltd	6,000	30,521	0.52
半導体・半導体製造装置			
Asmedia Technology Inc	1,000	37,474	0.64
King Yuan Electronics Co Ltd	16,000	124,255	2.12
MediaTek Inc	2,000	90,576	1.55
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	11,000	533,248	9.11
テクノロジー・ハードウェアおよび機器			
Alltop Technology Co Ltd	6,000	46,595	0.80
Delta Electronics Inc	1,000	30,649	0.52
Elite Material Co Ltd	1,000	52,464	0.90
Gigabyte Technology Co Ltd	7,000	54,920	0.94
Hon Hai Precision Industry Co Ltd	6,000	43,629	0.75
Quanta Computer Inc	12,000	100,654	1.72
Taiwan Union Technology Corp	8,000	123,234	2.11
Tripod Technology Corp	10,000	102,217	1.75
Wistron Corp	17,010	79,747	1.36
Wiwynn Corp	1,000	140,169	2.40
台湾上場株式（ロング・ポジション）合計		<u>1,689,730</u>	<u>28.89</u>
上場株式（ロング・ポジション）合計 （取得原価：4,471,337米ドル）		<u>5,605,566</u>	<u>95.82</u>

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在（続き）

	保有高	公正価値 (米ドル)	純資産割合 (%)
非上場株式			
香港（取得原価：256,065米ドル）			
鉱物資源			
Real Gold Mining Ltd	166,500	-	-
参加証券（ロング・ポジション） （取得原価：142,813米ドル）			
CICC Financial Trading Ltd (Kweichow Moutai Co Ltd A Shares) P-note 12/14/2026	600	119,321	2.04
参加証券（ロング・ポジション）合計		<u>119,321</u>	<u>2.04</u>
投資商品（ロング・ポジション）合計 （取得原価：4,870,215米ドル）		5,724,887	97.86
現金及び現金同等物		153,256	2.62
その他純負債		<u>(28,177)</u>	<u>(0.48)</u>
純資産合計		<u>5,849,966</u>	<u>100.00</u>

[次へ](#)

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of assets and liabilities as at 31 December 2025

	<i>Note</i>	2025 US\$
Assets		
Investment in securities, at fair value (cost: US\$4,870,215)	5(d), 8	5,724,887
Dividends and interest receivable		8,604
Amounts due from brokers		13,352
Cash and cash equivalents	5(d)	153,256
Total assets		<u>5,900,099</u>
Liabilities		
Investment management fees payable	5(a)	8,175
Trustee and fund administration fees payable	5(c)	4,655
Amounts due to unitholders		2,633
Accrued expenses and other payables		34,670
Total liabilities		<u>50,133</u>
Net assets		<u>5,849,966</u>
Number of units in issue	6	<u>8,872</u>
Net asset value per unit	9	<u>659.37</u>

Approved and authorised for issue by the Manager and the Trustee on 24 April 2026.

Signed by: 
Value Partners Limited, *Manager*


HSBC Trustee (Cayman) Limited, *Trustee*

The notes on pages 9 to 28 and the investment schedule on pages 29 to 33 form part of these financial statements.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of operations for the year ended 31 December 2025

	Note	2025 US\$
Dividend income (net of withholding tax of US\$14,932)		129,557
Interest income	5(d)	720
Other income		2
		130,279
Investment management fees	5(a)	(86,468)
Trustee and fund administration fees	5(c)	(54,000)
Transaction fees	5(d),5(e)	(7,271)
Professional fees	5(d)	(20,701)
Auditors' remuneration		(24,838)
Bank charges	5(d)	(1,099)
Annual fees		(2,471)
Other operating expenses		(648)
		(197,496)
Net investment loss		(67,217)
Net realised gains on investments		1,191
Net unrealised gains on investments		1,325,257
Net foreign exchange gains		12,159
		1,338,607
Net increase in net assets resulting from operations		1,271,390

The notes on pages 9 to 28 and the investment schedule on pages 29 to 33 form part of these financial statements.

Statement of changes in net assets for the year ended 31 December 2025

	2025 US\$
Net realised gains on investments	1,191
Net unrealised gains on investments	1,325,257
Net foreign exchange gains	12,159
Net investment loss	<u>(67,217)</u>
Net increase in net assets resulting from operations	<u>1,271,390</u>
Units issued	-
Units redeemed	<u>(258,989)</u>
Net decrease in net assets resulting from capital transactions	<u>(258,989)</u>
Net increase in net assets	1,012,401
Net assets	
Beginning of year	<u>4,837,565</u>
End of year	<u>5,849,966</u>

The notes on pages 9 to 28 and the investment schedule on pages 29 to 33 form part of these financial statements.

Statement of cash flows for the year ended 31 December 2025

	2025 US\$
Operating activities	
Dividends received	123,503
Interest received	744
Other income received	2
Proceeds from sale of investments	2,339,670
Payments on purchase of investments	(2,114,335)
Operating expenses paid	(188,520)
Net cash generated from operating activities	<u>161,064</u>
Financing activities	
Payments on redemption of units	(256,356)
Net cash used in financing activities	<u>(256,356)</u>
Net decrease in cash and cash equivalents	(95,292)
Cash and cash equivalents (unrestricted) at beginning of year	<u>248,548</u>
Cash and cash equivalents (unrestricted) at end of year	<u>153,256</u>

The notes on pages 9 to 28 and the investment schedule on pages 29 to 33 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1 General

Value Partners Intelligent Funds (the "Trust") is an open-ended umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands pursuant to a Trust Deed dated 21 June 2000, as amended from time to time (the "Trust Deed"), as amended. The Trust registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 30 June 2000.

The Trust is able to issue units in various sub-funds and as at 31 December 2025, China Convergence Fund, JA-VP China New Century Fund and Chinese Mainland Focus Fund have been launched. China Convergence Fund, JA-VP China New Century Fund and Chinese Mainland Focus Fund commenced operations on 17 July 2000, 7 March 2002 and 27 November 2003 respectively.

These financial statements have been prepared for the JA-VP China New Century Fund (the "Sub-fund"). The financial statements of China Convergence Fund and Chinese Mainland Focus Fund have been prepared separately and consequently are not included in these financial statements.

As at 31 December 2025, the combined net assets of the Trust are as follows:

<i>Name of Sub-funds</i>	<i>Combined net assets 2025 US\$</i>
China Convergence Fund	114,990,847
Chinese Mainland Focus Fund	162,863,284
JA-VP China New Century Fund	<u>5,849,966</u>
Value Partners Intelligent Funds	<u>283,704,097</u>

The investment activities of the Sub-fund are managed by Value Partners Limited (the "Manager") and the administration of the Sub-fund is handled by HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Administrator") who has delegated its role to HSBC Institutional Trust Service (Asia) Limited.

The objective of the Sub-fund is to provide unitholders with medium to long-term capital appreciation by investing in a diversified portfolio of enterprises which are either (i) owned by private sector interests in the Greater China Region; or (ii) considered by the Manager to have the majority of their assets situated in, or the majority of their income derived from operations in the Greater China Region.

2 Significant accounting policies

The accompanying financial statements have been prepared in conformity with U.S. generally accepted accounting principles ("US GAAP"). The Sub-fund is considered an investment company under US GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC") 946, *Financial Services - Investment Companies* ("ASC 946"). The significant accounting policies adopted by the Sub-fund are as follows:

(a) Basis of preparation

The measurement currency of the financial statements is United States dollars ("US\$" or "USD") reflecting the fact that most of the transactions are denominated in USD as well as Hong Kong dollars ("HKD") which is pegged to USD. Units of the Sub-fund are issued and redeemed in USD and any distributions to investors will also be in USD.

The financial statements are presented in USD.

(b) Use of estimates

The preparation of financial statements in accordance with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year. Actual results could differ from those estimates.

(c) Foreign currency translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate ruling at the date of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to USD at the foreign currency closing exchange rate ruling at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency exchange differences relating to investments are included in gains and losses on investments. All other foreign currency exchange differences relating to monetary items, including cash and cash equivalents are presented as net foreign exchange gain or loss in the statement of operations. Foreign currency exchange differences arising on realised gains and losses on disposals or settlements of investments are recognised in the statement of operations.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Investments

(i) Classification

Investments consist of equity securities and participation note. The Sub-fund classifies all its investments held for trading, which are bought and held principally for the purpose of selling them in the near term.

(ii) Recognition

The Sub-fund recognises investments on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

A regular way purchase of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

Financial liabilities are not recognised unless one of the parties has performed their obligations under the contract.

(iii) Fair value measurement principles

"Fair value" is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Sub-fund has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Sub-fund measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as "active" if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Sub-fund measures instruments quoted in an active market at a last traded price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

The Sub-fund records derivative contracts at fair value. Changes in the fair value of derivative contracts are recorded as unrealised gains and losses. The Sub-fund generally records a realised gain or loss on the expiration, termination, or settlement of a derivative contract.

If there is no quoted price in an active market, then the Sub-fund uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

Investments in other unlisted investment funds are recorded at the net asset value per share as reported by the administrators of such funds.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Investments (continued)

(iv) Impairment

Financial assets that are stated at cost or amortised cost are reviewed at the date of each statement of assets and liabilities to determine whether there is objective evidence of impairment. If any such indication exists, an impairment loss is recognised in the statement of operations as the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the financial asset's original effective interest rate.

If in a subsequent period the amount of an impairment loss recognised on a financial asset carried at amortised cost decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down is reversed through the statement of operations.

(v) Derecognition

The Sub-fund uses the weighted average method to determine realised gains and losses on derecognition.

(e) Interest income and expense

Interest income and expense is recognised in the statement of operations as it accrues, using the original effective interest rate of the instrument calculated at the acquisition or origination date. Interest income and expense includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

(f) Dividend income

Dividend income relating to exchange-traded equity securities are recognised in the statement of operations on the ex-dividend date.

In some cases, the Sub-fund may choose to receive dividends in the form of additional shares rather than cash. In such cases the Sub-fund recognises the dividend income for the amount of the cash dividend alternative with the corresponding debit treated as an additional investment.

(g) Expenses

All expenses are recognised in the statement of operations on an accrual basis.

2 Significant accounting policies (continued)

(h) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents, including cash denominated in foreign currencies, represents cash deposits held at financial institutions. Cash and cash equivalents include short-term highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash and cash equivalents are carried at cost, plus accrued interest, which approximates fair value. Cash and cash equivalents are held for meeting short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. All cash and cash equivalents are unrestricted.

(i) Taxation

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Sub-fund is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax in the Cayman Islands.

Dividend and interest income received by the Sub-fund may be subject to withholding tax imposed in the country of origin. Investment income is recorded net of withholding tax and is recognised in the statement of operations as incurred. Refer to note 4 for more details.

(j) Related parties

For the purpose of these financial statements, parties are considered to be related to the Sub-fund if they have the ability, directly or indirectly, to control or exercise significant influence over the Sub-fund in making financial and operating decisions. Related parties may be individuals or entities.

(k) Offsetting of assets and liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of assets and liabilities when, and only when, the Sub-fund has a legal right to offset the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis for net realised gains and change in realised losses on investments and foreign currencies.

3 Financial instruments and associated risks

The Sub-fund maintains positions in a variety of derivative and non-derivative financial instruments as dictated by its investment management strategy. The Sub-fund's investments comprise equity securities and participation note.

The Sub-fund's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Sub-fund is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk.

Asset allocation is determined by the Manager who manages the distribution of the assets to achieve the investment objective. Divergence from target asset allocations and the composition of the portfolio is monitored by the Manager.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the date of the statement of assets and liabilities and the risk management policies employed by the Sub-fund are discussed below.

(a) Market risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk.

The Sub-fund's strategy on the management of investment risk is driven by the Sub-fund's investment objective. The investment objective of the Sub-fund is to provide unitholders with medium to long-term capital appreciation (in USD terms). The Sub-fund's market risk is managed on a daily basis by the Manager in accordance with policies and procedures in place. The Sub-fund's overall market positions are monitored on a timely basis by the Manager.

Details of the Sub-fund's investment portfolio as at the date of the statement of assets and liabilities are disclosed in the investment schedule. All individual investments are disclosed separately.

(i) Currency risk

The Sub-fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Sub-fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Sub-fund's assets or liabilities denominated in currencies other than the USD.

The Sub-fund is not subject to significant amounts of currency risk because most of the assets and liabilities are denominated in HKD which is pegged to the USD.

3 Financial instruments and associated risks (continued)**(a) Market risk (continued)****(i) Currency risk (continued)**

The Sub-fund's total net exposure to fluctuations in foreign currency exchange rates as at the date of the statement of assets and liabilities was as follows:

	<i>Net exposure</i>
	2025
	US\$
Chinese Yuan	567,675
Euro	2
Japanese Yen	48
Singapore dollar	1
New Taiwan dollar	1,702,215
	<u>2,269,941</u>

The Sub-fund does not expect any significant movements in the HKD/USD exchange rate as the HKD is pegged to the USD and accordingly the HKD foreign currency assets and liabilities have been excluded on the above analysis.

(ii) Interest rate risk

The majority of the Sub-fund's financial assets and liabilities are non-interest-bearing.

All interest-bearing financial assets and liabilities mature or reprice in the short-term, no longer than twelve months. As a result, the Sub-fund is subject to limited exposure to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Any excess cash and cash equivalents of the Sub-fund are invested in short-term instruments.

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of the instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

As the majority of the Sub-fund's financial instruments are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of operations, all changes in market conditions will directly affect net assets resulting from operations and the financial instruments' carrying amounts on the statement of assets and liabilities.

Price risk is mitigated by the Manager by constructing a diversified portfolio of instruments traded on various markets. In addition, price risk may be hedged using derivative financial instruments such as options, warrants or futures.

3 Financial instruments and associated risks (continued)

(b) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Sub-fund. Credit risk generally is higher when a non-exchange-traded financial instrument is involved, because the counterparty is not backed by an exchange clearing house.

The Sub-fund's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

Credit risk arising on transactions with brokers relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved.

The carrying amounts of financial assets best represent the maximum credit risk exposure on the statement of assets and liabilities.

As at 31 December 2025, there were no significant concentrations of credit risk to counterparties except to the custodian. Substantially all the financial instruments are cleared through and held in custody primarily by one major international institution. The Sub-fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfil its obligations either to return the Sub-fund's securities or repay amounts owed. The institution is rated investment-grade or equivalent per internationally recognized credit rating agencies. The Sub-fund does not anticipate any losses as a result of this concentration.

(c) Liquidity risk

The Sub-fund's Explanatory Memorandum provides for the daily creation and cancellation of units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions at any time.

The Sub-fund invested in a closed-ended fund which is not traded in an organised public market. The Sub-fund also invested in an equity which is suspended and delisted from trading as at year end. These investments generally might be illiquid. As a result, the Sub-fund might not be able to liquidate these investments quickly at an amount close to its fair value in order to meet its liquidity requirements, or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

The Sub-fund predominantly invested in listed equity securities which are considered to be readily realisable as they are all listed on major stock exchanges.

(d) Derivative contracts

As at 31 December 2025, the Sub-fund's holding in participation note as specified in the following table:

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

3 Financial instruments and associated risks (continued)

(d) Derivative contracts (continued)

As at 31 December 2025

Type of contract	Expiration	Underlying	Long exposure Fair value US\$	Amounts included in the statement of operations	
				Realised gain/loss US\$	Change in unrealised gain/loss US\$
Participation note	14 December 2026	Kweichow Moutai Co Ltd A Shares	119,321	-	(6,033)

The participation note disclosed above is the only derivative contract that the Sub-fund entered into during the year ended 31 December 2025.

(e) Offsetting financial assets and financial liabilities

None of the financial assets and financial liabilities is offset in the statement of financial position.

The enforceable master netting arrangements do not meet the criteria for offsetting in the statement of assets and liabilities. This is because they create a right of set-off of recognised amounts that is enforceable only following on event of default, insolvency or bankruptcy of the Sub-fund or its counterparties. In addition, the Sub-fund and its counterparties do not intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

The gross amounts of recognised financial assets and financial liabilities and their net amounts presented in the statement of assets and liabilities have been measured in the statement of assets and liabilities at fair value.

As at 31 December 2025

Financial assets subject to enforceable master netting arrangements

	Gross amounts of recognised financial assets \$	Gross amounts of recognised financial liabilities offset in the statement of assets and liabilities \$	Net amounts of financial assets presented in the statement of assets and liabilities \$	Amounts of financial instruments (including non-cash collateral) \$	Cash collateral received \$	Net amount \$
Derivative financial instruments: - Participation note - Counterparty A	119,321	-	119,321	-	-	119,321

4 Taxation

- (a) There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands as the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital gains taxes. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.
- (b) The Sub-fund recognises the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more likely than not (i.e. greater than 50 percent) to be sustained assuming examination by a taxing authority based on the technical merits of the position. In evaluating whether a tax position has met the recognition threshold, the Sub-fund must presume that the position will be examined by the appropriate taxing authority that has full knowledge of all relevant information. A tax position that meets the more likely than not recognition threshold is measured to determine the amount of benefit to recognise in the Sub-fund's financial statements. Income tax and related interest and penalties would be recognised by the Sub-fund as tax expense in the statement of operations if the tax positions were deemed to not meet the more likely than not threshold.

The Sub-fund analyses all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for exam by taxing authorities, as defined by the Statute of Limitations in each jurisdiction. The Sub-fund identifies its major tax jurisdictions as the Cayman Islands and foreign jurisdictions where the Sub-fund makes significant investments. The Sub-fund invests and earns income in Mainland China, Hong Kong, Taiwan and the United States. Pursuant to local tax laws, the general statute of limitations for taxes is 3 to 5 years (no statute of limitations for tax fraud or evasion) in Mainland China, 6 years (10 years for fraud or wilful tax evasion) in Hong Kong, 7 years in Taiwan, and generally 3 to 6 years in the United States. The Sub-fund has no examinations by taxing authorities in progress.

Management has analysed the Sub-fund's tax positions, and has concluded that no liability for unrecognised tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognised tax benefits will significantly change in the next twelve months.

- (c) The Hong Kong Unified Fund Exemption Regime provides profits tax exemption for funds whether or not the central management and control of the funds is exercised in Hong Kong subject to certain conditions. The Manager believe that they have implemented steps to enable the Sub-fund to meet the exemption criteria under the Funds Exemption Ordinance.

The Manager have determined that the Sub-fund is qualified for the Hong Kong Unified Fund Exemption Regime, as such the Sub-fund is not subject to Hong Kong profits tax in respect of its investment activities. If the Sub-fund does not meet the exemption criteria under the Inland Revenue Ordinance, the Sub-fund may be subject to Hong Kong profits tax in respect of any profits which arise in or are derived from Hong Kong and which are not capital in nature and determined as non-Hong Kong sourced. Capital gains, interest and dividend income including share dividend received by the Sub-fund may be subject to non-recoverable withholding tax imposed on the country of origin. Capital gains and investment income are recorded gross of withholding tax in profit or loss.

4 Taxation (continued)

If a sub-fund is required by the laws of any relevant jurisdiction to make a withholding from any redemption proceeds payable to the shareholders, the amount of such withholding shall be deducted from the redemption proceeds otherwise payable to such person. Further, the Manager may withhold the whole or any part of any redemption payment to any shareholder and set it off against any unpaid amounts due from that shareholder to the relevant sub-fund or the Manager.

As at 31 December 2025, no provision for taxation has been made in the statement of comprehensive income.

- (d) In preparing these financial statements, the Manager has made certain assumptions and used various estimates concerning the tax exposure which is dependent on what might happen in the future. The resulting accounting estimates may not equal the related actual results.

The Sub-fund invests in derivative instruments linked to "A" shares, issued by one or more Qualified Foreign Institutional Investors ("QFII") or their affiliates as well as "A" shares of companies listed in the PRC, via the Manager's QFII quota.

On 14 November 2014, the Ministry of Finance of the PRC (the "MoF"), the State Taxation Administration of the PRC ("STA") and the China Securities Regulatory Commission (the "CSRC") jointly issued the "Notice on temporary exemption of Corporate Income Tax on capital gains derived from the transfer of equity investment assets such as PRC domestic stocks by QFII and RQFII" (the "Notice"). According to the Notice, amongst other things, QFIIs and RQFIIs, which do not have an establishment or place of business in the PRC or have an establishment or place in the PRC but the income so derived in the PRC is not effectively connected with such establishment, will be temporarily exempt from corporate income tax on gains derived from the transfer of PRC equity investment assets (including China "A" shares) effective from 17 November 2014. Accordingly, as at 31 December 2025, the Sub-fund had not made any provision for the tax on capital gains on derivatives instruments linked to "A" shares and China "A" shares on or after 17 November 2014 based on the Notice.

As at 31 December 2025, capital gains derived by QFIIs / RQFIIs from trading of PRC securities are exempt from PRC Value-Added Tax ("VAT") pursuant to the Notice of the Ministry of Finance and the STA on Full Launch of the Pilot Scheme on Levying VAT in Place of Business Tax (Caishui [2016] No. 36) and the Supplementary Notice of the Ministry of Finance and the STA on VAT Policies for Interbank Dealings of Financial Institutions (Caishui [2016] No. 70). Such VAT exemption has been extended to 31 December 2027 in accordance with the Announcement on Matters Concerning the Alignment of VAT Preferential Policies After the Implementation of the VAT Law (Announcement No. 10 [2026] of the Ministry of Finance and the STA).

Accordingly, as at 31 December 2025, the Sub-fund had not made any provision for the tax on capital gains on derivatives instruments linked to "A" shares and China "A" shares on or after 17 November 2014 based on the Notice.

The Manager will continually reassess the withholding income tax provisioning approach on an on-going basis taking into account any recent development in the market.

5 Related party transactions

The Sub-fund entered into the following material related party transactions for the year. All such transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

(a) *Investment management fees*

The Manager, an investment management company incorporated in British Virgin Islands, has implemented the investment strategy as specified in the Explanatory Memorandum.

Under the Investment Management Agreement, the Manager receives a management fee monthly in arrears at an annual rate of 1.6% of the net assets on each valuation day as defined in the Explanatory Memorandum. An investment management fee of US\$86,468 was charged to the statement of operations during the year. Investment management fees payable of US\$8,175 is included in liabilities as at 31 December 2025.

(b) *Performance fees*

Under the Investment Management Agreement, the Manager is also entitled to a performance fee, calculated at a high-on-high basis, if the net asset value per unit as at the last valuation day of a calendar quarter (prior to the accrual of any performance fee for that calendar quarter but including any distribution declared or paid in respect of the relevant performance periods) exceeds the higher of:

- (i) the net asset value per unit as at the close of business on the last valuation day in the last calendar quarter in respect of which a performance fee was paid to the Manager in respect of the Sub-fund, after payment of such performance fee; and
- (ii) the initial offer price at which the units were first offered.

The rate of performance fees payable is 15% and is calculated by multiplying this fee rate by the product of the excess of the net asset value per unit (calculated as stated above) and the average of the number of units in issue immediately after each valuation day in the relevant calendar quarter. No performance fees were charged to the statement of operations during the year. No performance fees payable as at 31 December 2025.

5 Related party transactions (continued)

(c) Trustee and fund administration fees

The Trustee is entitled to monthly trustee and fund administration fees which are determined based on the monthly net asset value of the Sub-fund as below:

<i>Net asset value</i>	<i>Trustee and fund administration fee per annum shown as % of net asset value</i>
First US\$150 million	0.135%
Next US\$650 million	0.13%
Thereafter	0.125%

The trustee and fund administration fees are subject to a monthly minimum of US\$4,500.

Trustee and fund administration fees of US\$54,000 were charged to the statement of operations during the year. Trustee and fund administration fees payables of US\$4,655 is included in liabilities as at 31 December 2025.

(d) Balances/transactions with the group company of the Trustee

During the year, the Custodian of the Sub-fund, HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited, which is a group company of the Trustee of the Sub-fund, charged transaction fees of US\$1,445 for handling each purchase or sale of investments.

During the year, the Sub-fund utilised the services of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited ("HSBC"), which is a group company of the Trustee of the Sub-fund, in its purchase and sale of investments. Details of such transactions executed and fees paid are set out below:

	<i>Value of transactions executed through HSBC</i> US\$	<i>Commission and other fees paid to HSBC</i> US\$
Year 2025	89,432	135

5 Related party transactions (continued)

The Sub-fund maintains bank accounts with HSBC. The Sub-fund may also maintain cash deposits which were held as collateral for transactions involving borrowed securities with HSBC during the year. No cash deposits and securities were held or pledged as collateral as at 31 December 2025.

Other information relating to the transactions/balances with HSBC is set out below:

	2025 US\$
Investments held with custodian	5,724,887
Bank accounts	
Bank balance	153,256
Interest income	720
Bank charges	(1,099)
Professional fees	<u>6,650</u>

(e) Balances/transactions with the group company of the Manager

During the year, the Sub-fund utilised the services of GF Securities (Hong Kong) Brokerage Limited, which is a shareholder of group company of the Manager of the Sub-fund, in its purchase and sale of investments. Details of such transactions executed and fees paid are set out below:

	<i>Value of transactions executed through GF US\$</i>	<i>Commission and other fees paid to GF US\$</i>
Year 2025	177,816	290

6 Units in issue

	<i>Number of units 2025</i>
As at 1 January	9,295
Issue of units	-
Redemption of units	<u>(423)</u>
As at 31 December	<u>8,872</u>

The rights attaching to each unit are as follows:

The holders of the units have the right to receive notice of, attend and vote at meetings of the Sub-fund. The holder of each such unit has the right to one vote for each such unit registered in his name. The holders are entitled to receive all dividends declared and paid by the Sub-fund. Upon winding up, the holders are entitled to a return of capital based on the net assets value per unit of the Sub-fund.

All distributable profits of the Sub-fund will be accumulated and no distribution of income will be made from the Sub-fund, unless otherwise determined by the Manager.

7 Soft commission arrangements

The Manager and/or any company associated with it and its delegates may enter into soft dollars/commission sharing arrangements with brokers through which brokerage transactions are entered on behalf of clients under management. The Manager may receive, and is entitled to retain, research products and services (known as soft dollar benefits) which are of demonstrable benefit to the Sub-fund (as may be permitted under applicable rules and regulations) from brokers and other persons through whom investment transactions are carried out (the "brokers"). Soft dollars may be received from them provided that the quality of transaction execution is consistent with best execution standards and brokerage rates are not in excess of the customary full-service brokerage rates.

Such soft dollar benefits may include research and advisory services; economic and political analysis; portfolio analysis, including valuation and performance measurement; market analysis, data and quotation services and software incidental to the above goods and services; clearing and custodian services and investment related publications. For the avoidance of doubt, soft dollar benefits do not include travel, accommodation, entertainment, general administrative goods and services, general office equipment or premises, membership fees, employee salaries or direct money payments.

The Manager considers many judgemental factors deemed relevant in determining whether a broker provides best execution. In general, investment orders are allocated to brokers based on the range and overall quality of services offered by the broker. The core factors in determining the quality of services are the execution performance and capability of the broker. Other factors, such as the quality and quantity of research and investment ideas offered, access to potential investee companies and commission rate charges, would also be taken into consideration. Soft dollar benefits received from brokers should not be a determinant factor on allocating orders among brokers. The Manager has implemented policies and procedures to ensure that transactions executed with brokers pursuant to a soft dollar commission sharing arrangement are conducted in the best execution standard. Soft dollars benefits received by the Manager are used to facilitate in the Manager's investment management process, such benefits assist the Manager in fulfilling its overall duty to clients and may be used in servicing any or all of the Manager's client accounts over which the Manager exercises investment discretion. The Manager does not usually attempt to allocate/attribute the soft dollar benefits to individual client account, as goods and services obtained may be beneficial to all clients in general, including those client accounts that do not generate credit to acquire the soft dollar benefits.

For the year ended 31 December 2025, the Manager obtained research and advisory services; economic and political analysis; portfolio and market analysis, data and quotation services and software incidental to the above goods and services; and investment related publications through soft dollar arrangements on transaction amounting to US\$2,154,192. Commission which amounted to US\$2,915 is paid for these transactions.

8 Fair value

The Sub-fund's investments are carried at fair value on the statement of assets and liabilities. The carrying amounts of other financial assets and liabilities approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

The Sub-fund utilises various methods to measure the fair value of its investments on a recurring basis. Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification Topic 820 (FASB ASC Topic 820) defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and expands disclosure requirements about fair value measurements. FASB ASC Topic 820, among other things, requires the Sub-fund to maximise the use of observable inputs and minimise the use of unobservable input when measuring fair value.

(a) Fair value hierarchy

FASB ASC Topic 820 specifies a hierarchy of valuation techniques based on whether the inputs to those valuation techniques are observable or unobservable. The Sub-fund utilises valuation techniques that maximise the use of observable inputs and minimise the use of unobservable inputs to the extent possible. The Sub-fund determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorised in one of the following levels:

- Level 1: Inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques in which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: Inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments but for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

8 Fair value (continued)**(b) Determination of fair value**

The Sub-fund measures fair value using the procedures set out below for the investments measured at fair value.

When available and for quoted investments, the Sub-fund generally uses quoted market prices in active markets to determine fair value, and classifies such items in Level 1.

In some cases where a market price is available and relevant to measure the fair value of a particular investment, the Sub-fund will calculate the fair value of such investment by reference to such market price, in which case the items are classified in Level 2.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based or independently sourced market parameters, such as interest rates, currency rates, option volatilities, etc. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified in Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable, including market comparables of listed companies.

(c) Items measured at fair value on a recurring basis

The following table presents for each of the fair value hierarchy levels the Sub-fund's investments that are measured at fair value on a recurring basis as at 31 December 2025.

	2025			Total US\$
	Quoted market price (Level 1) US\$	Quoted observable inputs (Level 2) US\$	With significant unobservable inputs (Level 3)* US\$	
Assets				
Equity securities	5,605,566	-	-	5,605,566
Participation note	-	119,321	-	119,321
Total	5,605,566	119,321	-	5,724,887

There were no transfers between Level 1 and Level 2, or transfers into or out of Level 3 of the fair value hierarchy during the year.

* The investment in Real Gold Mining Ltd. (166,500 shares) as at 31 December 2025 is classified as level 3 investments since there is no observable inputs from the market. It is suspended and delisted shares and the management estimate that the fair value is considered as zero.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

9 Financial highlights

Operating performance per unit:

	2025 US\$
Net asset value per unit as at 1 January	520.45
Income from investment operations:	
Net investment loss	(7.58)
Net realised and unrealised gains on investments and foreign exchange gains	146.50
Total gain from investment operations	138.92
Net asset value per unit as at 31 December	659.37
Total return:	
Total return before performance fee	26.69%
Performance fee	0.00%
Total return after performance fee	26.69%
Ratio of net investment loss to average net assets:	
Net investment loss before performance fee	(1.24%)
Performance fee	0.00%
Net investment loss after performance fee	(1.24%)
Ratio of expenses to average net assets:	
Expenses before performance fee	3.64%
Performance fee	0.00%
Total expenses	3.64%

9 Financial highlights (continued)

Net investment loss from investment operations per unit is calculated based on average number of units outstanding of the Sub-fund for the year ended 31 December 2025.

Total return is calculated by comparing the ending net asset value ("NAV") per unit to the beginning NAV per unit. An individual investor's return may vary from these based on the timing of capital transactions.

Expense ratio is calculated for the Sub-fund as a whole. An individual investor's ratios may vary from these ratios based on the timing of capital transactions.

10 Indemnification

In the normal course of business, the Sub-fund enters into contracts that contain a variety of representations which provide general indemnifications. The Sub-fund's maximum exposure under these agreements is unknown as this would involve future claims that may be against the Sub-fund that have not yet occurred. However, based on experience, the Sub-fund expects the risk of loss to be remote.

11 Subsequent events

These financial statements were approved by management on 24 April 2026. Subsequent events have been evaluated through this date.

From the period from 1 January 2026 to 24 April 2026, the Sub-fund did not receive any subscription of units but redemption of 55 units which amounted to US\$37,260.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Investment schedule As at 31 December 2025

	<i>Holdings</i>	<i>Fair value</i> US\$	<i>% of</i> <i>net</i> <i>assets</i>
Listed equity securities			
Hong Kong (cost: US\$ 2,869,059)			
<i>Banks</i>			
China Construction Bank Corp	213,000	211,310	3.61
China Merchants Bank Co Ltd	10,500	71,514	1.22
Industrial and Commercial Bank of China Ltd H Shrs	111,000	89,436	1.53
<i>Capital Goods</i>			
China Railway Group Ltd H Shares	110,000	53,998	0.92
Sany Heavy Industry Co Ltd H Shares	11,400	32,229	0.55
<i>Consumer Discretionary Distribution & Retail</i>			
3DG Holdings International Ltd	533	36	-
Alibaba Group Holding Ltd	19,400	360,240	6.16
JD.com Inc	2,350	34,306	0.59
Luk Fook Holdings (International) Ltd	13,000	39,760	0.68
Pop Mart International Group Ltd	800	19,615	0.34
<i>Consumer Durables & Apparel</i>			
ANTA Sports Products Ltd	5,400	56,070	0.96
<i>Consumer Services</i>			
Meituan	4,280	57,366	0.98
Trip.com Group Ltd	600	44,026	0.75
Yum China Holdings Inc	1,250	59,370	1.02
<i>Financial Services</i>			
CITIC Securities Co Ltd H Shares	9,000	31,782	0.54
China International Capital Corp Ltd H Shares	7,600	19,006	0.33
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd	2,300	120,767	2.06
<i>Food, Beverage & Tobacco</i>			
Nissin Foods Co Ltd	53,000	45,224	0.77

Investment schedule
As at 31 December 2025 (Continued)

	<i>Holdings</i>	<i>Fair value</i> US\$	<i>% of</i> <i>net</i> <i>assets</i>
Listed equity securities			
Hong Kong (cost: US\$ 2,869,059) (Continued)			
<i>Insurance</i>			
AIA Group Ltd	9,800	102,826	1.76
China Pacific Insurance (Group) Co Ltd H Shares	13,200	60,693	1.04
Ping An Insurance (Group) Co of China Ltd H Shares	22,000	186,449	3.19
<i>Materials</i>			
China BlueChemical Ltd H Shares	184,000	57,694	0.99
Zijin Mining Group Co Ltd H Shares	46,000	209,022	3.57
<i>Media & Entertainment</i>			
Kingsoft Corp Ltd	5,800	21,063	0.36
NetEase Inc	5,200	148,213	2.53
Tencent Holdings Ltd	6,900	532,014	9.09
<i>Pharmaceuticals, Biotechnology & Life Sciences</i>			
3SBIO Inc	3,000	9,569	0.16
Abbisko Cayman Ltd	27,000	45,487	0.78
Akeso Inc	2,000	28,605	0.49
BeOne Medicines Ltd	4,200	98,554	1.68
Beijing Tong Ren Tang Chinese Medicine Co Ltd	61,000	66,630	1.14
Duality Biotherapeutics Inc	900	34,350	0.59
Jiangsu Hengrui Pharmaceuticals Co Ltd	4,800	43,980	0.75
Nanjing Leads Biolabs Co Ltd	800	5,243	0.09
Sichuan Kelun-Biotech Biopharmaceutical Co Ltd	300	15,390	0.26
<i>Technology Hardware & Equipment</i>			
CIG Shanghai Co Ltd H Shares	400	4,942	0.08
Xiaomi Corp Cl B	8,800	44,510	0.76
<i>Telecommunication Services</i>			
China Mobile Ltd	21,500	226,832	3.88
China Telecom Corp Ltd H Shares	78,000	54,427	0.93

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Investment schedule As at 31 December 2025 (Continued)

	Holdings	Fair value US\$	% of net assets
Listed equity securities (Continued)			
Hong Kong (cost: US\$2,869,059) (Continued)			
<i>Transportation</i>			
Kerry Logistics Network Ltd	28,500	26,113	0.45
Total Hong Kong listed equity securities in long position		3,368,661	57.58
China (cost: US\$457,715)			
<i>Capital Goods</i>			
Contemporary Amperex Technology Co Ltd A Shares (SZHK)	3,500	185,031	3.16
Sungrow Power Supply Co Ltd A Shares (SZHK)	900	23,077	0.40
<i>Food, Beverage & Tobacco</i>			
Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd A Shares (SSC)	16,400	67,373	1.15
Kweichow Moutai Co Ltd A Shares (SSC)	600	119,397	2.04
Wuliangye Yibin Co Ltd A Shares (SZHK)	1,800	27,671	0.47
<i>Technology Hardware & Equipment</i>			
Foxconn Industrial Internet Co Ltd A Shares (SSC)	10,200	93,811	1.60
Luxshare Precision Industry Co Ltd A Shares (SZHK)	2,000	16,630	0.29
Shengyi Technology Co Ltd A Shrs (SSC)	1,400	14,185	0.24
Total China listed equity securities in long position		547,175	9.35

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Investment schedule As at 31 December 2025 (Continued)

	Holdings	Fair value US\$	% of net assets
Listed equity securities (Continued)			
Taiwan (cost: US\$1,144,563)			
Capital Goods			
Acter Co Ltd	4,000	99,378	1.70
Sunonwealth Electric Machine Industry Co Ltd	6,000	30,521	0.52
Semiconductors & Semiconductor Equipment			
Asmedia Technology Inc	1,000	37,474	0.64
King Yuan Electronics Co Ltd	16,000	124,255	2.12
MediaTek Inc	2,000	90,576	1.55
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	11,000	533,248	9.11
Technology Hardware & Equipment			
Alltop Technology Co Ltd	6,000	46,595	0.80
Delta Electronics Inc	1,000	30,649	0.52
Elite Material Co Ltd	1,000	52,464	0.90
Gigabyte Technology Co Ltd	7,000	54,920	0.94
Hon Hai Precision Industry Co Ltd	6,000	43,629	0.75
Quanta Computer Inc	12,000	100,654	1.72
Taiwan Union Technology Corp	8,000	123,234	2.11
Tripod Technology Corp	10,000	102,217	1.75
Wistron Corp	17,010	79,747	1.36
Wiwynn Corp	1,000	140,169	2.40
Total Taiwan listed equity securities in long position		<u>1,689,730</u>	<u>28.89</u>
Total listed equity securities in long position (cost: US\$ 4,471,337)		<u>5,605,566</u>	<u>95.82</u>

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Investment schedule As at 31 December 2025 (Continued)

	<i>Holdings</i>	<i>Fair value</i> US\$	<i>% of</i> <i>net</i> <i>assets</i>
Unlisted equity securities			
Hong Kong (cost: US\$ 256,065)			
<i>Mineral Resources</i>			
Real Gold Mining Ltd	166,500	-	-
		-----	-----
Participation note in long position (cost: US\$142,813)			
CICC Financial Trading Ltd (Kweichow Moutai Co Ltd A Shares) P-note 12/14/2026	600	119,321	2.04
		-----	-----
Total participation note in long position		119,321	2.04
		-----	-----
Total investments in long position (cost: US\$ US\$4,870,215)		5,724,887	97.86
		-----	-----
Cash and cash equivalents		153,256	2.62
		-----	-----
Other net liabilities		(28,177)	(0.48)
		-----	-----
Total net assets		5,849,966	100.00
		-----	-----

(2) 【2024年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
資産負債計算書
2024年12月31日現在

	注記	2024年	
		(米ドル)	(日本円)
資産			
公正価値による有価証券への投資額 (取得原価：5,107,711米ドル)	5(d), 8	4,637,126	743,795,010
未収配当金及び利息		2,574	412,870
現金及び現金同等物	5(d)	248,548	39,867,099
資産合計		<u>4,888,248</u>	<u>784,074,979</u>
負債			
未払管理会社報酬	5(a)	6,556	1,051,582
未払受託会社報酬及びファンド管理報酬	5(c)	4,505	722,602
未払費用及びその他の未払金		39,622	6,355,369
負債合計		<u>50,683</u>	<u>8,129,553</u>
純資産		<u>4,837,565</u>	<u>775,945,426</u>
発行済受益証券口数	6	<u>9,295</u> 口	
受益証券1口当たり純資産価格	9	<u>520.45</u>	<u>83,480</u>

管理会社及び受託会社により2025年4月30日付で発行が承認された。

バリュー・パートナーズ・リミテッド

エイチエスピーシー・トラスティー
(ケイマン)リミテッド

代表者

代表者

[署 名]

[署 名]

管理会社

受託会社

11頁から30頁（訳注：原文）の注記及び31頁から35頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

【損益計算書】

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
 損益計算書
 2024年12月31日終了事業年度

	注記	2024年	
		(米ドル)	(日本円)
受取配当金 (源泉徴収税13,524米ドル控除後の純額)		141,844	22,751,778
受取利息	5(d)	1,715	275,086
その他収益		49	7,860
		<u>143,608</u>	<u>23,034,723</u>
管理会社報酬	5(a)	(74,974)	(12,025,830)
受託会社報酬及びファンド管理報酬	5(c)	(53,855)	(8,638,342)
取引手数料	5(d)	(7,871)	(1,262,508)
専門家報酬	5(d)	(46,302)	(7,426,841)
監査報酬		(29,314)	(4,701,966)
銀行手数料	5(d)	(956)	(153,342)
年間報酬		(1,973)	(316,469)
支払利息		(307)	(49,243)
その他営業費用		(14,400)	(2,309,760)
		<u>(229,952)</u>	<u>(36,884,301)</u>
純投資損失		<u>(86,344)</u>	<u>(13,849,578)</u>
投資にかかる純実現損失		(155,714)	(24,976,526)
投資にかかる純未実現利益		536,662	86,080,585
純外国為替差損		(4,225)	(677,690)
投資及び為替にかかる純実現及び純未実現利益		<u>376,723</u>	<u>60,426,369</u>
運用による純資産の純増加額		<u>290,379</u>	<u>46,576,792</u>

11頁から30頁（訳注：原文）の注記及び31頁から35頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
純資産変動計算書
2024年12月31日終了事業年度

	2024年	
	(米ドル)	(日本円)
投資にかかる純実現損失	(155,714)	(24,976,526)
投資にかかる純未実現利益	536,662	86,080,585
純外国為替差損	(4,225)	(677,690)
純投資損失	<u>(86,344)</u>	<u>(13,849,578)</u>
運用による純資産の純増加額	<u>290,379</u>	<u>46,576,792</u>
発行済受益証券額	-	-
買戻済受益証券額	<u>(153,890)</u>	<u>(24,683,956)</u>
資本取引による純資産の純減少額	<u>(153,890)</u>	<u>(24,683,956)</u>
純資産の純増加額	136,489	21,892,836
純資産額		
期首現在額	<u>4,701,076</u>	<u>754,052,590</u>
期末現在額	<u>4,837,565</u>	<u>775,945,426</u>

11頁から30頁（訳注：原文）の注記及び31頁から35頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA-VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日終了事業年度

	2024年	
	(米ドル)	(日本円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
受取配当金	146,843	23,553,617
受取利息	1,896	304,118
その他受取収益	49	7,860
投資商品売却による受取金	2,548,005	408,700,002
投資商品購入にかかる支払額	(2,425,908)	(389,115,643)
支払営業費用	(227,998)	(36,570,879)
支払利息	(341)	(54,696)
営業活動から発生した純キャッシュ・フロー	42,546	6,824,378
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券発行受取金額	-	-
受益証券買戻支払金額	(153,890)	(24,683,956)
財務活動に使用された純キャッシュ・フロー	(153,890)	(24,683,956)
現金及び現金同等物の純減少額	(111,344)	(17,859,578)
現金及び現金同等物（一般）期首残高	359,892	57,726,677
現金及び現金同等物（一般）期末残高	248,548	39,867,099

11頁から30頁（訳注：原文）の注記及び31頁から35頁（訳注：原文）の投資有価証券明細表は本財務諸表の一部である。

JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
2024年12月31日終了事業年度
財務諸表に対する注記(米ドル表記)

(本注記においては、ファンドを「本サブ・ファンド」といい、トラストを「本トラスト」という。)

1. 概要

バリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンド(以下「本トラスト」という。)は、2000年6月21日付信託証書(その後の改正を含む。以下「信託証書」という。)に従い、ケイマン諸島法に基づいて設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。本トラストは2000年6月30日にケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

本トラストは、様々なサブ・ファンドの受益証券を発行することが可能であり、2024年12月31日現在、チャイナ・コンバージェンス・ファンド、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドが設定されている。チャイナ・コンバージェンス・ファンド、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドは、それぞれ2000年7月17日、2002年3月7日、2003年11月27日に運用を開始した。

これらの財務諸表は、JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド(以下「本サブ・ファンド」という。)のために作成されている。チャイナ・コンバージェンス・ファンド及びチャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンドの財務諸表は別途作成されており、その結果、本財務諸表の中には含まれていない。

2024年12月31日現在の本トラストの連結純資産額は以下のとおりである。

サブ・ファンドの名称	連結純資産額 2024年 (米ドル)
チャイナ・コンバージェンス・ファンド	97,062,259
チャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンド	114,721,819
JA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド	4,837,565
	<hr/>
バリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンド	216,621,643

本サブ・ファンドの投資活動は、バリュース・パートナーズ・リミテッド(以下「管理会社」という。)により管理され、本サブ・ファンドの運営は、エイチエスピーシー・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「事務管理会社」という。)が取扱い、事務管理会社はその役割をエイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドに委任している。

本サブ・ファンドの目的は、受益証券保有者に中長期の資産増加を提供することであり、かかる目的は、()大中華圏の民間部門が所有する企業又は()大中華圏に資産若しくは収益の大半が存在するか若しくは発生すると管理会社が判断する企業への分散ポートフォリオに投資することで達成される。

2. 重要な会計方針

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、「米国一般会計原則（US GAAP）」という。）に準拠して作成されている。本サブ・ファンドは、US GAAPの下では投資会社とみなされることから、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準体系（以下、「ASC」という。）946「金融サービス - 投資会社（以下、「ASC946」という。）」における投資会社に適用される会計及び報告指針に従うものである。本サブ・ファンドが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

（a）作成の基準

取引のほとんどが米ドル（以下「米ドル」という。）建て又は米ドルに固定された香港ドル（以下「香港ドル」という。）建てであることから、本財務諸表の測定通貨は米ドルである。本サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行・償還されており、投資家への配当も米ドル建てで行われる。

本財務諸表は米ドルにて表示される。

（b）見積りの使用

米国一般会計原則（US GAAP）に準拠した財務諸表を作成するに当たり、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示金額、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合がある。

（c）外貨建て取引

外貨建て取引は、当該取引日の外国為替レートにて換算される。外貨建貨幣性資産負債は、資産負債計算書日における外国為替レートの終値で米ドルに換算される。投資に関する為替差額は、投資の損益に含まれる。現金及び現金同等物を含め貨幣性項目に関するその他すべての為替差額は、純為替差損益として損益計算書に表示される。投資の処分又は清算による実現損益に生じる為替差額は、損益計算書に計上される。

（d）投資

（ ）分類

投資は、株式及び参加証券から構成される。本サブ・ファンドは、短期で売却することを主たる目的として購入及び保有するすべての投資商品を、売買目的有価証券に分類する。

（ ）認識

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドが商品の契約条項当事者となった日に投資を認識する。

通常取引による金融資産の取得は、取引日に会計処理を行う。当該取引日以後、金融資産又は金融負債の公正価値の変動から生じるあらゆる損益が記録される。

金融負債は、契約当事者のいずれか一方が契約上の義務を履行しない限り認識されない。

() 公正価値測定原則

「公正価値」とは、測定日時点で、主要な市場、又はそれ以外で本サブ・ファンドが当該測定日にアクセスできる最も有利な市場において、市場参加者間で秩序正しい取引により資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値には、不履行リスクが反映される。

利用可能な場合には、本サブ・ファンドは、商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、資産又は負債の取引が、価格情報を継続的に提供できるだけの十分な頻度とボリュームで行われる場合に、「活発」とみなされる。最終取引価格は出口価格の合理的近似値を表すことから、本サブ・ファンドは、活発な市場で値が付けられる商品について、最終取引価格で測定する。

本サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値の変動は、未実現損益として計上されている。本サブ・ファンドは通常、デリバティブ契約の満期、終了又は決済時に実現損益を計上する。

活発な市場に相場価格が存在しない場合、本サブ・ファンドは、関連する観測可能なインプットの使用を最大化し、さらに、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。選択された評価技法は、市場参加者が取引価格を考慮する際のすべての要素を含むものである。

その他の非上場投資ファンドへの投資は、当該ファンドの管理会社らにより報告された1株当たりの純資産価額で計上される。

() 減損

取得原価又は償却原価として計上される金融資産は、減損の客観的証拠の有無を決定するために、資産負債計算書日に見直しを行う。仮にそのような減損の兆候がある場合、資産の帳簿価額と対象になる金融資産の当初実効金利で割引いた将来見込みキャッシュ・フローの現在価値との差額が、損益計算書上、減損として認識される。

翌期において、既に認識された金融資産の償却原価による減損損失が減少し、かつ、かかる減少額が当該評価減以降に生じた事象に客観的に関連する場合、かかる評価減は損益計算書に戻し入れられる。

() 消滅の認識

本サブ・ファンドは、消滅の認識に伴う実現損益を決定するために加重平均法を適用する。

(e) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、商品の購入日又は融資開始日に計算された当初の実効金利を基に発生時点で損益計算書に認識される。受取利息及び支払利息には、割引料、プレミアム又は取引費用の償却額、その他利付商品の当初価格と実効金利ベースで計算した満期時における金額との差額に対する償却額が含まれる。

（ f ）受取配当金

上場株式に関する受取配当金は、配当落日に損益計算書に認識される。

本サブ・ファンドは、配当金を、現金ではなく追加株式により受領することを選択することが可能である。この場合、本サブ・ファンドは、受取配当金相当額を追加投資として株式の借方に認識する。

（ g ）費用

すべての費用は、発生主義に基づいて損益計算書に認識される。

（ h ）現金及び現金同等物

外貨も含めて、現金及び現金同等物とは、金融機関で保管されている現金預金を表す。現金及び現金同等物は、短期、かつ十分な信用性を有することで流動性が高い投資を含み、一定の金額で容易に換金可能であり、その当初支払期日は3か月以内である。現金及び現金同等物は、公正価値として見積られた取得原価に経過利息を加えて計上され、また投資目的よりもむしろ短期に現金化するため保有される。すべての現金及び現金同等物には、制限が付されていない。

（ i ）租税

ケイマン諸島における現行税法のもと、本サブ・ファンドは収入、利益、キャピタル・ゲインに対する租税を免除されている。本トラストは、ケイマン諸島総督によりケイマン諸島における租税免除を保証されている。

本サブ・ファンドが受け取る配当金及び利息は、本サブ・ファンドが組成された国によっては源泉徴収税が課される場合がある。投資収益は源泉徴収税控除後で計上され、発生時において損益計算書に認識される。詳細は、本注記4を参照のこと。

（ j ）関連当事者

本財務諸表の目的において、直接又は間接に本サブ・ファンドの財務及び運用に関する決定を支配し又は重大な影響力を行使する能力を有する当事者は、本サブ・ファンドの関連当事者とみなされる。関連当事者は、個人又は法人である。

（ k ）資産及び負債の相殺

金融資産及び金融負債は、本サブ・ファンドが当該金融資産及び金融負債の金額を相殺するための法的権利を有することで純額決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ相殺されて、資産負債計算書に純額で表示される。

収益及び費用は、投資及び外国為替にかかる純実現利益の純額及び純未実現損失の変動に計上される。

3 . 金融商品及び付随するリスク

本サブ・ファンドは、投資運用戦略に示されているとおり、多様なデリバティブ・非デリバティブ金融商品から成るポジションを維持している。本サブ・ファンドの投資有価証券は、株式及び参加証券から構成されている。

本サブ・ファンドの投資活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品及び市場に付随する様々な種類のリスクに晒される。本サブ・ファンドが晒される最も重要な種類の金融リスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。

アセット・アロケーションは、投資目的を達成するために資産の配分を管理する管理会社が決定する。目標とするアセット・アロケーション及びポートフォリオ構成から逸脱していないか管理会社が監視する。

資産負債計算書日における金融商品の性質及び範囲並びに本サブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下に説明するとおりである。

(a) 市場リスク

市場リスクには、損失及び利益双方の可能性が存在し、通貨リスク、金利リスク、価格リスクが含まれる。

投資リスクの管理に関する本サブ・ファンドの戦略は、本サブ・ファンドの投資目的によって決定される。本サブ・ファンドの投資目的は、受益証券保有者に（米ドルにおいて）中長期での資産増加を提供することである。本サブ・ファンドの市場リスクは決められている方針及び手順に従い毎日管理会社によってリスク管理されている。本サブ・ファンドの全体的な市場におけるポジションは管理会社が適宜監視している。

資産負債計算書日現在の本サブ・ファンドの投資ポートフォリオに関する詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。個々の投資は、すべて個別に開示されている。

() 通貨リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨以外の通貨建て金融商品に投資し、取引を行うことができる。その結果、本サブ・ファンドは、機能通貨と他の外国通貨との為替レートの変動が本サブ・ファンドの資産又は負債の米ドル建て以外の部分の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。

資産と負債の多くは米ドルに連動する香港ドル建てであることから、本サブ・ファンドは多額の通貨リスクに晒されない。

本サブ・ファンドの資産負債計算書日の外国為替レート変動に対する純リスク・エクスポージャーの合計は以下のとおりであった。

純リスク・エクスポージャー

2024年

(米ドル)

中国人民幣元	125,734
日本円	40
シンガポールドル	1
新台湾ドル	1,297,245
	<u>1,423,020</u>

香港ドルの為替レートは、米ドルに対して固定されていることから、本サブ・ファンドは、香港ドル/米ドル間の為替レートの大幅な変動を予期していない。従って、香港ドルの外貨建て資産及び負債は上記表から除外される。

() 金利リスク

本サブ・ファンドの金融資産及び金融負債の大部分は無利息である。

すべての利付金融資産及び利付金融負債は12ヶ月未満の短期で満期となるか、又は価格が変更される。このため、実勢市場金利の変動によってもたらされる公正価値金利リスクに対する本サブ・ファンドのエクスポージャーは、限定的である。本サブ・ファンドが保有する余剰現金又は現金同等物は、すべて短期商品に投資される。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別投資商品、その発行者又は市場で取引されているすべての商品に影響が及ぶ原因によって生じた特別の要因か否かにかかわらず、商品価値が市場価格の変化によって変動するリスクのことである。

本サブ・ファンドの金融商品の大部分は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益計算書に認識されるため、市場のすべての変化が、運用による純資産額及び資産負債計算書の金融商品の簿価に直接影響を与える。

価格リスクは、管理会社が多様な市場で取引される商品に分散したポートフォリオを構築することにより、軽減される。更に、価格リスクは、オプション、ワラントや先物といった金融派生商品を利用することでヘッジされることがある。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の契約相手方が本サブ・ファンドと締結した義務又は約定の履行を怠るリスクのことである。非上場金融商品が含まれている場合、契約相手方には外為業者の参加がないため、信用リスクは一般に高くなる。

本サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社が継続的に監視している。

ブローカーとの取引の際に生じる信用リスクは、未決済取引に関係するものである。未決済取引に関するリスクは、決済期間が短期であるため、低いものと思われる。

金融資産の簿価は、資産負債計算書の最大信用リスク・エクスポージャーに最もよく表示されている。

2024年12月31日現在、保管銀行以外には契約相手方の信用リスクに関して重大な集中はみられない。実質的にすべての金融商品は、主に一つの主要な国際機関を通じて決済・管理される。本サブ・ファンドは、同機関が本サブ・ファンドの有価証券を返還する義務が履行できない、又は借用していた金額の返済義務を履行することができない可能性が存在するという範囲内で、信用リスクに晒されている。同機関は、ムーディーズが公表する信用格付においてA a 3を取得している。本サブ・ファンドは、このリスクが集中する結果生じる損失を一切予測していない。

（c）流動性リスク

本サブ・ファンドの説明覚書には日々の受益証券の発行及び解約が規定されているため、受益証券保有者による償還請求に応じるための流動性リスクに常時晒されている。

本サブ・ファンドは、クローズ・エンド型ファンドへ投資したが、これらは組織立った公開市場では取引されない。本サブ・ファンドは、年度末時点では取引が停止され、上場廃止となっていた株式にも投資している。これらの投資商品は、一般的には非流動的である。その結果、本サブ・ファンドは、流動化の要求を満たすために、又は特定の発行者の信用力低下といった特別な事由に対応するために、これらの投資商品を公正価値に近似する金額で迅速に現金化することができないことがある。

本サブ・ファンドは、投資する主な有価証券が主要な証券取引所に上場されていることから、容易に現金化することが可能であると思われる。

（d）デリバティブ契約

2024年12月31日現在、本サブ・ファンドが保有する参加証券は下記の表のとおりである。

2024年12月31日現在

契約別	満期	投資先	損益計算書上で計上された額		
			長期エクスポージャー公正価値 (米ドル)	実現利益 / 損失 (米ドル)	未実現利益 / 損失 の変動額 (米ドル)
参加証券	2026年12月14日	Kweichow Moutai Co Ltd A Shares	125,354	-	(20,351)

本サブ・ファンドが2024年12月31日に終了した事業年度中に締結したデリバティブ契約は、上記で開示した参加証券のみである。

（e）金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債はいずれも、貸借対照表上で相殺されていない。

法的強制力のあるマスターネットティング契約は、資産負債計算書上で相殺するための基準を満たしていない。その理由は、かかる契約が本サブ・ファンド又は契約相手方の債務不履行、支払不能又は破産の場合に限り、認識された金額を強制的に相殺する法的権利が生じるためである。また、本サブ・ファンド及び契約相手方も、資産を純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有していない。

認識された実現金融資産及び金融負債の総額、並びに資産負債計算書上で表示されるそれらの純額は、公正価値で資産負債計算書に測定されている。

2024年12月31日現在

法的強制力のあるマスターネットティング契約の対象となる金融資産

	資産負債計算書 上で認識された 認識された 金融資産の総額 (米ドル)	資産負債計算書 上で認識された 相殺済実現 金融負債の総額 (米ドル)	資産負債計算書 上で計上された 金融資産の純額 (米ドル)	金融商品の 金額(非現金 担保を含む) (米ドル)	受領済み 現金担保 (米ドル)	純額 (米ドル)
デリバティブ金融商品：						
- 参加証券						
- 契約相手方 A	125,354	-	125,354	-	-	125,354

4. 租税

(a) 本トラストはケイマン諸島総督により、ケイマン諸島で生じる利益及びキャピタル・ゲインに対する租税についての一切の免除が保証されているため、ケイマン諸島では収入及び利益に対する課税はない。従って、本財務諸表には法人所得税に関する引当金を一切計上していない。

(b) 本サブ・ファンドは、ポジションが税務当局による調査を受けた場合に十分な裏付をもって対応できる可能性が「more-likely-than-not（おそらく可能）」の状態（すなわち50パーセント超）である場合にのみ、ポジションの技術的メリットに基づき、不確実なタックス・ポジションでのタックス・ベネフィットを認識する。タックス・ポジションが認識の基準を満たすかを評価する際、本サブ・ファンドはすべての関連情報について完全な知識を有する適切な税務当局によりポジションの調査を受けることを想定しなければならない。「more-likely-than-not」の認識基準を満たすタックス・ポジションは、本サブ・ファンドの財務諸表において認識される利益の金額を決定するために測定される。タックス・ポジションが「more-likely-than-not」の基準を満たさないとみなされた場合、本サブ・ファンドは、所得税並びに関連する利息及び罰金を損益計算書の中で税金費用として認識する。

本サブ・ファンドは、すべての主要な課税地域に関し、すべての「open tax year」の分析を行う。「open tax year」とは、各課税地域の時効に関する法律で定義され、税務当局の調査が未だ行われていない年度をいう。本サブ・ファンドは、ケイマン諸島及び、本サブ・ファンドが多大な投資を行う海外の法域を、その主要な課税地域とみなしている。本サブ・ファンドが税務当局より現在受けている進行中の調査はない。

ファンド経営陣は、本サブ・ファンドのタックス・ポジションの分析を行い、その結果、不確実なタックス・ポジションに関して計上すべき未認識のタックス・ベネフィットに対する負債はないとの結論に達した。さらにファンド経営陣は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が翌12ヶ月間に著しく変動する可能性がかなり高いタックス・ポジションについては認識していない。

(c) オフショア・ファンドに関する事業所得税免除条例（「オフショア・ファンド条例」）は、2006年3月10日に発効し、2015年7月15日に改正された。非居住者は、オフショア・ファンド条例に基づき、1996年4月1日以後の評価年度において、特定の者を通じて実行又はアレンジされた特定取引から生じる利益について香港事業所得税の免除が受けられる。

2019年4月1日以降、香港税務局（ファンドに関する事業所得税免除）（改正）条例（総称して「ファンド免税条例」という。）は、一定の条件の下、ファンドの中心的管理支配が香港内で行われているか否かにかかわらず、当該ファンドに関し事業所得税の免除を与える。管理会社は、ファンド免税条例に基づく免税の基準が本サブ・ファンドにより満たされるための措置を行ったものと確信している。本サブ・ファンドがファンド免税条例に基づく免税の基準を満たしていない場合、本サブ・ファンドが自己の計算で又は代理人である他の者を通して香港内で取引又は事業を行っていると思なされた際には、香港内で生じる又は香港を源泉とする利益であり、かつ、資本利益又は免税利益以外のものは、税率16.5%の香港事業所得税が課される。

(d) 本財務諸表の作成に当たり、管理会社は、将来生じる可能性があるであろう租税エクスポージャーに関し、一定の推定を行い、かつ、あらゆる見積りを使用した。その結果としての会計上の予想額は、それらに係る実際の結果と同等にならない場合がある。

本サブ・ファンドは、中華人民共和国の上場企業の「A」株式だけでなく、単数又は複数の適格海外機関投資家(以下、「QFII」という。)又はその関連会社が発行する「A」株式に連動する派生商品にも、管理会社のQFII割当を通じて投資する。

2014年11月14日、中華人民共和国財政部(以下、「MoF」という。)、SAT及び中国证券监督管理委员会(以下、「CSRC」という。)は、「QFII及びRQFIIによる中華人民共和国内国株式等の株式投資資産の譲渡から得られるキャピタル・ゲインに対して課される法人所得税の一時的な免除に関する通知」(以下、「本通知」という。)を共同で公表した。本通知に特記されるところによると、中華人民共和国内に事業体若しくは事業所を有しないか、又は中華人民共和国内に事業体若しくは事業所を有するQFII及びROFIIであっても中華人民共和国内の所得がかかる事業体と実質的に関連していない場合には、2014年11月17日を有効日として、中華人民共和国株式投資資産(中国「A」株を含む。)の譲渡益に対する法人所得税が一時的に免除される。従って、本サブ・ファンドは本通知を根拠として、「A」株式に連動する派生商品及び中国「A」株から得られる2014年11月17日以降のキャピタル・ゲインに対する租税については、2024年12月31日現在、引当金を一切計上していない。

本サブ・ファンドはまた、海外投資家が引受ける中華人民共和国における上場企業の「B」株式にも直接投資を行っており、配当収入に10%の中華人民共和国の源泉徴収税が課されることがある。10%の源泉徴収税は、「B」株式の売却から生じるキャピタル・ゲインについてもまた課される可能性がある。現在の中華人民共和国の税法の下では、非居住者が中華人民共和国企業の株式の移転から得た利益は、関連する租税条約によって免除されない限り10%の源泉徴収税が課される。SATは、キャピタル・ゲインに関する源泉徴収税の徴税につき沈黙を保ったままであり、SATが追加の説明を公表するまでの間は、管理会社は、本サブ・ファンドが中華人民共和国の「B」株式の売却から生じるキャピタル・ゲインに対して税を負担するのか、さらにかかる負担の範囲はどこまでかという点について、重大な不確実性が存在すると考えている。この判断を行うにあたり、管理会社は、()現在のSATの立場、()関連する租税に源泉徴収の仕組みが存在しないこと、及び()現在の市場慣行を考慮した。従って、2024年12月31日現在では、管理会社の上記判断に基づき、本サブ・ファンドは「B」株式にかかるキャピタル・ゲインに対する租税について、引当金を一切計上していない。

管理会社は、市場における最近のいかなる動向も考慮に入れながら、引き続き、継続して源泉徴収税の引当金に対するアプローチを見直していく予定である。

5. 関連当事者

本サブ・ファンドは当年度において以下のとおり重要な関連当事者との取引を締結した。これらすべての取引は、通常の業務かつ一般的な取引条件に基づいて契約された。

(a) 管理会社報酬

英領バージン諸島において設立された投資運用会社である管理会社は、説明覚書に規定される投資戦略を実施している。

本投資管理契約に基づき、管理会社は、説明覚書の定めに従い、各評価日における純資産額の年率1.6%を管理会社報酬として毎月後払いで受領する。当年度の損益計算書において、管理会社報酬として74,974米ドルが計上された。2024年12月31日付の負債には、管理会社報酬として6,556米ドルが計上された。

(b) 成功報酬

本投資管理契約に基づき、管理会社もまた、暦ベースでの四半期の最終評価日現在の受益証券1口当たりの純資産価額(該当する暦ベースでの四半期に関する成功報酬発生前。但し、関連する業績期間について宣言された又は支払われた配当金を含む。)が次のいずれか高い金額を超過した場合には、その超過額をベースとして計算される成功報酬を受領する権利を有する。

- () 本サブ・ファンドに関し前回成功報酬が管理会社に支払われた最終暦ベースでの四半期の最終評価日の営業終了時点におけるこれら成功報酬控除後の受益証券1口当たりの純資産価額
- () 受益証券が最初に募集された時点での当初募集価格

成功報酬の料率は15%であり、かかる報酬料率を上記の通り算出した受益証券1口当たりの純資産価額の超過分とかかる暦ベースでの四半期の各評価日直後の発行済受益証券の平均口数との積に乘じることで計算される。当年度の損益計算書に、成功報酬は計上されていない。2024年12月31日現在、未払いの成功報酬はない。

(c) 受託会社報酬及びファンド管理報酬

受託会社は、以下のとおり、本サブ・ファンドの月次純資産価額を基準に決定された受託会社報酬及びファンド管理報酬を毎月受領する権利がある。

純資産価額	純資産価額に対する料率(%)
	で示される受託会社報酬及び ファンド管理報酬年率
最初の150,000,000米ドル	0.135%
次の650,000,000米ドル	0.13%
それを超過する金額	0.125%

受託会社報酬及びファンド管理報酬は、月額最低4,500米ドルである。

当年度の損益計算書に、受託会社報酬及びファンド管理報酬として53,855米ドルが計上された。2024年12月31日現在の負債には、受託会社報酬及びファンド管理報酬の未払いとして4,505米ドルが計上された。

(d) 受託会社のグループ会社との残高/取引

当年度において、本サブ・ファンドの保管銀行であり、かつ本サブ・ファンドの受託会社のグループ会社の一つであるエイチ・エス・ピー・シー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッドは、各投資の売買取扱手数料として、2,195米ドルを計上した。

また当年度において本サブ・ファンドは、投資の売買に当たり本サブ・ファンドの受託会社のグループ会社の一つであるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（以下、「HSBC」という。）が提供するサービスを利用した。実施された取引及び支払われた手数料の詳細は、以下のとおりである。

	HSBCを通じて実施された取引評価額 (米ドル)	HSBCに支払われた取扱手数料及びその他の手数料 (米ドル)
2024年	182,492	274

本サブ・ファンドは、HSBCに銀行口座を保有している。また本サブ・ファンドは当年度において、HSBCとの借入有価証券関連の取引担保として保有される現金預金も保有することがある。2024年12月31日現在、現金預金や有価証券を担保としては保有しておらず、またそれらに対する担保設定もしていなかった。HSBCとの取引/残高に関する他の情報は、以下のとおりである。

	2024年 (米ドル)
保管銀行に預けられている投資商品	4,637,126

銀行預金	
銀行残高	248,548
受取利息	1,715
銀行手数料	(956)
専門家報酬	<u><u>6,650</u></u>

(e) 管理会社のグループ会社との残高 / 取引

当年度において本サブ・ファンドは、投資の売買に当たり本サブ・ファンド管理会社のグループ会社の株主であるジー・エフ・セキュリティーズ（香港）ブローカレッジ・リミテッドが提供するサービスを利用した。実施された取引及び支払われた手数料の詳細は、以下のとおりである。

	GFを通じて実施された取引評価額 (米ドル)	GFに支払われた取扱手数料 及びその他の手数料 (米ドル)
2024年	67,410	68

6. 発行済受益証券口数

受益証券口数	
2024年	
期首残高	9,611
発行済受益証券口数	-
買戻済受益証券口数	(316)
期末残高	<u><u>9,295</u></u>

各受益証券に伴う権利は以下のとおりである。

受益証券の保有者は、本サブ・ファンドの総会の招集通知を受領し、総会に参加し投票する権利を保有する。かかる各受益証券の保有者は、当該保有者の名前で登録されたかかる受益証券1口につき一票を投じる権利を有する。保有者は、本サブ・ファンドにより宣言され、支払われる配当金を受領する権利を有する。解散の場合、保有者は、本サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額に基づき資本の払戻しを受ける権利を有する。

本サブ・ファンドの配当可能な利益はすべて留保され、管理会社が決定する場合を除き、本サブ・ファンドからは一切配当金が支払われない。

7. ソフト・コミッションの契約

管理会社及び / 又はその関連会社並びに代理人は、運用を行っている顧客のために仲介取引を行うブローカーとの間で、ソフトダラー / ソフト・コミッション分担契約を締結することができる。管理会社は、投資取引を行うブローカー及びその他の者（以下「ブローカー等」という。）から、（適用される法及び規制に基づき許可される通り）本サブ・ファンドにとり明らかに利益となる（ソフトダラー利益として公知される）リサーチレポート及びリサーチサービスを受領することができ、またこれらを維持する権限を付与されている。ソフトダラーは、投資取引実施の質が最良の執行基準にかなっており、かつ、ブローカー手数料率が慣習上のフル・サービス手数料率を超えていないことを条件として、ブローカー等から受領することができる。

かかるソフトダラーによる利益には、調査・助言サービス、経済・政治分析、評価及び運用成果測定等のポートフォリオ分析、市場分析、データ・相場情報サービス及び上記の商品・サービスに付随するソフトウェア、決済・保管銀行サービス、並びに投資関連の出版物が含まれることがある。疑義を避けるため、ソフトダラーによる利益には、交通費、宿泊費、交際費、一般に業務で使用される物品及びサービス、一般的事務機器若しくは施設、会費、従業員給与、又は直接的な金銭の支払は含まれない。

管理会社は、ブローカーが最良の業務執行を行っているか否かの決定に関連するとみなされた多くの判断要素を検討する。通常、ブローカーへ割り当てられる投資指図は、当該ブローカーのそれぞれが提供するサービスの範囲及び全体の質に基づいて行われる。サービスの質を判断する主な要素となるのは、ブローカーの実績及び能力である。その他の要素としては、提供される調査や投資に関する意見の質及び量、投資先となる可能性のある企業への接触並びに委託手数料率も考慮に入れられる。ブローカー等から受領するソフトダラー利益が、ブローカー間に投資指図を割り当てる際の決定要素になってはならない。管理会社は、ソフトダラー手数料の分担契約に従いブローカー等を用いて実行される取引が、最良の業務執行基準に従って確実に行われるための方針及び手続きを実行している。管理会社が受領したソフトダラー利益は、管理会社の投資管理プロセスを円滑にするために使用され、管理会社がその顧客に対するすべての義務を履行する際の補助となり、また、管理会社が投資一任されている顧客勘定の一部又は全部に対しサービスを行う際に使用されることもある。一般に、受領した商品やサービスは、ソフトダラー利益が得られない顧客勘定も含め、すべての顧客の利益にすることができるため、管理会社は通常、ソフトダラー利益を特定の顧客勘定に割り当て又は帰属させることはない。

2024年12月31日までに終了した各事業年度において、管理会社は、ソフトダラー契約を通じたサービスの提供を受けていないため、本サブ・ファンドからのコミッションは支払われていない。

8．公正価値に関する情報

本サブ・ファンドの投資は、公正価値で資産負債計算書に計上される。その他の金融商品については、当該金融商品が即時又は短期的な性格を有することから、簿価がおおよその公正価値となる。

本サブ・ファンドは、その投資商品の公正価値を測定するために様々な方法を連続して用いる。FASBによる会計基準コード化第820(FASB ASC Topic 820)は、公正価値を定義し、公正価値の測定に関し統一的な枠組みを確立し、公正価値測定について開示範囲を拡大する。特にFASB ASC Topic 820は、公正価値の測定において、観測可能なインプットを最大限に使用し、観測不能なインプットの使用を最小限にするよう本サブ・ファンドに求めている。

(a) 公正価値のヒエラルキー

FASB ASC Topic 820は、評価技法のインプットが観測可能であるか否かによって評価技法のヒエラルキーを指定する。本サブ・ファンドは、観測可能なインプットの使用を最大化し、かつ、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を、可能な限り用いる。本サブ・ファンドは、主たる市場又は最も有利な市場において市場参加者が資産又は負債の価格設定の際に用いる仮定に基づき、公正価値を決定する。公正価値の測定における市場参加者の仮定を考慮する上で、以下の公正価値ヒエラルキーは、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別している。かかる観測可能なインプット及び観測不能なインプットは、以下のレベルのいずれかが一つに分類される。

- レベル1 - 活発な市場における同一の商品の相場価格(未調整)であるインプット
- レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接(例: 価格。)又は間接的に(例: 価格から生じるもの。)観測可能なもの。本カテゴリーには、活発な市場における類似の商品の市場相場価格、活発という程度までは達していないと判断される市場における同一若しくは類似の商品の相場価格、又はすべての重要なインプットが市場データから直接若しくは間接的に観測可能であるその他の評価技法を利用して測定される商品が含まれる。
- レベル3 - 観測不能なインプット。本カテゴリーは、観測可能なデータに基づかないインプットによる商品の評価技法を含み、かつ、観測不能なインプットが当該商品の評価に重大な影響を及ぼすすべての商品が含まれる。本カテゴリーには、類似商品の相場価格に基づき評価される商品(但し、商品間の差異を反映するため重要な観測不能な調整又は仮定を要するもの。)が含まれる。

(b) 公正価値の決定

本サブ・ファンドは、公正価値で測定される投資有価証券について、以下の手続きにより公正価値を測定する。

市場価格が入手可能で、かつ、上場投資商品の場合、本サブ・ファンドは、公正価値を決定するために活発な市場の公表市場価格を通常使用し、かかる場合にはレベル1に分類される。

特定の投資商品に関して、市場価格が入手可能で、公正価値を測定することが適切な場合、本サブ・ファンドは当該市場価格を参照することにより当該投資商品の公正価値を算出し、かかる場合にはレベル2に分類される。

公表市場価格が入手不可能な場合、公正価値は、もし可能であれば、現在の市場価格のパラメーター又は金利、為替レート、オプションボラティリティ等の独自の情報源による市場パラメーターの使用により、独自に開発した評価手法に基づき評価される。かかる独自に開発された評価手法により評価された項目は、測定に関して重要となる最低水準のインプット又は評価基準に分類される。従って、観測可能な重要なインプット(上場企業の比較可能な市場を含む。)が利用可能となった場合であっても、レベル3に分類される場合がある。

(c) 連続して公正価値を測定する項目

下記の表は、2024年12月31日現在、連続して公正価値を測定する本サブ・ファンドの投資有価証券の公正価値ヒエラルキーのレベルを示している。

	2024年			合計 (米ドル)
	取引相場価格 (レベル1) (米ドル)	観測可能な インプット (レベル2) (米ドル)	重要な観測不能 インプット (レベル3) [*] (米ドル)	
資産				
株式	4,511,772	-	-	4,511,772
参加証券	-	125,354	-	125,354
合計	4,511,772	125,354	-	4,637,126

当年度中、公正価値ヒエラルキーのレベル1及びレベル2の間での移動又はレベル3への移動若しくはレベル3からの移動はなかった。

* 2024年12月31日現在、Real Gold Mining Ltd. (166,500株)は、市場から得られる観測可能なインプットが存在しないため、レベル3の投資商品として分類される。これは取引が停止され上場廃止となった株式であり、経営陣はその公正価値を0米ドルで見積もっている。

9. 財務ハイライト

受益証券1口当たりの運用成績

	2024年 (米ドル)
1月1日現在の受益証券1口当たりの純資産価額	489.13
投資活動による収益：	
純投資損失	(9.29)
投資及び為替にかかる純実現及び純未実現利益	40.61
投資活動による利益合計	31.32
12月31日現在の受益証券1口当たりの純資産価額	520.45
トータル・リターン：	
成功報酬控除前利益合計	6.40%
成功報酬	0.00%
成功報酬控除後利益合計	6.40%
純投資損失対平均純資産比率：	
成功報酬控除前純投資損失	(1.84)%
成功報酬	0.00%
成功報酬控除後純投資損失	(1.84)%
経費対平均純資産比率：	
成功報酬控除前経費	4.90%
成功報酬	0.00%
経費合計	4.90%

受益証券1口当たりの投資活動による純投資損失は、2024年12月31日終了事業年度における本サブ・ファンドの平均発行済受益証券口数に基づき計算されている。

トータル・リターンは、期末の受益証券1口当たりの純資産価額と期首の受益証券1口当たりの純資産価額を比較して算出される。個人の投資家のリターンは、資本取引の時期により異なる場合がある。

経費の比率は、本サブ・ファンド全体について計算される。個人投資家の比率は、資本取引の時期により異なる場合がある。

10. 補償

本サブ・ファンドは、通常の事業過程において、一般的な補償を提供するという種々の表明を含んだ契約を締結する。現在のところ発生していないが本サブ・ファンドに不利となる将来の請求権が含まれることから、かかる契約の下での本サブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかしながら経験上、本サブ・ファンドは、かかる損失のリスクがまず生じないものと予測している。

11. 後発事象

本財務諸表は、2025年4月30日に経営陣による承認を受けており、後発事象の評価は当該日までについて行われた。

2025年1月1日から2025年4月30日までの期間中、本サブ・ファンドは、受益証券の申込は受領していないが、114口、金額にして57,488米ドル相当の償還を受けた。

[次へ](#)

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

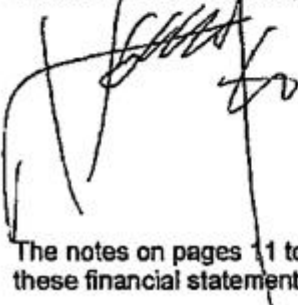
Statement of assets and liabilities
as at 31 December 2024

	Note	2024 US\$
Assets		
Investment in securities, at fair value (cost: US\$5,107,711)	5(d), 8	4,637,126
Dividends and interest receivable		2,574
Cash and cash equivalents	5(d)	248,548
Total assets		<u>4,888,248</u>
Liabilities		
Investment management fees payable	5(a)	6,556
Trustee and fund administration fees payable	5(c)	4,505
Accrued expenses and other payables		39,622
Total liabilities		<u>50,683</u>
Net assets		<u>4,837,565</u>
Number of units in issue	6	<u>9,295</u>
Net asset value per unit	9	<u>520.45</u>

Approved and authorised for issue by the Manager and the Trustee on **30 APR 2025**

Signed by:

Value Partners Limited, *Manager*



HSBC Trustee (Cayman) Limited, *Trustee*



The notes on pages 11 to 30 and the investment schedule on pages 31 to 35 form part of these financial statements.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

Statement of operations for the year ended 31 December 2024

	Note	2024 US\$
Dividend income (net of withholding tax of US\$13,524)		141,844
Interest income	5(d)	1,715
Other income		49
		<u>143,608</u>
Investment management fees	5(a)	(74,974)
Trustee and fund administration fees	5(c)	(53,855)
Transaction fees	5(d)	(7,871)
Professional fees	5(d)	(46,302)
Auditors' remuneration		(29,314)
Bank charges	5(d)	(956)
Annual fees		(1,973)
Interest expenses		(307)
Other operating expenses		(14,400)
		<u>(229,952)</u>
Net investment loss		<u>(86,344)</u>
Net realised losses on investments		(155,714)
Net unrealised gains on investments		536,662
Net foreign exchange losses		(4,225)
		<u>376,723</u>
Net realised and unrealised gains on investments and foreign exchange losses		<u>376,723</u>
Net increase in net assets resulting from operations		<u>290,379</u>

The notes on pages 11 to 30 and the investment schedule on pages 31 to 35 form part of these financial statements.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

Statement of changes in net assets for the year ended 31 December 2024

	2024 US\$
Net realised losses on investments	(155,714)
Net unrealised gains on investments	536,662
Net foreign exchange losses	(4,225)
Net investment loss	<u>(86,344)</u>
Net increase in net assets resulting from operations	<u>290,379</u>
Units issued	-
Units redeemed	<u>(153,890)</u>
Net decrease in net assets resulting from capital transactions	<u>(153,890)</u>
Net increase in net assets	136,489
Net assets	
Beginning of year	<u>4,701,076</u>
End of year	<u><u>4,837,565</u></u>

The notes on pages 11 to 30 and the investment schedule on pages 31 to 35 form part of these financial statements.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

Statement of cash flows for the year ended 31 December 2024

	2024 US\$
Operating activities	
Dividends received	146,843
Interest received	1,896
Other income received	49
Proceeds from sale of investments	2,548,005
Payments on purchase of investments	(2,425,908)
Operating expenses paid	(227,998)
Interest paid	(341)
Net cash generated from operating activities	<u>42,546</u>
Financing activities	
Proceeds from issue of units	-
Payments on redemption of units	(153,890)
Net cash used in financing activities	<u>(153,890)</u>
Net decrease in cash and cash equivalents	(111,344)
Cash and cash equivalents (unrestricted) at beginning of year	<u>359,892</u>
Cash and cash equivalents (unrestricted) at end of year	<u>248,548</u>

The notes on pages 11 to 30 and the investment schedule on pages 31 to 35 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1 General

Value Partners Intelligent Funds (the "Trust") is an open-ended umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands pursuant to a Trust Deed dated 21 June 2000, as amended from time to time (the "Trust Deed"), as amended. The Trust registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 30 June 2000.

The Trust is able to issue units in various sub-funds and as at 31 December 2024, China Convergence Fund, JA-VP China New Century Fund and Chinese Mainland Focus Fund have been launched. China Convergence Fund, JA-VP China New Century Fund and Chinese Mainland Focus Fund commenced operations on 17 July 2000, 7 March 2002 and 27 November 2003 respectively.

These financial statements have been prepared for the JA-VP China New Century Fund (the "Sub-fund"). The financial statements of China Convergence Fund and Chinese Mainland Focus Fund have been prepared separately and consequently are not included in these financial statements.

As at 31 December 2024, the combined net assets of the Trust are as follows:

<i>Name of Sub-funds</i>	<i>Combined net assets 2024 US\$</i>
China Convergence Fund	97,062,259
Chinese Mainland Focus Fund	114,721,819
JA-VP China New Century Fund	4,837,565
	<hr/>
Value Partners Intelligent Funds	216,621,643
	<hr/>

The investment activities of the Sub-fund are managed by Value Partners Limited (the "Manager") and the administration of the Sub-fund is handled by HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Administrator") who has delegated its role to HSBC Institutional Trust Service (Asia) Limited.

The objective of the Sub-fund is to provide unitholders with medium to long-term capital appreciation by investing in a diversified portfolio of enterprises which are either (i) owned by private sector interests in the Greater China Region; or (ii) considered by the Manager to have the majority of their assets situated in, or the majority of their income derived from operations in the Greater China Region.

2 Significant accounting policies

The accompanying financial statements have been prepared in conformity with U.S. generally accepted accounting principles ("US GAAP"). The Sub-fund is considered an investment company under US GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC") 946, *Financial Services - Investment Companies* ("ASC 946"). The significant accounting policies adopted by the Sub-fund are as follows:

(a) *Basis of preparation*

The measurement currency of the financial statements is United States dollars ("US\$" or "USD") reflecting the fact that most of the transactions are denominated in USD as well as Hong Kong dollars ("HKD") which is pegged to USD. Units of the Sub-fund are issued and redeemed in USD and any distributions to investors will also be in USD.

The financial statements are presented in USD.

(b) *Use of estimates*

The preparation of financial statements in accordance with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year. Actual results could differ from those estimates.

(c) *Foreign currency translation*

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate ruling at the date of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to USD at the foreign currency closing exchange rate ruling at the date of the statement of assets and liabilities. Foreign currency exchange differences relating to investments are included in gains and losses on investments. All other foreign currency exchange differences relating to monetary items, including cash and cash equivalents are presented as net foreign exchange gain or loss in the statement of operations. Foreign currency exchange differences arising on realised gains and losses on disposals or settlements of investments are recognised in the statement of operations.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Investments

(i) Classification

Investments consist of equity securities and participation note. The Sub-fund classifies all its investments held for trading, which are bought and held principally for the purpose of selling them in the near term.

(ii) Recognition

The Sub-fund recognises investments on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

A regular way purchase of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

Financial liabilities are not recognised unless one of the parties has performed their obligations under the contract.

(iii) Fair value measurement principles

"Fair value" is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Sub-fund has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Sub-fund measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as "active" if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Sub-fund measures instruments quoted in an active market at a last traded price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

The Sub-fund records derivative contracts at fair value. Changes in the fair value of derivative contracts are recorded as unrealised gains and losses. The Sub-fund generally records a realised gain or loss on the expiration, termination, or settlement of a derivative contract.

If there is no quoted price in an active market, then the Sub-fund uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

Investments in other unlisted investment funds are recorded at the net asset value per share as reported by the administrators of such funds.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Investments (continued)

(iv) Impairment

Financial assets that are stated at cost or amortised cost are reviewed at the date of each statement of assets and liabilities to determine whether there is objective evidence of impairment. If any such indication exists, an impairment loss is recognised in the statement of operations as the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the financial asset's original effective interest rate.

If in a subsequent period the amount of an impairment loss recognised on a financial asset carried at amortised cost decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down is reversed through the statement of operations.

(v) Derecognition

The Sub-fund uses the weighted average method to determine realised gains and losses on derecognition.

(e) Interest income and expense

Interest income and expense is recognised in the statement of operations as it accrues, using the original effective interest rate of the instrument calculated at the acquisition or origination date. Interest income and expense includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

(f) Dividend income

Dividend income relating to exchange-traded equity securities are recognised in the statement of operations on the ex-dividend date.

In some cases, the Sub-fund may choose to receive dividends in the form of additional shares rather than cash. In such cases the Sub-fund recognises the dividend income for the amount of the cash dividend alternative with the corresponding debit treated as an additional investment.

(g) Expenses

All expenses are recognised in the statement of operations on an accrual basis.

2 Significant accounting policies (continued)

(h) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents, including cash denominated in foreign currencies, represents cash deposits held at financial institutions. Cash and cash equivalents include short-term highly liquid investments of sufficient credit quality that are readily convertible to known amounts of cash and have original maturities of three months or less. Cash and cash equivalents are carried at cost, plus accrued interest, which approximates fair value. Cash and cash equivalents are held for meeting short-term liquidity requirements, rather than for investment purposes. All cash and cash equivalents are unrestricted.

(i) Taxation

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Sub-fund is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax in the Cayman Islands.

Dividend and interest income received by the Sub-fund may be subject to withholding tax imposed in the country of origin. Investment income is recorded net of withholding tax and is recognised in the statement of operations as incurred. Refer to note 4 for more details.

(j) Related parties

For the purpose of these financial statements, parties are considered to be related to the Sub-fund if they have the ability, directly or indirectly, to control or exercise significant influence over the Sub-fund in making financial and operating decisions. Related parties may be individuals or entities.

(k) Offsetting of assets and liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of assets and liabilities when, and only when, the Sub-fund has a legal right to offset the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis for net realised gains and change in realised losses on investments and foreign currencies.

3 Financial instruments and associated risks

The Sub-fund maintains positions in a variety of derivative and non-derivative financial instruments as dictated by its investment management strategy. The Sub-fund's investments comprise equity securities and participation note.

The Sub-fund's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Sub-fund is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk.

Asset allocation is determined by the Manager who manages the distribution of the assets to achieve the investment objective. Divergence from target asset allocations and the composition of the portfolio is monitored by the Manager.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the date of the statement of assets and liabilities and the risk management policies employed by the Sub-fund are discussed below.

(a) Market risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk.

The Sub-fund's strategy on the management of investment risk is driven by the Sub-fund's investment objective. The investment objective of the Sub-fund is to provide unitholders with medium to long-term capital appreciation (in USD terms). The Sub-fund's market risk is managed on a daily basis by the Manager in accordance with policies and procedures in place. The Sub-fund's overall market positions are monitored on a timely basis by the Manager.

Details of the Sub-fund's investment portfolio as at the date of the statement of assets and liabilities are disclosed in the investment schedule. All individual investments are disclosed separately.

(i) Currency risk

The Sub-fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Sub-fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Sub-fund's assets or liabilities denominated in currencies other than the USD.

The Sub-fund is not subject to significant amounts of currency risk because most of the assets and liabilities are denominated in HKD which is pegged to the USD.

3 Financial instruments and associated risks (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Currency risk (continued)

The Sub-fund's total net exposure to fluctuations in foreign currency exchange rates as at the date of the statement of assets and liabilities was as follows:

	<i>Net exposure</i> 2024 US\$
Chinese Yuan	125,734
Japanese Yen	40
Singapore dollar	1
New Taiwan dollar	1,297,245
	1,423,020

The Sub-fund does not expect any significant movements in the HKD/USD exchange rate as the HKD is pegged to the USD and accordingly the HKD foreign currency assets and liabilities have been excluded on the above analysis.

(ii) Interest rate risk

The majority of the Sub-fund's financial assets and liabilities are non-interest-bearing.

All interest-bearing financial assets and liabilities mature or reprice in the short-term, no longer than twelve months. As a result, the Sub-fund is subject to limited exposure to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Any excess cash and cash equivalents of the Sub-fund are invested in short-term instruments.

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of the instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

As the majority of the Sub-fund's financial instruments are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of operations, all changes in market conditions will directly affect net assets resulting from operations and the financial instruments' carrying amounts on the statement of assets and liabilities.

Price risk is mitigated by the Manager by constructing a diversified portfolio of instruments traded on various markets. In addition, price risk may be hedged using derivative financial instruments such as options, warrants or futures.

3 Financial instruments and associated risks (continued)

(b) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Sub-fund. Credit risk generally is higher when a non-exchange-traded financial instrument is involved, because the counterparty is not backed by an exchange clearing house.

The Sub-fund's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

Credit risk arising on transactions with brokers relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved.

The carrying amounts of financial assets best represent the maximum credit risk exposure on the statement of assets and liabilities.

As at 31 December 2024, there were no significant concentrations of credit risk to counterparties except to the custodian. Substantially all the financial instruments are cleared through and held in custody primarily by one major international institution. The Sub-fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfil its obligations either to return the Sub-fund's securities or repay amounts owed. The institution is rated Aa3 per credit ratings issued by Moody's. The Sub-fund does not anticipate any losses as a result of this concentration.

(c) Liquidity risk

The Sub-fund's Explanatory Memorandum provides for the daily creation and cancellation of units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions at any time.

The Sub-fund invested in a closed-ended fund which is not traded in an organised public market. The Sub-fund also invested in an equity which is suspended and delisted from trading as at year end. These investments generally might be illiquid. As a result, the Sub-fund might not be able to liquidate these investments quickly at an amount close to its fair value in order to meet its liquidity requirements, or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

The Sub-fund predominantly invested in listed equity securities which are considered to be readily realisable as they are all listed on major stock exchanges.

(d) Derivative contracts

As at 31 December 2024, the Sub-fund's holding in participation note as specified in the following table:

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

3 Financial instruments and associated risks (continued)

(d) Derivative contracts (continued)

As at 31 December 2024

Type of contract	Expiration	Underlying	Long exposure Fair value US\$	Amounts included in the statement of operations	
				Realised gain/loss US\$	Change in unrealised gain/loss US\$
Participation note	14 December 2026	Kweichow Moutai Co Ltd A Shares	125,354	-	(20,351)

The participation note disclosed above is the only derivative contract that the Sub-fund entered into during the year ended 31 December 2024.

(e) Offsetting financial assets and financial liabilities

None of the financial assets and financial liabilities is offset in the statement of financial position.

The enforceable master netting arrangements do not meet the criteria for offsetting in the statement of assets and liabilities. This is because they create a right of set-off of recognised amounts that is enforceable only following on event of default, insolvency or bankruptcy of the Sub-fund or its counterparties. In addition, the Sub-fund and its counterparties do not intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

The gross amounts of recognised financial assets and financial liabilities and their net amounts presented in the statement of assets and liabilities have been measured in the statement of assets and liabilities at fair value.

As at 31 December 2024

Financial assets subject to enforceable master netting arrangements

	Gross amounts of recognised financial assets \$	Gross amounts of recognised financial liabilities offset in the statement of assets and liabilities \$	Net amounts of financial assets presented in the statement of assets and liabilities \$	Amounts of financial instruments (including non-cash collateral) \$	Cash collateral received \$	Net amount \$
Derivative financial instruments:						
- Participation note	125,354	-	125,354	-	-	125,354
- Counterparty A						

4 Taxation

- (a) There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands as the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital gains taxes. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.
- (b) The Sub-fund recognises the tax benefits of uncertain tax positions only where the position is more likely than not (i.e. greater than 50 percent) to be sustained assuming examination by a taxing authority based on the technical merits of the position. In evaluating whether a tax position has met the recognition threshold, the Sub-fund must presume that the position will be examined by the appropriate taxing authority that has full knowledge of all relevant information. A tax position that meets the more likely than not recognition threshold is measured to determine the amount of benefit to recognise in the Sub-fund's financial statements. Income tax and related interest and penalties would be recognised by the Sub-fund as tax expense in the statement of operations if the tax positions were deemed to not meet the more likely than not threshold.

The Sub-fund analyses all open tax years for all major taxing jurisdictions. Open tax years are those that are open for exam by taxing authorities, as defined by the Statute of Limitations in each jurisdiction. The Sub-fund identifies its major tax jurisdictions as the Cayman Islands and foreign jurisdictions where the Sub-fund makes significant investments. The Sub-fund has no examinations by taxing authorities in progress.

Management has analysed the Sub-fund's tax positions, and has concluded that no liability for unrecognised tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Further, management is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognised tax benefits will significantly change in the next twelve months.

- (c) The Profits Tax Exemption for Offshore Funds Ordinance ("the Offshore Funds Ordinance") came into effect on 10 March 2006 and has been amended on 17 July 2015. Under the Offshore Funds Ordinance, exemption from Hong Kong profits tax is granted to non-resident persons in respect of profits from specified transactions carried out through or arranged by certain specified persons in any year of assessment on or after 1 April 1996.

Effective from 1 April 2019, the Inland Revenue (Profits Tax Exemption for Funds) (Amendment) Ordinance (collectively referred as "the Funds Exemption Ordinances") provides profits tax exemption for funds whether or not the central management and control of the funds is exercised in Hong Kong subject to certain conditions. The Manager believes that they have implemented steps to enable the Sub-fund to meet the exemption criteria under the Funds Exemption Ordinances. If the Sub-fund does not meet the exemption criteria under the Funds Exemption Ordinances, the Sub-fund is exposed to Hong Kong profits tax at a rate of 16.5% in respect of any profits which arise in or are derived from Hong Kong and which are not capital profits or exempt profits if it is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong either on its own account or through any person as an agent.

4 Taxation (continued)

- (d) In preparing these financial statements, the Manager has made certain assumptions and used various estimates concerning the tax exposure which is dependent on what might happen in the future. The resulting accounting estimates may not equal the related actual results.

The Sub-fund invests in derivative instruments linked to "A" shares, issued by one or more Qualified Foreign Institutional Investors ("QFIIs") or their affiliates as well as "A" shares of companies listed in the PRC, via the Manager's QFII quota.

On 14 November 2014, the Ministry of Finance of the PRC (the "MoF"), the State Administration of Taxation of the PRC ("SAT") and the China Securities Regulatory Commission (the "CSRC") jointly issued the "Notice on temporary exemption of Corporate Income Tax on capital gains derived from the transfer of equity investment assets such as PRC domestic stocks by QFII and RQFII" (the "Notice"). According to the Notice, amongst other things, QFIIs and RQFIIs, which do not have an establishment or place of business in the PRC or have an establishment or place in the PRC but the income so derived in the PRC is not effectively connected with such establishment, will be temporarily exempt from corporate income tax on gains derived from the transfer of PRC equity investment assets (including China "A" shares) effective from 17 November 2014. Accordingly, as at 31 December 2024, the Sub-fund had not made any provision for the tax on capital gains on derivatives instruments linked to "A" shares and China "A" shares on or after 17 November 2014 based on the Notice.

The Sub-fund also directly invests in "B" shares of companies listed in the PRC for subscription by foreign investors and may be subject to PRC withholding tax of 10% on dividend income. A 10% withholding tax may also be payable on the capital gains derived from the sale of "B" shares. Under current PRC tax laws, gains derived from the transfer of shares of PRC companies by non-residents should be subject to a withholding tax of 10%, unless exempt under relevant tax treaties. The SAT has remained silent on the collection of withholding tax for capital gains and until further clarification is issued by the SAT, the Manager considers that there is significant uncertainty in respect of whether the Sub-fund has any liability and the extent of such liability with respect to tax on capital gains derived from the sale of PRC "B" shares. In making this assessment, the Manager has considered (i) the current position of the SAT, (ii) the absence of a withholding mechanism of the relevant tax and (iii) current market practice. Accordingly, as at 31 December 2024, the Sub-fund had not made any provision for the tax on capital gains on "B" shares based on the above judgments made by the Manager.

The Manager will continually reassess the withholding income tax provisioning approach on an on-going basis taking into account any recent development in the market.

5 Related party transactions

The Sub-fund entered into the following material related party transactions for the year. All such transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

(a) Investment management fees

The Manager, an investment management company incorporated in British Virgin Islands, has implemented the investment strategy as specified in the Explanatory Memorandum.

Under the Investment Management Agreement, the Manager receives a management fee monthly in arrears at an annual rate of 1.6% of the net assets on each valuation day as defined in the Explanatory Memorandum. An investment management fee of US\$74,974 was charged to the statement of operations during the year. Investment management fees payable of US\$6,556 is included in liabilities as at 31 December 2024.

(b) Performance fees

Under the Investment Management Agreement, the Manager is also entitled to a performance fee, calculated at a high-on-high basis, if the net asset value per unit as at the last valuation day of a calendar quarter (prior to the accrual of any performance fee for that calendar quarter but including any distribution declared or paid in respect of the relevant performance periods) exceeds the higher of:

- (i) the net asset value per unit as at the close of business on the last valuation day in the last calendar quarter in respect of which a performance fee was paid to the Manager in respect of the Sub-fund, after payment of such performance fee; and
- (ii) the initial offer price at which the units were first offered.

The rate of performance fees payable is 15% and is calculated by multiplying this fee rate by the product of the excess of the net asset value per unit (calculated as stated above) and the average of the number of units in issue immediately after each valuation day in the relevant calendar quarter. No performance fees were charged to the statement of operations during the year. No performance fees payable as at 31 December 2024.

5 Related party transactions (continued)

(c) Trustee and fund administration fees

The Trustee is entitled to monthly trustee and fund administration fees which are determined based on the monthly net asset value of the Sub-fund as below:

<i>Net asset value</i>	<i>Trustee and fund administration fee per annum shown as % of net asset value</i>
First US\$150 million	0.135%
Next US\$650 million	0.13%
Thereafter	0.125%

The trustee and fund administration fees are subject to a monthly minimum of US\$4,500.

Trustee and fund administration fees of US\$53,855 were charged to the statement of operations during the year. Trustee and fund administration fees payables of US\$4,505 is included in liabilities as at 31 December 2024.

(d) Balances/transactions with the group company of the Trustee

During the year, the Custodian of the Sub-fund, HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited, which is a group company of the Trustee of the Sub-fund, charged transaction fees of US\$2,195 for handling each purchase or sale of investments.

During the year, the Sub-fund utilised the services of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited ("HSBC"), which is a group company of the Trustee of the Sub-fund, in its purchase and sale of investments. Details of such transactions executed and fees paid are set out below:

	<i>Value of transactions executed through HSBC US\$</i>	<i>Commission and other fees paid to HSBC US\$</i>
Year 2024	182,492	274

*Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024*

5 Related party transactions (continued)

The Sub-fund maintains bank accounts with HSBC. The Sub-fund may also maintain cash deposits which were held as collateral for transactions involving borrowed securities with HSBC during the year. No cash deposits and securities were held or pledged as collateral as at 31 December 2024.

Other information relating to the transactions/balances with HSBC is set out below:

	2024 US\$
Investments held with custodian	4,637,126
Bank accounts	
Bank balance	248,548
Interest income	1,715
Bank charges	(956)
Professional fees	6,650

(e) Balances/transactions with the group company of the Manager

During the year, the Sub-fund utilised the services of GF Securities (Hong Kong) Brokerage Limited, which is a shareholder of group company of the Manager of the Sub-fund, in its purchase and sale of investments. Details of such transactions executed and fees paid are set out below:

	<i>Value of transactions executed through GF US\$</i>	<i>Commission and other fees paid to GF US\$</i>
Year 2024	67,410	68

*Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024*

6 Units in issue

	<i>Number of units 2024</i>
As at 1 January	9,611
Issue of units	-
Redemption of units	<u>(316)</u>
As at 31 December	<u>9,295</u>

The rights attaching to each unit are as follows:

The holders of the units have the right to receive notice of, attend and vote at meetings of the Sub-fund. The holder of each such unit has the right to one vote for each such unit registered in his name. The holders are entitled to receive all dividends declared and paid by the Sub-fund. Upon winding up, the holders are entitled to a return of capital based on the net assets value per unit of the Sub-fund.

All distributable profits of the Sub-fund will be accumulated and no distribution of income will be made from the Sub-fund, unless otherwise determined by the Manager.

7 Soft commission arrangements

The Manager and/or any company associated with it and its delegates may enter into soft dollars/commission sharing arrangements with brokers through which brokerage transactions are entered on behalf of clients under management. The Manager may receive, and is entitled to retain, research products and services (known as soft dollar benefits) which are of demonstrable benefit to the Sub-fund (as may be permitted under applicable rules and regulations) from brokers and other persons through whom investment transactions are carried out (the "brokers"). Soft dollars may be received from them provided that the quality of transaction execution is consistent with best execution standards and brokerage rates are not in excess of the customary full-service brokerage rates.

Such soft dollar benefits may include research and advisory services; economic and political analysis; portfolio analysis, including valuation and performance measurement; market analysis, data and quotation services and software incidental to the above goods and services; clearing and custodian services and investment related publications. For the avoidance of doubt, soft dollar benefits do not include travel, accommodation, entertainment, general administrative goods and services, general office equipment or premises, membership fees, employee salaries or direct money payments.

The Manager considers many judgemental factors deemed relevant in determining whether a broker provides best execution. In general, investment orders are allocated to brokers based on the range and overall quality of services offered by the broker. The core factors in determining the quality of services are the execution performance and capability of the broker. Other factors, such as the quality and quantity of research and investment ideas offered, access to potential investee companies and commission rate charges, would also be taken into consideration. Soft dollar benefits received from brokers should not be a determinant factor on allocating orders among brokers. The Manager has implemented policies and procedures to ensure that transactions executed with brokers pursuant to a soft dollar commission sharing arrangement are conducted in the best execution standard. Soft dollars benefits received by the Manager are used to facilitate in the Manager's investment management process, such benefits assist the Manager in fulfilling its overall duty to clients and may be used in servicing any or all of the Manager's client accounts over which the Manager exercises investment discretion. The Manager does not usually attempt to allocate/attribute the soft dollar benefits to individual client account, as goods and services obtained may be beneficial to all clients in general, including those client accounts that do not generate credit to acquire the soft dollar benefits.

For the years ended 31 December 2024, the Manager did not obtain any services through soft dollars arrangements and no such commission was paid from the Sub-fund.

8 Fair value

The Sub-fund's investments are carried at fair value on the statement of assets and liabilities. The carrying amounts of other financial assets and liabilities approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

The Sub-fund utilises various methods to measure the fair value of its investments on a recurring basis. Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification Topic 820 (FASB ASC Topic 820) defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and expands disclosure requirements about fair value measurements. FASB ASC Topic 820, among other things, requires the Sub-fund to maximise the use of observable inputs and minimise the use of unobservable input when measuring fair value.

(a) Fair value hierarchy

FASB ASC Topic 820 specifies a hierarchy of valuation techniques based on whether the inputs to those valuation techniques are observable or unobservable. The Sub-fund utilises valuation techniques that maximise the use of observable inputs and minimise the use of unobservable inputs to the extent possible. The Sub-fund determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorised in one of the following levels:

- Level 1: Inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques in which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: Inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments but for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

8 Fair value (continued)**(b) Determination of fair value**

The Sub-fund measures fair value using the procedures set out below for the investments measured at fair value.

When available and for quoted investments, the Sub-fund generally uses quoted market prices in active markets to determine fair value, and classifies such items in Level 1.

In some cases where a market price is available and relevant to measure the fair value of a particular investment, the Sub-fund will calculate the fair value of such investment by reference to such market price, in which case the items are classified in Level 2.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based or independently sourced market parameters, such as interest rates, currency rates, option volatilities, etc. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified in Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable, including market comparables of listed companies.

(c) Items measured at fair value on a recurring basis

The following table presents for each of the fair value hierarchy levels the Sub-fund's investments that are measured at fair value on a recurring basis as at 31 December 2024.

	2024			Total US\$
	Quoted market price (Level 1) US\$	Quoted observable inputs (Level 2) US\$	With significant unobservable inputs (Level 3)* US\$	
Assets				
Equity securities	4,511,772	-	-	4,511,772
Participation note	-	125,354	-	125,354
Total	4,511,772	125,354	-	4,637,126

There were no transfers between Level 1 and Level 2, or transfers into or out of Level 3 of the fair value hierarchy during the year.

* The investment in Real Gold Mining Ltd. (166,500 shares) as at 31 December 2024 is classified as level 3 investments since there is no observable inputs from the market. It is suspended and delisted shares and the management estimate that the fair value is considered as zero.

Value Partners Intelligent Funds
- JA-VP China New Century Fund
Financial statements for the year ended 31 December 2024

9 Financial highlights

Operating performance per unit:

	2024 US\$
Net asset value per unit as at 1 January	489.13
Income from investment operations:	
Net investment loss	(9.29)
Net realised and unrealised gains on investments and foreign exchange losses	40.61
Total gain from investment operations	31.32
Net asset value per unit as at 31 December	520.45
Total return:	
Total return before performance fee	6.40%
Performance fee	0.00%
Total return after performance fee	6.40%
Ratio of net investment loss to average net assets:	
Net investment loss before performance fee	(1.84%)
Performance fee	0.00%
Net investment loss after performance fee	(1.84%)
Ratio of expenses to average net assets:	
Expenses before performance fee	4.90%
Performance fee	0.00%
Total expenses	4.90%

9 Financial highlights (continued)

Net investment loss from investment operations per unit is calculated based on average number of units outstanding of the Sub-fund for the year ended 31 December 2024.

Total return is calculated by comparing the ending net asset value ("NAV") per unit to the beginning NAV per unit. An individual investor's return may vary from these based on the timing of capital transactions.

Expense ratio is calculated for the Sub-fund as a whole. An individual investor's ratios may vary from these ratios based on the timing of capital transactions.

10 Indemnification

In the normal course of business, the Sub-fund enters into contracts that contain a variety of representations which provide general indemnifications. The Sub-fund's maximum exposure under these agreements is unknown as this would involve future claims that may be against the Sub-fund that have not yet occurred. However, based on experience, the Sub-fund expects the risk of loss to be remote.

11 Subsequent events

These financial statements were approved by management on 30 April 2025. Subsequent events have been evaluated through this date.

From the period from 1 January 2025 to 30 April 2025, the Sub-fund did not receive any subscription of units but redemption of 114 units which amounted to US\$57,488.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

	米ドル	円
資産総額	6,449,217.30	1,034,454,455
負債総額	97,828.21	15,691,645
純資産総額(-)	6,351,389.09	1,018,762,810
発行済口数	8,817 口	
1口当たり純資産価格(/)	720.36	115,546

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 ファンド証券の名義書換

各受益証券保有者は、管理会社又はその被指名人である登録事務管理会社に対する書面により、自身の名義において登録されている保有受益証券のすべて又は一部を譲渡する権利を有する。

登録事務管理会社の住所は次の通りである。

エイチエスピーシー・トラスティー（ケイマン）リミテッド

（主たる事業地）

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ノース・チャーチ・ストリート90、ストラスベール・ハウス

（登記上の所在地）

英領ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309

登録事務管理会社は、下記を住所地とするエイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッドを代理人として指名している。

エイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド

香港、セントラル、クイーンズ・ロード1

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられる。

各譲渡の登録、譲受人名義新証券発行及び譲渡人名義の残口数分の証書発行に関し、受託会社が合意した額の手数料が、受託会社を代理する登録事務管理会社により請求される。かかる手数料は受託会社の報酬から支払われる。

2 受益者に対する特典

該当事項なし

3 譲渡制限の内容

管理会社は、米国人（信託証書に定義される。）、又はその他トラストの受益証券保有が以下のいずれかに該当する不適格者がトラストの受益証券を取得又は保有しないよう、必要と考える投資制限を課す権限を有する。

管理会社の意見において、トラスト又はそのサブ・ファンドが被るはずのない困難を被る結果を招く国家又は政府当局の法律又は要求事項に違反することになる場合。

管理会社の意見において、トラスト又はそのサブ・ファンドが課税されたり被るはずのない税負担又は金銭上の損害を被る状況に陥る場合。

（原投資契約の条件その他に基づき）適用される反マネー・ロンダリングもしくは身分証明又は国家情勢もしくは居住者要件（事務管理会社の代理人又は管理会社に提出することを要求される保証書類又は証明書類の発行を含むがこれらに限らない。）に違反している者又は違反していると管理会社が合理的にみなす者。

4 その他投資者に示すことが必要な事項

全受益証券保有者集会又はトラストの特定のサブ・ファンド又はトラストの特定サブ・ファンドのあるクラスの受益証券保有者集会、受託会社により招集されることがある。全受益証券保有者集会の場合、発行済受益証券の10分の1の受益証券保有者によりかかる集会の招集を要求することができる。特定クラス又はトラストの特定サブ・ファンドの受益証券保有者集会の場合は、当該クラス又はサブ・ファンドの発行済受益証券保有者の10分の1の受益証券保有者によりかかる集会の招集を要求することができる。受

益証券保有者には、集会前21日以上の上前通知がなされる。かかる集会の開催場所は、管理会社が決定することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(2026年4月末日現在)

資本の額		管理会社が発行する 株式の総数 (授権株式数)	発行済株式総数
授権株式資本	うち発行支払済株式 資本		
14,623,428香港ドル (299,341,571円)	11,854,704香港ドル (242,665,791円)	18,893,318株	15,302,777株

最近5年間における資本の額の増減

年月日	資本の額
2021年12月31日	11,854,704香港ドル
2022年12月31日	11,854,704香港ドル
2023年12月31日	11,854,704香港ドル
2024年12月31日	11,854,704香港ドル
2025年12月31日	11,854,704香港ドル

管理会社の機構

定款に基づき、管理会社であるバリュー・パートナーズ・リミテッドは、取締役会により運営されている。取締役会は、現在、ホー・マン・ケイ、ン・チャク・ファ、およびイップ・ホー・ワ・ゴードンにより構成されている。取締役会は、管理会社の全般的な運営および意思決定に責任を負い、その意思決定は定款に従い行われている。管理会社であるバリュー・パートナーズ・リミテッドは、香港証券取引所に上場されているバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッド（VPGL）の完全子会社である。

2【事業の内容及び営業の概況】

1991年に設立後、1993年に事業を開始。管理会社は、バリュー投資を実践する投資顧問会社である。管理会社は、香港証券取引所（メインボード）の上場会社であるバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッド（証券コード：806）のメンバーである。設立以来、管理会社は、バリュー投資を専門としており、大中華圏のスペシャリストとして、そのスマートかつオリジナルな投資手法で定評を有する。また、投資信託／ミューチュアル・ファンド以外には、機関投資家の投資ポートフォリオの運用も行なう。バリュー・パートナーズ・グループ・リミテッド及びその子会社の運用資産は設立当初の数百万米ドルから2026年4月30日時点で約62億米ドルに成長しており、顧客は欧州、米国、香港、オーストラリア及び日本の機関投資家、個人投資家からなる。

管理会社の運用するファンドは2026年4月末日現在、次の通りである。

設立国又は運用国	種類 (基本的性格)	本数	純資産総額 (百万米ドル)
ケイマン諸島	オープン・エンド型 投資法人	1	86
	オープン・エンド型 ユニット・トラスト	3	280
米国	有限責任投資法人 (オープン・エンド)	1	32
合計		5	398

なお、下記は管理会社の概要及び主な受賞歴の参考資料である。

バリュー・パートナーズ・リミテッドの概要	
■	1991年に設立され、1993年に事業を開始。バリュー投資を実践する投資顧問会社である。
■	最終的な親会社は香港証券取引所（メインボード）の上場会社であるバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッド（証券コード：806）。
■	現在では、欧米や香港、オーストラリア、日本の機関・個人投資家からグループ全体で約62億米ドルの預り資産を運用。（2026年4月末日現在）
バリュー・パートナーズの主な受賞歴	
■2026年	ブルームバーグ・ビジネスウィーク中国版 Top Fund 2025 House Awardsの「Best Performer」で以下を受賞 「Commodities ETF Issuer」 「Asia ex-Japan Equity」 「Thematic Fund: Healthcare Equity」
■2025年	China Fund News 紙 The 10th China Private Equity Fund YingHua Award 「Exemplary Foreign Private Equity Institution」を受賞
	The Asset 誌 The Asset Benchmark Research Awards 2025 「G3 Bonds 2025」の部門で高く評価され「Top Investment House」を受賞

3【管理会社の経理状況】

- a . 本書記載の管理会社の邦文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項但書きの規定を適用し、管理会社が作成した監査済財務書類の原文（英文）を日本語に翻訳したものである（但し、円換算部分を除く。 ）。
- b . 管理会社の原文（英文）の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領している。
- c . 管理会社の原文（英文）の財務書類は香港ドルで表示されている。邦文の財務書類には、円換算額が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=20.47円）で換算されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

バリュー・パートナーズ・リミテッド
財政状態計算書
2025年12月31日現在
(単位：香港ドル)

	注記	2025年		2024年	
		(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)
非流動資産					
有形固定資産	11	2,168	44,379	1,515	31,012
使用権資産 - 固定資産	19	17,708	362,483	30,599	626,362
無形資産	12	8,456	173,094	9,092	186,113
投資商品	13	1,326,422	27,151,858	1,251,644	25,621,153
その他の資産		6,942	142,103	6,945	142,164
繰越税金資産	17	2,084	42,659	2,304	47,163
		<u>1,363,780</u>	<u>27,916,577</u>	<u>1,302,099</u>	<u>26,653,967</u>
流動資産					
関連会社からの未収金	26.3	27,044	553,591	26,101	534,287
投資商品	13	25,037	512,507	826	16,908
未収報酬	14	5,121	104,827	3,660	74,920
前払金及びその他の未収金		12,176	249,243	12,141	248,526
投資商品の売却による未収金		-	-	19,634	401,908
現金及び現金同等物	15	584,602	11,966,803	73,642	1,507,452
		<u>653,980</u>	<u>13,386,971</u>	<u>136,004</u>	<u>2,784,002</u>
流動負債					
関連会社に対する未払金	26.3	394,490	8,075,210	284,648	5,826,745
未払賞与		131,528	2,692,378	22,426	459,060
未払販売報酬費用	18	3,533	72,321	2,848	58,299
その他の未払金及び未払費用		50,983	1,043,622	22,819	467,105
リース債務	20	12,973	265,557	12,139	248,485
		<u>593,507</u>	<u>12,149,088</u>	<u>344,880</u>	<u>7,059,694</u>
流動資産 / (負債) 純額		<u>60,473</u>	<u>1,237,882</u>	<u>(208,876)</u>	<u>(4,275,692)</u>

添付の注記は本財務諸表の一部を構成する。

バリュー・パートナーズ・リミテッド
財政状態計算書（続き）
2025年12月31日現在
（単位：香港ドル）

	注記	2025年		2024年	
		(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)
非流動負債					
未払賞与		3,185	65,197	1,731	35,434
リース債務	20	5,606	114,755	18,559	379,903
		<u>8,791</u>	<u>179,952</u>	<u>20,290</u>	<u>415,336</u>
純資産額		<u>1,415,462</u>	<u>28,974,507</u>	<u>1,072,933</u>	<u>21,962,939</u>
資本					
発行済資本	16	53,768	1,100,631	53,768	1,100,631
その他の積立金		17,743	363,199	-	-
利益剰余金		<u>1,343,951</u>	<u>27,510,677</u>	<u>1,019,165</u>	<u>20,862,308</u>
資本合計		<u>1,415,462</u>	<u>28,974,507</u>	<u>1,072,933</u>	<u>21,962,939</u>

5 頁から44頁（訳注：原文）の財務諸表は2026年4月29日に取締役会により承認され、取締役会を代理して署名された。

[署名]
ン・チャク・ファ
取締役

添付の注記は本財務諸表の一部を構成する。

（２）【損益計算書】

バリュー・パートナーズ・リミテッド
包括利益計算書
2025年12月31日終了事業年度
（単位：香港ドル）

	注記	2025年		2024年	
		（千香港ドル）	（千円）	（千香港ドル）	（千円）
収益					
報酬収益	5	39,211	802,649	36,485	746,848
販売報酬費用		(14,103)	(288,688)	(12,588)	(257,676)
報酬収益純額		25,108	513,961	23,897	489,172
その他の収益	6	360,761	7,384,778	249,485	5,106,958
収益純額合計		385,869	7,898,738	273,382	5,596,130
費用					
報酬及び給付費用	7	(289,986)	(5,936,013)	(173,506)	(3,551,668)
使用権資産 - 固定資産 - の減価償却	19	(12,891)	(263,879)	(13,148)	(269,140)
その他の費用	8	(76,573)	(1,567,449)	(85,993)	(1,760,277)
費用合計		(379,450)	(7,767,342)	(272,647)	(5,581,084)
投資商品の純利益		321,149	6,573,920	145,088	2,969,951
その他		(876)	(17,932)	(371)	(7,594)
その他の利益 - 純額	9	320,273	6,555,988	144,717	2,962,357
営業利益（その他の利益控除後）		326,692	6,687,385	145,452	2,977,402
金融費用	20	(1,684)	(34,471)	(2,506)	(51,298)
税引前利益		325,008	6,652,914	142,946	2,926,105
税金（費用）／収益	10	(222)	(4,544)	150	3,071
当期利益		324,786	6,648,369	143,096	2,929,175
当期その他の包括利益					
- 損益に組替え済み又は事後に 組み替えられる可能性がある項目 その他の包括利益を通じて公正価値で 測定される金融資産の未実現利益純額		17,743	363,199	-	-
当期利益及び包括利益合計		342,529	7,011,569	143,096	2,929,175

添付の注記は本財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

バリュー・パートナーズ・リミテッド

資本変動計算書

2025年12月31日終了事業年度

（単位：香港ドル）

注記	発行済資本		その他の積立金		利益剰余金		合計		
	(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)	
2023年12月31日 及び 2024年1月1日 現在	53,768	1,100,631	-	-	876,069	17,933,132	929,837	19,033,763	
当期利益	-	-	-	-	143,096	2,929,175	143,096	2,929,175	
所有者としての 地位に基づく 所有者との取引 株式報酬の戻入 れ純額	7.1	-	-	(994)	(20,347)	-	-	(994)	(20,347)
最終持株会社による 株式報酬の再負担額 の戻入れ	7.1	-	-	994	20,347	-	-	994	20,347
所有者としての 地位に基づく 所有者との取引 合計		-	-	-	-	-	-	-	
2024年12月31日 及び 2025年1月1日 現在	53,768	1,100,631	-	-	1,019,165	20,862,308	1,072,933	21,962,939	
当期利益	-	-	-	-	324,786	6,648,369	324,786	6,648,369	
その他の包括利益 その他の包括利益 を通じて 公正価値で測定 される金融資産の 利益純額		-	-	17,743	363,199	-	-	17,743	363,199
その他の包括利益 合計		-	-	17,743	363,199	-	-	17,743	363,199
所有者としての 地位に基づく 所有者との取引 資本拠出 - 株式 報酬	7.1	-	-	4,979	101,920	-	-	4,979	101,920
資本拠出 - 株式 の買戻し	7.1	-	-	(4,979)	(101,920)	-	-	(4,979)	(101,920)
所有者としての 地位に基づく 所有者との取引 合計		-	-	-	-	-	-	-	
2025年12月31日 現在	53,768	1,100,631	17,743	363,199	1,343,951	27,510,677	1,415,462	28,974,507	

添付の注記は本財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

バリュー・パートナーズ・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日終了事業年度
(単位：香港ドル)

注記	2025年		2024年		
	(千香港ドル)	(千円)	(千香港ドル)	(千円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業活動から生じた /					
(に使用された) 現金純額	23	238,569	4,883,507	(261,252)	(5,347,828)
受取利息		21,244	434,865	1,437	29,415
支払済税金		(2)	(41)	(3)	(61)
営業活動から生じた /					
(に使用された) 現金純額		259,811	5,318,331	(259,818)	(5,318,474)
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産及び無形資産の					
購入	11、12	(2,693)	(55,126)	(787)	(16,110)
投資商品の購入 (注記 a)		(581,572)	(11,904,779)	(240,684)	(4,926,801)
投資商品の処分		840,035	17,195,516	548,215	11,221,961
投資商品からの受取配当金		8,108	165,971	3,888	79,587
投資活動から生じた現金純額		263,878	5,401,583	310,632	6,358,637
財務活動によるキャッシュ・フロー					
リース料の元利金の要素		(13,803)	(282,547)	(15,411)	(315,463)
財務活動に使用された現金純額		(13,803)	(282,547)	(15,411)	(315,463)
現金及び現金同等物純増加額		509,886	10,437,366	35,403	724,699
現金及び現金同等物期首残高		73,642	1,507,452	38,239	782,752
為替差額		1,074	21,985	-	-
現金及び現金同等物期末残高		584,602	11,966,803	73,642	1,507,452
現金及び現金同等物残高分析					
短期金融市場商品への投資		572,512	11,719,321	45,985	941,313
銀行預金及び手許現金		3,843	78,666	27,529	563,519
短期銀行預金		6,000	122,820	-	-
ブローカーへの預け金		2,247	45,996	128	2,620
		584,602	11,966,803	73,642	1,507,452

注記 (a) :

重要な非資金取引 :

2024年12月31日終了事業年度において、関連会社であるバリュー・パートナーズ・アセット・マネジメント・マレーシアSdn. Bhd. から合計9,882,000香港ドルの投資商品が購入され、関連会社に対する未払金を通じて決済された。詳細については注記26.7をご参照ください。

添付の注記は本財務諸表の一部を構成する。

バリュース・パートナーズ・リミテッド

2025年12月31日終了事業年度

財務諸表に対する注記

(香港ドル表記)

1. 一般情報

バリュース・パートナーズ・リミテッド(「本公司」)は、英領バージン諸島において設立された有限責任会社である。登録事務所及び主たる営業地の住所は、それぞれ英領バージン諸島、VG 1110、トートラ、ロード・タウン、私書箱3140、ウィックハムズ・ケイ 1、コマース・ハウス、及び香港、クイーンズ・ロード・セントラル99、ザ・センター、43階である。

本公司は香港証券先物令に基づき有価証券の取引、先物取引の取引、有価証券に関する助言、先物取引に関する助言、及び資産運用業務を行うライセンスを付与されている。本公司は、主に投資ファンド及び運用勘定に対する投資運用サービスを提供する。

本公司は直接的かつ最終的な持株会社であるバリュース・パートナーズ・グループ・リミテッドに完全保有されている。バリュース・パートナーズ・グループ・リミテッドは香港証券取引所(メインボード)に上場されている。

別途明記されない限り、本財務諸表は香港ドル(「千香港ドル」)で表示される。本財務諸表は2026年4月29日付取締役会により発行を承認されている。

2. 重要性のある会計方針の要約

本財務諸表の作成に適用される重要性のある会計方針は以下に記載される通りである。別途明記されない限り、かかる方針は表示される事業年度全てに一貫して適用される。

2.1 作成の基礎

本公司の財務諸表は、香港公認会計士協会(「HKICPA」)により発行され適用される全てのHKFRS会計基準に準拠して作成されている。本財務諸表は取得原価主義に基づき作成されている。

HKFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成には、会計上の見積りの使用が要求される。更に、本公司の会計方針を適用する過程においては、取締役自らの判断の行使が要求される。より高度な判断若しくは複雑性を伴う領域、又は財務諸表にとって見積りや予測が重要である領域は後述の注記3に開示される。

2024年12月31日現在、本会社の流動負債は流動資産を209,000,000香港ドル超過した。直接的かつ最終的な持株会社であるバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッドは、本会社が支払期限の到来した自らの債務を履行し、かつ、予測可能な将来においてもその事業活動を継続可能とするために、本会社に対して十分な財政支援を提供する意向があることを確認している。取締役は、本会社がゴーイングコンサーン(継続企業)として存続できると確信している。その結果、取締役はゴーイングコンサーンの前提に基づいて財務諸表を作成している。

(a) 本会社に適用される新規かつ改訂後の基準

本会社は2025年1月1日に開始する年次報告期間において、以下の基準及び改訂を初めて適用した。

- ・ HKAS第21号の改訂 交換可能性の欠如

(b) 2025年1月1日に開始する会計年度において有効ではなく、かつ早期適用されていない発行済の新基準

- ・ 金融商品の分類及び測定に関する改訂 HKFRS第9号及びHKFRS第7号の改訂(2026年1月1日以降に開始する年度において有効)
- ・ HKFRS会計基準に対する年次改善 第11巻(2026年1月1日以降に開始する年度において有効)
- ・ HKFRS第18号 財務諸表における表示及び開示(2027年1月1日以降に開始する年度において有効)

本会社は、新規かつ改訂後の基準が有効になった時点でこれらの基準を適用する予定である。本会社は現在、本会社の財務諸表に対する上記の新規かつ改訂後の基準の適用について関連する影響を評価中である。

2.2 ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティとは、例えば議決権が管理業務にのみ関係し、関連業務が契約上の取決めによって指示される場合等、議決権又は類似の権利がその支配を決定する主要な要因にならないように設計された事業体をいう。ストラクチャード・エンティティは、しばしば事業活動が制限され、狭義かつ十分に明確化された目的を有する(例えば、ストラクチャード・エンティティの資産に関するリスク及びリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供等。)ことが多い。結果として、投資ファンドは「ストラクチャード・エンティティ」であると考えられる。

2.3 関連会社

関連会社とは、本会社が重大な影響力を有する一方、支配権又は共同支配権を有さず、一般に議決権の20%から50%の持分比率を伴う全ての事業体をいう。

本会社は、自らが運用する特定の投資ファンドに投資している。本会社は管理会社として、投資ファンドの立上げを促進するために、管理する投資ファンドに当初資金を投入することができる。かかる当初投入資金の目的は、投資ファンドが運営及び業績を確立するために、ファンドの初期に一定規模の資金を確保できるようにすることである。その後、本会社は、市況その他の要因に応じて、かかる当初投入資金の保有額を変更することができる。本会社は、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の事業体について、HKAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の測定除外を適用しており、かか

る投資商品は損益を通じて公正価値で測定される金融資産並びに現金及び現金同等物に分類される場合がある。

2.4 外貨建て取引

(a) 機能通貨及び表示通貨

本会社の財務諸表に含まれる項目は、本会社が運用する主要な経済環境における通貨(「機能通貨」)を用いて測定される。財務諸表は本会社の機能通貨及び表示通貨である香港ドルで表示されている。

(b) 取引及び残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。かかる取引の決済並びに外貨建て貨幣資産及び負債の期末為替レートによる換算により生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

2.5 有形固定資産

有形固定資産には設備造作、器具及び備品、オフィス機器並びに車両が含まれており、取得原価から減価償却累計額を控除して表示される。取得原価は、有形固定資産の取得に直接関連する費用を含む。

有形固定資産の取得後に生じる費用は、将来における経済的利益が本会社に流入する可能性がありかつその金額が信頼性をもって測定できる場合に限り、適宜資産の簿価に追加計上されるか又は個別の資産として認識される。一方、交換部品の簿価については認識されない。その他の修繕維持費は、それらが発生した期間の損益に計上される。

有形固定資産の減価償却費の計算は定額法を用いており、以下の見積耐用年数にわたり費用を計上する。なお、設備造作は以下の通りである。

設備造作	3年間またはリース期間のうち短い期間
器具及び備品	5年
オフィス機器	3年
車両	3年

各資産の耐用年数は、各報告期間末に適宜検討及び修正される。資産の簿価が見積回収可能価額を超過する場合、かかる簿価は直ちにその回収可能価額まで切下げられる。

処分時に生じる損益は受取額と簿価を比較の上決定され、損益に認識される。

2.6 無形資産

(a) コンピューター・ソフトウェア

取得済コンピューター・ソフトウェアのライセンスは、特定のソフトウェアの取得及び使用可能な状態にするために要した費用に基づき資産計上される。かかる費用は見積耐用年数(5年)にわたり償却される。

コンピューター・ソフトウェアのプログラムの維持に関する費用は、発生時に費用として認識される。本会社が管理する識別可能で独自性のあるソフトウェア製品の開発に直接結びつき、かつ1年を超えて費用を上回る経済的便益を生み出す可能性のある費用は、無形資産として認識される。資産として認識されるコンピューター・ソフトウェアの開発費用は、見積耐用年数(5年以内)にわたり償却される。

(b) その他

個別に取得された無形資産は、取得原価により当初認識額が測定される。無形資産の耐用年数は、有限又は無限と評価される。耐用年数が有限の無形資産は、その後経済的耐用年数にわたり償却され、かつ、かかる無形資産が減損する可能性を示す兆候が存在すれば、常に減損について評価される。耐用年数が有限の無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各事業年度末に見直しが行われる。

耐用年数が無限の無形資産は、個別に又は資金生成単位レベルにより每期減損テストが行われる。かかる無形資産は償却されない。耐用年数が無限の無形資産の耐用年数は、かかる無限の耐用年数の評価が引き続き妥当であるか否かを判断するため、每期見直しが行われる。かかる見直しが行われない場合、耐用年数の評価を無限から有限へ変更し、将来の期間にわたり計上される。

2.7 減損

(a) 無形資産及びその他の非金融資産の減損

耐用年数が無限の資産は、償却されずに每期減損テストを受ける。償却対象である資産については、簿価相当額の回収が不可能である旨を示唆する事由又は変更が生じた場合には、いつでも減損の見直しが行われる。減損損失は、資産の簿価がその回収可能価額を超過する金額について認識される。回収可能価額とは、公正価値から処分原価を控除した額及び使用価値のうち、いずれか高い金額をいう。減損を測定する目的上、資産を個別に識別可能なキャッシュ・フローを生み出す最小単位にグループ(CGU)化する。減損の対象となった非金融資産(暖簾を除く。)は、各報告日に、減損額の戻入れの可能性につき見直しが行われる。

（b）金融資産の減損

本会社は、償却原価で測定される金融資産（現金及び現金同等物、並びに未収報酬を含む。）に対する予想信用損失（「ECL」）について損失評価引当金を認識する。

未収報酬については、本会社はHKFRS第9号により認められる簡便的なアプローチを適用するが、かかるアプローチでは債権の当初認識時から残存期間にわたる予想信用損失が要求される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産（「FVPL」）はECLの評価対象外である。

2.8 投資商品及びその他の金融資産

分類

本会社は、保有する金融資産を以下の測定カテゴリーに分類する。すなわち、FVPLにより事後測定されるもの、その他の包括利益を通じて公正価値（「FVOCI」）で測定されるもの、及び償却原価で測定されるものである。かかる分類は、金融資産を管理する本会社のビジネスモデル及びキャッシュ・フローの契約条件に依拠する。

公正価値で測定される資産について、利益及び損失は、損益又はその他の包括利益（「OCI」）のいずれかに計上される。売買目的以外で保有する株式投資については、FVOCIで測定される株式を本会社が計上する当初認識時において、取消不能な選択を行うか否かに依拠する。本会社は、これらの資産を管理する自らのビジネスモデルが変更された場合に限り、負債性投資商品を再分類する。

認識及び認識の中止

金融資産の通常の購入又は売却は、取引日（本会社が金融資産を購入又は売却することを約定する日）に認識される。損益を通じて公正価値で計上しない金融資産の購入又は売却は、公正価値に取引費用を加えた金額で当初認識される。損益を通じて公正価値で計上される金融資産は、当初公正価値で認識され、取引費用は損益に費用計上される。金融資産はキャッシュ・フローの受け取る権利が消滅するか移転し、更に本会社が所有権に対する一切のリスク及び利益を事実上移転した場合、認識を中止される。

測定

当初認識時に、本社は金融資産を自らの公正価値で測定する。FVPLで計上された金融資産の取引費用は、損益において費用計上される。

活発な市場で取引される金融商品（上場株式及び上場投資ファンド等）の公正価値は、報告日における取引終了時の終値を基準とする。活発な市場とは、金融商品の取引が、継続的に価格の情報を提供するのに十分な頻度と量をもって行われている市場をいう。上場有価証券の取引が停止した場合、かかる投資商品は、本会社が見積る公正価値をもって評価される。

債券は、未収利息を含む取引相場価格に基づき公正価値で評価される。活発な市場での相場価格が提示されない債券の公正価値は、信頼できる価格情報源（価格提示機関等）又は債券/デット市場のマーケットメーカーが提示する参考価格を用いて本会社が決定する場合がある。価格情報源から得たブローカーの見積りは参考値であり、必ずしも実行可能又は拘束力のあるものではない場合がある。本社は、使用する価格情報源の量及び質に関し判断及び見積りを行う。

株式投資及び投資ファンド

非上場投資ファンドは、該当するファンドの管理会社から取得したそれぞれのファンドの純資産価額を基に、公正価値で計上される。投資ファンドの純資産価額が評価できない場合、本社は、該当するファンドの管理会社から提供された純資産価額の妥当性を評価するため、基となる投資商品の評価の見直しを行う。

- ・ FVPL：本社は、株式をFVPLで事後測定する。FVPLで測定された金融資産の公正価値の変動は、包括利益計算書のその他の利益/損失に認識される。かかる投資からの配当は、本会社が支払を受ける権利が確定した時点で、引き続きその他の収益として損益に認識される。
- ・ FVOCI：本会社の株式投資がHKAS第32号「金融商品：表示」に基づく資本の定義を満たし、売買目的保有ではない場合、本社は当初認識後に、これらの株式を、FVOCI指定の株式として、取消不能の選択を行うことができる。かかる分類は、個々の金融商品ごとに決定される。FVOCIに分類された公正価値の変動は、包括利益計算書のその他の包括利益に認識される。かかる金融資産の損益は、損益計算書に組み替えられない。配当は、支払を受ける権利が確定した時点で、純投資利益として認識される。但し、本会社が、金融資産の取得原価の一部回収としてかかる受取金から利益を得る場合、かかる利益はその他の包括利益に計上される。
- ・ 株式投資は、減損テストの対象外である。
- ・ FVPLで測定された金融資産の公正価値の変動は、包括利益計算書のその他の利益/損失に認識される。
- ・ かかる投資商品からの配当は、本会社が支払を受ける権利が確定した時点で、引き続きその他の収益として損益に認識される。

負債性金融商品

負債性金融商品の当初認識後の測定は、本会社の当該資産を管理するための本会社のビジネスモデル及びかかる資産のキャッシュ・フローの特性に依拠する。本会社は、負債性金融商品を以下の3種類の測定カテゴリーのいずれかに分類する。

- ・ 償却原価：契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみを表示する場合、かかるキャッシュ・フローの回収を目的として保有される資産は、償却原価で測定される。これらの金融資産から生じる受取利息は、実効金利法を用いてその他の収益に含まれる。認識の中止により生じる損益は損益計算書に直接認識され、為替差損益と併せてその他の利益／損失に表示される。
- ・ FVOCI：契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却を目的として保有され、かつそのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである資産は、FVOCIで測定される。簿価の変動はその他の包括利益を通じて計上されるが、金融資産の償却費用の減損損益、受取利息及び為替差損益は、損益に認識される。金融資産の認識が中止された場合、その他の包括利益において過去に認識された累積損益は、資本から損益に振り替えられ、その他の利益／損失に認識される。これらの金融資産から生じる受取利息は、実効金利法を用いてその他の利益に含まれる。為替差損益は、損益及びその他の包括利益に表示される。
- ・ FVPL：償却原価又はFVOCIの要件を満たさない資産は、FVPLで測定される。FVPLで当初認識後に測定される負債性金融商品の損益（利息部分を除く。）は損益計算書に認識され、かかる損益が発生した期間において、その他の利益／損失に純額で表示される。利息部分（すなわち、クーポンレートを用いて計算される未収利息）は、包括利益計算書のその他の利益に受取利息として報告される。

公正価値測定ヒエラルキーのレベル間の振替は、事象又は状況の変化が生じた日をもって認識される。

2.9 未収報酬

未収報酬は、公正価値で認識される場合、重要な財務上の要素が含まれない限り、無制限の対価額で当初認識され、その後実効金利法による償却原価で測定される。いずれの場合にも、減損引当金を控除する。

2.10 現金及び現金同等物

現金は手許現金、定期預金、要求払預金及び短期金融市場商品から成る。現金同等物とは、想定した金額に容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、短期、かつ流動性の高い投資商品である。

2.11 資本金

普通株式は資本に分類される。

2.12 当期税金及び繰延税金

当期税金費用は、当社が運用し、発生させた課税所得の管轄地において、報告日までに制定された又は実質的に制定されている税法を基準として計算される。経営陣は、適用される税法の解釈から生じる状況に関し、確定申告書における状況を定期的に評価し、必要に応じて税務当局への納税見積額を基準とする引当金を設定する。

繰延税金は負債法を用いて、資産及び負債の税務上の金額と財務諸表の簿価との一時差異につき認識される。但し、取引時点で会計上又は税務上の損益のいずれに対しても影響が及ばない企業結合を除き、取引における資産又は負債の当初認識時点から繰延税金が発生した場合、かかる繰延税金は計上されない。繰延税金は既に制定された又は報告日までに実質的に制定されている税率(及び法律)を用いて決定され、関連する繰延税金資産が認識された場合、又は繰延税金負債が解消された場合に適用されるものと予測されている。

繰延税金資産は、一時差異に対して将来生じる課税所得が充分であると見積もられる範囲内で認識される。

当期税金負債に対して当期税金資産を相殺する法的な強制権がある場合、並びに繰延税金資産及び負債が同一の税務当局により課された税金に関する場合、繰延税金資産及び負債は相殺される。

繰延税金負債は子会社及び関連会社への投資による一時差異に対し適用される。但し、一時差異を解消する時期が当社に管理され、かつ、一時差異が予測可能な将来に解消されない可能性が高い場合は除かれる。

2.13 収益の認識

収入は、当社の通常の業務である役務の提供から生じた場合には、当社により収益として分類される。

当社は、当社が契約した役務(資産)と交換に顧客から受領する権利があると見込まれる額を、当該役務(資産)が顧客に移転され履行義務を充足した時点で、収益を認識する。かかる顧客が当該資産の支配権を取得した時点で資産が移転する。当社は、収益に大幅な戻入れの可能性がない場合、すなわち関連する不確実性が解消した時点で、変動対価を収益に含める。顧客との一部の契約において、当社は当該顧客に提供する役務に第三者を関与させる裁量を有する。契約した役務が顧客に移転するまで当社は当該役務を支配するため、一般に当社は上記取引の当事者とみなされており、従って当社は関連費用の総額について収益を表示する。

(a) 投資運用業務による報酬収益

管理会社報酬は、役務が履行される時間の経過とともに認識され、主として投資ファンド及び運用勘定の純資産価額について合意された料率を基準とする。

(b) ファンド販売業務による報酬収益

販売業務に関する前受報酬は、かかる業務が履行された時点で認識される。

(c) サービス報酬収益

サービス報酬は、サービスが原契約に従い提供された時点で認識される。その履行義務はサービスの提供が進行するにつれて充足される。

(d) 受取利息

FVPLで測定される金融資産から生じる受取利息は、損益計算書のその他の利益に含まれる。償却原価で測定される金融資産及びFVOCIで測定される金融資産にかかる受取利息は、実効金利法を適用して算定され、その他の利益に認識される。

2.14 受取利息及び受取配当金

償却原価で測定される金融資産から生じる受取利息は、定期預金及び銀行預金から生じる受取利息に関連するものであり、実効金利法を用いた時間配分基準で認識される。受取配当金は、配当受領権が確定した時点で認識される。

2.15 販売報酬費用

販売報酬費用は、本会社から商品の販売会社に支払う管理会社報酬及び前受報酬に対するリベートを示す。契約した役務（資産）と交換に顧客から受領する権利があると本会社が予測した管理会社報酬及び前受報酬の金額で当該役務を移転し履行義務を充足した場合に、販売報酬費用が認識される。

2.16 報酬及び給付金

(a) 賞与

本会社は、本会社の所有者に帰属する利益を基礎とした計算式（一定の調整を加えたもの。）により、賞与にかかる負債及び費用を認識する。本会社は、特定の適格従業員を対象とする繰延賞与プランを有しており、当該従業員が賞与額を現金又は本会社が管理し指定する法人ファンドの株式（当該従業員が稼得した / 負担した株価の変動を伴う。）で受け取ることを認めている。賞与プランの下支給される額は、見積支払額に基づき権利確定期間にわたり費用計上される。本会社は、賞与に関し、契約上の義務を負う場合又は過去の慣行により推定的義務が生じている場合に負債を認識する。

(b) 株式報酬

特定の取締役及び従業員には、ストック・オプション・スキームに基づき、最終持株会社の普通株式に対するオプションが付与されている。ストック・オプションの付与と引換えに本会社が受領する従業員の役務の公正価値は、費用として認識される。かかる費用の合計額は、付与されるストック・オプションの公正価値を参考に決定される。

- ・ あらゆる市場の状況を含む。
- ・ 役務の影響及び非市場型の付与条件の履行の影響は除外される。及び
- ・ 付与条件が存在しないことによる影響を含む。

非市場型の付与条件は、付与が見込まれるストック・オプションの見積数に含まれる。かかる費用の合計額は、予め定められた権利行使条件が充足された期間である権利行使期間にわたり認識される。各報告期間末日において、非市場型の付与条件に基づき、事業体は付与予定のストック・オプションの見積数を見直す。当初見積りに対する見直しの影響は損益に認識されるとともに、資本を調整する。

同会計期間において、最終持株会社は、本会社の従業員に付与されるオプションに関して本会社に再補填を行う。

(c) 年金債務

本会社は、確定拠出型プランの香港強制準備基金制度に加入しており、一般に受託会社が管理するファンドへの拠出金によって賄われる。本会社は、強制準備基金制度に対して拠出する義務を負う。強制準備基金制度が、全従業員に当期又は過年度において従業員が提供した役務に関連する給付を支払うための十分な資産を保有していない場合であっても、本会社は追加拠出を行う法律上又は法定の義務を負わない。拠出金は、支払期日を迎えた時点で報酬及び給付費用として認識される。

(d) その他の従業員給付

短期雇用従業員の給付に関する費用は、かかる従業員の役務提供期間に対応して計上される。従業員の年次有給休暇及び長期連続休暇の取得権は、かかる従業員にかかる休暇が発生した時点で認識される。報告日までに従業員が提供した役務による年次有給休暇及び長期連続休暇に関する債務見積額については、未払金を計上する。

2.17 リース

本会社は複数の事務所をリースしている。賃借契約は、通常3年の定期で締結される。リース条件は個別に交渉が行われ、広範囲な異なる条件を含んでいる。リース契約にはいかなる誓約も課されていないが、借入れ目的の担保としてリース資産を使用することはできない。

リースは、本会社がリース資産の使用が可能になった日に、使用権資産及びそれに対応する負債として認識される。各支払リース料は負債と金融費用に配分される。金融費用は、各リース期間の債務残高に一定の期間利率が生じるよう、リース期間にわたり損益計上される。使用権資産は、かかる資産の耐用年数と定額法によるリース期間とのいずれか短い期間で減価償却される。

リースから生じる資産及び負債は、当初、現在価値を基準として認識される。リース債務には以下の支払リース料の正味現在価値が含まれる。

- ・ 固定料金（実質的な固定料金を含む。）からリース・インセンティブ未収金を控除した金額、及び
- ・ 指標又は利率に基づく変動リース料

リース料はリースに内在する利息を用いて割り引かれる。かかる利息が算定できない場合、借手の追加借入利率が用いられる。かかる利率は、同様の諸条件の下、借手が同様の経済環境において、同価値の資産取得のために必要な資金借入れをする場合に適用される利率である。

使用権資産は以下を含むコストで測定される。

- ・ リース債務の当初測定額
- ・ 開始日以前に支払われたリース料から受領済リース・インセンティブを控除した金額
- ・ 当初直接費用、及び
- ・ 原状回復費用の引当金

短期リース及び少額資産のリースに関する支払いは、定額法により損益計算書に費用として認識される。短期リースとは、12か月以下のリース期間を有するリースである。少額資産には、小型のオフィス機器が含まれる。

2.18 偶発債務及び偶発資産

偶発債務とは、過去の事象から生じた可能性のある債務であり、その存在は、本会社が完全に支配できない、1以上の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみ確認される。加えて、経済的資源の流出が必要となる可能性が高くない又は債務額が信頼性をもって測定できない可能性があるため、偶発債務は過去の認識されない事象から生じた現在の債務になり得る。偶発債務は認識されないものの、財務諸表の注記に開示される。流出の可能性に変化が生じ、流出の可能性が高い場合、偶発債務は引当金として事後に認識される。

偶発資産とは、過去の事象から生じた可能性のある資産であり、その存在は、本会社が完全に支配できない、1以上の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみ確認される。偶発資産は認識されないも

の、経済的便益の流入について可能性が高い場合には、必要に応じて財務諸表の注記に開示される。かかる流入がほぼ確実になった時点で、資産として認識される。

2.19 比較可能な数値

特定の比較可能な数値は、当期の表示と一致させるため組み替えられた。

3. 重要な会計上の見積り及び判断

見積り及び判断は継続的に評価され、過去の経験及びその他の要因(ある状況の下、合理的と信じられる将来発生の見込みがある事象を含む。)に基づく。その結果である会計上の見積りは、これに関連する実際の結果と一致しないことがある。翌会計年度において資産及び負債の簿価に重大な修正をもたらすリスクを有する見積り及び仮定は、以下に記載される通りである。

3.1 本会社が管理する投資ファンド

本会社は、多くの投資ファンドにつき投資運用業務を行い、これらのファンドの設定にあたり当初投入資金を提供する。本会社がこれらのファンドを支配するか否かを決定するにあたっては、通常、本会社がこれらのファンドに対して有する経済的利益の総持分の水準及び投資家が投資運用会社を解任することができる権利の水準が考慮される。

本会社は、一部の投資ファンドに対して本会社が有する経済的利益の総持分の水準については、投資家が投資運用会社を解任することができる権利の水準と合わせても、本会社に当該投資ファンドを支配させるほど重要ではないと判断したため、かかる一部の投資ファンドについては支配権を有しないものと結論付けている。

3.2 法人所得税及び繰延税金資産

法人所得税引当額の決定に際しては、重要な判断が求められる。通常の業務過程においては、最終的な税務上の取扱いが不確実な取引及び計算が存在する。本会社は、追加の税金が生じるか否かの見積りを基に、想定される税務調査項目に対する負債額を認識する。かかる事項に関する最終的な税務上の結果が当初計上された金額と異なる場合、かかる差異は、その税務上の判断が確定した期間における法人所得税引当額及び繰延税金費用に影響を及ぼす。

取締役は、近い将来課税所得が生じる可能性は今のところ低いと評価しており、従って本会社は、2025年12月31日及び2024年12月31日現在で未使用の税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産を認識していない。注記10を参照のこと。

4. 金融リスク管理

4.1 金融リスク要因

本会社の金融商品に関する業務は、様々な金融リスクに晒されている。これらは市場リスク（為替リスク、金利リスク及び価格リスクを含む。）、信用リスク及び流動性リスクである。本会社全体のリスク管理プログラムは金融リスクの分析、評価及び管理に重点を置き、本会社の財務実績に対する潜在的な悪影響を最小化することを目指している。

（a）為替リスク

本会社は、異なる地域における相手方と取引を行っており、複数の通貨のエクスポージャーから生じる為替リスクに晒される。事業体の機能通貨以外の通貨建てによる、将来の商取引並びに認識された資産及び負債が発生した場合、為替リスクが発生する。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、本会社の資産及び負債の大半は香港ドル（本会社の機能通貨及び表示通貨）、米ドル、人民元、オーストラリア・ドル、英ポンド及びシンガポール・ドル建てである。米ドルは現在、香港ドルに狭い範囲で連動する。従って、取締役は、米ドルに関して重大な為替リスクが存在しないと考えている。

以下の表は、2025年12月31日現在において、本会社が重大なエクスポージャーを有する為替レート（他の全ての変数は一定とする。）につき、合理的に起こり得る変動が生じた場合の、当期中の本会社の税引後利益に関するおおよその変動を示すものである。

	変動		税引後利益への予測される影響	
	2025年	2024年	2025年	2024年
			（千香港ドル）（千香港ドル）	
オーストラリア・ドル	+ / - 6%	+ / - 6%	+ / - 7	+ / - 403
英ポンド	+ / - 5%	+ / - 4%	+ / - 12	+ / - 48
人民元	+ / - 4%	+ / - 5%	-	+ / - 340
シンガポール・ドル	+ / - 3%	+ / - 2%	+ / - 28	+ / - 144

(b) 金利リスク

キャッシュ・フロー金利リスク

本会社のキャッシュ・フロー金利リスクは、主に現金及び現金同等物（変動金利による有利子の銀行預金及び短期金融市場商品を含む。）583,222,649香港ドル（2024年：65,399,876香港ドル）から生じる。経営陣は、継続的に金利リスクのエクスポージャーを監視し、必要に応じて銀行残高及び銀行預金のポートフォリオを調整する。2025年12月31日現在、金利が75ベース・ポイント（2024年：100ベース・ポイント）（これらは、金利の過去の変動性を踏まえた合理的な変動幅を示す。）上昇又は下落した場合、その他の全ての変数を一定とすると、税引後利益及び資本はそれぞれ約4,374,170香港ドル増加又は減少（2024年：654,000香港ドル増加又は減少）すると予想される。2025年12月31日終了事業年度及び2024年12月31日終了事業年度における感度分析は、主として現金及び現金同等物の受取利息の変動によるものであった。

公正価値金利リスク

本会社は、2024年12月31日現在公正価値金利リスクは重大ではないと考えている。従って、いかなる感度分析も行われていない。

本会社の公正価値金利リスクは、主に公正価値（損益を通じて測定される公正価値及びその他の包括利益を通じて測定される公正価値）で測定される債券から生じる。2025年12月31日現在、金利が75ベース・ポイント（これらは、金利の過去の変動性を踏まえた合理的な変動幅を示す。）上昇又は下落した場合、その他の全ての変数を一定とすると、本会社の純資産は5,464,000香港ドル増加又は減少すると予想される。

(c) 価格リスク

本会社は、自ら保有する投資商品1,129,190,445香港ドル（2024年：1,252,469,960香港ドル）に関し、株式及び集団投資ファンドの価格リスクに晒される。かかる投資商品は、当初投入資金として本会社が管理する特定の投資ファンドである投資商品、並びに上場・非上場株式及び投資ファンドであるその他の投資商品から構成される。

以下の表は、本会社の投資が運用されている市場の上昇又は下落が、本会社に与えるおおよその影響を要約したものである。市場に対する本会社の投資の感応度を測定する目的上、本会社の投資は主として大中華圏の株式市場に焦点を置いているため、本会社は、自らの投資商品の価格の変動と海外投資家でも利用可能な大中華圏の株式市場における投資機会の分野を表す有名な指数（「本指数」）との相関関係を利用している。

かかる分析は、本指数が常に全ての変数につき一定の割合（本指数の過去の変動性を踏まえた合理的な本指数の変動幅を示す。）で上昇又は下落しており、かつ投資商品は本指数と過去の相関関係に従い変動したという仮定に基づいている。

変動		税引後利益		その他の包括利益	
2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
（千香港ドル）（千香港ドル）（千香港ドル）（千香港ドル）					

MSCIチャイナ・

インデックス +/-20% +/-20% +/-59,920 +/-59,541 +/-22,760 -

当期税引後利益は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類される投資商品から生じる利益又は損失により、増加又は減少する。投資商品に関する価格リスクの追加的開示は、注記13を参照のこと。

本会社保有の投資商品に対する株式の価格リスクに加えて、本会社はまた、投資ファンド及び運用勘定の純資産価額と実績をそれぞれ参照して決定される管理会社報酬について、間接的な価格リスクにも晒される。

(d) 信用リスク

信用リスクは、銀行及び金融機関に預けられている、現金及び現金同等物、ブローカーへの預け金並びに関連する未収利息から生じる。更に、信用リスクは未収報酬にかかる投資ファンド及び運用勘定に関する信用エクスポージャーからも生じる。本会社は、投資ファンド及び運用勘定から投資運用業務及びファンド販売業務による報酬を稼得している。

信用リスクはグループを基準として管理され、相手方の信用管理は、その財政状態、過去の実績及びその他の要因を考慮して評価される。

現金

以下の表は、銀行に預けられている現金及び現金同等物、ブローカーへの預け金並びに関連する未収利息の信用度（信用格付けにより表示される。）を要約したものである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
信用格付け		
投資適格又はこれと同等	584,488	73,542
非投資適格	-	1
格付けなし	114	101
	<u>584,602</u>	<u>73,644</u>

* 「格付けなし」の債券の信用度を監視するため、取締役は、社内調査に基づき独自の評価を実施している。取締役は、発行体の主要な財務指標及び金融商品の構造上の特徴を検討し、これらの「格付けなし」の債券が総じて債務不履行に陥るリスクは比較的低いとの結論に至った。取締役は、過去において格付けのない債券の債務不履行事例が限定的であったことから、報告日現在、格付けのない債券に関して重大なリスクは存在しないと判断する。

金融資産の減損

未収報酬、その他の未収金及び関連会社からの未収金は、予想信用損失モデルの対象になる。現金及び現金同等物もHKFRS第9号の減損要件の対象になり、確認された減損損失は重要性が乏しいものであった。

本会社は、予想信用損失を測定するため全ての未収報酬に対し残存期間にわたって予想損失引当金を計上するというHKFRS第9号の簡便的なアプローチを適用する。

予想信用損失を測定するため、未収報酬は、共有される信用リスクの特性及び延滞日数に基づきグループ化されている。期待損失率は未収報酬の支払プロファイル及びこれに対応する過去の信用損失に基づいており、顧客が債務を履行する能力に影響を与える現在及び将来を見据えたマクロ経済要因に関する情報を反映するよう調整される。

本会社が過去に未収報酬残高を回収した経験に基づくと、未収報酬及びその他の未収金が回収不能となる可能性は極めて低かった。本会社は、未収報酬の予想損失率は最小限と判断しており、損失引当金は認識されていない。

未収報酬、その他の未収金及び関連会社からの未収金にかかる減損損失は、損益計算書において減損損失純額として表示される。過去に貸倒償却されその後回収された金額は、同一勘定科目から控除される。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、未収報酬及びその他の未収金に対し、いかなる減損損失も認識されていない。

未収報酬に関する信用リスクの追加開示は注記14を参照のこと。

(e) 流動性リスク

本会社は、日々の運用に必要な額を確保するために、十分な額の流動資産を維持することで、流動性リスクを管理する。2025年12月31日現在、本会社は、流動性リスクを管理するため、現金流入が容易に期待できる現金及び現金同等物として584,602,000香港ドル（2024年：73,642,000香港ドル）の流動資産を保有していた。

以下の表は、貸借対照表日において存在する契約の満期日ごとに、本会社の金融資産及び負債を分析したものである。かかる表において開示された額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

	2025年			2024年		
	満期日なし (千香港ドル)	1年未満 (千香港ドル)	1年から5年 (千香港ドル)	満期日なし (千香港ドル)	1年未満 (千香港ドル)	1年から5年 (千香港ドル)
負債						
関連会社に対する未払金	(394,490)	-	-	(284,648)	-	-
未払賞与	-	(131,528)	(3,185)	-	(22,426)	(1,731)
未払販売報酬費用	-	(3,533)	-	-	(2,848)	-
その他未払金及び未払費用	-	(50,983)	-	-	(22,819)	-
リース債務	-	(13,803)	(5,627)	-	(13,824)	(19,450)
	(394,490)	(199,847)	(8,812)	(284,648)	(61,917)	(21,181)

4.2 資本リスクの管理

本会社の資本管理の目的は、株主に利益を提供し、更にその他の利害関係者に利益を提供するために、継続企業としてその存続能力を確保することである。資本構成の維持又は調整を目的として、本会社は、株主に支払われる配当金額の調整、株主からの出資の払戻し、新株発行又は債務削減のための資産売却を行

うことがある。本会社は、財政状態計算書に表示される資本合計額を基準に資本を監視する。本会社の戦略は、長期にわたる事業の運営及び発展を支えるための強固な資本基盤を維持することである。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、本会社には香港証券先物条令（以下「SF0」という。）の下で以下に規定される業務を行うためのライセンスが与えられている。

タイプ1	有価証券の取引
タイプ2	先物取引の取引
タイプ4	有価証券に関する助言
タイプ5	先物取引に関する助言
タイプ9	資産運用

2025年12月31日終了事業年度及び2024年12月31日終了事業年度において、本会社はSF0に基づく払込資本要件及び必要流動資本要件を求められ、これらを遵守した。

4.3 公正価値の見積り

以下の表は、報告期間末現在、公正価値測定のためのヒエラルキーのレベルにより公正価値で測定された本会社の金融商品を示すものである。

	レベル1		レベル2		合計	
	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
現金及び現金同等物 (注記15)						
短期金融市場商品	163,789	-	408,723	45,985	572,512	45,985
投資商品(注記13)						
上場有価証券						
株式	151,730	-	-	-	151,730	-
債券	-	-	222,269	-	222,269	-
投資ファンド	192,686	453,227	-	-	192,686	453,227
非上場有価証券						
投資ファンド	-	-	784,774	799,243	784,774	799,243
小計	508,205	453,227	1,415,766	845,228	1,923,971	1,298,455

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、報告日における同一商品の市場価格が基礎となる。本会社が保有する金融資産に用いられる市場価格は、直近の最終取引価格である。これらの金融商品はレベル1に含まれる。

活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値は、観察可能な市場データを最大限活用し、事業体独自の見積りへの依拠を最小限に留める評価手法を用いて決定される。金融商品の公正価値に必要な全ての重要なインプットが観察可能な場合、かかる金融商品はレベル2に含まれる。

仮にひとつ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない場合、金融商品はレベル3に含まれる。

5. 報酬収益

収益は投資運用業務及びファンドの販売業務による報酬から構成される。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
管理会社報酬	37,324	35,611
成功報酬	1,565	578
前受報酬	322	296
	<hr/>	<hr/>
報酬収益合計	<u>39,211</u>	<u>36,485</u>

6．その他の収益

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
短期金融市場商品への投資純利益	17,303	434
銀行預金の受取利息	403	947
損益を通じて公正価値で測定される		
金融資産の受取利息	5,245	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される		
金融資産の受取利息	1,094	-
損益を通じて公正価値で測定される		
金融資産の受取配当金	3,631	3,888
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される		
金融資産の受取配当金	4,477	-
中間持株会社、最終持株会社及び関連会社からの		
サービス手数料（注記26.4）	328,608	243,693
その他	-	523
	<hr/>	<hr/>
その他の収益合計	<u>360,761</u>	<u>249,485</u>

7．報酬及び給付費用

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
給与、賃金及びその他の給付	152,572	148,477
経営陣の賞与	130,519	23,876
株式報酬 / (株式報酬の戻入れ純額) (注記7.1)	4,979	(994)
年金費用 - 強制準備基金制度	1,916	2,147
	<hr/>	<hr/>
報酬及び給付費用合計	<u>289,986</u>	<u>173,506</u>

7.1 株式報酬

直接的かつ最終的な持株会社であるバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッドは、本会社の取締役、従業員、及び取締役が専らその裁量で本会社へ貢献したと判断するその他の者に対し、新株予約権を付与した。

2025年12月31日終了事業年度において、新株予約権スキームに基づき42,927,682個のオプション（2024年：なし）が付与され、その付与日における公正価値は14,096,000香港ドル（2024年：なし）であった。

2025年12月31日終了事業年度において取締役及び従業員に付与された新株予約権に係る費用として4,979,000香港ドル（2024年：株式報酬戻入れ純額994,000香港ドル）が包括利益計算書に認識された。2025年度中に付与されたオプションの加重平均公正価値は、ブラック・ショールズ評価モデルを用いて決定された。付与されたオプションの総公正価値は、権利確定期間にわたり償却される。かかるモデルへの

主な入力には、付与日の株価、行使価格、予想ボラティリティ、過去の1株当たり配当実績に基づく予想配当利回り、予想オプション残存期間及び年換算の無リスク金利が含まれていた。ボラティリティは、新株予約権の行使期間終了日までの期間と類似する期間における株価の過去の平均的な変動性の推移に基づき測定された。モデルに使用された入力は以下の通りである。

	2025年
付与日	1月2日
付与日の株価（1株当たり香港ドル）	1.49
行使価格（1株当たり香港ドル）	1.534
予想配当利回り（%）	8.4
予想ボラティリティ（%）	49.5
無リスク金利（%）	3.4
予想行使日までの残存期間（年）	4.1

発行済新株予約権数及びその関連行使価格の推移は以下の通りである。

	平均行使価格 （1株当たり香港ドル）	オプション数 （千単位）
2024年1月1日現在	4.55	97,959
権利失効済 / 喪失済	3.47	(9,250)
2024年12月31日現在	4.67	88,709
2025年1月1日現在	4.67	88,709
権利失効済 / 喪失済	5.87	(20,500)
権利失効済 / 喪失済	4.14	(37,478)
権利失効済 / 喪失済	5.55	(4,200)
権利付与済	1,534	42,928
2025年12月31日現在	2.61	69,459

2025年12月31日現在、発行済新株予約権69,459,000個（2024年：88,709,000個）のうち、オプション26,531,000個（2024年：88,709,000個）は、1株当たり2.61香港ドル（2024年：4.67香港ドル）の加重平均行使価格をもって権利行使が可能であった。2025年12月31日終了事業年度及び2024年12月31日終了事業年度において、いかなるオプションも行使されなかった。

発行済新株予約権の行使期間終了日及び行使価格は以下の通りである。

行使期間終了日	行使価格 （1株当たり香港ドル）	オプション数（千単位）	
		2025年	2024年
2025年4月14日	5.87	-	20,500
2026年8月22日	4.14	22,731	60,209
2026年12月11日	5.55	3,800	8,000
2030年1月1日	1.534	42,928	-

新株予約権数に対する上記情報は、バリュー・パートナーズ・グループ・リミテッドに関連するものであり、個別のグループ事業体に対しては実行不可能であるため、割り当てられていない。

7.2 繰延賞与

2025年12月31日終了事業年度及び2024年12月31日終了事業年度において、本会社の従業員及び取締役が付与される賞与の一部は繰り延べられ、かかる従業員及び取締役が15か月間から39か月間の権利確定期間を通じて本会社に継続して雇用されている場合に支払われる。これらの繰延賞与は、かかる権利確定期間にわたり費用として認識される。

将来において支給予定であるものの、損益にまだ認識されていない繰延賞与の概要は以下の表の通りである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
繰延賞与	7,964	4,409

8 . その他の費用

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
監査報酬	685	1,618
減価償却費及び償却費用（注記11及び12）	2,676	2,719
接待交際費	1,355	953
地租、不動産税及び建物管理費	4,006	4,120
IT費用	24,435	21,100
保険料	303	5,226
法務及び専門家報酬	1,620	1,172
販売費	3,769	2,091
事務費	2,950	2,175
採用費	3,292	3,077
登録及びライセンス料	531	199
調査費	19,258	25,867
最終持株会社及び関連会社に対するサービス手数料 (注記26.5)	8,756	13,175
旅費交通費	1,254	1,157
その他	1,683	1,344
その他の費用合計	76,573	85,993

9 . その他の利益 - 純額

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
投資商品の純利益 / (損失)		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の 純実現利益 / (損失)	166,258	(77,979)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の 純未実現利益	154,891	223,067
純為替差損	(876)	(371)
その他の利益合計 - 純額	320,273	144,717

10. 税金費用 / (収益)

現行の英領バージン諸島法の下で、本会社には法人所得税、不動産税、法人税、キャピタル・ゲイン税又はその他の税金で未払いのものは一切存在しない。この結果、本財務諸表には、英領バージン諸島の法人所得税及びキャピタル・ゲイン税に対する引当金が一切計上されていない。

2025年12月31日終了事業年度において、算定見積利益に対する香港事業所得税16.5%（2024年：16.5%）は引当てられていない。香港外における税金は、該当の管轄地において適用される税率により計算される。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
当期税金		
海外税	2	3
当期税金合計	2	3
繰延税金		
一時差異の発生及び解消（注記17）	220	(153)
税金費用 / (収益) 合計	222	(150)

本会社の税引前利益にかかる税金は、以下の通り香港の税率を使用した場合に生じる理論上の金額と異なる。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
税引前利益	325,008	142,946
税率16.5%（2024年：16.5%）で計算された税額	53,626	23,586
税効果：		

投資商品の非課税収益及び利益	(58,193)	(43,096)
投資商品の税控除対象外の費用及び損失	2,965	17,657
過年度超過引当金の調整	2	(153)
認識されない税金損失	1,822	1,856
	<hr/>	<hr/>
税金費用/(収益)	222	(150)
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

繰延税金資産は、関連する税効果が、将来生じるであろう課税所得を通じて実現する可能性が高い場合に、繰越欠損金に対して認識される。2025年12月31日現在、本会社は関連する課税所得の実現が見込めないため、将来の課税所得に対して繰越可能な欠損金89,042,000香港ドル(2024年:81,289,000香港ドル)に関する繰延税金資産14,692,000香港ドル(2024年:13,413,000香港ドル)を認識しなかった。

11.有形固定資産

	設備造作 (千香港ドル)	器具及び 備品 (千香港ドル)	オフィス 機器 (千香港ドル)	車両 (千香港ドル)	合計 (千香港ドル)
2024年1月1日現在					
取得原価	17,753	1,641	18,445	1,638	39,477
減価償却累計額	(17,129)	(1,431)	(17,220)	(1,638)	(37,418)
簿価純額	624	210	1,225	-	2,059
2024年12月31日					
終了事業年度					
期首簿価純額	624	210	1,225	-	2,059
追加取得	-	-	-	787	787
減価償却費(注記8)	(371)	(74)	(820)	(66)	(1,331)
期末簿価純額	253	136	405	721	1,515
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在					
取得原価	17,753	1,641	18,445	2,425	40,264
減価償却累計額	(17,500)	(1,505)	(18,040)	(1,704)	(38,749)
簿価純額	253	136	405	721	1,515
2025年12月31日					
終了事業年度					
期首簿価純額	253	136	405	721	1,515
追加取得	363	-	571	1,073	2,007
減価償却費(注記8)	(285)	(74)	(405)	(590)	(1,354)
期末簿価純額	331	62	571	1,204	2,168
2025年12月31日現在					
取得原価	18,116	1,641	19,016	3,498	42,271
減価償却累計額	(17,785)	(1,579)	(18,445)	(2,294)	(40,103)
簿価純額	331	62	571	1,204	2,168

12. 無形資産

	コンピューター・ ソフトウェア (千香港ドル)	その他 (千香港ドル)	合計 (千香港ドル)
2024年1月1日現在			
取得原価	33,017	7,500	40,517
償却費用累計額	(30,037)	-	(30,037)
簿価純額	2,980	7,500	10,480
2024年12月31日終了事業年度			
期首簿価純額	2,980	7,500	10,480
追加取得	-	-	-
償却費用(注記8)	(1,388)	-	(1,388)
期末簿価純額	1,592	7,500	9,092
2024年12月31日現在			
取得原価	33,017	7,500	40,517
償却費用累計額	(31,425)	-	(31,425)
簿価純額	1,592	7,500	9,092
2025年12月31日終了事業年度			
期首簿価純額	1,592	7,500	9,092
追加取得	686	-	686
償却費用(注記8)	(1,322)	-	(1,322)
期末簿価純額	956	7,500	8,456
2025年12月31日現在			
取得原価	33,703	7,500	41,203
償却費用累計額	(32,747)	-	(32,747)
簿価純額	956	7,500	8,456

13. 投資商品

投資商品には以下が含まれる。

	損益を通じて公正価値で		その他の包括利益を通じて測定		合計	
	測定される金融資産		される金融資産			
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(千香港ドル)	(千香港ドル)	(千香港ドル)	(千香港ドル)	(千香港ドル)	(千香港ドル)
上場有価証券 (上場市場ごと)						
株式 - 香港 [*]	-	-	151,730	-	151,730	-
債券 - アジア太平洋 ^{**}	-	-	11,946	-	11,946	-
債券 - アジア太平洋 / ヨーロッパ ^{**}	11,859	-	91,368	-	103,227	-
債券 - ヨーロッパ ^{**}	11,706	-	59,544	-	71,250	-
債券 - ヨーロッパ / 中東 ^{**}	-	-	11,796	-	11,796	-
債券 - ヨーロッパ / 米国 ^{**}	-	-	15,871	-	15,871	-
債券 - 香港 ^{**}	8,179	-	-	-	8,179	-
投資ファンド - 香港	177,033	441,206	-	-	177,033	441,206
投資ファンド - マレーシア	15,653	12,021	-	-	15,653	12,021
上場有価証券の市場価格	224,430	453,227	342,255	-	566,685	453,227
非上場有価証券(設立 地/設定地ごと)						
投資ファンド - ケイマン諸島	-	523	-	-	-	523
投資ファンド - 香港	532,190	315,388	-	-	532,190	315,388
投資ファンド - アイルランド (注記13.1)	252,584	483,332	-	-	252,584	483,332
非上場有価証券の 公正価値	784,774	799,243	-	-	784,774	799,243
以下による分類:						
非流動	1,008,405	1,251,644	318,017	-	1,326,422	1,251,644
流動	799	826	24,238	-	25,037	826
投資商品合計	1,009,204	1,252,470	342,255	-	1,351,459	1,252,470

* 株式は資本の保全を目的として中長期にわたり保有されるが、売買目的では保有されないため、本会社はこれらの投資商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定した。2025年12月31日終了事業年度中、これらの投資商品から生じた受取配当金は注記6に開示されている。

** 有価証券は複数の取引所に上場されている。

非連結ストラクチャード・エンティティに対する持分

本会社は、多くの投資ファンドを設定するため当初投入資金を提供し、これらのファンドの投資運用会社又は投資顧問会社として関与する。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、本会社はこれらのファンド全てが非連結ストラクチャード・エンティティであると判断している。詳細は注記26.2を参照のこと。

ストラクチャード・エンティティの全ての持分に対する損失の最大エクスポージャーは、投資ファンドにおける投資商品の簿価（注記26.2を参照のこと。）及び財政状態計算書に表示される未収報酬である。本会社が投資した投資ファンドの純資産価値は20,000香港ドルから2億1,600万香港ドル（2024年：4,000香港ドルから4億4,100万香港ドル）の範囲である。本会社が管理する投資ファンドの規模は2,100万米ドルから16億3,600万米ドル（2024年：1,600万米ドルから13億6,700万米ドル）の範囲である。

2025年12月31日終了事業年度において、関連会社からの投資商品の購入はなかった。

2024年12月31日終了事業年度において、関連会社であるバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッドから合計9,882,000香港ドルの投資商品が購入され、関連会社に対する未払金を通じて決済された。詳細については注記26.7を参照のこと。

投資商品は以下の通貨をもって表示される。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
オーストラリア・ドル	19,665	18,682
香港ドル	328,763	442,041
マレーシア・リングgit	15,653	12,021
英ポンド	22,274	21,102
人民元	1,631	699
シンガポール・ドル	6,023	6,495
米ドル	956,505	749,964
その他	945	1,466
投資商品合計	<u>1,351,459</u>	<u>1,252,470</u>

13.1 公正価値で測定される関連会社への投資

2つの短期金融市場商品に対する投資は関連会社への投資として認識され、財政状態計算書上の「現金及び現金同等物」に分類される。

当社が、支配はしていないものの当社に重大な影響を及ぼす投資ファンドの持分を有する場合、当社はかかる投資を公正価値で計上する。当社の重要な関連会社は以下に要約される通りである。

名称	設立地	持分割合	
		2025年12月31日	2024年12月31日
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ バリュー・パートナーズ・米ドル・マネー・マーケット・ファンド	香港	25%	4%

以下の表は、当社にとって重要性のある関連会社について、要約した財務情報を示したものである。開示された情報は、かかる関連会社の財務諸表に計上されている金額を反映しており、当社の持分相当額を反映するものではない。

	2025年12月31日 (千香港ドル)	2024年12月31日 (千香港ドル)
要約貸借対照表		
資産合計	1,530,474	1,203,705
負債合計	(739)	(497)
純資産	<u>1,529,735</u>	<u>1,203,208</u>
当社の持分	25%	4%
簿価	375,264	45,985
要約損益計算書		
収益合計	71,529	51,857
費用合計	(4,240)	(2,494)
当期利益	<u>67,289</u>	<u>49,363</u>

期首残高から期末残高までの簿価総額の照合は以下の通りである。

	2025年12月31日 (千香港ドル)	2024年12月31日 (千香港ドル)
1月1日現在期首残高	45,985	-
購入	776,451	45,551
処分	(454,332)	-
利益分配	7,160	434
	<u>375,264</u>	<u>45,985</u>
12月31日現在期末残高	<u>375,264</u>	<u>45,985</u>

開示された情報は、該当する関連会社の財務諸表に計上されている金額を反映するものである。上記で開示された重要性のある関連会社に加えて、本会社は、重要性が乏しい関連会社に個別に分類される複数の投資ファンドに対する持分を有している。これらの個別に重要性が乏しい関連会社の詳細は、以下に要約される通りである。

	2025年12月31日 (千香港ドル)	2024年12月31日 (千香港ドル)
個別に重要性の低い関連会社の簿価総額	<u>934,808</u>	<u>791,141</u>
投資による本会社の純利益の総額	<u>166,973</u>	<u>44,399</u>

14. 未収報酬

短期間で支払期日を迎えるため、未収報酬の簿価は公正価値に近似する。投資運用業務による未収報酬は、主として投資ファンド及び運用勘定の該当する評価期間末に支払期日を迎える。但し、かかる未収報酬の一部は、通常1ヶ月以内という特定の投資ファンド及び運用勘定に許諾された与信期間により、該当評価期間後のみに支払期日を迎える場合がある。支払期日が経過したにもかかわらず、減損認識されなかった未収報酬の日数別分析は以下の通りである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
支払期日経過、但し減損が認識されなかった未収報酬 与信期間以内の未収報酬	<u>5,121</u>	<u>3,660</u>
未収報酬合計	<u>5,121</u>	<u>3,660</u>

未収報酬は以下の通貨をもって表示される。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
香港ドル	863	917
米ドル	4,258	2,743
未収報酬合計	5,121	3,660

投資運用業務による未収報酬は、通常は投資ファンド及び運用勘定の純資産価額から控除され、投資ファンド及び運用勘定の事務管理会社又は保管会社により、必要に応じて該当する評価期間末又は与信期間末に直接支払われる。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、未収報酬に対する減損引当金はなかった。

15. 現金及び現金同等物

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
短期金融市場商品への投資（注記 i）	572,512	45,985
銀行預金及び手許現金	3,843	27,529
短期銀行預金	6,000	-
ブローカーへの預け金	2,247	128
現金及び現金同等物合計	584,602	73,642

現金及び現金同等物は以下の通貨をもって表示される。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
オーストラリア・ドル	114	336
香港ドル	184,298	28,602
日本円	44	35
マレーシア・リングgit	103	92
英ポンド	202	1,202
人民元	681	292
シンガポール・ドル	944	440
米ドル	398,216	42,643
現金及び現金同等物合計	584,602	73,642

注記（i）：経営陣は、本会社が2つの短期金融市場商品について重大な影響を及ぼすと判断した。本会社は、2025年12月31日及び2024年12月31日現在、これらの短期金融市場商品を損益を通じて公正価値で測定される金融資産として認識している。詳細は注記13.1を参照のこと。

16. 発行済資本

株式数	資本金	資本準備金	合計
-----	-----	-------	----

クラスA株式 クラスB株式 (千香港ドル) (千香港ドル) (千香港ドル)

2024年1月1日、					
2024年12月31日、					
2025年1月1日及び					
2025年12月31日現在	11,409,459	3,893,318	11,855	41,913	53,768

2025年12月31日現在、クラスA普通株式及びクラスB普通株式の総授権株数は、それぞれ15,000,000株(2024年:15,000,000株)及び3,893,318株(2024年:3,893,318株)であり、額面価格は1株当たり0.1米ドル(2024年:0.1米ドル)であった。全ての発行済株式は全額払込済であった。

普通株式は非償還株式であり、配当受領権を有する。各普通株式は1議決権を有する。本会社が清算される場合、普通株式は払込済資本金及び残余額が返還される権利を有する。

クラスA普通株式及びクラスB普通株式は、議決及び配当につき同等の権利を有するが、清算の場合には、クラスB普通株式の保有者が清算価格を全額受領しない限り、クラスA普通株式の保有者に対する分配は行われないものとする。更に、上記クラスA普通株式の保有者及びクラスB普通株式の保有者への分配後、全ての余剰資産はクラスB普通株式の保有者に比例して分配されるものとする。

17. 繰延税金

繰延税金資産に関する推移は以下の通りである。

	加速度税務減価償却額 (千香港ドル)
繰延税金資産	
2024年1月1日現在	2,151
損益に貸記(注記10)	153
2024年12月31日及び2025年1月1日現在	2,304
損益に借記(注記10)	(220)
2025年12月31日現在	2,084

繰延税金の分析は以下の通りである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
繰延税金資産		
- 12か月以降に回収予定である繰延税金資産	2,084	2,304

18. 未払販売報酬費用

短期間に支払期日を迎えるため、未払販売報酬費用の簿価はその公正価値に近似する。未払販売報酬費用の日数別分析は以下の通りである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
0日 - 30日	3,485	2,806
60日超	48	42
未払販売報酬費用合計	3,533	2,848

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、全ての未払販売報酬費用は米ドル表示である。

19. 使用権資産 - 固定資産

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
<u>取得原価</u>		
1月1日現在	93,799	93,799
12月31日現在	93,799	93,799
<u>減価償却累計額</u>		
1月1日現在	(63,200)	(50,052)
減価償却	(12,891)	(13,148)
12月31日現在	(76,091)	(63,200)
<u>簿価純額</u>		
12月31日現在	17,708	30,599

本会社が借主であり、かつこれに関してHKFRS第16号に基づく認識の免除が適用される本会社の短期リース及び少額資産のリースを除き、本会社は各リースにつき使用権資産を認識する。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、認識された使用権資産は固定資産に関するものであった。

使用権資産の減価償却は、リースの開始日/変更日からリース期間終了日までの期間に渡り、定額法を用いて認識される。

使用権資産の帳簿上の残高は、償却後リースの満了日にゼロとなる。

20. リース債務

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
1月1日現在	30,698	43,603
リース支払	(13,803)	(15,411)
金融費用	1,684	2,506
12月31日現在	18,579	30,698

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
以下による分類：		
流動		
- 1年以内に契約が満了	12,973	12,139
非流動		
- 1年後(但し2年以内)に契約が満了	5,606	12,995
- 2年後(但し5年以内)に契約が満了	-	5,564
	5,606	18,559
リース債務合計	18,579	30,698

21. 金融商品(区分別)

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、財務諸表において開示され、かつ、損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類された投資商品を除き、関連会社からの未収金、未収報酬、その他の未収金、並びに現金及び現金同等物を含む全ての金融資産は、償却原価で測定・分類され計上される。本会社の全ての金融負債は、償却原価で測定の上計上される。

22．配当

取締役は、2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した各事業年度について配当の支払を推奨しなかった。

23．営業活動から生じた／（に使用された）現金純額

	2025年 （千香港ドル）	2024年 （千香港ドル）
税引前利益	325,008	142,946
以下に対する調整		
受取利息	(24,045)	(1,381)
受取配当金	(8,108)	(3,888)
減価償却費及び償却費用	2,676	2,719
使用権資産 - 固定資産 - の減価償却	12,891	13,148
リース債務の支払利息	1,684	2,506
投資商品の純利益	(321,149)	(145,088)
運転資本の変動		
その他の資産	3	8
関連会社からの未収金	(943)	(4,599)
未収報酬	(1,461)	156
前払金及びその他の未収金	2,766	2,724
関連会社に対する未払金	109,842	(294,856)
未払賞与	110,556	18,900
未払販売報酬費用及び未払投資顧問報酬費用	685	(425)
その他の未払金及び未払費用	28,164	5,878
営業活動から生じた／（に使用された）現金純額	238,569	(261,252)

24．偶発事象

本会社は、通常の業務から生じる販売報酬について偶発負債を有する。

24.1 偶発資産

各投資期間における成功報酬は、成功報酬評価日を参照の上、通常毎年計算される。成功報酬は、本会社により稼得された場合にのみ認識される。

偶発資産とは、過去の事象から生じた可能性のある資産であり、その存在は、本会社が完全に支配できない、1以上の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみ確認される。偶発資産は認識されないものの、経済的便益の流入について可能性が高い場合には、必要に応じて財務諸表の注記に開示される。かかる流入がほぼ確実にになった時点で、資産として認識される。

25. 資本拠出

2025年12月31日現在、IT設備及びライセンス供与を受けたソフトウェアを購入するための資本拠出（ただし、いまだ負担していない）3,960,000香港ドル（2024年：5,940,000香港ドル）が締結されている。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
1年以内	1,980	1,980
1 - 2年	1,980	1,980
2 - 3年	-	1,980
	<u>3,960</u>	<u>5,940</u>

26. 関連当事者の取引

本財務諸表中他の箇所で開示される場合を除き、本会社は取締役の意見により、本会社の通常の業務として履行された、重要な関連当事者の取引に関わっている。

26.1 主要な経営陣の報酬

主要な経営陣には本会社の取締役が含まれる。主要な経営陣の役務に対する報酬は以下の通りである。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
経営陣の賞与、給料及びその他の短期雇用従業員の手当	22,575	15,788
年金費用 - 強制準備基金制度	<u>29</u>	<u>48</u>
主要な経営陣の報酬合計	<u>22,604</u>	<u>15,836</u>

26.2 本会社が管理/助言を行う投資ファンドに対する投資

本会社は、以下のストラクチャード・エンティティについて投資を行う。本会社の管理又は助言に基づく、かつ投資運用又は投資顧問サービス及びファンド販売業務により本会社が報酬を得る投資ファンドが存在する。これらの投資ファンドは、投資家からの資産プールを管理し、投資家への受益証券/株式の発行を通じて資金調達される。本会社が重大な影響力を有する特定の投資ファンドについては、注記13.1に開示されている。

	2025年 (千香港ドル)	2024年 (千香港ドル)
非連結ストラクチャード・エンティティ		
バリュー・ゴールドETF ^{(h)(f)}	177,051	441,237
バリュー・パートナーズ・チャイナ・A シェア・ セレクト・ファンド ^(d)	-	129
バリュー・パートナーズ・クラシック・ファンド ^{(b)(g)}	99	370

バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ - バリュー・パートナーズ・オール・チャイナ・ ボンド・ファンド ^(d)	134,272	38,913
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ - バリュー・パートナーズ・アジア・インカム・ファンド ^(b)	20	147
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ - バリュー・パートナーズ・アジア・イノベーション・ オポチュニティーズ・ファンド ^(d)	174,929	101,387
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ - バリュー・パートナーズ・アジア・トータル・リターン・ ボンド・ファンド ^(f)	6,023	5,654
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ - バリュー・パートナーズ・米ドル・マネー・マーケット・ ファンド ^{(d)(g)} (注記13.1)	375,264	45,985
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ I I - バリュー・パートナーズ・グローバル・ショート・ デュレーション・I Gボンド・ファンド ⁽ⁱ⁾	78	-
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ O F C - バリュー・パートナーズ・香港ドル・マネー・マーケット E T F ^{(f)(h)}	39,651	-
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ O F C - バリュー・パートナーズ・人民元・マネー・マーケット E T F ^(f)	682	-
バリュー・パートナーズ・ファンド・シリーズ O F C - バリュー・パートナーズ・米ドル・マネー・マーケット E T F ^{(f)(h)}	156,915	-
バリュー・パートナーズ・グレーター・チャイナ・ハイ・ イールド・インカム・ファンド ^(b)	34	412
バリュー・パートナーズ・ヘッジ・ファンド・リミテッド ^(a)	-	2
バリュー・パートナーズ・ハイ・ディビデンド・ ストック・ファンド ^(b)	595	1,028
バリュー・パートナーズ・インテリジェント・ファンズ - チャイニーズ・メインランド・フォーカス・ファンド ^(d)	-	109
バリュー・パートナーズ・アイルランド・ファンド I C A V - バリュー・パートナーズ・アジア・ダイナミック・ボンド・ ファンド ^(c)	36,333	33,722
バリュー・パートナーズ・アイルランド・ファンド I C A V - バリュー・パートナーズ・アジア・エクス-ジャパン・ エクイティ・ファンド ^(b)	33,594	34,659

バリュース・パートナーズ・アイルランド・ファンド I C A V - バリュース・パートナーズ・チャイナ・A・シェアズ・ハイ・ ディビデンド・ファンド ^{(b)(e)}	182,657	116,111
バリュース・パートナーズ・アイルランド・ファンド I C A V - バリュース・パートナーズ・グレーター・チャイナ・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド ^(d)	-	250,865
バリュース・パートナーズ・アイルランド・ファンド I C A V - バリュース・パートナーズ・ヘルスケア・ファンド ^(f)	26	47,975
バリュース・パートナーズ・ジャパン R E I T ファンド ^(d)	216,081	167,729
本会社が管理/助言を行う投資ファンドに対する投資合計	1,534,304	1,286,434

- (a) 保有受益株式は管理株式であった。
- (b) 保有受益証券はクラスX受益証券であった。
- (c) 保有受益証券はクラスV受益証券であった。
- (d) 保有受益証券はクラスA受益証券及びクラスX受益証券であった。
- (e) 保有受益証券はクラスR D R受益証券であった。
- (f) 保有受益証券はクラスA受益証券であった。
- (g) 保有受益証券はクラスD受益証券であった。
- (h) 保有受益証券は上場クラス受益証券であった。
- (i) 保有受益証券はクラスI受益証券であった。

26.3 関連会社からの未収金並びに関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金及び関連会社に対する未払金は、無担保、無利息でありかつ固定された返済期間を有していない。これら未収金及び未払金は、主に管理会社のサービス報酬及び関連会社へのファンドの移転により生じる。

26.4 最終持株会社及び関連会社からのサービス手数料

本会社は、一般的な事務管理業務に関する諸経費及び運営費の返済として、最終持株会社及び関連会社からサービス手数料を受領した。2025年12月31日終了事業年度における最終持株会社及び関連会社からのサービス手数料は328,608,000香港ドル(2024年:243,693,000香港ドル)であった。

26.5 最終持株会社及び関連会社に対するサービス手数料

本会社は、広告及び事業ネットワークサービス、並びに通常の事務管理サービス提供に関して、最終持株会社及び関連会社からサービス手数料の請求を受けた。2025年12月31日終了事業年度において最終持株会社に対するサービス手数料は3,600,000香港ドル(2024年:3,600,000香港ドル)、関連会社に対するサービス手数料は5,156,000香港ドル(2024年:9,575,000香港ドル)であった。

26.6 管理会社報酬収益

本社は、自らが管理する対象ファンドのファンド・マネージャーとしての業務を行い、管理会社報酬収益を受領した。

26.7 上場投資ファンドに対する投資

2024年12月31日終了事業年度において、関連会社であるバリュー・パートナーズ・アセット・マネジメント・マレーシア S d n . B h d . から9,882,000香港ドルの投資商品 V P - D J シャリア・チャイナ・A シェアズ・1 0 0 E T F が購入され、関連会社に対する未払金を通じて決済された。

[次へ](#)

VALUE PARTNERS LIMITED

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 DECEMBER 2025

	Note	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Non-current assets			
Property, plant and equipment	11	2,168	1,515
Right-of-use assets – properties	19	17,708	30,599
Intangible assets	12	8,456	9,092
Investments	13	1,326,422	1,251,644
Other assets		6,942	6,945
Deferred tax assets	17	2,084	2,304
		<u>1,363,780</u>	<u>1,302,099</u>
Current assets			
Amounts due from related companies	26.3	27,044	26,101
Investments	13	25,037	826
Fees receivable	14	5,121	3,660
Prepayments and other receivables		12,176	12,141
Amounts receivable on sales of investments		-	19,634
Cash and cash equivalents	15	584,602	73,642
		<u>653,980</u>	<u>136,004</u>
Current liabilities			
Amounts due to related companies	26.3	394,490	284,648
Accrued bonus		131,528	22,426
Distribution fee expenses payable	18	3,533	2,848
Other payables and accrued expenses		50,983	22,819
Lease liabilities	20	12,973	12,139
		<u>593,507</u>	<u>344,880</u>
Net current assets/(liabilities)		<u>60,473</u>	<u>(208,876)</u>

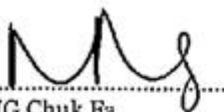
The accompany notes forms an integral part of these financial statements.

VALUE PARTNERS LIMITED

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION (CONTINUED)
AS AT 31 DECEMBER 2025

	Note	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Non-current liabilities			
Accrued bonus		3,185	1,731
Lease liabilities	20	5,606	18,559
		<u>8,791</u>	<u>20,290</u>
Net assets			
		<u>1,415,462</u>	<u>1,072,933</u>
Equity			
Issued equity	16	53,768	53,768
Other reserves		17,743	-
Retained earnings		1,343,951	1,019,165
Total equity		<u>1,415,462</u>	<u>1,072,933</u>

The financial statements on pages 5 to 44 were approved by the Board of Directors on 29 April 2026 and were signed on its behalf.



NG Chuk Fa
Director

The accompany notes forms an integral part of these financial statements.

VALUE PARTNERS LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

	Note	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Income			
Fee income	5	39,211	36,485
Distribution fee expenses		(14,103)	(12,588)
Net fee income		<u>25,108</u>	<u>23,897</u>
Other income	6	360,761	249,485
Total net income		<u>385,869</u>	<u>273,382</u>
Expenses			
Compensation and benefit expenses	7	(289,986)	(173,506)
Depreciation of right-of-use assets – properties	19	(12,891)	(13,148)
Other expenses	8	(76,573)	(85,993)
Total expenses		<u>(379,450)</u>	<u>(272,647)</u>
Net gains on investments		321,149	145,088
Others		(876)	(371)
Other gains - net	9	<u>320,273</u>	<u>144,717</u>
Operating profit (after other gains)		<u>326,692</u>	<u>145,452</u>
Finance costs	20	(1,684)	(2,506)
Profit before tax		<u>325,008</u>	<u>142,946</u>
Tax (expense)/credit	10	(222)	150
Profit for the year		<u>324,786</u>	<u>143,096</u>
Other comprehensive income for the year			
- Items that have been reclassified or may be subsequently reclassified to profit or loss			
Net unrealised gains on financial assets at fair value through other comprehensive income		17,743	-
Profit and total comprehensive income for the year		<u>342,529</u>	<u>143,096</u>

The accompany notes forms an integral part of these financial statements.

VALUE PARTNERS LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

	Note	Issued equity HK\$'000	Other reserve HK\$'000	Retained earnings HK\$'000	Total HK\$'000
As at 31 December 2023 and 1 January 2024		53,768	-	876,069	929,837
Profit for the year		-	-	143,096	143,096
Transactions with owners in their capacity as owners					
Net reversal of share-based compensation	7.1	-	(994)	-	(994)
Reversal of recharge of share- based compensation expenses by ultimate holding company	7.1	-	994	-	994
Total transactions with owners in their capacity as owners		-	-	-	-
As at 31 December 2024 and 1 January 2025		53,768	-	1,019,165	1,072,933
Profit for the year		-	-	324,786	324,786
Other Comprehensive income					
Net gains on financial assets at fair value through other comprehensive income		-	17,743	-	17,743
Total comprehensive income		-	17,743	-	17,743
Transactions with owners in their capacity as owners					
Capital contribution - share- based compensation	7.1	-	4,979	-	4,979
Capital contribution - repurchase of equity instrument	7.1	-	(4,979)	-	(4,979)
Total transactions with owners in their capacity as owners		-	-	-	-
As at 31 December 2025		53,768	17,743	1,343,951	1,415,462

The accompany notes forms an integral part of these financial statements.

VALUE PARTNERS LIMITED

CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

	Note	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Cash flows from operating activities			
Net cash generated from/(used in) operations	23	238,569	(261,152)
Interest received		21,244	1,437
Tax paid		(2)	(3)
		<u>259,811</u>	<u>(259,818)</u>
Net cash generated from/(used in) operating activities			
Cash flows from investing activities			
Purchase of property, plant and equipment and intangible assets	11, 12	(2,693)	(787)
Purchase of investments (note a)		(581,572)	(240,684)
Disposal of investments		840,035	548,215
Dividends received from investments		8,108	3,888
		<u>263,878</u>	<u>310,632</u>
Net cash generated from investing activities			
Cash flows from financing activities			
Principal and interest elements of lease payments		(13,803)	(15,411)
		<u>(13,803)</u>	<u>(15,411)</u>
Net cash used in financing activities			
Net increase in cash and cash equivalents			
		509,886	35,403
Cash and cash equivalents at beginning of the year		73,642	38,239
Exchange difference		1,074	-
		<u>584,602</u>	<u>73,642</u>
Cash and cash equivalents at end of the year			
Analysis of balances of cash and cash equivalents			
Investments in money market instrument		572,512	45,985
Cash at banks and in hand		3,843	57,529
Short-term bank deposits		6,000	-
Deposits with brokers		2,247	128
		<u>584,602</u>	<u>73,642</u>

Note (a):

Significant non-cash transactions:

During the year ended 31 December 2024, there were purchases of investments of total HK\$9,882,000 from the related company, Value Partners Asset Management Malaysia Sdn. Bhd., settling through the amount due to a related company. For details please refer to note 26.7.

The accompany notes forms an integral part of these financial statements.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****1 General information**

Value Partners Limited (the "Company") is a limited liability company incorporated in the British Virgin Islands. The address of its registered office and its principal place of business are Commerce House, Wickhams Cay 1, P.O. Box 3140, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands and 43rd Floor, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong respectively.

The Company is licensed to carry out activities of dealing in securities, dealing in futures contracts, advising on securities, advising on futures contracts and asset management under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance. The Company principally provides investment management services to investment funds and managed accounts.

The Company is wholly owned by Value Partners Group Limited, which is the immediate and ultimate holding company. Value Partners Group Limited is listed on the Main Board of The Stock Exchange of Hong Kong Limited.

These financial statements are presented in Hong Kong dollars ("HK\$'000"), unless otherwise stated. These financial statements have been approved for issue by the Board of Directors on 29 April 2026.

2 Summary of material accounting policies

The material accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

2.1 Basis of preparation

The financial statements of the Company have been prepared in accordance with all applicable HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (the "HKICPA"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS Accounting Standards requires the use of accounting estimates. It also requires the directors to exercise their judgement in the process of applying the Company's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements, are disclosed in note 3 below.

At 31 December 2024, the Company's current liabilities exceeded its current assets by HK\$209 million. Value Partners Group Limited, the immediate and ultimate holding company, has confirmed its intention to provide sufficient financial support to the Company so as to enable the Company to meet its liabilities as and when they fall due and to enable the Company to continue its operation for the foreseeable future. The Directors believe the Company will continue as a going concern. Consequently, the Directors have prepared the financial statements on a going concern basis.

(a) New and amended standards adopted by the Company

The Company has applied the following standards and amendments for the first time for their annual reporting period commencing 1 January 2025:

- Amendments to HKAS 21 – Lack of Exchangeability

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.1 Basis of preparation (Continued)****(b) New standards issued but are not effective for the financial year beginning 1 January 2025 and have not been early adopted**

- Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments – Amendments to HKFRS 9 and HKFRS 7 (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026)
- Annual Improvements to HKFRS Accounting Standards – Volume 11 (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026)
- HKFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2027)

The Company will adopt the new and amended standards when they become effective. The Company is currently assessing the related impact of adopting the above new and amended standards to the financial statements of the Company.

2.2 Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only, and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has restricted activities and a narrow and well defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity. Consequently, investment funds are considered as “structured entities”.

2.3 Associates

Associates are all entities over which the Company has significant influence but not control or joint control, generally accompanying a shareholding of between 20% and 50% of the voting rights.

The Company has invested in certain investment funds that it manages. As an investment manager, the Company may put seed capital in investment funds that it manages in order to facilitate the fund launch. The purpose of seed capital is to ensure that the investment funds can have a reasonable starting fund size to operate and to build track record. The Company may subsequently vary the holding of these seed capital investments depending on the market conditions and various factors. The Company has applied the measurement exemption within HKAS 28 “Investments in associates and joint ventures” for mutual funds, unit trusts and similar entities and such investments maybe classified as financial assets at fair value through profit or loss and cash and cash equivalent.

2.4 Foreign currency translation**(a) Functional and presentation currency**

Items included in the financial statements of the Company are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the “functional currency”). The financial statements are presented in Hong Kong dollars, which is the Company’s functional and presentation currency.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.4 Foreign currency translation (Continued)****(b) Transactions and balances**

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the statement of comprehensive income.

2.5 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment, comprising leasehold improvements, furniture and fixtures, office equipment and vehicles, are stated at historical cost less accumulated depreciation. Historical cost includes expenditure that is directly attributable to the acquisition of the items.

Subsequent costs are included in the asset's carrying amount or recognised as a separate asset, as appropriate, only when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company and the cost of the item can be measured reliably. The carrying amount of the replaced part is derecognised. All other repairs and maintenance are charged to profit or loss during the period in which they are incurred.

Depreciation of property, plant and equipment is calculated using the straight-line method to allocate cost over their estimated useful lives, or in the case of leasehold improvements, the shorter lease terms as follows:

Leasehold improvements	The shorter of three years or lease terms
Furniture and fixtures	Five years
Office equipment	Three years
Vehicles	Three years

The assets' useful lives are reviewed, and adjusted if appropriate, at the end of each reporting period. An asset's carrying amount is written down immediately to its recoverable amount if the asset's carrying amount is greater than its estimated recoverable amount.

Gains and losses on disposals are determined by comparing proceeds with carrying amounts and are recognised in profit or loss.

2.6 Intangible assets**(a) Computer software**

Acquired computer software licenses are capitalised on the basis of the costs incurred to acquire and bring to use the specific software. These costs are amortised over their estimated useful lives (five years).

Costs associated with maintaining computer software programmes are recognised as an expense as incurred. Costs that are directly associated with the development of identifiable and unique software products controlled by the Company, and that will probably generate economic benefits exceeding costs beyond one year, are recognised as intangible assets. Computer software development costs recognised as assets are amortised over their estimated useful lives (not exceeding five years).

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025**2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.6 Intangible assets (Continued)****(b) Others**

Intangible assets acquired separately are measured on initial recognition at cost. The useful lives of intangible assets are assessed to be either finite or indefinite. Intangible assets with finite lives are subsequently amortised over the useful economic life and assessed for impairment whenever there is an indication that the intangible asset may be impaired. The amortisation period and the amortisation method for intangible asset with a finite useful life are reviewed at least at each financial year end.

Intangible assets with indefinite useful lives are tested for impairment annually either individually or at the cash-generating unit level. Such intangible assets are not amortised. The useful life of an intangible asset with an indefinite life is reviewed annually to determine whether the indefinite life assessment continues to be supportable. If not, the change in the useful life assessment from indefinite to finite is accounted for on a prospective basis.

2.7 Impairment**(a) Impairment of intangible assets and other non-financial assets**

Assets that have an indefinite useful life are not subject to amortisation and are tested annually for impairment. Assets that are subject to amortisation are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amounts may not be recoverable. An impairment loss is recognised for the amount by which an asset's carrying amount exceeds its recoverable amount. The recoverable amount is the higher of an asset's fair value less costs of disposal and value in use. For the purpose of assessing impairment, assets are grouped at the lowest levels for which there are separately identifiable cash flows (CGUs). Non-financial assets other than goodwill that suffered an impairment are reviewed for possible reversal of the impairment at each reporting date.

(b) Impairment of financial assets

The Company recognises a loss allowance for expected credit losses ("ECL") for the financial assets measured at amortised cost (including cash and cash equivalents and fees receivable).

For fees receivable, the Company applies the simplified approach permitted by HKFRS 9, which requires expected lifetime losses to be recognised from initial recognition of the receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL") are not subject to ECL assessment.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.8 Investments and other financial assets*****Classification***

The Company classifies its financial assets in the following measurement categories: those to be measured subsequently at FVPL, at fair value through other comprehensive income ("FVOCI") and at amortised cost. The classification depends on the Company's business model for managing the financial assets and the contractual terms of the cash flows.

For assets measured at fair value, gains and losses will either be recorded in profit or loss or other comprehensive income ("OCI"). For investments in equity instruments that are not held for trading, this will depend on whether the Company has made an irrevocable election at the time of initial recognition to account for the equity investment at FVOCI. The Company reclassifies debt investments when and only when its business model for managing those assets changes.

Recognition and derecognition

Regular purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date – the date on which the Company commits to purchase or sell the financial assets. They are initially recognised at fair value plus transaction costs for all financial assets not carried at fair value through profit or loss. Financial assets carried at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value, and transaction costs are expensed in profit or loss. Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the financial assets have expired or have been transferred and the Company has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Measurement

At initial recognition, the Company measures a financial asset at its fair value. Transaction costs of financial assets carried at FVPL are expensed in profit or loss.

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as listed equity securities and listed investment funds) are based on last traded prices at the close of trading on the reporting date. An active market is a market in which transactions for the instruments take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. When trading of a listed security is suspended, the investment is valued at the Company's estimate of its fair value.

Debt securities are fair valued based on quoted prices inclusive of accrued interest. The fair value of debt securities not quoted in an active market may be determined by the Company using reputable pricing sources (such as pricing agencies) or indicative prices from bond/debt market makers. Broker quotes as obtained from the pricing sources may be indicative and not executable or binding. The Company would exercise judgement and estimates on the quantity and quality of pricing sources used.

Equity instruments and investment funds

Unlisted investment funds are stated at fair value based on the net asset values of the respective funds obtained from the relevant fund administrators. When the net asset values of an investment fund is not executable, the Company reviews the valuations of the underlying investments to assess the appropriateness of the net asset value as provided by the relevant fund administrator.

- FVPL: The Company subsequently measures the equity instruments at FVPL. Changes in the fair value of the financial assets at FVPL are recognized in other gains/losses in the statement of comprehensive income. Dividends from such investments continue to be recognized in profit or loss as other income when the Company's right to receive payments is established.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

2 Summary of material accounting policies (Continued)

2.8 Investments and other financial assets (continued)

*Measurement (continued)*Equity instruments and investment funds (continued)

- FVOCI: Upon initial recognition, the Company can elect to classify irrevocably its equity investments as equity investments designated at FVOCI when they meet the definition of equity under IFRS 9 Financial Instruments: Presentation and are not held for trading. The classification is determined on an instrument-by-instrument basis. Changes in the fair value of the FVOCI are recognized in other comprehensive income in the statement of comprehensive income. Gains and losses on these financial assets are never recycled to the profit or loss. Dividends are recognised as net investment gains when the right of payment has been established, except when the Company benefits from such proceeds as a recovery of part of the cost of the financial asset, in which case, such gains are recorded in other comprehensive income.
- Equity instruments are not subject to impairment assessment.
- Changes in the fair value of the financial assets at FVPL are recognized in other gains/losses in the statement of comprehensive income.
- Dividends from such investments continue to be recognized in profit or loss as other income when the Company's right to receive payments is established.

Debt Instruments

Subsequent measurement of debt instruments depends on the Company's business model for managing the asset and the cash flow characteristics of the asset. There are three measurement categories into which the Company classifies its debt instruments:

- Amortized cost: Assets that are held for collection of contractual cash flows, where those cash flows represent solely payments of principal and interest, are measured at amortized cost. Interest income from these financial assets is included in other income using the effective interest rate method. Any gain or loss arising on derecognition is recognized directly in profit or loss and presented in other gains/losses together with foreign exchange gains and losses.
- FVOCI: Assets that are held for collection of contractual cash flows and for selling the financial assets, where the assets' cash flows represent solely payments of principal and interest, are measured at FVOCI. Movements in the carrying amount are taken through other comprehensive income, except for the recognition of impairment gains or losses, interest income and foreign exchange gains and losses on amortised cost of the financial asset, which are recognized in profit or loss. When the financial asset is derecognized, the cumulative gain or loss previously recognized in other comprehensive income is reclassified from equity to profit or loss and recognized in other gains/losses. Interest income from these financial assets is included in other income using the effective interest rate method. Foreign exchange gains and losses are presented in the profit or loss and other comprehensive income.
- FVPL: Assets that do not meet the criteria for amortized cost or FVOCI are measured at FVPL. A gain or loss on a debt investment that is subsequently measured at FVPL (excluding the interest component) is recognized in profit or loss and presented net within other gains/losses in the period in which it arises. Interest component, i.e. the interest accrual which is calculated using the coupon rate, is reported as interest income in other income in the statement of comprehensive income.

Transfers between levels of the fair value measurement hierarchy are recognised as of the date of the event or change in circumstances that caused the transfer.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.9 Fees receivable**

Fees receivable are initially recognised at the amount of consideration that is unconditional unless they contain significant financial components, when they are recognised at fair value, and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less any provision for impairment.

2.10 Cash and cash equivalents

Cash comprises cash on hand, time deposits, demand deposits and money market instrument. Cash equivalent are short-term, highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value.

2.11 Share capital

Ordinary shares are classified as equity.

2.12 Current and deferred tax

The current tax charge is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted by the reporting date in the jurisdictions where the Company operates and generates taxable income. Management periodically evaluates positions taken in tax returns with respect to situations in which applicable tax regulation is subject to interpretation and establishes provisions, where appropriate, on the basis of amounts expected to be paid to the tax authorities.

Deferred tax is recognised, using the liability method, on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. However, deferred tax is not accounted for if it arises from initial recognition of an asset or a liability in a transaction other than a business combination that at the time of the transaction affects neither accounting nor taxable profit or loss. Deferred tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantively enacted by the reporting date and are expected to apply when the related deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised.

Deferred tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to offset current tax assets against current tax liabilities and when the deferred tax assets and liabilities relate to taxes levied by the same tax authority.

Deferred tax liabilities are provided on temporary differences arising on investments in subsidiaries and associates, except where the timing of the reversal of the temporary differences is controlled by the Company and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.13 Revenue recognition**

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the provision of services in the ordinary course of the Company's activities.

The Company recognises revenue when or as it satisfies a performance obligation by transferring promised services (assets) to the customers in an amount to which the Company expects to be entitled in exchange for those services. Assets are transferred when or as the customer obtains control of those assets. The Company includes variable consideration in revenue when it is no longer highly probable of significant reversal – when the associated uncertainty is resolved. For some contracts with customers, the Company has discretion to involve a third party in providing services to the customer. Generally, the Company is deemed to be the principal in these arrangements because the Company controls the promised services before they are transferred to customers, and accordingly presents the revenue gross of related costs.

(a) Fee income from investment management activities

Management fees are recognised as the services are performed over time and are primarily based on agreed upon percentage of the net asset values of the investment funds and managed accounts.

(b) Fee income from fund distribution activities

Front-end fees relating to the distribution services are recognised when the services are performed.

(c) Service fees income

Service fees are recognised when services are rendered in accordance with the underlying agreements. The performance obligation is satisfied over time as services are rendered.

(d) Interest income

Interest income from financial assets at FVPL is included in other income in profit or loss. Interest income on financial assets at amortised cost and on financial assets at FVOCI calculated using the effective interest method is recognised in other income.

2.14 Interest and dividend income

Interest income from financial assets measuring at amortised cost is related to interest income from time deposits and bank deposits. It is recognised on a time-proportion basis using the effective interest method. Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

2.15 Distribution fee expenses

Distribution fee expenses represent rebates of management fee and front-end fee income by the Company to the distributors for selling its products. Distribution fee expenses are recognised or as the Company satisfies a performance obligation by transferring promised services (assets) to the customers in an amount of corresponding management fees and front-end fees the Company expected to be entitled in exchange for those services.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025**2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.16 Compensation and benefits****(a) Bonus**

The Company recognises a liability and an expense for bonuses on a formula that takes into consideration the profit attributable to owners of the Company after certain adjustments. The Company has a deferred bonus plan for certain eligible employees that allows such employees to receive bonus amounts in cash or in shares of nominated company funds managed by the Company with the fluctuations in share value earned/borne by the relevant employees. Amounts to be distributed under the bonus plans are expensed over the vesting period based on the estimated payout amount. The Company recognises a liability where contractually obliged or where there is a past practice that has created a constructive obligation.

(b) Share-based compensation

Certain directors and employees have been granted options over ordinary shares of the ultimate holding company under a share option scheme. The fair value of the employee services received by the Company in exchange for the grant of share options is recognised as an expense. The total amount to be expensed is determined by reference to the fair value of the share options granted:

- including any market performance conditions;
- excluding the impact of any service and non-market performance vesting conditions; and
- including the impact of any non-vesting conditions.

Non-market vesting conditions are included in assumptions about the number of share options that are expected to vest. The total expense is recognised over the vesting period, which is the period over which all of the specified vesting conditions are to be satisfied. At the end of each reporting period, the entity revises its estimates of the number of share options that are expected to vest based on the non-market vesting conditions. It recognises the impact of the revision to original estimates, if any, in profit or loss, with a corresponding adjustment to equity.

In the same financial period, the ultimate holding company makes a recharge to the Company in respect of the options granted to the Company's employees.

(c) Pension obligations

The Company participates in a mandatory provident fund scheme in Hong Kong which is a defined contribution plan generally funded through payments to trustee-administered funds. The Company pays contributions to the mandatory provident fund scheme on a mandatory basis. The Company has no legal or constructive obligations to pay further contributions if the mandatory provident fund scheme does not hold sufficient assets to pay all employees the benefits relating to employee services in the current and prior periods. The contributions are recognised as compensation and benefit expenses when they are due.

(d) Other employee benefits

Short-term employee benefit costs are charged in the period to which the employee services relate. Employee entitlements to annual leave and long-service leave are recognised when they accrue to employees. An accrual is made for the estimated liability for annual leave and long-service leave as a result of services rendered by employees up to the reporting date.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025**2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.17 Leases**

The Company leases various offices. Rental contracts are typically made for fixed period of three years. Lease terms are negotiated on an individual basis and contain a wide range of different terms and conditions. The lease agreements do not impose any covenants, but leased assets may not be used as security for borrowing purposes.

Leases are recognised as a right-of-use asset and a corresponding liability at the date at which the leased asset is available for use by the Company. Each lease payment is allocated between the liability and finance cost. The finance cost is charged to profit or loss over the lease period so as to produce a constant periodic rate of interest on the remaining balance of the liability for each period. The right-of-use asset is depreciated over the shorter of the asset's useful life and the lease term on a straight-line basis.

Assets and liabilities arising from a lease are initially measured on a present value basis. Lease liabilities include the net present value of the following lease payments:

- fixed payments (including in-substance fixed payments), less any lease incentives receivable; and
- variable lease payment that are based on an index or a rate.

The lease payments are discounted using the interest rate implicit in the lease. If that rate cannot be determined, the lessee's incremental borrowing rate is used, being the rate that the lessee would have to pay to borrow the funds necessary to obtain an asset of similar value in a similar economic environment with similar terms and conditions.

Right-of-use assets are measured at cost comprising the following:

- the amount of the initial measurement of lease liability;
- any lease payments made at or before the commencement date less any lease incentives received;
- any initial direct costs; and
- provision of restoration costs.

Payments associated with short-term leases and leases of low-value assets are recognised on a straight-line basis as an expense in profit or loss. Short-term leases are leases with a lease term of 12 months or less. Low-value assets comprise small items of office equipment.

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****2 Summary of material accounting policies (Continued)****2.18 Contingent liabilities and contingent assets**

A contingent liability is a possible obligation that arises from past events and whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events not wholly within the control of the Company. It can also be a present obligation arising from past events that is not recognised because it is not probable that outflow of economic resources will be required or the amount of obligation cannot be measured reliably. A contingent liability is not recognised but is disclosed in the notes to the financial statements. When a change in the probability of an outflow occurs so that the outflow is probable, it will then be recognised as a provision.

A contingent asset is a possible asset that arises from past events and whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events not wholly within the control of the Company. A contingent asset is not recognised but is disclosed in the notes to the financial statements, where necessary, when an inflow of economic benefits is probable. When inflow is virtually certain, an asset is recognised.

2.19 Comparable figures

Certain comparative figures have been reclassified to conform with the current year's presentation.

3 Critical accounting estimates and judgements

Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates may not equal the related actual results. The estimates and assumptions that have a risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are addressed below.

3.1 Investment funds managed by the Company

The Company acts as an investment manager to a number of investment funds and has provided seed capital for the set up of these funds. When determining whether the Company controls these funds, usually the level of aggregate economic interests of the Company in these funds and the level of investors' rights to remove the investment manager are considered.

The Company determines that it has no control over some investment funds since the level of aggregate economic interests of the Company in those funds is not so significant that it gives the Company control over the funds together with the level of investors' rights to remove the investment manager.

3.2 Income taxes and deferred tax assets

Significant judgement is required in determining the provisions for income tax. There are transactions and calculations for which the ultimate tax determination is uncertain during the ordinary course of business. The Company recognises liabilities for anticipated tax audit issues based on estimates of whether additional taxes will be due. Where the final tax outcome of these matters is different from the amounts that were initially recorded, the differences will impact the income tax and deferred tax provisions in the period in which the determination is made.

The directors have assessed that it is not yet probable that taxable profits will be available in the foreseeable future, and therefore the Company has not recognised any deferred tax asset in respect of the unutilised tax losses as at 31 December 2025 and 2024. Refer to note 10.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

4 Financial risk management

4.1 Financial risk factors

The Company's activities in relation to financial instruments expose it to a variety of financial risks: market risk (including foreign exchange risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The Company's overall financial risk management programme focuses on the analysis, evaluation and management of financial risks and seeks to minimise potential adverse effects on the Company's financial performance.

(a) Foreign exchange risk

The Company has transactions with counterparties in different locations and is exposed to foreign exchange risk arising from various currency exposures. Foreign exchange risk arises when future commercial transactions and recognised assets and liabilities which are denominated in a currency that is not the entity's functional currency.

As at 31 December 2025 and 2024, the majority of the assets and liabilities are denominated in Hong Kong dollar (the Company's functional and presentation currency), United States dollar, Renminbi, Australian dollar, Pound sterling and Singapore dollar. United States dollar is currently linked to Hong Kong dollar within a narrow range. The directors therefore consider that there is no significant foreign exchange risk with respect to the United States dollar.

The following table shows the approximate changes in the Company's post-tax profit for the year in response to reasonable possible change in the foreign exchange rates to which the Company has significant exposure as at 31 December 2025, with all other variables held constant.

	Change		Impact on post-tax profit	
	2025	2024	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Australian dollar	+/-6%	+/-6%	+/-7	+/-403
Pound sterling	+/-5%	+/-4%	+/-12	+/-48
Renminbi	+/-4%	+/-5%	-	+/-340
Singapore dollar	+/-3%	+/-2%	+/-28	+/-144

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****4 Financial risk management****4.1 Financial risk factors****(b) Interest rate risk**Cash flow interest rate risk

The Company's cash flow interest rate risk arises primarily from cash and cash equivalents including bank deposits and money market instruments of HK\$583,222,649 (2024: HK\$65,399,876), which are interest-bearing at variable rates. The management monitors the interest rate exposure on a continuous basis and adjust the portfolio of bank saving balances and bank deposits when necessary. As at 31 December 2025, if interest rates had been 75 basis points (2024: 100 basis points) (these represent a reasonable possible shift in the interest rates, having regard to the historical volatility of the interest rates) higher or lower with all other variables held constant, post-tax profit and equity would have been approximately HK\$4,374,170 higher or lower (2024: HK\$654,000 higher or lower) respectively. The sensitivity analysis for the years ended 31 December 2025 and 2024 was primarily arising from the change in interest income on cash and cash equivalents.

Fair value interest rate risk

The Company considered that the fair value interest rate risk is insignificant as at 31 December 2024. Therefore, no sensitivity analysis has been performed.

The Company's fair value interest rate risk arises primarily from the debt securities at fair value through profit or loss and at fair value through other comprehensive income. As at 31 December 2025, if interest rates had been 75 basis points (these represent a reasonable possible shift in the interest rates, having regard to the historical volatility of the interest rates) higher/lower with all other variables held constant, the Company's net assets would have been HK\$5,464,000 lower/higher.

(c) Price risk

The Company is exposed to equity securities and collective investment funds price risk in respect of investments held by the Company of HK\$1,129,190,445 (2024: HK\$1,252,469,960), which comprises investments in certain investment funds that it manages as seed capital and other investments in listed and unlisted equity securities and investment funds.

The table below summarises the approximate impact of increases or decreases in the markets in which the Company's investments operate. For the purpose of measuring sensitivity of the Company's investments against markets, because the Company's investments mainly focus on the Greater China equities market, the Company uses the correlation between the price movements of the Company's investments and a well-known index representing the universe of opportunities for investments in the Greater China equities market available to non-domestic investors ("the Index").

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

4 Financial risk management

4.1 Financial risk factors

(c) Price risk (Continued)

The analysis is based on the assumption that the Index had increased or decreased by the stated percentages (these represent a reasonable possible shift in the Index, having regard to the historical volatility of the Index) with all other variables held constant and the investments moved according to the historical correlation with the Index.

	Change		Post-tax profit		Other comprehensive income	
	2025	2024	2025	2024	2025	2024
			HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000
MSCI China Index	+/-20%	+/-20%	+/-59,920	+/-59,541	+/-22,760	-

Post-tax profit for the year would increase or decrease as a result of gains or losses on investments classified as financial assets at fair value through profit or loss. Refer to note 13 for additional disclosures on the price risk in relation to investments.

In addition to equity securities price risk in respect of investments held by the Company, the Company is also exposed to price risk indirectly in respect of management fee which is determined with reference to the net asset value and performance of the investment funds and managed accounts respectively.

(d) Credit risk

Credit risk arises from cash and cash equivalents, deposits with brokers and related interest receivable placed with banks and financial institutions. Credit risk also arises from credit exposures with respect to the investment funds and managed accounts on the outstanding fees receivable. The Company earns fees from investment management activities and fund distribution activities from the investment funds and managed accounts.

Credit risk is managed on a group basis and the credit quality of the counterparty is assessed, taking into account its financial position, past experience and other factors.

Cash

The table below summarises the credit quality (as illustrated by credit rating) of cash and cash equivalents, deposits with brokers and related interest receivable placed with banks.

	2025	2024
	HK\$'000	HK\$'000
Credit rating		
Investment grade or equivalent	584,488	73,542
Non-investment-grade	-	1
Unrated*	114	101
	<u>584,602</u>	<u>73,644</u>

* In order to monitor the credit quality of the "Unrated" debt securities, the directors, on the basis of internal research, prepares its own assessment. The directors review the key financial metrics of the issue and structural features of the instruments and concludes these "Unrated" debt securities in general have a relatively low risk of default. The directors consider there is no significant risk on the unrated debt securities at the reporting date as there was limited history of default on the unrated debt securities in the past.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

4 Financial risk management

4.1 Financial risk factors

(d) Credit risk (Continued)

Impairment of financial assets

Fees receivable, other receivables and amounts due from related companies are subject to the expected credit loss model. While cash and cash equivalents are also subject to the impairment requirements of HKFRS 9, the identified impairment loss was immaterial.

The Company applies the HKFRS 9 simplified approach to measure expected credit losses which uses a lifetime expected loss allowance for all fees receivable.

To measure the expected credit losses, fees receivable have been grouped based on shared credit risk characteristics and the days past due. The expected loss rates are based on the payment profiles of fees receivable and the corresponding historical credit losses, adjusted to reflect current and forward-looking information on macroeconomic factors affecting the ability of the customers to settle the receivables.

Based on the Company's past experience in collecting the outstanding fees receivable, the chance of unsuccessful collection of fees receivable and other receivables were minimal. The Company considered that the expected loss rates for fees receivable are minimal, and no loss allowance is recognised.

Impairment losses on fees receivable, other receivables and amounts due from related companies are presented as net impairment losses within profit or loss. Subsequent recoveries of amounts previously written off are credited against the same line item. No impairment losses on fees receivable and other receivables are recognised as at 31 December 2025 and 2024 respectively.

Refer to note 14 for additional disclosures on the credit risk in relation to fees receivable.

(e) Liquidity risk

The Company manages liquidity risk by maintaining a sufficient amount of liquid assets to ensure daily operational requirements are fulfilled. As at 31 December 2025, the Company held liquid assets of HK\$584,602,000 (2024: HK\$73,642,000), being cash and cash equivalents, that are expected to readily generate cash inflows for managing liquidity risk.

The table below analyses the Company's financial assets and liabilities by remaining contractual maturities at the balance sheet date. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cashflow.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

4 Financial risk management

4.1 Financial risk factors

(e) Liquidity risk (Continued)

	2025			2024		
	No stated maturity HK\$'000	Less than 1 year HK\$'000	Between 1 and 5 years HK\$'000	No stated maturity HK\$'000	Less than 1 year HK\$'000	Between 1 and 5 years HK\$'000
Liabilities						
Amounts due to related companies	(394,490)	-	-	(284,648)	-	-
Accrued bonus	-	(131,528)	(3,185)	-	(22,426)	(1,731)
Distribution fee expenses payable	-	(3,533)	-	-	(2,848)	-
Other payables and accrual expenses	-	(50,983)	-	-	(22,819)	-
Lease liabilities	-	(13,803)	(5,627)	-	(13,824)	(19,450)
	<u>(394,490)</u>	<u>(199,847)</u>	<u>(8,812)</u>	<u>(284,648)</u>	<u>(61,917)</u>	<u>(21,181)</u>

4.2 Capital risk management

The Company's objectives in managing capital are to safeguard its ability to continue as a going concern in order to provide returns for shareholder and benefits for other stakeholders. In order to maintain or adjust the capital structure, the Company may adjust the amount of dividends paid to shareholder, return capital to shareholder, issue new shares or sell assets to reduce liabilities. The Company monitors capital on the basis of the total equity as shown in the statement of financial position. The Company's strategy is to maintain a solid capital base to support the operations and development of its business in the long term.

As at 31 December 2025 and 2024, the Company is licensed to carry out the following regulated activities under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance ("SFO").

Type 1	Dealing in securities
Type 2	Dealing in futures contracts
Type 4	Advising on securities
Type 5	Advising on futures contracts
Type 9	Asset management

The Company is subject to and complied with capital requirements on the paid-up capital and liquid capital requirements under the SFO for the years ended 31 December 2025 and 2024.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

4 Financial risk management (Continued)

4.3 Fair value estimation

The following table presents the Company's financial instruments that are measured at fair value at the end of the reporting period by level of the fair value measurement hierarchy.

	Level 1		Level 2		Total	
	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Cash and cash equivalents (note 15)						
Investments in money market instruments	163,769	-	406,723	45,935	572,512	45,935
Investments (Note 13)						
Listed securities						
Equity Securities	251,730	-	-	-	251,730	-
Debt securities	-	-	222,269	-	222,269	-
Investment funds	192,686	453,227	-	-	645,913	453,227
Unlisted securities						
Investment funds	-	-	784,774	799,243	784,774	799,243
Sub-total	508,205	453,227	1,415,766	845,228	1,923,971	1,298,455

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on quoted market prices for identical instruments at the reporting date. The quoted market price used for the financial assets held by the Company is the current last traded price. These instruments are included in level 1.

The fair value of financial instruments that are not traded in an active market is determined using valuation techniques which maximise the use of observable market data and rely as little as possible on entity-specific estimates. If all significant inputs required to fair value an instrument are observable, the instrument is included in level 2.

If one or more of the significant inputs is not based on observable market data, the instruments are included in level 3.

5 Fee income

Revenue consists of fees from investment management activities and fund distribution activities.

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Management fees	37,324	35,611
Performance fees	1,565	578
Front-end fees	322	296
Total fee income	39,211	36,485

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

6 Other income

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Net gains on investments in money market instrument	17,303	434
Interest income on cash at banks	403	947
Interest income on financial assets at fair value through profit or loss	5,245	-
Interest income on financial assets at fair value through other comprehensive income	1,094	-
Dividend income on financial assets at fair value through profit or loss	3,631	3,888
Dividend income on financial assets at fair value through other comprehensive income	4,477	-
Service fees from immediate and ultimate holding companies and related companies (Note 26.4)	328,608	243,693
Others	-	523
Total other income	360,761	249,485

7 Compensation and benefit expenses

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Salaries, wages and other benefits	152,572	148,477
Management bonus	130,519	23,876
Share-based compensation/(net reversal of share-based compensation) (Note 7.1)	4,979	(994)
Pension costs - mandatory provident fund scheme	1,916	2,147
Total compensation and benefit expenses	289,986	173,506

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

7 Compensation and benefit expenses (Continued)

7.1 Share-based compensation

Value Partners Group Limited, the immediate and ultimate holding company, granted share options to the Company's directors, employees and others whom the directors consider, in their sole discretion, have contributed to the Company.

During the year ended 31 December 2025, 42,927,682 (2024: Nil) options were granted under the share option scheme and the fair value was HK\$14,096,000 (2024: Nil) on the grant date.

The total expense recognized in the statement of comprehensive income for share options granted to directors and employees for the year ended 31 December 2025 was HK\$4,979,000 (2024: net share-based compensation reversal of HK\$994,000). The weighted average fair value of options granted during the year 2025 was determined using the Black-Scholes valuation model. The total fair value of options granted is amortized over the vesting period. The significant inputs into the model included share price at the grant date, exercise price, expected volatility, expected dividend yield based on historical dividend per share, expected option life and annual risk-free interest rate. The volatility was measured based on historic average share price volatility over a period of similar maturity to those of the share options. The inputs used in the model are as follows:

	2025
Grant date	2 January
Share price on grant date (HK\$ per share)	1.49
Exercise price (HK\$ per share)	1.534
Expected dividend yield (%)	8.4
Expected volatility (%)	49.5
Risk-free interest rate (%)	3.4
Remaining time to expected exercise date (year)	4.1

Movements in the number of share options outstanding and their related exercise prices are as follows:

	Average exercise price (HK\$ per share)	Number of options ('000)
As at 1 January 2024	4.55	97,959
Lapsed/forfeited	3.47	(9,250)
As at 31 December 2024	<u>4.67</u>	<u>88,709</u>
As at 1 January 2025	4.67	88,709
Lapsed/forfeited	5.87	(20,500)
Lapsed/forfeited	4.14	(37,478)
Lapsed/forfeited	5.55	(4,200)
Granted	1.534	42,928
As at 31 December 2025	<u>2.61</u>	<u>69,459</u>

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

7 Compensation and benefit expenses (Continued)

7.1 Share-based compensation (Continued)

Out of the 69,459,000 (2024: 88,709,000) outstanding share options, 26,531,000 (2024: 88,709,000) options were exercisable as at 31 December 2025 with weighted average exercise price of HK\$2.61 (2024: HK\$4.67) per share. No options were exercised during the years ended 31 December 2025 and 2024.

Share options outstanding have the following expiry date and exercise price:

Expiry date	Exercise price (HK\$ per share)	Number of options ('000)	
		2025	2024
14 April 2025	5.87	-	20,500
22 August 2026	4.14	22,731	60,209
11 December 2026	5.55	3,800	8,000
1 January 2030	1.534	42,928	-

The above information on number of share options relates to Value Partners Group Limited as a whole and has not been apportioned among the individual group entities due to impracticality.

7.2 Deferred bonus

During the years ended 31 December 2025 and 2024, a portion of the bonus granted to the employees and directors of the Company was deferred and payable to the employees and directors if they remain employed with the Company throughout the vesting period between 15 to 39 months. These deferred bonuses are recognised as an expense over the relevant vesting period.

The table below summarises the deferred bonus to be distributed in future years and not yet recognised in profit or loss.

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Deferred bonus	7,964	4,409

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

8	Other expenses	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
	Auditor's remuneration	685	1,618
	Depreciation and amortisation (Notes 11 and 12)	2,676	2,719
	Entertainment expenses	1,355	953
	Government rent, rate and building management fee	4,006	4,120
	Information technology expenses	24,435	21,100
	Insurance expenses	303	5,226
	Legal and professional fees	1,620	1,172
	Marketing expenses	3,769	2,091
	Office expenses	2,950	2,175
	Recruitment expenses	3,292	3,077
	Registration and licensing fees	531	199
	Research expenses	19,258	25,867
	Service fees to the ultimate holding company and a related company (Note 26.5)	8,756	13,175
	Travelling expenses	1,254	1,157
	Others	1,683	1,344
	Total other expenses	76,573	85,993
		<hr/>	<hr/>
9	Other gains - net	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
	Net gains/(losses) on investments		
	Net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss	166,258	(77,979)
	Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss	154,891	223,067
	Net foreign exchange losses	(876)	(371)
	Total other gains - net	320,273	144,717
		<hr/>	<hr/>

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

10 Tax expense/(credit)

Under current tax laws of the British Virgin Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Company. As a result, no provision for British Virgin Islands income and capital gains taxes has been made in the financial statements.

No Hong Kong profits tax has been provided on the estimated assessable profit for the year ended 31 December 2025 at the rate of 16.5% (2024: 16.5%). Tax outside Hong Kong is calculated at the rates applicable in the relevant jurisdictions.

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Current tax		
Overseas tax	2	3
Total current tax	<u>2</u>	<u>3</u>
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences (Note 17)	220	(153)
Total tax expense/(credit)	<u>222</u>	<u>(150)</u>

The tax on the Company's profit before tax differs from the theoretical amount that would arise using the tax rate of Hong Kong as follows:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Profit before tax	<u>325,008</u>	<u>142,946</u>
Tax calculated at a tax rate of 16.5% (2024: 16.5%)	53,626	23,586
Tax effects of:		
Non-taxable income and gains on investments	(58,193)	(43,096)
Non-deductible expenses and losses on investments	2,965	17,657
Adjustment of over-provision in prior year	2	(153)
Tax losses not recognised	1,822	1,856
Tax expense/(credit)	<u>222</u>	<u>(150)</u>

Deferred tax assets are recognised for tax losses carry-forwards to the extent that the realisation of the related tax benefit through future taxable profits is probable. As at 31 December 2025, the Company did not recognise deferred tax assets of HK\$14,692,000 (2024: HK\$13,413,000) in respect of losses amounting to HK\$89,042,000 (2024: HK\$81,289,000) that can be carried forward against future taxable profits as the realisation of the related tax benefit may not be probable.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

11 Property, plant and equipment

	Leasehold improve- ments HK\$'000	Furniture and fixtures HK\$'000	Office equipment HK\$'000	Vehicles HK\$'000	Total HK\$'000
As at 1 January 2024					
Cost	17,753	1,641	18,445	1,638	39,477
Accumulated depreciation	(17,129)	(1,431)	(17,220)	(1,638)	(37,418)
Net book amount	624	210	1,225	-	2,059
Year ended 31 December 2024					
Opening net book amount	624	210	1,225	-	2,059
Additions	-	-	-	787	787
Depreciation (Note 8)	(371)	(74)	(820)	(66)	(1,331)
Closing net book amount	253	136	405	721	1,515
As at 31 December 2024 and 1 January 2025					
Cost	17,753	1,641	18,445	2,425	40,264
Accumulated depreciation	(17,500)	(1,505)	(18,040)	(1,704)	(38,749)
Net book amount	253	136	405	721	1,515
Year ended 31 December 2025					
Opening net book amount	253	136	405	721	1,515
Additions	363	-	571	1,078	2,007
Depreciation (Note 8)	(285)	(74)	(405)	(590)	(1,354)
Closing net book amount	331	62	571	1,204	2,158
As at 31 December 2025					
Cost	18,116	1,641	19,016	3,498	42,271
Accumulated depreciation	(17,785)	(1,579)	(18,445)	(2,294)	(40,103)
Net book amount	331	62	571	1,204	2,158

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

12 Intangible assets

	Computer software HK\$'000	Others HK\$'000	Total HK\$'000
As at 1 January 2024			
Cost	33,017	7,500	40,517
Accumulated amortisation	(30,037)	-	(30,037)
Net book amount	2,980	7,500	10,480
Year ended 31 December 2024			
Opening net book amount	2,980	7,500	10,480
Additions	-	-	-
Amortisation (Note 8)	(1,388)	-	(1,388)
Closing net book amount	1,592	7,500	9,092
As at 31 December 2024			
Cost	33,017	7,500	40,517
Accumulated amortisation	(31,425)	-	(31,425)
Net book amount	1,592	7,500	9,092
Year ended 31 December 2025			
Opening net book amount	1,592	7,500	9,092
Additions	686	-	686
Amortisation (Note 8)	(1,322)	-	(1,322)
Closing net book amount	956	7,500	8,456
As at 31 December 2025			
Cost	33,703	7,500	41,203
Accumulated amortisation	(32,747)	-	(32,747)
Net book amount	956	7,500	8,456

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

13 Investments

Investments include the following:

	Financial assets at fair value through profit or loss		Financial assets at fair value through other comprehensive income		Total	
	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Listed securities (by place of listing)						
Equity securities – Hong Kong**	-	-	151,730	-	151,730	-
Debt securities – Asia Pacific**	-	-	11,946	-	11,946	-
Debt securities – Asia Pacific/Europe**	11,859	-	91,368	-	103,227	-
Debt securities – Europe**	11,706	-	59,544	-	71,250	-
Debt securities – Europe/Middle East**	-	-	11,796	-	11,796	-
Debt securities – Europe/United States**	-	-	15,871	-	15,871	-
Debt securities – Hong Kong**	8,179	-	-	-	8,179	-
Investment funds – Hong Kong	177,033	441,206	-	-	177,033	441,206
Investment funds – Malaysia	15,653	12,021	-	-	15,653	12,021
Market value of listed securities	224,430	453,227	342,255	-	566,685	453,227
Unlisted securities (by place of incorporation/establishment)						
Investment funds – Cayman Islands	-	523	-	-	-	523
Investment funds – Hong Kong	532,190	315,388	-	-	532,190	315,388
Investment funds – Ireland (Note 13.1)	252,584	483,332	-	-	252,584	483,332
Fair value of unlisted securities	784,774	799,243	-	-	784,774	799,243
Representing:						
Non-current	1,008,405	1,251,644	318,017	-	1,326,422	1,251,644
Current	799	826	24,238	-	25,037	826
Total investments	1,009,204	1,252,470	342,255	-	1,351,459	1,252,470

* As the equity securities are held for medium to long term for capital preservation and not for trading purposes, the Company designated these investments as financial assets at fair value through other comprehensive income. During the year ended 31 December 2025, the dividend income from these investments is disclosed in Note 6.

** The securities are listed in more than one exchanges.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

13 Investments (Continued)

Interests in unconsolidated structured entities

The Company provided seed capital to set up a number of investment funds, of which the Company acts as an investment manager or investment advisor. As at 31 December 2025 and 2024, the Company determined that all of these investment funds are unconsolidated structured entities. Refer to note 26.2 for details.

The maximum exposure to loss for all interests in structure entities is the carrying value of the investments in investment funds (refer to note 26.2) and fees receivable as shown in the statement of financial position. The net asset value of the investment funds invested by the Company ranges from HK\$20,000 to HK\$216 million (2024: HK\$4,000 to HK\$441 million). The size of the investment funds managed by the Company ranges from US\$21 million to US\$1,636 million (2024: US\$16 million to US\$1,367 million).

During the year ended 31 December 2025, there was no purchase of an investment from a related company.

During the year ended 31 December 2024, there were purchases of investments of total HK\$9,882,000 from the related company, Value Partners Hong Kong Limited, settling through the amount due to a related company. For details please refer to note 26.7.

Investments are denominated in the following currencies:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Australian dollar	19,665	18,682
Hong Kong dollar	328,763	442,041
Malaysian ringgit	15,653	12,021
Pound sterling	22,274	21,102
Renminbi	1,631	699
Singapore dollar	6,023	6,495
United States dollar	956,505	749,964
Others	945	1,466
Total investments	1,351,459	1,252,470

13.1 Investment in a associates measured at fair value

Investments in two money market instruments are recognised as investment in associates and are categorized in 'cash and cash equivalents' in the statement of financial position.

Where the Company has interests in the investment funds that give the Company significant influence, but not control, the Company records such investments at fair value. Details of the Company's material associate are summarized as follows:

Name	Place of incorporation	Interest held	
		31 December 2025	31 December 2024
Value Partners Fund Series – Value Partners USD Money Market Fund	Hong Kong	25%	4%

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

13 Investments (Continued)

13.1 Investment in a associates measured at fair value (continued)

The tables below provide the summarised financial information for the associate which is material to the Company. The information disclosed reflects the amounts presented in the financial statements of the relevant associate and not the Company's share of those amounts.

	31 December 2025 HK\$'000	31 December 2024 HK\$'000
Summarized balance sheet		
Total assets	1,530,474	1,203,705
Total liabilities	(739)	(497)
Net assets	<u>1,529,735</u>	<u>1,203,208</u>
Company's share	25%	4%
Carry amount	375,264	45,985
Summarized income statement		
Total income	71,529	51,857
Total expense	(4,240)	(2,494)
Profit for the year	<u>67,289</u>	<u>49,363</u>

Reconciliation of the aggregate carrying amounts from opening to closing balances:

	31 December 2025 HK\$'000	31 December 2024 HK\$'000
Opening balance as at 1 January	45,985	-
Purchases	776,451	45,551
Disposals	(454,332)	-
Share of profit	7,160	434
Closing balance as at 31 December	<u>375,264</u>	<u>45,985</u>

The information disclosed reflects the amounts presented in the financial statements of the relevant associate. In addition to the material associate disclosed above, the Company has interests in a number of investment funds that are classified under individually immaterial associates. Details of these individually immaterial associates are summarized below.

	31 December 2025 HK\$'000	31 December 2024 HK\$'000
Aggregate carrying amounts of individually immaterial associates	<u>934,808</u>	<u>791,141</u>
Aggregate amounts of the Company's net gains on investments	<u>166,973</u>	<u>44,399</u>

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

14 Fees receivable

The carrying amounts of fees receivable approximate their fair value due to the short-term maturity. Fees receivable from investment management activities are mainly due at the end of the relevant valuation period of the investment funds and managed accounts. However, some of these fees receivable are only due after the relevant valuation period as a result of credit periods granted to certain investment funds and managed accounts which are generally within one month. The aging analysis of fees receivable that were past due but not impaired is as follows:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Fees receivable that were past due but not impaired		
Fees receivable that were within credit period	5,121	3,660
Total fees receivable	5,121	3,660

Fees receivable are denominated in the following currencies:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Hong Kong dollar	863	917
United States dollar	4,258	2,743
Total fees receivable	5,121	3,660

Fees receivable from investment management activities are generally deducted from the net asset value of the investment funds and managed accounts and paid directly by the administrator or custodian of the investment funds and managed accounts at the end of the relevant valuation period or credit period, as appropriate.

There was no impairment provision on fees receivable as at 31 December 2025 and 2024.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

15 Cash and cash equivalents

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Investments in money market instruments (Note i)	572,512	45,985
Cash at banks and in hand	3,843	27,529
Short-term bank deposits	6,000	-
Deposits with brokers	2,247	128
Total cash and cash equivalents	584,602	73,642

Cash and cash equivalents are denominated in the following currencies:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Australian dollar	114	336
Hong Kong dollar	184,298	28,602
Japanese yen	44	35
Malaysian ringgit	103	92
Pound sterling	202	1,202
Renminbi	681	292
Singapore dollar	944	440
United States dollar	398,216	42,643
Total cash and cash equivalents	584,602	73,642

Note (i): The management considered the Company has significant influence over two money market instruments. The Company recognises them as financial assets at fair value through profit or loss as at 31 December 2025 and 31 December 2024. Refer to Note 13.1.

16 Issued equity

	Number of shares		Share capital	Share premium	Total
	Class A	Class B	HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000
As at 1 January 2024,					
31 December 2024,					
1 January 2025 and					
31 December 2025	11,409,459	3,893,318	11,855	41,913	53,768

As at 31 December 2025, the total authorised number of Class A ordinary shares and Class B ordinary shares were 15,000,000 shares (2024: 15,000,000 shares) and 3,893,318 shares (2024: 3,893,318 shares) respectively with a par value of US\$0.1 (2024: US\$0.1) per share and all issued shares were fully paid.

The ordinary shares are non-redeemable and are entitled to dividends. Each ordinary share carries one vote. In the case of winding up of the Company, ordinary shares carry the right to return the paid-up capital and any balance then remaining.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

16 Issued equity (continued)

The Class A and Class B ordinary shares have the same rights with regard to voting and dividends except in the event of liquidation, no distribution shall be made to the holders of Class A ordinary shares unless the holders of Class B ordinary shares have received the full amount of their liquidation values. In addition, any surplus assets after distribution to the holders of Class A and Class B ordinary shares as mentioned above shall be distributed to the holders of Class B ordinary shares rateably.

17 Deferred tax

The movement of deferred tax assets is as follows:

	Accelerated tax depreciation HK\$'000
Deferred tax assets	
As at 1 January 2024	2,151
Credited to profit or loss (Note 10)	153
	<hr/>
As at 31 December 2024 and 1 January 2025	2,304
Debited to profit or loss (Note 10)	(220)
	<hr/>
As at 31 December 2025	<u>2,084</u>

The analysis of deferred tax is as follows:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Deferred tax assets:		
- Deferred tax assets to be recovered after more than 12 months	2,084	2,304
	<hr/>	<hr/>

18 Distribution fee expenses payable

The carrying amounts of distribution fee expenses payable approximate their fair value due to the short-term maturity. The aging analysis of distribution fee expenses payable is as follows:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
0 - 30 days	3,485	2,806
Over 60 days	48	42
	<hr/>	<hr/>
Total distribution fee expenses payable	<u>3,533</u>	<u>2,848</u>

As at 31 December 2025 and 2024, all the distribution fee expenses payable are denominated in United States dollar.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

19 Right-of-use Assets – properties

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
<u>Cost</u>		
At 1 January	93,799	93,799
At 31 December	93,799	93,799
<u>Accumulated depreciation</u>		
At 1 January	(63,200)	(50,052)
Depreciation	(12,891)	(13,148)
At 31 December	(76,091)	(63,200)
<u>Net book value</u>		
At 31 December	17,708	30,599

Except for short-term leases and leases of low-value assets of the Company is a lessee and in relation to which the recognition exemption under HKFRS 16 is applicable, the Company recognizes for each of the leases a right-of-use asset. As at 31 December 2025 and 2024, right-of-use assets recognised were related to properties.

Depreciation charge on the right-of-use assets is recognised using the straight-line method, being the period from the dates of the commencement/modification of the leases to the end of the term.

The carrying balances of the right-of-use assets are amortised to nil on the expiry dates of the leases.

20 Lease Liabilities

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
At 1 January	30,698	43,603
Lease payments	(13,803)	(15,411)
Finance costs	1,684	2,506
At 31 December	18,579	30,698
	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Representing		
Current		
- contractual maturity within 1 year	12,973	12,139
Non-current		
- contractual maturity after 1 year but within 2 years	5,606	12,995
- contractual maturity after 2 years but within 5 years	-	5,564
	5,606	18,559
Total lease liabilities	18,579	30,698

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025**21 Financial instruments by category**

As of 31 December 2025 and 2024, other than investments as disclosed in the financial statements which are classified as financial assets at fair value through profit or loss, all financial assets including amounts due from related companies, fees receivable, other receivables and cash and cash equivalents are categorised as and carried at amortised cost. All the financial liabilities of the Company are carried at amortised cost.

22 Dividends

The directors did not recommend the payment of dividend in respect of the years ended 31 December 2025 and 2024.

23 Net cash generated from/(used in) operations

	2025	2024
	HK\$'000	HK\$'000
Profit before tax	325,008	142,946
Adjustments for		
Interest income	(24,045)	(1,381)
Dividend income	(8,108)	(3,888)
Depreciation and amortisation	2,676	2,719
Depreciation of right-of-use assets - properties	12,891	13,148
Interest expenses on lease liability	1,684	2,506
Net gains on investments	(321,149)	(145,088)
Changes in working capital		
Other assets	3	8
Amounts due from related companies	(943)	(4,599)
Fees receivable	(1,461)	156
Prepayments and other receivables	2,766	2,724
Amounts due to related companies	109,842	(294,856)
Accrued bonus	110,556	18,900
Distribution and advisory fee expenses payable	685	(425)
Other payables and accrued expenses	28,164	5,878
Net cash generated from/(used in) operations	238,569	(261,252)

24 Contingencies

The Company has contingent assets in respect of performance arising in the ordinary course of business.

24.1 Contingent assets

Performance fees for each performance period are generally calculated annually with reference to a performance fee valuation day. Performance fees are only recognised when they are earned by the Company.

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

24.1 Contingent assets (Continued)

A contingent asset is a possible asset that arises from past events and whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events not wholly within the control of the Company. A contingent asset is not recognized but is disclosed in the notes to the financial statements, where necessary, when an inflow of economic benefits is probable. When inflow is virtually certain, an asset is recognized.

25 Capital Commitments

As at 31 December 2025, the capital commitment contracted to purchase IT facilities and licensed software but not yet incurred amounted to HK\$3,960,000 (2024: HK\$5,940,000).

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Within 1 year	1,980	1,980
1-2 years	1,980	1,980
2-3 years	-	1,980
	3,960	5,940

26 Related-party transactions

Apart from those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company has also entered into the following significant related-party transactions which, in the opinion of the directors, were carried out in the ordinary and usual course of the Company's business.

26.1 Key management compensation

Key management includes directors of the Company. The compensation to key management for employee services is as follows:

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Management bonus, salaries and other short-term employee benefits	22,575	15,788
Pension costs - mandatory provident fund scheme	29	48
Total key management compensation	22,604	15,836

VALUE PARTNERS LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025

26 Related-party transactions (Continued)

26.2 Investments in investment funds which are managed/advised by the Company

The Company had investments in the following structured entities. These are the investment funds under the Company's management or advisory and from which it earns fees from investment management or advisory services and fund distribution activities. These investment funds manage pools of assets from investors, and are financed through the issue of units/shares to investors. Certain investment funds where the Company has significant influence are disclosed in note 13.1.

	2025 HK\$'000	2024 HK\$'000
Unconsolidated structured entities		
Value Gold ETF ^{(a) & (f)}	177,051	441,237
Value Partners China A-Share Select Fund ^(d)	-	129
Value Partners Classic Fund ^{(b) & (c)}	99	370
Value Partners Fund Series – Value Partners All China Bond Fund ^(d)	134,272	38,913
Value Partners Fund Series – Value Partners Asian Income Fund ^(b)	20	147
Value Partners Fund Series – Value Partners Asian Innovation Opportunities Fund ^(d)	174,929	101,387
Value Partners Fund Series – Value Partners Asian Total Return Bond Fund ^(f)	6,023	5,654
Value Partners Fund Series - Value Partners USD Money Market Fund ^{(d) & (e)} (Note 13.1)	375,264	45,985
Value Partners Fund Series II - Value Partners Global Short Duration IG Bond Fund ^(b)	78	-
Value Partners Fund Series OFC - Value Partners HKD Money Market ETF ^{(b) & (b)}	39,651	-
Value Partners Fund Series OFC - Value Partners RMB Money Market ETF ^(b)	682	-
Value Partners Fund Series OFC - Value Partners USD Money Market ETF ^{(b) & (b)}	156,915	-
Value Partners Greater China High Yield Income Fund ^(a)	34	412
Value Partners Hedge Fund Limited ^(a)	-	2
Value Partners High-Dividend Stocks Fund ^(b)	595	1,028
Value Partners Intelligent Funds – Chinese Mainland Focus Fund ^(d)	-	109
Value Partners Ireland Fund ICAV – Value Partners Asia Dynamic Bond Fund ^(d)	36,333	33,722
Value Partners Ireland Fund ICAV – Value Partners Asia Ex-Japan Equity Fund ^(b)	33,594	34,659
Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners China A Shares High Dividend Fund ^{(b) & (e)}	182,657	116,111
Value Partners Ireland Fund ICAV – Value Partners Greater China High Yield Bond Fund ^(d)	-	250,865
Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners Health Care Fund ^(d)	26	47,975
Value Partners Japan REIT Fund ^(d)	216,081	167,729
Total investments in investment funds which are managed/advised by the Company	1,534,304	1,286,434

VALUE PARTNERS LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2025****26 Related-party transactions (Continued)****26.2 Investments in investment funds which are managed/advised by the Company
(Continued)**

- (a) The shares held were management shares.
- (b) The units held were Class X units.
- (c) The units held was Class V unit.
- (d) The units held were Class A units and Class X units.
- (e) The units held were Class RDR units.
- (f) The units held were Class A units.
- (g) The units held were Class D units.
- (h) The units held were listed class units.
- (i) The units held were Class I units.

26.3 Amounts due from and to related companies

The amounts due from and due to related companies mainly arises from management service fees and fund transfer to related companies which are unsecured, non-interest bearing and have no fixed repayment terms.

26.4 Service fees from the ultimate holding company and related companies

The Company received service fees from its ultimate holding company and related companies for the reimbursement of overheads and operating expenses in respect of general administrative services. Service fees from its ultimate holding company and related companies for the year ended 31 December 2025 were HK\$328,608,000 (2024: HK\$243,693,000).

26.5 Service fees to the ultimate holding company and a related company

The Company was charged service fees by its ultimate holding company and a related company for the provision of marketing and business networking services and general administrative services to the Company. Service fees to ultimate holding company was HK\$3,600,000 (2024: HK\$3,600,000) and a related company for the year ended 31 December 2025 was HK\$5,156,000 (2024: HK\$9,575,000).

26.6 Management fee income

The Company acts as the fund manager for underlying funds it manages and received the management fee income.

26.7 Investments in the listed investment funds

During the year ended 31 December 2024, there was purchase of an investment of VP-DJ Shariah China A-Shares 100 ETF of HK\$9,882,000 from the related company, Value Partners Asset Management Malaysia Sdn. Bhd., were settled through the amount due to a related company.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社の取締役若しくは役員のいずれかが特定の有価証券につき0.5%を超える持分を所持している場合、又はかかる取締役若しくは役員が特定の有価証券につき合計して5%を超える持分を所持している場合のいずれかに該当する場合、管理会社は、ファンドを代理して、かかる有価証券に投資することはできない。

5【その他】

定款の変更

定款の変更等、あらゆる変更の実施前に株主総会の決議を要する。

事業譲渡又は事業譲受

(a) 事業譲渡の手続

管理会社の事業譲渡又は事業譲受に関する直接の規定はない。しかし、管理会社が事業譲渡を行ったことに伴い、従来の管理会社が辞任するには、受託会社の支持があった場合にのみ受託会社と証書を締結することにより行うことができ、かつ、香港の証券、先物管理委員会の事前の承認を要する。

また、この場合、従来の管理会社の退任前の作為又は不作為に関する受託会社又は受益証券保有者その他の者の権利を損なわない。

(b) 受益者への通知及び事業譲渡に対する受益者の異議申し立て

受託会社は、事業譲渡により新たな管理会社が任命される場合、事業を譲り受けた新たな管理会社の任命前に可及的速やかに、受益証券保有者に対し新たな管理会社の名称及び住所を記載した通知を行う。日本の投資者に対しては、日本における販売会社から当該通知が行われる。なお、一般的に、トラストの発行済受益証券の価値の50%以上を有する受益証券保有者が管理会社が退任すべきであるという要求を受託会社に対して書面で行う場合、当該管理会社は解任される。

出資の状況

管理会社による出資に関し、ファンドの受益者に重大な悪影響を与える事実は存在しない。

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項なし

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エイチエスピーシー・トラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」、「登録事務管理会社」及び「事務管理会社」)

資本金の額

2025年12月31日現在 1,300,000米ドル(約208,520千円)

事業の内容

同社は1981年11月10日にケイマン諸島に設立された、ケイマン諸島金融庁の規制を受ける法人である。同社は、ケイマン諸島の銀行信託会社法に基づき無制限の信託会社として認可を受けており、かつケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく認可ミューチュアル・ファンド管理者でもある。

(2) エイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「保管銀行」及び「登録事務管理代行会社」)

資本金の額

2025年12月31日現在 6,827,891米ドル(約1,095,194千円)

事業の内容

同社は1974年に香港に設立され、香港受託会社規則に基づく信託会社として登録されている。

(3) アイザワ証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.) (「代行協会員」及び「日本における販売会社」)

資本金の額

2025年12月31日現在 3,000,000,000円

事業の内容

金融商品取引法に定義される第一種金融商品取引業等に従事している。

2【関係業務の概要】

- (1) エイチエスピーシー・トラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)
(「受託会社」、「登録事務管理会社」及び「事務管理会社」)

トラストの受託業務のほか、登録事務や管理事務を行う。

- (2) エイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド
(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「保管銀行」及び「登録事務管理代行
会社」)

トラスト資産の保管業務を行い、また委託により登録事務を代行する。

- (3) アイザワ証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.) (「代行協会員」及び「日本における販売
会社」)

外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、販売書類を配布し、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行ない、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する。また、日本における受益証券販売会社として行為する。

3【資本関係】

- (1) エイチエスピーシー・トラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)
(「受託会社」、「登録事務管理会社」及び「事務管理会社」)

該当事項なし

- (2) エイチエスピーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド
(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「保管銀行」及び「登録事務管理代行
会社」)

該当事項なし

- (3) アイザワ証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.) (「代行協会員」及び「日本における販売
会社」)

該当事項なし

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を明確に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行信託会社法（改正済）（「銀行信託会社法」）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上では「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の会社型投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社により、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、およびリミテッド・パートナーシップが設定または推進された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託について二つの立法体制を採っている。
- （a）ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「MF法」）は、「ミューチュアル・ファンド」として分類されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理者を規制する。同法は、1993年7月に施行され、また最新の改正法が2020年に施行されている。
- （b）ケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（「PF法」という。またMF法と合わせて「ファンド法」と総称する。）は、「プライベート・ファンド」として分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する。同法は2020年2月に施行されている。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段表示される場合（または投資信託全般に対する言及により暗示される場合）を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分では、MF法の規制を受けるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドについて取り扱い、「ミューチュアル・ファンド」という用語もそのように解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、MF法の規制下にある活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（マスター・ファンド3,224件を含む。）であった。さらに、同日現在、適用除外の対象となる未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月よりPF法の規制を受けるもの）および限定投資家ファンド（以下に定義される。）（2020年2月より一般的にMF法の規制を受けるもの）が含まれるがこれらに限らない。）は、相当数存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1（銀行、信託会社、保険会社、投資管理会社および投資顧問ならびに会社のマネージャーをも監督しており）ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ファンド法のもとでミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を負っている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 MF法の目的において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 PF法の目的において、プライベート・ファンドとは、投資家の一存では買戻すことができない投資持分の募集若しくは発行を行うまたは発行を行った法人、ユニット・トラストまたはパートナーシップであ

り、その目的または効果は、以下の場合において、投資商品の取得、保有、管理または処分を通じて投資家が収益または利益を得られるようにするという目標をもって投資家の資金をプールすることである。

(a) 投資持分の保有者が、投資商品の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を持たない。

かつ

(b) 投資商品が、直接または間接的にプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によりまとめて運用される。

但し、以下の場合を除く。

(a) ケイマン諸島の銀行信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を有する者

(b) ケイマン諸島の建設社会法（改正済）またはケイマン諸島の友好社会法（改正済）により登録されている者

(c) 非ファンド型アレンジメント（PF法別表に記載されるアレンジメントであるもの）

2.4 MF法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体もCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（「規制対象フィーダー・ファンド」）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島法人についても監督責任を負う。一般的に、マスター・ファンドが一又は複数名の投資家（最低一名以上の規制対象フィーダー・ファンドを含む。）に対して（直接または仲介者を通じて間接的に）受益権を発行し、投資商品を保有し、かつ規制対象フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実行する主たる目的のために取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAへの登録を要求される可能性がある。

2.5 2020年2月7日、MF法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（「改正法」）が施行された。改正法においては、その受益権に関する投資者が15名以内（その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる。）であることを理由にそれまで規制を免除されてきた特定のケイマン諸島ミューチュアル・ファンド（「限定投資家ファンド」）に対し、CIMAへの登録が規定されている。

2.6 ファンド法は、その規定への違反に対して厳しい刑罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

MF法の下では、規制を受ける四つの型のミューチュアル・ファンドが存在する。

3.1 免許ミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許を、CIMAに対して申請することである。所定の書式においてCIMAへオンライン申請し、また募集書類を提出し、適用される申請料金を支払うことの両方が必要とされる。各設立計画推進者が健全な評判を有し、十分な専門性を有し、取締役（場合によっては、その役職がマネージャーや役員であることもある。）に見合う適切な者によりミューチュアル・ファンド管理が行われ、またファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この方法は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド管理者が選任されないミューチュアル・ファンドに適している。

3.2 管理ミューチュアル・ファンド

ミューチュアル・ファンドとなる第二の方法は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許ミューチュアル・ファンド管理者の事務所を指定することである。この場合、適用される申請料金の支払と併せて、募集書類を定められた法定書式とともにオンラインでCIMAに提出しなければならない。管理者に関するオンライン届出も、所定の書式で行わなければならない。ミューチュアル・ファンド自体は免許を取得する必要はない。その代わりに、ミューチュアル・ファンド管理者には、各設立計画推進者が健全な評判を有する者であること、ミューチュアル・ファンド管理に関する十分な専門性を有しかつ健全な評判を有する者によりミューチュアル・ファンドの管理がなされること、およびミューチュアル・ファンドの事業および受益権の募集が適切に行われることを満たしていることが要求される。管理者は主たる事務所を提供しているミューチュアル・ファンドがMF法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録ファンド(第4条3項ミューチュアル・ファンドとしても知られる。)

ミューチュアル・ファンドの第三の類型は、以下のいずれかの方法により申請され、MF法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドである。

(a) 一投資者当たりの当初最低投資額が80,000ケイマン諸島ドル(100,000米ドル相当)であるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録ファンドについては、ミューチュアル・ファンド管理者による免許またはケイマン諸島内での主たる事務所の提供は要求されない。登録ファンドは、単に募集書類を特定の詳細事項とともにオンライン提出し、適用される申請料金を支払うことでCIMAへ登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月より前には登録を免除されていたが、現在はCIMAへの登録が必要となっている。限定投資家ファンドの義務は、当初登録時および年度毎のCIMAへの手数料支払に関する点を含め、MF法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、それら二つの間には主要な相違点がいくつか存在する。MF法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドと異なり、限定投資家ファンドの投資家は15名以内でなければならず、それらの投資家はミューチュアル・ファンドの運用者(運用者とは、取締役、ゼネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。)を多数決で指名・解任することができなければならない。もう一つの主要な相違点は、MF法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、当初最低投資額(80,000ケイマンドル/100,000米ドル相当)を要求されるが、限定投資家ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. ミューチュアル・ファンドの現行要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制ミューチュアル・ファンドも、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を(CIMAから免除されない限り)発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。募集書類の存在しないマスター・ファンドの場合、通常、マスター・ファンドに関する詳細事項はCIMAへの届出が必要な規制フィーダー・ファンドの募集書類に記載されている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更の場合には改訂募集書類(または限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を21日以内にCIMAへ提出する義務を負っている。CIMAは募集書類の内容や形式を指示する権限は特に持たないが、CIMAは折に触れて募集書類の内容に関し規則や方針を発表することがある。

4.2 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの会計年度が終了してから6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済年度会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの勘定に関する監査の過程でミューチュアル・ファンドにつき以下のいずれかに該当する情報を取得した場合または当該事由を疑う場合には、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) ミューチュアル・ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない場合またはそのおそれがある場合。

(b) ミューチュアル・ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはその旨を企図した場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはその旨を企図した場合。

(d) 不正なまたは犯罪的な行為により事業活動を行った場合またはその旨を企図した場合。

(e) MF法もしくはMF法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規制(改正済)(「マネー・ロンダリング規制」)または、免許を取得したミューチュアル・ファンドに限り、

ミューチュアル・ファンドの免許の条件に準拠せずに事業活動を行った場合またはその旨を企図した場合。

- 4.3 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期限は適用される規則の方式(および適用される条件)により異なるため、かかる通知は、当該変更の前提条件として必要とされるか、または当該変更の実施から21日以内に行われなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に最初に公布されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次申告書)規則(改正済)により、すべての規制ミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、かかる規則に定める項目が記載される正確かつ完全な申告書を作成し、各会計年度の終了後6か月以内にCIMAに提出しなければならない。CIMAはかかる期間の延長を承認することができる。かかる申告書には、ミューチュアル・ファンドに関する一般情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAが承認した監査人を通じて、CIMAに提出しなければならない。規制ミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドが当該規則を遵守することを確実にする責任を負う。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書を、期間内にCIMAに提出する責任のみを負い、提出する申告書の正確性または完全性については一切責任を負わない。

5. ミューチュアル・ファンド管理者

- 5.1 MF法に基づき事務管理会社が利用できる免許には、「ミューチュアル・ファンド管理者」の免許および「制限的ミューチュアル・ファンド管理者」の免許の二つの類型がある。ミューチュアル・ファンドの管理の引受けを行おうとする場合、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、ミューチュアル・ファンドの資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配しミューチュアル・ファンドを管理し、またはミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社の規定またはミューチュアル・ファンドの取締役(免除される会社型またはユニット・トラストによる)を提供することを含むものとし、管理と定義される。特に、ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのゼネラル・パートナーの活動および法的記録が保管される、または会社の秘書業務を引受ける登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制ミューチュアル・ファンドを管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、かつ、ミューチュアル・ファンド管理者としてのその事業の適格性および適正な人員(取締役または場合により投資顧問またはそれらの地位に基づく役員)により管理されるという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。ミューチュアル・ファンド管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的ミューチュアル・ファンド管理者には、最低純資産額の要件は課されない。ミューチュアル・ファンド管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数のミューチュアル・ファンドのために行うことができる。
- 5.3 ミューチュアル・ファンド管理者の責任は、まず受諾できるミューチュアル・ファンド(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、監査人に関する上記第3.2項に定める状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAが承認する規制ミューチュアル・ファンド(CIMAの現行方針によると許可されるファンドは最大10件である。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島にファンド・マネージャーの会社を創設したファンド設立推進者がミューチュアル・ファンドに関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、ミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的ミューチュアル・ファンド管理者が

ミューチュアル・ファンド管理業務を提供する各規制ミューチュアル・ファンドは、登録ファンドまたは限定投資家ファンドではない場合は、別途免許を受けなければならない。

5.5 ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。会計年度が終了したときから6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けたミューチュアル・ファンド管理者の会計書類に関する監査の過程でミューチュアル・ファンド管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した場合または当該事由を疑う場合、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない場合もしくはそのおそれがある場合。

(b) ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはその旨を企図する場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはその旨を企図する場合。

(d) 不正なまたは犯罪的な行為により事業活動を行った場合またはその旨を企図した場合。または、

(e) MF法もしくは以下各号に基づく規則を遵守せずに事業活動を行った場合またはその旨を企図した場合。

() MF法、金融庁法、マネー・ロンダリング規制または免許の条件

() 当該免許取得者が、ケイマン諸島の受益権所有者透明性法(改正済)(「BOTA」)で定義される「法人サービスプロバイダー」でもある場合。

5.6 CIMAはミューチュアル・ファンド管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートの提供を要求することもできる。

5.7 ミューチュアル・ファンド管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはゼネラル・パートナー(場合に応じる)の変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者がCIMAへ支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理するファンドの数による)、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。また、非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理するファンドの数による)、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

(a) 最も一般的なミューチュアル・ファンドの手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(「会社法」)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)免税有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、ほとんどの場合においてミューチュアル・ファンドに用いられており、以下の特性を有する。

(b) 当初設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これを申込人の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類、および特に定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの組成から開始の間に修正されることがよくある。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上、例えば米国非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 免税会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。

- () 各免税会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- () 取締役、取締役代理および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 免税会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 免税会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免税会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、一名または複数名の取締役を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免税会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免税会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 株式は、額面又は無額面のいずれかで設定することができる(但し、会社は両方発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 全額払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、免税会社は全額払込済株式の買戻しをすることができるが、免税会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免税会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免税会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、ケイマン諸島財務長官から、上限30年間まで税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免税会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、一定期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内で、銀行信託会社法に基づき信託会社として、かつMF法に基づきミューチュアル・ファンド管理者として免許を受けた法人受託者となり得る。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受益者

は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書、およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が上限50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドとの関連においてケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(「免税リミテッド・パートナーシップ法」)は、ケイマン諸島法上、個別に法人格を持たない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する、ケイマン諸島の主要法令である。免税リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込みながら様々な改正がなされている。免税リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマンの法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島またはほかの特定の法域の居住者であるか、登録されているか設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。有限責任の法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは登録時である。
- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的な場合(リミテッド・パートナーシップがパートナー以外の者とともに積極的に業務に参加するなど)を除いては、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもって、かつパートナーシップ契約において異なる規定が明示的に定められていない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免税リミテッド・パートナーシップ法の明示的規定に一致しない場合を除き、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正された、パートナーシップに適用される衡平法およびコモンローの法理が、特定の例外を除いて、免税リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 名称および住所、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている場所に関する記録を登録事務所において維持する。
- () ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い、リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で維持されている場合、税務情報庁による命令または通知があった際には電子的形態またはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所において入手できるようにする。
- () リミテッド・パートナーからの出資金の額および出資日ならびにかかる出資金の引出額および引出日の記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーシップに関してリミテッド・パートナーから供された担保の詳細を示す担保記録簿を登録事務所維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約の定め、およびパートナーシップが常に最低一名以上のリミテッド・パートナーを有していなければならない要件を前提として、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、上限50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散の両方の際は免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能になった。これは、デラウェア州の有限責任会社に極めて近い構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要望にケイマン諸島政府が応えたものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)個別の法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供し、免税リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために利用が可能である。また、有限責任会社は、免税会社の運営において要求されるよりもより簡単に柔軟な管理が認められている。例えば、株主らの投資価額の追跡または計算の際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念などが挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ゼネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プラン・ピークルなど、多種の取引において普及していることが判明している。有限責任会社は、ケイマン以外の法的、税務的または規制的動機のため、別途法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)の関係で採用されることが増えている。
- (d) とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構成においては、オンショアのピークルに調和する能力が大きければ大きいほど、管理の簡便性および費用効果も大きくなる可能性があり、またかかる構造の異なるピークルの投資家の権利をより厳密に整合できる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)によりもたらされる柔軟性も、有限責任会社の関係において利用することができる。

(e) 有限責任会社は、50年までの期間、将来の課税を免除される保証を得ることができる。

6.5 免税会社、免税リミテッド・パートナーシップ、および有限責任会社は、BOTA上の義務を遵守しなければならない。

7. MF法のもとにおける規制ミューチュアル・ファンドに対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制ミューチュアル・ファンドに対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制ミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記7.1項に従いミューチュアル・ファンドに対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ10,000ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制ミューチュアル・ファンドが指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からMF法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からMF法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、グランドコート(「グランドコート」)にミューチュアル・ファンドの投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドが以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制ミューチュアル・ファンドが業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、またはその投資者もしくは債権者を毀損しない方法で任意にその事業を解散する場合。

(c) 規制ミューチュアル・ファンドが、MF法またはマネー・ロンダリング規制の規定に反する場合

(d) 免許ミューチュアル・ファンドの場合、免許ミューチュアル・ファンドがそのミューチュアル・ファンド免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制ミューチュアル・ファンドの指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制ミューチュアル・ファンドの取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンドに対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

- 7.9 第7.7項の目的のため、規制ミューチュアル・ファンドに関しCIMAが対処できる行為は以下を含むものとする。
- (a) ミューチュアル・ファンドに関し効力のあるミューチュアル・ファンドの免許またはMF法第4条1項(b)(管理ミューチュアル・ファンド)、第4条3項(第4条3項登録ミューチュアル・ファンド)または第4条4項(a)(限定投資家ファンド)に基づく登録を取り消すこと。
 - (b) ミューチュアル・ファンドが保有するいずれかのミューチュアル・ファンドライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) ミューチュアル・ファンドの推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンドの事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAはミューチュアル・ファンドに関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、ミューチュアル・ファンドの投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9項(d)または第7.9項(e)により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、ミューチュアル・ファンドがCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9項(e)により選任された者は、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除してミューチュアル・ファンドの事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9項(d)または第7.9項(e)によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定するミューチュアル・ファンドに関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドに関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合はミューチュアル・ファンドに関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15項(b)の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9項(d)または第7.9項(e)によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該ミューチュアル・ファンドに関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 ミューチュアル・ファンドに関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法でミューチュアル・ファンドに関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) ミューチュアル・ファンドが会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条第4項によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを清算させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) CIMAは、第7.9項(d)または第7.9項(e)により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合で、かつCIMAが第7.9項(a)に従いミューチュアル・ファンドの免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17項(c)に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対してミューチュアル・ファンド資産からグランドコートが適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドがミューチュアル・ファンドとしての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されるものと確信したときは、いつでもミューチュアル・ファンドに関し効力のあるミューチュアル・ファンドの免許またはMF法第4条1項(b)(管理ミューチュアル・ファンド)、第4条3項(登録ファンド)、または第4条4項(a)(限定投資家ファンド)に基づく登録を取り消すことができる。

8. ミューチュアル・ファンド管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許ミューチュアル・ファンド管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許ミューチュアル・ファンド管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ10,000ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許ミューチュアル・ファンド管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がMF法に違反してミューチュアル・ファンド管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されているミューチュアル・ファンドの投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者がミューチュアル・ファンド管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がMF法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはミューチュアル・ファンド管理者が解散に付されるものと確信したときは、いつでもミューチュアル・ファンド管理者としての免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が、MF法またはマネー・ロンダリング規制の規定に反する場合。
- (c) BOTAに定義される「法人サービスプロバイダー」である免許ミューチュアル・ファンド管理者が、BOTAに反する場合。

- (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (e) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理の業務をそのミューチュアル・ファンド管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (f) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (g) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (h) 上場されている免許ミューチュアル・ファンド管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制ミューチュアル・ファンドの主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制ミューチュアル・ファンドに関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () ミューチュアル・ファンド、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制ミューチュアル・ファンドの事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2名の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許ミューチュアル・ファンド管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者が保有するミューチュアル・ファンド管理者免許を撤回すること。
 - (b) そのミューチュアル・ファンド管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、そのミューチュアル・ファンド管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10項（d）または第8.10項（e）により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10項（e）により選任された者は、管理者によって管理されるミューチュアル・ファンドの投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除してミューチュアル・ファンドに関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10項（d）または第8.10項（e）により許可を受けたミューチュアル・ファンド管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定するミューチュアル・ファンドの管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドの管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15項（b）の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10項（d）または第8.10項（e）により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合。
 - （b）満足できる形でミューチュアル・ファンド管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許ミューチュアル・ファンド管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法でミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - （b）ミューチュアル・ファンド管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94条第4項によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - （c）またCIMAは、第8.10項（d）または第8.10項（e）により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理するミューチュアル・ファンドの投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許ミューチュアル・ファンド管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、そのミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 ミューチュアル・ファンド管理者が免許信託会社の場合、たとえば、ミューチュアル・ファンドの受託者である場合、銀行信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はMF法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．MF法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMA以外の者の立会いの下、以下の者について清算の申し立てが行われた場合、CIMAは申立人より申立書の写しを提供され、申立尋問に出席することができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンド。
 - (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者。
 - (c) いかなる時点においても規制ミューチュアル・ファンドであった者。または、
 - (d) いかなる時点においても免許ミューチュアル・ファンド管理者であった者。
- 9.2 清算の申し立てに関する書面および、9.1項(a)から9.1項(d)に特定される者またはそれらの関連債権者に対し送付されることが要求される書面はまた、CIMAに対しても送付される。
- 9.3 CIMAの目的において選任された者は以下の事項を遂行できる。
- (a) 9.1項(a)から9.1項(d)に特定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 和解または取引を協議するために設定された委員会に出席すること。および、
 - (c) 当該集会の事項の決定に関し、代理決議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同レベル以上の警察官によるMF法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしている場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
 - (d) MF法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) MF法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがMF法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ200,000ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるMF法上またはその他の法律上の開示

10.1 MF法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) MF法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) ミューチュアル・ファンドに関する事柄。
- (c) ミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、次の場合を除き、CIMAが何らかの法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したものに限られる。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪による収益に関する法律(改正済)(「犯罪収益法」)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等に基づき、ケイマン諸島内のあらゆる裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (b) 金融庁により付与される職務の遂行に関しCIMAを援助することを目的とする場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者により管理される法人もしくはミューチュアル・ファンドに関する事項(場合に依じて)免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券保持者、法人またはミューチュアル・ファンドから自発的に同意を得た場合に限る。)に関係する場合。

- (d) ケイマン諸島政府内閣が金融庁法により与えられた機能を実行することを可能にしたりはこれを支援することを目的とする場合、またはCIMAが何らかの法に基づくその機能を実行する際の当該内閣とCIMA間の取引に関係する場合。
- (e) 開示された情報が、現在またはそれまでに他の情報源より公に入手可能である場合。
- (f) 免許取得者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が別途許可される場合を除く)、情報の概要または統計上の情報を開示する場合。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行当局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング規制に従い、ある者に対して開示される場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) ミューチュアル・ファンド、ミューチュアル・ファンド管理者またはミューチュアル・ファンドの受託者の清算もしくは解散、または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務に違反した場合、それらの者は、自身が責任を負うことを明示的または黙示的に引き受けた販売文書中の箇所における不実表示から生じた損失について求償される可能性がある。

11.2 意図的不実証明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを実証した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまた

は不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般刑事法上の債務責任

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条および第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実、法、言葉、行為のいずれであれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免税会社

免税会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に従い行われる。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、ミューチュアル・ファンドまたはミューチュアル・ファンド管理会社が清算されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17項(b)および第8.17項(b))。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社がミューチュアル・ファンドを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照：第7.17項(c)) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免税リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照：第7.17項(d))を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として指名された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが清算された際は、ゼネラル・パートナーまたは清算人として指名された他の者は免税リミテッド・パートナーシップの会社登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記抹消するか正式に清算することができる。解散の仕組みは免税会社に適用される体制と非常に似ている。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドに対する又はこれによる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、信託、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1項(1)、第6.2項(g)、第6.3項(i)および第6.4項(e)参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(改正済)(「本規則」)

は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」とは、MF法第4条1項(a)に基づく許可を受け、日本においてその証券を既に公募したか、または公募することを予定している信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップであるミューチュアル・ファンドをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在しているミューチュアル・ファンド、または2003年11月17日の時点で存在し、その後サブ・トラストを設定したミューチュアル・ファンドは、本規則に基づく「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向けミューチュアル・ファンドに交付するミューチュアル・ファンド免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向けミューチュアル・ファンドは本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額の計算方法、証券の発行価格および償還価格または買戻価格、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の償還の条件、償還が中止できる状況、および監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券の発行価格および償還価格または買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所において無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該ミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は各会計年度の終了より6か月の期間が終了してから20日以内に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は、運営者が知る限り、当該ミューチュアル・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該ミューチュアル・ファンドは投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換、および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算され、投資家または投資を予定する投資家に対し交付すること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保可能とすること。
 - () 本規則、会社法およびMF法に従って、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関して適宜宣言および支払われたすべての分配金またはその他の配分が当該ミューチュアル・ファンドから確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者またはその投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該ミューチュアル・ファンドの業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該ミューチュアル・ファンドの運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの引受けまたは償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向けミューチュアル・ファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5条(2)(a)に従い、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止するためケイマン諸島と同等の対策がとられているとして指定された法域(「同等の法域」)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は当該委託者による職務または任務の履行に関

し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向けミューチュアル・ファンドは変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該ミューチュアル・ファンドの投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資に関し、契約により定められる管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向けミューチュアル・ファンドに対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該ミューチュアル・ファンドの証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該ミューチュアル・ファンドの資本および収益の充当ならびに当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の目的上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資活動にかかる投資運用業を行うため、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドにより、または代わり任命された団体を意味するが、かかる団体により任命された副投資顧問会社は含まれない。本規則の目的上、「投資運用業」には、ケイマン諸島の有価証券投資業法(改正済)別表第2第3項に規定する活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役の変更には、当該投資顧問会社が運用する各一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者(取締役、受託者またはゼネラル・パートナー等(場合に応じて。))による事前の承認を要する。運営者は、かかる変更の提案を当該変更の1か月前までにCIMAに書面により通知することが要請されている。
- (c) 本規則第21条は、MF法に基づいてミューチュアル・ファンド免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが受取った申込代金が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の売却に際して売却の純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの収益が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。

- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産が、当該ミューチュアル・ファンドの基本憲章、目論見書および申込契約書に記載の当該ミューチュアル・ファンドの投資目的に従い、かつ、かかる書類に記載の一切の投資制限の範囲内で確実に投資されるようにすること。
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は現在、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資顧問会社がユニット・トラストに助言しているのかまたは会社に助言しているかを区別している。これは、それに応じて当該投資顧問会社に異なる投資規制が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は、投資顧問会社が当該ユニット・トラストに代理して引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 空売りの結果、一般投資家向けミューチュアル・ファンドに代わり空売りされるすべての有価証券の合計価額が、かかる空売りの直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額を超えることになる場合、当該空売りを行ってはならない。
 - () 金銭の借入れの結果、一般投資家向けミューチュアル・ファンドに代わり実行された未済の借入金合計額が、かかる借入の直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の10パーセントを超えることになる場合、当該借入を行ってはならない。ただし、以下の場合を除く。
 - (A) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの、その他のミューチュアル・ファンド(mutual fund)、ミューチュアル・ファンド(investment fund)または他の種類の集団的投資スキームとの併合等の特別な状況の下では、12か月を超えない間、本号の言及する借入に関する制限を超えることができる。
 - (B) 以下の場合には、本号の言及する借入に関する制限を超えることができる。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目的が、証券の発行収入金のすべて、または実質的にすべてを不動産(不動産に対する持分を含む。)に投資することである場合。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の健全な運用を確保するため、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資家らの持分を保護するため、かかる制限を超えた借入が必要であると投資顧問会社が判断する場合。
- () 投資法人ではない会社の株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該会社の議決権を有する株式が当該会社の議決権を有する発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有するかかる投資対象すべての総価値が当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の15パーセントを超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。ただし、投資顧問会社は、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書において投資対象の評価方法が明確に開示されている場合には、当該投資対象を取得することについて制限されないものとする。
- () 投資顧問会社自身または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資家ら以外の第三者の利益を図ること等の、当該ミューチュアル・ファンドの投資家らの利益を損なう取引、または当該ミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を、一切行ってはならない。
- () 本人として自己取引または取締役と取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社に代理して引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 投資法人ではない会社の株式取得の結果、一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有する当該会社の議決権を有する株式が当該会社の議決権を有する発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが発行した有価証券を取得してはならない。
 - () 投資顧問会社自身または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資家ら以外の第三者の利益を図ること等の、当該ミューチュアル・ファンドの投資家らの利益を損なう取引、または当該ミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を一切行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項には、取得する株式、証券、持分またはその他の投資対象が以下のいずれかの会社、ユニット・トラスト、組合またはその他の者の株式、証券、持分またはその他の投資対象である場合には、本規則第21条(4)項および本規則第21条(5)項におけるいかなる記載も、投資顧問会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドを代理して、当該株式、証券、持分またはその他投資対象のすべてまたはいずれをも取得することを妨げない、と記載されている。
- () ミューチュアル・ファンド(mutual fund)、ミューチュアル・ファンド(investment fund)、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団的投資スキームである、会社、ユニット・トラスト、組合またはその他の者。
 - () マスター・ファンド、リーダー・ファンドまたはその他類似のストラクチャーもしくは会社若しくは団体のグループの一部を構成する、会社、ユニット・トラスト、組合またはその他の者。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的または投資戦略の全部または一部を直接的に促進する特別目的会社である、会社、ユニット・トラスト、組合またはその他の者。
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告に充てられている。一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、MF法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向けミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該ミューチュアル・ファンドの監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

- (d) 監査人は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、MF法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出なければならない。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書は当該ミューチュアル・ファンドの登記上の営業所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で入手できるものでなければならない。
- (b) MF法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下に関する記載が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの名称、またおよび会社またはもしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の営業所の住所。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する。)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () ミューチュアル・ファンド会社である一般投資家向けミューチュアル・ファンドの授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む。)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドから運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受け取るまたは受け取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドとその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付したミューチュアル・ファンド免許は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む。)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む。)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙等には、以下の事項を記載することがある。
- 管理会社、代行協会員、販売会社及び/又はファンドのロゴ・マークや写真・図案等
 - 目論見書の使用開始日
 - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 購入に当たり目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - 有価証券届出書を提出した日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - 請求目論見書の入手方法及び入手を記録しておく旨
 - ファンドの1口当たり純資産価格が変動し、為替の変動による影響も受ける旨
 - 元本の保証がなく、元本割れの可能性があり、ファンドの運用による損益は投資家に帰属する旨
 - クーリング・オフの適用がない旨
 - 投資信託は預貯金とは異なる旨
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」又は「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがある。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがある。
- (5) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次の通りである。
- 1 表面
 - (a) ファンドの名称
 - (b) 保有者名
 - (c) 表象される口数
 - (d) 発行日
 - (e) 証書番号
 - (f) 署名（受託会社）
 - 2 裏面
 - (a) 変換請求書式
 - (b) 買戻請求書式

ケイマン諸島

KY1 - 1106、グランド・ケイマン

シックス・クリケット・スクウェア、

私書箱493

ケー・ピー・エム・ジー・エルエルピー

電話番号：+1 345 949 4800

ファックス：+1 345 949 7164

URL：www.kpmg.com/ky

受託会社向け独立監査人の監査報告書

監査意見

当監査法人は、バリュース・パートナーズ・インテリジェント・ファンドのサブ・ファンドであるJA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（以下「本サブ・ファンド」という。）の2025年12月31日現在の資産負債計算書及び投資有価証券明細表、同日に終了した事業年度の損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要性のある会計方針を含む財務諸表の注記から成る、5頁から33頁（訳注：原文）に明記される財務諸表について監査した。

当監査法人は、これらの財務諸表が米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しており、かつ、2025年12月31日現在の本サブ・ファンドの財政状態及び同日に終了する事業年度の経営成績、純資産変動額並びにキャッシュ・フローについても、全ての重要な点が適正に表示されたものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港公認会計士協会が発行した香港監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づき当監査法人が負う責任の詳細な内容は、本報告書の財務諸表の監査に対する監査人の責任の節に記載されている。当監査法人は、香港公認会計士協会による職業会計士のための倫理規定（以下「本規定」という。）及びケイマン諸島における財務諸表の監査に関する倫理上の要求事項に従い、本サブ・ファンドから独立しており、かつ、本規定に従い他の職業倫理上の責任を果たしている。当監査法人が得た監査上の証拠は、当監査法人の意見の基礎となるために十分かつ適切に提供されたものと当監査法人は確信している。

財務諸表及び本監査報告書以外の情報（以下「その他の情報」という。）

本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、財務諸表及び本監査報告書を除く年次報告書に含まれる全ての情報から構成される。

財務諸表に係る当監査法人の監査意見は、その他の情報については意見表明の対象としておらず、当監査法人はそれらに関しいかなる形式での保証も表明しない。

当監査法人の責任は、財務諸表の監査に関連してその他の情報を読んで理解するとともに、その他の情報と財務諸表若しくは監査で得た知識との間の重大な不一致またはその他の重大な虚偽表示と思われる記載がないか検討することである。

もし当監査法人が実施した監査に基づき、その他の情報には重大な虚偽表示が存在するとの結論に至った場合、当監査法人にはかかる事実を報告することが要求される。この点に関して当監査法人から報告すべき事項は存在しない。

財務諸表について本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社が負う責任

本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に従った財務諸表の作成並びに適正な表示及び虚偽または過失による重大な虚偽表示が無い財務諸表の作成のために必要と自らが決定した内部統制について、責任を有する。

財務諸表の作成において、本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、自らが本サブ・ファンドの清算若しくは運用停止を意図しているか、またはかかる清算や運用停止以外に現実的な選択肢が存在していない限り、本サブ・ファンドの継続可能な能力の評価、すなわち継続性、開示及び継続企業を前提とした会計基準の適用につき、それぞれ責任を有する。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表が全体として虚偽または過失による重大な虚偽表示を含まないことについて合理的な確証を得ること、及び監査人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人と貴社との契約条件に従い、法人である貴社に対してのみ作成されたものであり、他のいかなる目的も有しない。当監査法人は、本報告書の内容について他のいかなる個人に対しても責任を負わず、また債務も引き受けない。

合理的な確証は高い水準ではあるものの、重大な虚偽表示が存在する場合においても、香港監査基準に準拠して実施された監査によっていればかかる重大な虚偽表示を常に発見できることを保証するものではない。虚偽表示は虚偽または過失により発生し得るものであり、かつ虚偽表示が個別にまたは全体としてこれらの財務諸表を基に行う利用者の経済上の判断に影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、重大な虚偽表示とみなされる。

香港監査基準に準拠した監査の一環として、当監査法人は専門家としての判断を下し、かつ監査の全過程において職業的懐疑心を維持している。さらに当監査法人は以下の手続きを実施した。

- ・虚偽または過失による財務諸表の重大な虚偽表示リスクの特定・評価、かかるリスクに対応する監査手続きの策定・実施及び当監査法人の意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。虚偽には通謀、偽造、故意による不作為、不当表示または内部統制の無視が含まれ得るため、虚偽による重大な虚偽表示を発見できないリスクは、過失による重大な虚偽表示を発見できないリスクに比較して高いものとなる。
- ・本サブ・ファンドの内部統制の有効性にかかる意見表明を目的とすることなく、状況に応じた適切な監査手続きの策定を目的とした監査に関連する内部統制の理解を得ること。
- ・適用する会計方針の妥当性並びに本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社が行う会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価すること。

- ・ 管理会社及び受託会社が適用する継続企業の会計ベースの妥当性と、入手した監査証拠に基づき、本サブ・ファンドの継続能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関連する重要な不確実性の有無のそれぞれについて結論付けること。もし当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、財務諸表に関連する開示にかかる監査報告書での注意喚起を行うことが要求され、またはそれらの開示が不適当な場合には、監査意見の修正が当監査法人には要求される。当監査法人による結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来の事象または状況によっては、本サブ・ファンドが継続しない可能性もある。
- ・ 財務諸表全体を通しての説明、構成及び開示、並びに財務諸表が適正な表示方法で、基となる取引及び事象を表示しているかを評価すること。

当監査法人は、特に監査が計画された対象範囲及び実施時期、並びに当監査法人による監査により特定された内部統制の重要な欠陥を含む重大な指摘事項について、本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社と連絡を取り合っている。

[ケー・ピー・エム・ジー・エルエルピー]

2026年4月24日

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of JA-VP China New Century Fund (the “Sub-fund”), a sub-fund of Value Partners Intelligent Funds, set out on pages 5 to 33, which comprise the statement of assets and liabilities and investment schedule as at 31 December 2025, the statement of operations, the statement of changes in net assets and the statement of cash flows for the year then ended and notes to financial statements, comprising significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-fund as at 31 December 2025, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Sub-fund in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information Other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Sub-fund for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Sub-fund determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for assessing the Sub-fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Sub-fund either intend to liquidate the Sub-fund or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Sub-fund.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Subfund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Sub-fund regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

24 April 2026

[次へ](#)

バリュース・パートナーズ・リミテッド(英領バージン諸島有限責任会社)

唯一の株主に対する独立監査人の監査報告書

財務書類の監査に関する報告書

意見

当監査法人は、以下から構成される、5頁から44頁(訳注:原文)に記載されるバリュース・パートナーズ・リミテッド(以下「本会社」という。)の財務諸表を監査した。

- ・2025年12月31日現在の財政状態計算書
- ・同日に終了した事業年度の包括利益計算書
- ・同日に終了した事業年度の資本変動計算書
- ・同日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書、並びに
- ・重要性のある会計方針の情報及びその他の説明情報を含む、財務諸表に対する注記。

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)により発行されたHKFRS会計基準に準拠し、2025年12月31日現在の本会社の財政状態、及び同日に終了した事業年度の財務業績並びにキャッシュ・フローについて真実かつ公正に表示しているといえる。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港会計基準(以下「HKSA」という。)、及びHKICPAが発行している実務指針820「認可仲介業者及び関係会社の監査について」(改訂済)に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく当監査法人の責任は、本監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の項で更に詳述される。

当監査法人が得た監査上の証拠は、当監査法人の意見についての合理的かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

独立性

当監査法人は、HKICPAの「職業会計士の倫理規程」(以下「本規程」という。)に則り本会社から独立した存在であり、かつ本規程に従いその他の倫理上の責任を十分に果たしている。

財務諸表にかかる取締役の責任

取締役は、HKICPAにより発行されたHKFRS会計基準に準拠し真実かつ公正な表示を行う財務諸表の作成、及び取締役の決定により虚偽か過失かを問わず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成に必要な内部統制の策定に対する責任を有する。

本財務諸表の作成において、取締役は、自らが本会社の清算若しくは営業停止を意図しているか、又はそのような清算若しくは営業停止以外に現実的な代替案を持たない限り、継続企業として引き続き事業を行う本会社の能力の評価、継続企業に関する事項の開示（該当する場合）、並びに継続企業の会計ベースの適用について責任を有する。

さらに、取締役は香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記録に確実に準拠し、かつ香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を確実に充足することが要求されている。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、本財務諸表が全体として虚偽か過失による重大な虚偽表示を含まないことについて合理的な確証を得ること、及び当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、当監査法人が同意した監査条件に従い、法人である貴社に対してのみ自らの意見を報告するものであり、他のいかなる目的も有しない。当監査法人は、本報告書の内容について他のいかなる者に対しても責任を負わず、また債務も引受けない。合理的な確証は高い水準にはあるものの、重大な虚偽表示が存在する場合において、HKASsに準拠して実施された監査によっていればかかる重大な虚偽表示を常に発見できることを保証するものではない。虚偽表示は虚偽又は過失により発生し得るものであり、かつ虚偽表示が個別に又は全体としてこれらの財務諸表を基に行う利用者の経済上の判断に影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、重大な虚偽表示とみなされる。さらに、当監査法人には、本財務諸表が香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記録に確実に準拠しているか否か、また香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を確実に充足しているか否かにつき、合理的な確証を得ることが要求されている。

HKASsに準拠した監査の一環として、当監査法人は専門家としての判断を下し、かつ監査の全過程において職業的懐疑心を維持している。さらに当監査法人は、以下の手続きを実施した。

- ・虚偽又は過失による財務諸表の重大な虚偽表示リスクの特定・評価、かかるリスクに対応する監査手続きの策定・実施及び当監査法人の意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。虚偽には談合、偽造、故意による不作為、不当表示または内部統制の無視が含まれるため、虚偽による重大な虚偽表示を発見できないリスクは、過失による重大な虚偽表示を発見できないリスクに比較して高いものとなる。
- ・本会社の内部統制の有効性にかかる意見表明を目的とすることなく、適切な状況下で監査手続きの策定を目的とした監査に関連する内部統制の理解を得ること。
- ・適用する会計方針の妥当性及び取締役が行う会計上の見積り並びに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・取締役が適用する継続企業の会計ベースの妥当性と入手した監査証拠に基づき、本会社の継続能力に重要な疑義を生じさせる事象又は状況に関連する重要な不確実性の有無のそれぞれについて結論付けること。もし当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、財務諸表に関連する開示にかかる監査報告書での注意喚起を行うことが要求され、又はそれらの開示が不適当な場合には、監査意見の修正が当監査法人には要求される。当監査法人による結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来の事象または状況によっては、本会社が継続しない可能性もある。
- ・財務諸表全体としての説明、構成及び開示並びに財務諸表の適正な表示方法で、基となる取引及び事象を表示しているか評価すること。

当監査法人は、特に、監査が計画された対象範囲及び実施時期、並びに当監査法人の監査により特定された内部統制の重要な欠陥を含む重大な指摘事項について、他の事項と同様取締役と連絡を取り合っている。

香港証券先物条例の香港証券先物（記録保持）規則及び香港証券先物（会計及び監査）規則に基づく事項に関する報告

当監査法人の意見では、財務諸表は香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記録に準拠し、かつ香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を満たすものといえる。

本独立監査人の監査報告書に至る監査の業務執行パートナーはリー・リエン（資格認定番号：P05522）である。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース
公認会計士

香港、2026年4月29日

Independent Auditor's Report

TO THE SOLE SHAREHOLDER OF VALUE PARTNERS LIMITED

(Incorporated in the British Virgin Islands with limited liability)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

What we have audited

The financial statements of Value Partners Limited (the “Company”), which are set out on pages 5 to 44, comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2025;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the cash flow statement for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Our Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSAs”) and with reference to Practice Note 820 (Revised) “The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries” as issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on Matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Li Lien (practicing certificate number: P05522).

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants

Hong Kong, 29 April 2026

ケイマン諸島

KY1 - 1106、グランド・ケイマン

シックス・クリケット・スクウェア、

私書箱493

ケー・ピー・エム・ジー・エルエルピー

電話番号：+1 345 949 4800

ファックス：+1 345 949 7164

URL：www.kpmg.com/ky

受託会社向け独立監査人の監査報告書

監査意見

当監査法人は、バリュー・パートナーズ・インテリジェント・ファンドのサブ・ファンドであるJA - VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（以下「本サブ・ファンド」という。）の2024年12月31日現在の資産負債計算書及び投資有価証券明細表、同日に終了した事業年度の損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要性のある会計方針を含む財務諸表の注記から成る、7頁から35頁（訳注：原文）に明記される財務諸表について監査した。

当監査法人は、これらの財務諸表が米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しており、かつ、2024年12月31日現在の本サブ・ファンドの財政状態及び同日に終了する事業年度の経営成績、純資産変動額並びにキャッシュ・フローについても、全ての重要な点が適正に表示されたものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港公認会計士協会が発行した香港監査基準に従って監査を行った。かかる基準に基づき当監査法人が負う責任の詳細な内容は、本報告書の財務諸表の監査に対する監査人の責任の節に記載されている。当監査法人は、香港公認会計士協会による職業会計士のための倫理規定（以下「本規定」という。）及びケイマン諸島における財務諸表の監査に関する倫理上の要求事項に従い、本サブ・ファンドから独立しており、かつ、本規定に従い他の職業倫理上の責任を果たしている。当監査法人が得た監査上の証拠は、当監査法人の意見の基礎となるために十分かつ適切に提供されたものと当監査法人は確信している。

財務諸表及び本監査報告書以外の情報（以下「その他の情報」という。）

本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、財務諸表及び本監査報告書を除く年次報告書に含まれる全ての情報から構成される。

財務諸表に係る当監査法人の監査意見は、その他の情報については意見表明の対象としておらず、当監査法人はそれらに関しいかなる形式での保証も表明しない。

当監査法人の責任は、財務諸表の監査に関連してその他の情報を読んで理解するとともに、その他の情報と財務諸表若しくは監査で得た知識との間の重大な不一致またはその他の重大な虚偽表示と思われる記載がないか検討することである。

もし当監査法人が実施した監査に基づき、その他の情報には重大な虚偽表示が存在するとの結論に至った場合、当監査法人にはかかる事実を報告することが要求される。この点に関して当監査法人から報告すべき事項は存在しない。

財務諸表について本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社が負う責任

本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に従った財務諸表の作成並びに適正な表示及び虚偽または過失による重大な虚偽表示が無い財務諸表の作成のために必要と自らが決定した内部統制について、責任を有する。

財務諸表の作成において、本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社は、自らが本サブ・ファンドの清算若しくは運用停止を意図しているか、またはかかる清算や運用停止以外に現実的な選択肢が存在

していない限り、本サブ・ファンドの継続可能な能力の評価、すなわち継続性、開示及び継続企業を前提とした会計基準の適用につき、それぞれ責任を有する。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表が全体として虚偽または過失による重大な虚偽表示を含まないことについて合理的な確証を得ること、及び監査人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人と貴社との契約条件に従い、法人である貴社に対してのみ作成されたものであり、他のいかなる目的も有しない。当監査法人は、本報告書の内容について他のいかなる個人に対しても責任を負わず、また債務も引き受けない。

合理的な確証は高い水準ではあるものの、重大な虚偽表示が存在する場合においても、香港監査基準に準拠して実施された監査によっていればかかる重大な虚偽表示を常に発見できることを保証するものではない。虚偽表示は虚偽または過失により発生し得るものであり、かつ虚偽表示が個別にまたは全体としてこれらの財務諸表を基に行う利用者の経済上の判断に影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、重大な虚偽表示とみなされる。

香港監査基準に準拠した監査の一環として、当監査法人は専門家としての判断を下し、かつ監査の全過程において職業的懐疑心を維持している。さらに当監査法人は以下の手続きを実施した。

- ・虚偽または過失による財務諸表の重大な虚偽表示リスクの特定・評価、かかるリスクに対応する監査手続きの策定・実施及び当監査法人の意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。虚偽には通謀、偽造、故意による不作為、不当表示または内部統制の無視が含まれ得るため、虚偽による重大な虚偽表示を発見できないリスクは、過失による重大な虚偽表示を発見できないリスクに比較して高いものとなる。
- ・本サブ・ファンドの内部統制の有効性にかかる意見表明を目的とすることなく、状況に応じた適切な監査手続きの策定を目的とした監査に関連する内部統制の理解を得ること。
- ・適用する会計方針の妥当性並びに本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社が行う会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価すること。
- ・管理会社及び受託会社が適用する継続企業の会計ベースの妥当性と、入手した監査証拠に基づき、本サブ・ファンドの継続能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関連する重要な不確実性の有無のそれぞれについて結論付けること。もし当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、財務諸表に関連する開示にかかる監査報告書での注意喚起を行うことが要求され、またはそれらの開示が不適當な場合には、監査意見の修正が当監査法人には要求される。当監査法人による結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来の事象または状況によっては、本サブ・ファンドが継続しない可能性もある。
- ・財務諸表全体を通しての説明、構成及び開示、並びに財務諸表が適正な表示方法で、基となる取引及び事象を表示しているかを評価すること。

当監査法人は、特に監査が計画された対象範囲及び実施時期、並びに当監査法人による監査により特定された内部統制の重要な欠陥を含む重大な指摘事項について、本サブ・ファンドの管理会社及び受託会社と連絡を取り合っている。

[ケー・ピー・エム・ジー・エルエルピー]

2025年4月30日

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of JA-VP China New Century Fund (the “Sub-fund”), a sub-fund of Value Partners Intelligent Funds, set out on pages 7 to 35, which comprise the statement of assets and liabilities and investment schedule as at 31 December 2024, the statement of operations, the statement of changes in net assets and the statement of cash flows for the year then ended and notes to financial statements, comprising significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-fund as at 31 December 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Sub-fund in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information Other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Sub-fund for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Sub-fund determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Sub-fund are responsible for assessing the Sub-fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Sub-fund either intend to liquidate the Sub-fund or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Sub-fund.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Subfund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Sub-fund regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

30 April 2025

[次へ](#)

バリュー・パートナーズ・リミテッド(英領バージン諸島有限責任会社)
唯一の株主に対する独立監査人の監査報告書

財務書類の監査に関する報告書

意見

当監査法人は、以下から構成される、5頁から42頁（訳注：原文）に記載されるバリュー・パートナーズ・リミテッド（以下「**本公司**」という。）の財務諸表を監査した。

- ・2024年12月31日現在の財政状態計算書
- ・同日に終了した事業年度の包括利益計算書
- ・同日に終了した事業年度の資本変動計算書
- ・同日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書、並びに
- ・重要性のある会計方針の情報及びその他の説明情報を含む、財務諸表に対する注記。

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「**HKICPA**」という。）により発行された香港財務報告基準（以下「**HKFRSs**」という。）に準拠し、2024年12月31日現在の**本公司**の財政状態、及び同日に終了した事業年度の財務業績並びにキャッシュ・フローについて真実かつ公正に表示しているといえる。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港会計基準（以下「**HKSAs**」という。）、及び**HKICPA**が発行している実務指針820「認可仲介業者及び関係会社の監査について」（改訂済）に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく当監査法人の責任は、本監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の項で更に詳述される。

当監査法人が得た監査上の証拠は、当監査法人の意見についての合理的かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

独立性

当監査法人は、**HKICPA**の「職業会計士の倫理規程」（以下「**本規程**」という。）に則り**本公司**から独立した存在であり、かつ**本規程**に従いその他の倫理上の責任を十分に果たしている。

財務諸表にかかる取締役の責任

取締役は、**HKICPA**により発行された**HKFRSs**に準拠し真実かつ公正な表示を行う財務諸表の作成、及び取締役の決定により虚偽か過失かを問わず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成に必要な内部統制の策定に対する責任を有する。

本財務諸表の作成において、取締役は、自らが**本公司**の清算若しくは営業停止を意図しているか、又はそのような清算若しくは営業停止以外に現実的な代替案を持たない限り、継続企業として引き続き事業を行う**本公司**の能力の評価、継続企業に関する事項の開示（該当する場合）、並びに継続企業の会計ベースの適用について責任を有する。

さらに、取締役は香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記録に確実に準拠し、かつ香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を確実に充足することが要求されている。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、本財務諸表が全体として虚偽か過失による重大な虚偽表示を含まないことについて合理的な確証を得ること、及び当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、法人である貴社に対してのみ自らの意見を報告するものであり、他のいかなる目的も有しない。当監査法人は、本報告書の内容について他のいかなる者に対しても責任を負わず、また債務も引受けない。合理的な確証は高い水準にはあるものの、重大な虚偽表示が存在する場合において、HKSAに準拠して実施された監査によっていれればかかる重大な虚偽表示を常に発見できることを保証するものではない。虚偽表示は虚偽又は過失により発生し得るものであり、かつ虚偽表示が個別に又は全体としてこれらの財務諸表を基に行う利用者の経済上の判断に影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、重大な虚偽表示とみなされる。さらに、当監査法人には、本財務諸表が香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記録に確実に準拠しているか否か、また香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を確実に充足しているか否かにつき、合理的な確証を得ることが要求されている。

HKSAに準拠した監査の一環として、当監査法人は専門家としての判断を下し、かつ監査の全過程において職業的懐疑心を維持している。さらに当監査法人は、以下の手続きを実施した。

- ・虚偽又は過失による財務諸表の重大な虚偽表示リスクの特定・評価、かかるリスクに対応する監査手続きの策定・実施及び当監査法人の意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。虚偽には談合、偽造、故意による不作為、不当表示または内部統制の無視が含まれるため、虚偽による重大な虚偽表示を発見できないリスクは、過失による重大な虚偽表示を発見できないリスクに比較して高いものとなる。
- ・本会社の内部統制の有効性にかかる意見表明を目的とすることなく、適切な状況下で監査手続きの策定を目的とした監査に関連する内部統制の理解を得ること。
- ・適用する会計方針の妥当性及び取締役が行う会計上の見積り並びに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・取締役が適用する継続企業の会計ベースの妥当性と入手した監査証拠に基づき、本会社の継続能力に重要な疑義を生じさせる事象又は状況に関連する重要な不確実性の有無のそれぞれについて結論付けること。もし当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、財務諸表に関連する開示にかかる監査報告書での注意喚起を行うことが要求され、又はそれらの開示が不適当な場合には、監査意見の修正が当監査法人には要求される。当監査法人による結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。しかしながら、将来の事象または状況によっては、本会社が継続しない可能性もある。
- ・財務諸表全体としての説明、構成及び開示並びに財務諸表の適正な表示方法で、基となる取引及び事象を表示しているか評価すること。

当監査法人は、特に、監査が計画された対象範囲及び実施時期、並びに当監査法人の監査により特定された内部統制の重要な欠陥を含む重大な指摘事項について、他の事項と同様取締役と連絡を取り合っている。

香港証券先物条例の香港証券先物（記録保持）規則及び香港証券先物（会計及び監査）規則に基づく
事項に関する報告

当監査法人の意見では、財務諸表は香港証券先物に関する（記録保持）規則の下に保持されている記
録に準拠し、かつ香港証券先物に関する（会計及び監査）規則の要求事項を満たすものといえる。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

香港、2025年4月30日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE SOLE SHAREHOLDER OF VALUE PARTNERS LIMITED
(Incorporated in the British Virgin Islands with limited liability)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

What we have audited

The financial statements of Value Partners Limited (the “Company”), which are set out on pages 5 to 42, comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2024;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the cash flow statement for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy and other explanatory information.

Our Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) and with reference to Practice Note 820 (Revised) “The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries” issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE SOLE SHAREHOLDER OF VALUE PARTNERS LIMITED (CONTINUED)**

(Incorporated in the British Virgin Islands with limited liability)

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE SOLE SHAREHOLDER OF VALUE PARTNERS LIMITED (CONTINUED)**

(Incorporated in the British Virgin Islands with limited liability)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (Continued)

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE SOLE SHAREHOLDER OF VALUE PARTNERS LIMITED (CONTINUED)**

(Incorporated in the British Virgin Islands with limited liability)

Report on Matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

PricewaterhouseCoopers

Certified Public Accountants

Hong Kong, 30 April 2025